

会 議 録 目 次

令和3年第2回曾於市議会定例会

会期日程	1
○6月4日(金)	
議事日程第1号	3
開 会	6
開 議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議長諸般の報告	6
市長の一般行政報告	6
建設経済常任委員会の閉会中の所管事務調査報告	7
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査報告	7
報告第1号～報告第3号	8
承認案第1号～承認案第3号	16
議案第39号～議案第54号	24
散 会	29
○6月10日(木)	
議事日程第2号	31
開 議	33
議案の訂正について	33
一般質問	
渡辺 利治 議員	33
宮迫 勝 議員	48
久長登良男 議員	60
迫 杉雄 議員	76
散 会	94
○6月11日(金)	
議事日程第3号	95
開 議	97
一般質問	
徳峰 一成 議員	97
松ノ下いずみ議員	121

大川内富男 議員	134
刈合 昌昭 議員	151
散 会	165

○6月14日（月）

議事日程第4号	167
開 議	169
一般質問	
今鶴 治信 議員	169
岩水 豊 議員	186
散 会	201

○6月15日（火）

議事日程第5号	203
開 議	205
議案第39号～議案第42号	205
議案第43号～議案第47号	209
議案第48号	209
議案第51号	229
議案第53号、議案第54号	229
陳情第2号～陳情第4号	230
散 会	231

○6月24日（木）

議事日程第6号	233
開 議	236
議案第39号～議案第42号	236
議案第43号～議案第47号	239
議案第48号	242
議案第51号	248
議案第53号、議案第54号	249
議案第49号、議案第50号、議案第52号	250
陳情第2号、陳情第3号	251
議案第55号	253
同意案第1号	259
閉会中の継続審査申出について	262
閉会中の継続調査申出について	263

発議第5号	263
閉 会	268

令和3年第2回曾於市議會定例会

会 期 日 程

令和3年第2回曾於市議會定例会會期日程

會期 21 日間

月	日	曜	會 議	摘 要
6	4	金	本 會 議	○開會 ○會議錄署名議員の指名 ○會期の決定 ○議長諸般の報告 ○市長の一般行政報告 ○閉會中の事務調査報告 ○議案等の上程・提案理由の説明
	5	土	休 日	
	6	日	休 日	
	7	月	休 會	
	8	火	休 會	
	9	水	休 會	
	10	木	本 會 議	○一般質問
	11	金	本 會 議	○一般質問
	12	土	休 日	
	13	日	休 日	
	14	月	本 會 議	○一般質問
	15	火	本 會 議	○議案等の審議・委員会付託
	16	水	委 員 会	委員会
	17	木	委 員 会	委員会
	18	金	休 會	
	19	土	休 日	
	20	日	休 日	
	21	月	休 會	

月	日	曜	会 議	摘 要
6	2 2	火	休 会	
	2 3	水	休 会	
	2 4	木	本 会 議	○委員会審査報告・審議・表決 ○閉会

令和3年第2回曾於市議會定例会

令和3年6月4日

(第1日目)

令和3年第2回曾於市議会定例会会議録（第1号）

令和3年6月4日（金曜日）
午前10時開議
場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議長諸般の報告
- 第4 市長の一般行政報告
- 第5 建設経済常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
(建設経済常任委員長報告)
- 第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査報告
(議会運営委員会委員長報告)

（以下3件一括議題）

- 第7 報告第1号 継続費通次繰越しの報告について
- 第8 報告第2号 繰越明許費繰越しの報告について
- 第9 報告第3号 事故繰越しの報告について

（以下3件一括議題）

- 第10 承認案第1号 専決処分の承認を求めることについて（曾於市税条例等の一部を改正する条例）
- 第11 承認案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度曾於市一般会計補正予算（第15号））
- 第12 承認案第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度曾於市一般会計補正予算（第2号））

（以下16件一括提案）

- 第13 議案第39号 曾於市個人情報保護条例の一部改正について
- 第14 議案第40号 曾於市税条例の一部改正について
- 第15 議案第41号 曾於市国民健康保険税条例の一部改正について
- 第16 議案第42号 曾於市手数料条例の一部改正について

- 第17 議案第43号 曾於市敬老祝金等支給条例の一部改正について
 第18 議案第44号 曾於市介護保険条例の一部改正について
 第19 議案第45号 曾於市小学校及び中学校の設置並びに管理に関する条例の一部改正について
 第20 議案第46号 曾於市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
 第21 議案第47号 曾於市教職員住宅条例の一部改正について
 第22 議案第48号 令和3年度曾於市一般会計補正予算（第3号）について
 第23 議案第49号 令和3年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
 第24 議案第50号 令和3年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
 第25 議案第51号 令和3年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
 第26 議案第52号 令和3年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について
 第27 議案第53号 令和3年度曾於市水道事業会計補正予算（第1号）について
 第28 議案第54号 令和3年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

- | | | | | | |
|-----|-------|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 重久昌樹 | 2番 | 松ノ下いずみ | 3番 | 鈴木栄一 |
| 4番 | 岩水豊 | 5番 | 湊合昌昭 | 7番 | 宮迫勝 |
| 8番 | 今鶴治信 | 9番 | 九日克典 | 10番 | 伊地知厚仁 |
| 11番 | 原田賢一郎 | 13番 | 大川内富男 | 14番 | 渡辺利治 |
| 15番 | 海野隆平 | 16番 | 久長登良男 | 17番 | 谷口義則 |
| 18番 | 迫杉雄 | 19番 | 徳峰一成 | 20番 | 土屋健一 |

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

- 12番 山田義盛

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

- 事務局長 持留光一 次長兼議事係長 鶴田洋一 総務係長 梅木康
 主任 富田洋一

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（30名）

- 市長 五位塚剛 教育長 瀬下浩
 副市長 八木達範 教育委員会総務課長 橋口真人

副市長	大休寺 拓 夫	学校教育課長	平 千 力
総務課長	今 村 浩 次	社会教育課長	内 山 和 浩
大隅支所長兼地域振興課長	徳 留 弘	農林振興課長	竹 田 正 博
財部支所長兼地域振興課長	荒 武 圭 一	商工観光課長	安 藤 誠
企画課長	外 山 直 英	畜産課長	野 村 伸 一
財政課長	上 鶴 明 人	耕地課長	朝 倉 幸 一 郎
税務課長	山 中 竜 也	建設課長	園 田 浩 美
市民課長	岩 元 浩	水道課長	吉 元 健 治
保健課長	櫻 木 孝 一	会計管理者・会計課長	桐 野 重 仁
介護福祉課長	福 重 弥	監査委員事務局長	岩 元 浩
福祉事務所長兼福祉課長	竹 下 伸 一	農業委員会事務局長	中 山 純 一
大隅支所産業振興課長	高 野 和 夫		
財部支所産業振興課長	笠 野 満		
大隅支所建設水道課長	平 原 秀 人		
財部支所建設水道課長	上 集 基 志		

開会 午前10時00分

○議長（土屋健一）

おはようございます。

これより令和3年第2回曾於市議会定例会を開会いたします。

○議長（土屋健一）

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（土屋健一）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、松ノ下いずみ議員及び鈴木栄一議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（土屋健一）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日から6月24日までの21日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、会期は21日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸般の報告

○議長（土屋健一）

次に、日程第3、議長諸般の報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので御了承願います。

日程第4 市長の一般行政報告

○議長（土屋健一）

次に、日程第4、市長の一般行政報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので御了承願います。

日程第5 建設経済常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（土屋健一）

次に、日程第5、建設経済常任委員会の閉会中の所管事務調査報告であります。
建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

おはようございます。

建設経済常任委員会閉会中所管事務調査報告書。

議会の承認を得ておりました閉会中の所管事務調査を実施しましたので、報告します。

農林業・畜産振興に関する調査（曾於市地区春季畜産品評会）。

1、調査地。

財部畜産指導センター、末吉畜産指導センター、曾於中央家畜市場。

2、調査期間。

令和3年4月14日水曜日、15日木曜日、16日金曜日、3日間。

3、調査委員（4月14日～16日）。

岩水豊、九日克典、重久昌樹、山田義盛、谷口義則、迫杉雄。

4、調査内容（曾於市地区春季畜産品評会）。

曾於市畜産振興協議会主催の春季畜産品評会が財部地区4月14日、末吉地区4月15日、大隅地区4月16日にそれぞれ開催されました。地区別の出品頭数は、財部地区29頭、末吉地区34頭、大隅地区26頭で、曾於地区春季畜産共進会への出品牛が選考されました。

曾於地区春季畜産共進会は、新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底により入場制限が実施されたことから出席できませんでした。

結果については報告書の最後に添付してありますので御参照ください。

以上です。

○議長（土屋健一）

これで、常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査報告

○議長（土屋健一）

次に、日程第6、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査報告であります。

議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長（迫 杉雄）

議会運営委員会閉会中所掌事務調査報告書。

議会の承認を得ておりました閉会中の所掌事務調査を実施しましたので、報告いたします。

県内調査。

1、調査地及び調査事項。

薩摩川内市議会、議会議場音響放送施設等の運用について。

2、調査期間。

令和3年4月20日火曜日、1日間。

3、調査委員。

迫杉雄、岩水豊、宮迫勝、今鶴治信、原田賢一郎、渡辺利治、海野隆平。

4、調査内容。

令和3年度曾於市議会では、議場音響施設等の老朽化に係る施設改修を計画しております。

薩摩川内市議会における音響施設等の導入のプロセス、操作方法及びメンテナンスについて説明を受け、それに伴う議事進行方法や課題等について質疑をいたしました。

システム改修については、平成16年の1市4町4村の合併を機に老朽化により、これまでの無線赤外線方式から有線LAN接続に変更し、スピーカーシステムの更新、マイク、カメラ、テロップを職員一人で制御可能とし、議員席のマイクユニットには、電子表決を導入したとのことでした。

議事運営等の質疑に対し、討論通告のない議案等の多くは簡易表決し、討論通告のあった議案は、起立表決の代わりに電子表決を行っている。その際、可否同数となった議案は今までないとの答弁でありました。さらに、システム操作等を行う職員育成が、喫緊の課題であるとのことでありました。

調査の結果、本市の議場放送音響設備等の改修工事については、今後も情報等を収集し使いやすい機器の構築を進めるとともに、電子表決の運用等については、各委員からの様々な意見や議論が出されており、今後の対応に期するものであります。

なお、今回の事務調査についての詳しい資料等は事務局に保管してありますので御参照ください。

以上です。

○議長（土屋健一）

これで、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査報告を終わります。

日程第7 報告第1号 継続費逡次繰越しの報告について

日程第 8 報告第 2 号 繰越明許費繰越しの報告について

日程第 9 報告第 3 号 事故繰越しの報告について

○議長（土屋健一）

次に、日程第 7、報告第 1 号、継続費逡次繰越しの報告についてから日程第 9、報告第 3 号、事故繰越しの報告についてまでの以上 3 件を一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第 7、報告第 1 号から日程第 9、報告第 3 号まで一括して説明をいたします。

日程第 7、報告第 1 号、継続費逡次繰越しの報告について説明をいたします。

令和 2 年度曾於市一般会計継続費繰越計算書のとおり、教育費の岩川小学校改築事業について、令和 2 年度継続費予算現額 6 億 1,340 万 5,000 円のうち、支出済額及び支出見込額は 3 億 6,302 万 3,000 円となり、残額の 2 億 5,038 万 2,000 円を令和 3 年度へ繰り越ししました。

次に、日程第 8、報告第 2 号、繰越明許費繰越しの報告について説明をいたします。

令和 2 年度曾於市一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり、総務費の庁舎整備事業をはじめとする 33 件、24 億 1,564 万 1,000 円を令和 3 年度へ繰り越ししました。

繰越しの理由についてですが、まず総務費の庁舎整備事業は、年度当初に議場の在り方に係る調査特別委員会が設置され、執行開始が遅れたことと、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためオフィス環境整備業務委託に不測の日数を要し、年度内に完成しなかったため、大隅支所庁舎管理費、財部支所庁舎管理費及び市役所庁舎管理費は、国の地方創生臨時交付金対象事業として 3 月補正予算計上したもので、事業実施期間の確保ができなかったため、光ファイバー網整備推進事業は国の第 3 次公募へ申請し、12 月 21 日に交付決定され、年度内の十分な工期が確保できなかったため、経済対策配布型商品券事業第 2 弾は、国の地方創生臨時交付金対象事業として、3 月補正予算計上したもので、事業実施期間の確保ができなかったためです。

民生費の生活困窮者一時金給付事業は、交付申請受付を令和 3 年 2 月 15 日から令和 4 年 3 月 31 日までとしたため、新型コロナウイルス感染症対策マスク配布事業は、令和 3 年 4 月 1 日時点での住民基本台帳に記録された対象者に配布するためです。

衛生費の新型コロナウイルス感染症対策事業は、接種開始時期の確定が遅れ、国が示したスケジュールに沿って準備を進めたためです。

農林水産業費のポストコロナ農業生産体制革新プログラム事業補助金は、令和 2 年度の県補正予算追加により採択されたため、ユズ加工施設管理費は、増設に伴

い上水道の水圧不足が生じ、貯水タンク設置等の設計見直しが必要となり、設計積算に不測の日数を要し、年度内に完成しなかったため、農業基盤整備促進事業及び農道整備事業の防災対策事業は、7月の梅雨前線豪雨災害により、災害応急作業業務等が多数生じたため、発注時期が重なることから労務費の確保が著しく年度内での完成が困難なため、茶振興事業は3月補正予算として計上したもので、事業実施期間の確保ができなかったため、森林・林業振興事業は、事業計画承認から補助金内示までに不測の日数を要したことにより事業執行が遅れ、年度内での機械の納品が困難だったためです。

商工費の市単独持続化給付金事業第2期は、交付申請受付を令和3年2月15日から令和3年5月31日までとしたため、地域商品券発行事業及び新型コロナウイルス対策応援地域商品券発行事業は、商品券の使用期限が令和3年12月31日までであるためです。

土木費の辺地対策事業、過疎対策事業及び社会資本整備総合交付金事業は、7月の梅雨前線豪雨災害により災害復旧応急作業を優先したことによる、労務者不足による手配調整や河川占用協議及び用地交渉協議に不測の日数を要したため、排水路整備事業は、都城・志布志道路整備に伴う発生土の搬入が遅れ、盛土工の年度内完成が困難となったため、橋梁長寿命化修繕事業は、河川占用の協議に不測の日数を要し、また出水期での工事ができず、年度内完成が困難となったため、緊急自然災害防止対策事業は10月に事業が採択され、標準工期を確保できず、年度内完成が困難となったため、砂防費は、7月の梅雨前線豪雨の激甚指定に伴い10月に事業が採択されましたが、県との協議に日数を要し、工事発注が年度内に執行できなかったためです。

教育費の岩川小学校改築事業は、旧岩川高校解体時に発見された有害な高濃度PCBの処分が年度内に終了しなかったため、学校保健特別対策事業の小学校及び中学校と学校施設整備事業の小学校及び中学校は、国の3次補正により追加となり、年度内に事業が完了しなかったため、公民館施設整備事業は、補助事業の建物本体工事の進捗状況に併せて外構工事を行ったことにより、工期の確保ができなかったためです。

災害復旧費の現年発生農地・農業用施設災害復旧費及び現年発生公共土木施設災害復旧費は、7月の梅雨前線豪雨により、道路、河川、農道等の災害応急業務が多数生じたため、工事の発注時期が重なることから、工事材料や労務者の確保が困難となり、年度内での完成が困難だったためです。

次に日程第9、報告第3号、事故繰越しの報告について説明をいたします。

令和2年度曾於市一般会計事故繰越し繰越し計算書のとおり、現年発生農地・農業

用施設災害復旧費ほか1件について1,074万1,000円を令和3年度へ繰り越しました。

繰越しの理由についてですが、現年発生農地・農業用施設災害復旧費は、令和元年度からの繰越し事業が、7月3日から11日までの梅雨前線豪雨により再度被災したためです。

現年発生公共土木施設災害復旧費は、地下埋設物の影響で当初の補強盛土工施工が困難となり、工法変更の必要が生じたためです。

以上で、日程第7、報告第1号から日程第9、報告第3号までを一括して説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（土屋健一）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

報告の第2号について、4項目質問いたします。

説明書の中で全部で33項目記載されており、ただいま市長からも具体的な繰り越した理由が説明がありましたが、質問の第1点は、この33項目の当初の予算金額あるいは翌年度繰越し価格について、一応合計額が計算されていたら答弁できる方が答弁してください。

そして、既に4月、5月と丸2か月たっておりますが、現段階でのこの繰り越した中のトータルでいいですので、33項目の執行額、つまり当初予算に対する執行率を含めてどれだけであるか、お答え願いたいと考えております、これが第1点。

それから、第2点目は、この財源内訳の中で市債というのがあります。市債の具体的な内容ですね、単独債を含めて説明をしてください、これ第2点目。

それから、第3点目は、以前も質問し、ただいまも市長からも答弁がありましたけども、この光ファイバーの推進事業の約7億円でございます。国の採択が遅れたという市長説明じゃなかったかと思うんですが、これはたしか去年の7月頃の議会におきまして予算が提案されて、そして議決された経過があります。この約7億円の中の国庫支出金の4億5,000万円は、新型コロナのいわば給付金の予算内容でありまして、当時の市長答弁では、説明では、この光ファイバーに回してもいいという一応国の了解が得られたために予算計上したという私に対する答弁ではなかったかと思いますが。

それにいたしましても、国の採択が遅れる、そして丸々新年度に予算計上が繰越しでされているという経過について、一般的にはちょっと不可思議といいますか理解しがたい点があるんですけども、その辺りについて説明してください。

そして、新年度、3年度の事業の中では、いつまでにこれを終える予定であるのか、併せてお聞きいたします。

市債については先ほど申し上げましたので、以上で質問を終わります。

次に、報告第3号でございます。報告第3号は事故繰越しの報告ということで、ただいま質疑をいたしました報告2号の繰越明許費の繰越しとどう事故繰越しの場合が違うのか、簡単に説明、答弁をしてください。

そして、第2点目であります、その中の災害復旧費の中の農林水産施設整備についてでございますが、これもちょっと先ほどの市長説明では十分理解できませんでしたので、もっと詳しく説明してください。

説明書によりますと、昨年の7月3日から11日までの梅雨前線の豪雨によって再度被災したためと「再度」とありますけども、この意味内容が定かではありませんので、もっと詳しく答弁してください。

以上です。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、今議員から質問のありました今回の繰越明許費の関係で、33事業の全体額でございます。先ほど市長のほうでも申しましたが、全体といたしましては24億1,564万1,000円でございます。

財源内訳といたしましては、国庫支出金が9億502万7,000円、それから県支出金のほうが4億267万4,000円、それから市債につきましては、4億2,690万円、それから、その他につきましては、これは基金等がございますが2億8,083万1,000円、一般財源のほうを4億20万9,000円となっているところでございます。

それと市債の具体的な内容ということでござい……

（「繰越額のトータルは幾つ」と言う者あり）

○財政課長（上鶴明人）

繰越額のトータルは24億1,500……

（何ごとか言う者あり）

○財政課長（上鶴明人）

その金額、翌年度に繰り越す前の金額といたしましては、29億3,130万3,000円という形で設定をしておりました。

それから、市債の関係でございます。

まず庁舎整備事業につきましては、緊急防災事業債と合併特例債でございます。

それから、農道の整備事業ですが、これにつきましては防災対策事業債。

それから、下のほうに行きまして市道のほうですが、辺地対策事業につきましては辺地債、それから過疎対策事業につきましては過疎対策事業債、それから市道整備の社会資本総合整備事業交付金につきましては過疎債、それから排水道路整備事業につきましては合併特例債、それから市道の橋梁長寿命化の修繕につきましては

過疎債、それから市道事業の緊急自然災害防止対策事業債につきましては、同じく緊急自然災害防止対策債でございます。

それから砂防につきましては防災対策債、それから小学校施設整備事業につきましては、一部一般公共事業債と補正予算債が入っております。中学校についても同じでございます。

それから、その下のほうの公民館施設整備事業でございますが、これにつきましては過疎対策事業債、そして農地農業用施設災害復旧費と公共土木災害復旧費につきましては、災害普及事業債という形になっております。

それから、先ほどありました現在の執行高と言われましたが、これについては数字を集計しておりませんので申し訳ございませんが、こちらのほうでは分からない、今現在では分からないところでございます。

以上です。

○企画課長（外山直英）

それでは、企画課のほうから光ファイバー関係につきまして御説明させていただきます。

まず、現時点での執行率になりますけれども、約ですが18%程度とお考えいただければ結構です。

それから、繰り越した理由でございましたけれども、まず昨年度、令和2年の8月の臨時会に4億5,000万円の補正予算を提案させていただきました。

その後、9月定例会で2億5,000万円の追加部分の補正予算をお願いいたしまして、その関係がありまして国への補助金、交付申請が昨年11月、その後、国のほうから交付決定が参ったのが12月21日ということでありまして、若干工期の設定が難しくなったというのが理由でございます。

あと完了の時期でございますが、令和3年度中には必ず完了するものと考えております。

以上でございます。

○財政課長（上鶴明人）

申し訳ございませんでした、先ほど答弁漏れがあったものです。申し訳ございません。

事故繰越しと明許繰越しの違いでございます。明許繰越しにつきましては、繰り越して事業をらせるものとなっておりますが、事故繰越し、これにつきましては避けがたい事故等のため年度内に支出が終わらなかったものについて、そのような形で設定をするものでございます。これにつきましては、地方自治法の第220条と施行令のほうでは第150条のほうで出ているものでございます。

以上でございます。

○耕地課長（朝倉幸一郎）

事故繰越しの内容について御説明いたします。

現年発生農地・農業用施設災害復旧費の事故繰越しにつきましては、繰越し地区は大隅町月野の田方地区畑・水路災害及び同じく大隅町月野の段地区水路災害復旧工事の2地区になっております。

令和元年災の繰越し工事が令和2年7月の梅雨前線豪雨で再度被災を受けたため、災害査定を令和2年12月に受けまして、令和2年度に被災しました増破分を合わせて令和2年度中の完成が困難なため、令和3年度に事故繰りをしたものであります。

ちなみに、田方地区につきましては、進捗率90%で張芝工を残すのみとなっております。

段地区につきましては、盛土工を現在実施しているところではありますが梅雨入りいたしまして、梅雨明け後に本格的に再開する予定となっております。進捗率は40%であります。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

いろいろ細かい点は質問したい点があるんですが、もうカットいたします。

2回目の質問でございます。まず、繰越明許の中のただいま企画課長から説明がありました光ファイバーでございますが、これは事業主体について、まず質問いたします。事業主体は曾於市じゃないで、これまで答弁があったかと思えます。これが第1点。

それから、この2点目は、いずれにいたしましても執行率は18%と非常にまだ数字が小さいのでありますが、事業の今後の見透しと、あとこの場所等について答弁をしてください。多額な曾於市のお金が約7億円計上されているからでございます。

次に、内容上の説明について財政課長に一言質問いたします。繰越明許と事故繰越しの内容の違いについては、この文言のとおり事故等が発生した場合は事故繰越しということで、あえて分けて議会には報告するということがなかったかと思えます。

その点、それ以上の内容上の違いというのはないのかどうか、あくまでも形式上、様式上の違いであるというふうを受け止めていいのか、確認方々の質問でございます。

以上です。

○財政課長（上鶴明人）

先ほどありました事故繰越しについてでございますが、事故繰越しにつきまして

は、1回明許繰越しを設定して、その後、その明許繰越しの年度内に終わらなかったものを再度繰り越す場合、その場合が事故繰りと、事故繰越しという形になります。ですので……

(「関係なく明許繰越しということ」で」と言う者あり)

○財政課長（上鶴明人）

はい、明許繰越しを設定したものを、その明許繰越し自体は翌年度までしか執行できません。それにつきまして、今災害等で増破もしくは再度被災した場合、どうしても年度内に終わらなかったという場合は、その翌年度。ですから、当初からすると翌々年度まで事業実施する場合に事故繰越しという形で設定をさせていただいているものでございます。

以上です。

○企画課長（外山直英）

まず事業主体についてでございますが、西日本電信電話株式会社鹿児島支店でございます。

それから、進捗の見通しあるいは場所というお尋ねでございました。進捗の見通しでございますが、昨年度の補正予算のときにも御説明いたしました。まず未整備の交換局が4つございます。大川原局、柿木局、坂元局、恒吉局の4つでございます。

そのほかに交換局の整備は終わっているけれども、その地区内での整備が済んでいない交換局が5つございます。末吉局、財部局、岩川局、五位塚局、馬立局、5つでございます。こちらの進捗の状況でトータルで18%の全体の進捗率というふうになっておりまして、令和3年度の完了の見通しが立っているところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

企画課長に再々質問いたします。2回目質問すればよかったんですが、一応西日本電信電話株式会社鹿児島支店が事業主体ということで、それに曾於市が約7億円も一応予算計上して財源的に一応出しているということでございますが、全体の事業主体の総事業費は幾らであるのでしょうか、この1点でございます。全体の事業費、その中での曾於市の分担金、負担分ということになり得るかと思っておりますので、お答えください。

○企画課長（外山直英）

補助金の交付決定通知の補助事業費という部分で御説明いたしますが、10億4,321万2,000円となっております。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

報告3件については、以上で終わります。

日程第10 承認案第1号 専決処分の承認を求めることについて（曾於市税条例等の一部を改正する条例）

日程第11 承認案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度曾於市一般会計補正予算（第15号））

日程第12 承認案第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度曾於市一般会計補正予算（第2号））

○議長（土屋健一）

日程第10、承認案第1号、専決処分の承認を求めることについて（曾於市税条例等の一部を改正する条例）から日程第12、承認案第3号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度曾於市一般会計補正予算（第2号））までの以上3件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第10、承認案第1号から日程第12、承認案第3号まで一括して説明をいたします。

日程第10、承認案第1号、専決処分の承認を求めることについて説明をいたします。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和3年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、関連する規定を改正する必要が生じ、その規定の施行の日との関係上、専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものです。

主な内容の1点目は、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減期限を9か月延長し、令和3年12月末までの取得を対象とするものです。

2点目は、軽自動車税の種別割のグリーン化特例について、対象を限定した上で期限を2年間延長するものです。

3点目は、住宅借入金等特別税額控除の控除期間を13年とする特例を1年延長するものです。

その他については、引用法令の字句の整理及び条項ずれに伴い規定を整備するものです。

日程第11、承認案第2号、専決処分の承認を求めることについて説明をいたします。

本案は、令和2年度曾於市一般会計補正予算（第15号）を令和3年3月31日付で専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものです。

今回の専決処分であります。歳入については、交付決定による地方交付税や地方消費税交付金の増、事業費確定による国県支出金や繰入金、市債等の増減が主なものです。

歳出については、総務基金管理費の増、生活保護扶助費や現年発生公共土木施設災害復旧費の減が主なものです。

この結果、歳入歳出予算の補正額は1億5,220万9,000円減額し、予算総額は、歳入歳出それぞれ344億5,314万3,000円となりました。

次に、日程第12、承認案第3号、専決処分の承認を求めることについて説明をいたします。

本案は、令和3年度曾於市一般会計補正予算（第2号）を令和3年4月20日付で専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものです。

今回の専決処分であります。歳入については、国庫支出金で新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金の増です。

歳出については、新型コロナウイルス感染症対策による子育て世帯生活支援特別給付金支給事業の増です。

この結果、歳入歳出予算の補正額は4,132万9,000円を追加し、予算総額は、歳入歳出それぞれ269億8,845万円となりました。

以上で、日程第10、承認案第1号から日程第12、承認案第3号まで一括して説明をいたしましたので、よろしく御承認くださいますようお願いをいたします。

○議長（土屋健一）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

承認案の第1号の専決処分の市税改正について、大きく2点質問いたします。

この改正の内容のポイントについては、今市長のほうから3点、軽自動車並びに住宅借入れ等について説明があったかと思えます。担当課長になろうかと思えますが、質問の第1点は、もうちょっと詳しく具体的に今回提案されている改正の内容等について説明してください。

2点目、結果としてその影響額について、予算ベースではどれぐらいの影響が想

定できるのか、お答えください。

次に、承認案第3号の一般会計の補正予算の令和2年度第15号について3点質問をいたします。

質問の第1点は、この歳入の中で減収補填債3,230万円という聞き慣れない文言が出てきております。一応説明の中でもコロナ関係であるということで説明がされていますが、これについて詳しく説明をしていただきたいと思います。恐らく初めてのことじゃないかと思えますけれども、これは1回限りのものであるかを含めて説明してください。

次に、歳出の中の87ページでふるさと開発基金の利子積立てが2億円計上されております。このことで、このふるさと基金は11億5,788万円になるのではないかと思いますけれども、このふるさと開発基金の今後の利用目的を含めて答えていただきたいと考えております。これが質問の第2点目。

次に、最後に質問の第3点目は、97ページの生活保護の扶助費が今回9,769万円を大幅に減額されております。各マスコミでも報道されておりますように、全国的にはこのコロナの影響もありまして生活保護を受ける方が増えております、増加傾向であります。曾於市の場合、なぜこのような大きな減額となったのか。ちなみに過去3年間の生活保護のこの2年度の今回減額された分を含めて、2年度までの保護費の一応推移がどうなっているか答えてください。

以上、3点であります。

○税務課長（山中竜也）

それでは、ただいまの質問につきまして回答いたします。

まず、今回の改正について、より詳しくということでしたので説明させていただきます。

まず、1点目が軽自動車税環境性能割の臨時的軽減を9か月延長するものでございますが、この環境性能割につきましては、自動車取得税が廃止され導入されたものでございまして、燃費性能に応じて軽自動車はゼロから2%課税されるものでございます。つまり燃費のいい車ほど税が軽減される仕組みでございます。例えば電気自動車につきましてはゼロ%ということになります。

今回は新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制措置によりまして、令和3年3月30日まで延長となっていた環境性能割の臨時的軽減措置が令和3年12月30日まで延長になったものでございます。

次に、2点目が軽自動車税種別割の特例の期限を2年間延長するものでございますが、種別割の特例につきましては、燃費性能等の優れた軽自動車を取得した翌年度の税率を軽減する特例措置でございます。いわゆる種別割のグリーン化特例でござ

ございます。こちらの適用期間を2年延長するものでございます。

内容としましては、電気系自動車、天然ガス軽自動車について、税率を75%軽減するものでございます。

また、営業用自動車については、電気系自動車、天然ガス軽自動車に加え、燃費基準の達成状況により税率の25%から50%軽減するものでございます。

次に、住宅借入金等特別税額控除の控除期間を13年とする特例を1年間延長するものでございますが、こちらにつきましては、平成19年度の改正によりまして所得税から住民税に税源移譲が行われたことにより、所得税から控除しきれない住宅借入金等特別税額控除を住民税から控除する特例でございます。令和元年度の消費税10%への引上げに伴い反動軽減策の措置としまして、控除期間を3年延長し13年にする特例について今回の改正で経済対策として入居の条件を1年延長し、令和4年末までにするものでございます。

次に、影響額についてですが、まず軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減についてですが、令和2年度の実績としまして1%軽減したもの、1%の軽減が総額で137万4,600円、2%が579万4,800円。影響額としましては、1%が26万3,400円の増、2%が206万5,000円の減となったところでございます。

種別割のグリーン化特例につきましては、令和2年度の実績からの試算ですが、対象車両数が約390台、軽減額が113万8,000円と試算しているところでございます。

続きまして、住宅借入金と特別税額控除の部分でございますが、令和2年の実績でいきますと、令和2年度が570人、控除額が市民税で1,904万4,054円となったところでございます。

以上でございます。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、97ページでございますが、生活保護扶助費の今回事業費9,769万円の減額ということで御説明を申し上げたいと思います。

まず、3年分の保護者の世帯数のほうが分かっておりますので報告をしたいと思っております。

30年度は294世帯の354名、令和元年が297世帯の人数が357人、令和2年が268世帯の316人という人数でございますが、令和元年度から令和2年度にかけて今申し上げましたように29世帯の減でございます。人数にいたしまして41名の減があるところでございます。それに伴いまして、令和2年度の当初からしまして扶助費の関係でございますが、生活扶助費が3,742万3,719円の減、あと医療扶助のほうは2年度の予算に対しまして5,502万1,286円が大きな主な原因でございます。

全体的に先ほど議員が申したように、全国的には保護者の人数が増えているとい

うことではございますが、本市におきましては保護者世帯数が減っているということで、若干今回事業費の減額をしたところでございます。

以上です。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、議員からありました減収補填債についてお答えいたします。

今回、減収補填債につきましては、令和2年度限りの措置といたしまして地方財政法が改正されております。これに基づきまして、消費や流通に関わる7税目、これに基づきまして大幅な減収が生じた場合には、この減収補填債を借りられるとなっております。

その関係で総支出といたしましては、これに係る部分が3,230万円です。税目といたしましては、地方消費税交付金、それから市町村たばこ税、そして地方揮発油譲与税、この3項目分で3,230万円を借りたところでございます。

それと、ふるさと開発金の2億円についてでございます。今回の専決予算につきまして、特別交付税に伴う増や歳出の最終的な決定、見込みによる減額等があったところでございます。

これに基づきまして、ふるさと開発基金は市の施設整備事業や公共用地取得事業、また地域づくり事業の財源に充てることを目的に積立てを行っている基金でございます。

最終的に、この予算につきましては、市長、副市長と協議を行って、積立てをとということで行ったところでございますが、ふるさと開発基金につきましては、平成30年度以降、大きな災害等が発生したために積立てを行えなかったところでございます。

加えて、今後老朽化する公共施設等、それからそのような公共施設の改修、そういったものが見込まれますので、今回2億円の積立てを予算化したところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

まず、税務課長ですかね、この市税改正について1点質問いたします。ただいま課長から説明がありましたように、軽自動車関係は1年間に影響額は数百万円ではありますが、一方住宅借入れの特別控除税措置が4年度末まで延長された点については1,904万円という少くない影響額であります。

質問であります、これらの条例改正に伴う結果としての税収の不足分については、国からどれぐらいの交付税措置があるのか、一定あるかと思っておりますので、お答え願いたいと考えています。

次に、一般会計の令和2年度の最終補正について質問をいたします。

まず、減収補填債は、課長答弁によりますと2年度1回限りの措置ということでございますが、この減収補填債のいわば内容ですね、借入れ債の内容について交付税措置等含めてお答え願いたいと考えています。償還とか利子を含めて。

それから、生活保護費、このふるさと基金については一般質問で次回質問いたしますので、もうカットいたします。

それから、生活保護費について、この曾於市だけがなぜこのように大きな減額となったのか、曾於市民が全体として、そうした生活環境にあるわけじゃないと思うんですね。その点で一応担当課でもよろしいんですが、どなたが答弁できる方がいたら、なぜこのように大きな減と2年度はなったのか、一定議論がされていると思いますので、お答え願いたいと考えております。

以上です。

○税務課長（山中竜也）

それでは、お答えいたします。

先ほど答弁の中で間違いがありましたので訂正をお願いしたいと思います。

住宅借入金特別控除の令和2年の実績額が、先ほど「1,904万4,054円」と申し上げましたが、「1,940万4,054円」の誤りです、訂正をお願いしたいと思います。

次の交付税の措置ですが、こちらにつきましては100%交付税措置があります。

以上です。

（「全部ですね」と言う者あり）

○税務課長（山中竜也）

はい。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、生活保護の世帯数等の減がどのような分析をされているかということでございますが、被保護世帯の分類から見ますと、高齢者世帯数が令和元年が188世帯から令和2年が171世帯ということで、17世帯減っているところでございます。その内容においては、死亡等が原因があるところでございます。

また、あと多い部分が、傷病・障がい等の世帯につきましても、令和元年が67世帯から令和2年が58世帯へということで9世帯減になっているところでございます。

そういうところから考えますと、その辺りの世帯数が相談件数からしましても今回4件減っているところでございますが、多くの方々にこの生活保護については周知を図っているところでございますが、そういう相談件数も減っているということで、全体的に保護者の世帯数が減っているんじゃないかなろうかというふうに分析しているところでございます。

以上です。

○財政課長（上鶴明人）

先ほどありました減収補填債についてでございます。減収補填債につきましては、借入先といたしましては民間等の資金という形になっております。

借入れの利率等については、申し訳ございません、今手元に資料を持ってきておりませんので分からないところでございます。

交付税措置等につきましては、元利償還金の75%が交付税に参入されるという形になっております。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認案3件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、承認案3件については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、承認案第1号、専決処分の承認を求めることについて（曾於市税条例等の一部を改正する条例）の討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、承認案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、承認案第1号は承認することに決しました。

次に、承認案第2号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度曾於市一般会計補正予算（第15号））の討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、承認案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、承認案第2号は承認することに決しました。

次に、承認案第3号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度曾於市一般会計補正予算（第2号））の討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、承認案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、承認案第3号は承認することに決しました。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時09分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課長より発言を求められております。これを許可いたします。

○財政課長（上鶴明人）

先ほど徳峰議員からございました減収補填債についてでございます。減収補填債につきまして、私のほうでは銀行等縁故資金、民間資金の借入れとなっておりますということでございましたが、令和2年度に限っては政府資金も適用するという形になっております。今回、曾於市のほうでは、政府資金の借入れで実施しております。

それと、先ほどありました交付税措置75%と申しましたが、今回令和2年度に限りまして、税目上で地方消費税交付金、これにつきましては従来分の5%については75%、それを上回ります5%については、交付税措置100%ということであるということございました。それと同じように地方揮発油譲与税、これにつきましても今回限り交付税措置率を100%にするということございました。誠に申し訳ございませんでした。

-
- 日程第13 議案第39号 曾於市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第14 議案第40号 曾於市税条例の一部改正について
- 日程第15 議案第41号 曾於市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第16 議案第42号 曾於市手数料条例の一部改正について
- 日程第17 議案第43号 曾於市敬老祝金等支給条例の一部改正について
- 日程第18 議案第44号 曾於市介護保険条例の一部改正について
- 日程第19 議案第45号 曾於市小学校及び中学校の設置並びに管理に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第46号 曾於市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第47号 曾於市教職員住宅条例の一部改正について
- 日程第22 議案第48号 令和3年度曾於市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第23 議案第49号 令和3年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第24 議案第50号 令和3年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第25 議案第51号 令和3年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第26 議案第52号 令和3年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第27 議案第53号 令和3年度曾於市水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第28 議案第54号 令和3年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（土屋健一） 次に、日程第13、議案第39号、曾於市個人情報保護条例の一部改正についてから日程第28、議案第54号、令和3年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの以上16件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第13、議案第39号から日程第28、議案第54号まで一括して説明をいたします。日程第13、議案第39号、曾於市個人情報保護条例の一部改正について説明をいたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されることに伴い、関連する規定を改正するため提案するものです。

内容については、情報提供ネットワークシステムの所管がデジタル庁に変更することに伴い、総務大臣を内閣総理大臣に改めるもの及び条項ずれに伴い規定を整備するものです。

次に、日程第14、議案第40号、曾於市税条例の一部改正について説明をいたします。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令がそれぞれ公布されたことに伴い、関連する規定を改正するため、提案するものです。

主な内容の1点目は、令和2年度の改正で、扶養控除について対象となる扶養親族から30歳以上70歳未満の国外居住者親族のうち、一定の要件を満たす者以外は対象外となったことに伴い、個人住民税均等割の非課税限度額について、扶養控除における国外居住扶養親族の取扱いと同様にするものです。

2点目は、公的年金受給者の扶養親族申告書の扶養親族の範囲を扶養控除における国外居住扶養親族の取扱いと同様にするものです。

3点目は、医療費控除の特例であるセルフメディケーション税制の適用期限を5年間延長するものです。

次に、日程第15、議案第41号、曾於市国民健康保険税条例の一部改正について説明をいたします。

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により一定程度収入が減少した被保険者に係る国民健康保険税の減免について、令和3年度分も財政支援の対象とされたことに伴い、関連する規定を改正するため提案するもの

です。

内容については、減免対象となる国民健康保険税の年度及び納期限を1年延長するものです。

次に、日程第16、議案第42号、曾於市手数料条例の一部改正について説明をいたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されることに伴い、個人番号カードの再発行手数料について、地方公共団体情報システム機構からの委託に基づき、市町村が徴収することとなるため、曾於市手数料条例における再発行手数料の徴収に係る規定を削除するため、提案するものです。

次に、日程第17、議案第43号、曾於市敬老祝金等支給条例の一部改正について説明をいたします。

市内に居住する高齢者に対し、敬老の意を表するため、敬老祝金及び100歳到達誕生祝金を支給しておりますが、敬老祝金等における支給対象者の明確化を図るため、提案するものです。

次に、日程第18、議案第44号、曾於市介護保険条例の一部改正について説明をいたします。

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により一定程度収入が減少した被保険者に係る介護保険料の減免について、令和3年度も財政支援の対象とされたことに伴い、減免対象となる介護保険料の年度及び納期限が1年延長され、また、要件の記載が変更されたことに対応するため提案するものです。

次に、日程第19、議案第45号、曾於市小学校及び中学校の設置並びに管理に関する条例の一部改正について説明をいたします。

令和4年4月1日に曾於市立大隅南小学校を曾於市立岩川小学校へ統合することに伴い、提案するものです。

次に、日程第20、議案第46号、曾於市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について説明をいたします。

令和4年4月1日に曾於市立大隅南小学校を曾於市立岩川小学校へ統合することに伴い、配食する学校から大隅南小学校を削るため提案するものです。

次に、日程第21、議案第47号、曾於市教職員住宅条例の一部改正について説明をいたします。

令和4年4月1日に曾於市立大隅南小学校を曾於市立岩川小学校へ統合することに伴い、別表を改正するために提案をするものです。

次に、日程第22、議案第48号、令和3年度曾於市一般会計補正予算（第3号）に

ついて説明をいたします。

まず、一般会計補正予算書の2ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に1億6,942万3,000円を追加し、総額を271億5,787万3,000円とするものです。

第2条は、債務負担行為の補正であり、6ページの第2表のとおり大隅支所庁舎管理費、電気料ほか11件について期間及び限度額を定めております。

第3条は、地方債の補正であり、7ページの第3表のとおり、庁舎増改築事業について限度額を変更しております。

それでは、予算の概要を配布しました補正予算提案理由書により説明をいたしますので、2ページをお開きください。

今回の補正予算について歳入から説明いたしますと、国庫支出金は、総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,370万円を追加するものが主なものです。

県支出金は、災害復旧費県補助金の過年度発生農地・農業用施設災害復旧費補助金を1億6,395万8,000円、農林水産業費県補助金の活動火山周辺地域防災営農対策事業費補助金1,929万9,000円をそれぞれ追加するものが主なものです。財産収入は、生産物売払収入の有機センター製品売払収入を939万6,000円、市債は総務費の庁舎増改築事業を750万円それぞれ追加し、繰入金は財政調整基金の繰入金を9,809万8,000円を減額するものが主なものです。

歳出については、飼料作物収穫調整用機械一式購入のため、活動火山周辺地域防災営農対策事業を1,929万9,000円、新型コロナウイルス感染症の影響による市内3道の駅への支援策として、コロナに負けるな！まごころ曾於市お届け便事業第2弾を2,357万3,000円、過年度発生農地・農業用施設災害復旧費を7,899万6,000円それぞれ追加するものや、人事異動等による職員給の増減が主なものです。

次に、日程第23、議案第49号、令和3年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について説明をいたします。

まず、特別会計補正予算書の3ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から132万2,000円を減額し、総額を56億4,104万3,000円とするものです。

それでは、予算の概要について補正予算提案理由書により説明をいたしますので、6ページをお開きください。

今回の補正は人事異動等によるもので、歳入については、一般会計繰入金を132万2,000円減額し、歳出については、国民健康保険総務職員給を132万2,000円減額しております。

次に、日程第24、議案第50号、令和3年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の7ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から115万5,000円を減額し、総額を6億1,833万7,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、7ページをお開きください。

今回の補正は、人事異動等によるもので、歳入については、一般会計繰入金115万5,000円を減額し、歳出については、後期高齢者医療総務職員給を115万5,000円減額しております。

次に、日程第25、議案第51号、令和3年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の11ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に6,643万3,000円を追加し、総額を59億1,835万1,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、8ページをお開きください。

今回の補正は、令和2年度介護保険給付費償還金等の追加及び人事異動等によるもので、歳入については、介護保険基金繰入金を400万円、前年度繰越金を6,188万9,000円それぞれ追加するものが主なものです。歳出につきましては、償還金を5,031万9,000円、一般会計繰出金を1,678万7,000円追加し、人事異動等により介護保険総務職員給を67万3,000円減額しております。

次に、日程第26、議案第52号、令和3年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の15ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に62万5,000円を追加し、総額を1億1,342万円とするものです。

それでは、予算の概要について補正予算提案理由書により説明をいたしますので、9ページをお開きください。

今回の補正は、人事異動等によるもので、歳入については、一般会計繰入金を62万5,000円追加しております。歳出については、生活排水処理職員給を62万5,000円追加しております。

次に、日程第27、議案第53号、令和3年度曾於市水道事業会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の19ページをお開きください。

第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の補正であり、水道事業費用既決予定額から137万8,000円減額し、予定額を5億6,540万7,000円とするものです。

第3条は、予算第4条に定めた資本的支出の補正であり、資本的支出既決予定額に110万円を追加し、予定額を3億6,074万2,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明いたしますので、10ページをお開きください。

今回の補正予算の収益的支出は、人事異動等による職員給与費等の増減により137万8,000円減額しております。資本的支出は、固定資産購入費の追加により110万円追加しております。

次に、日程第28、議案第54号、令和3年度曾於市公共下水道事業会計補正予算(第1号)について説明をいたします。

特別会計補正予算書の21ページをお開きください。

第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の補正であり、下水道事業費用既決予定額から38万8,000円を減額し、予定額を2億2,959万5,000円とするものです。

第3条は、予算第4条に定めた資本的支出の補正であり、資本的支出既決予定額に550万円を追加し、予定額を1億2,273万4,000円とするものです。

それでは、予算の概要について補正予算提案理由書により説明をいたしますので、11ページをお開きください。

今回の補正予算の収益的支出は、人事異動等による職員給与費の増減により38万8,000円減額しております。資本的支出は、工事請負費を550万円追加しております。

以上で、日程第13、議案第39号から日程第28、議案第54号まで一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長(土屋健一)

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、6月10日午前10時から開きます。

本日は、これで散会いたします。

散会 午前11時28分

令和3年第2回曾於市議會定例会

令和3年6月10日

(第2日目)

令和3年第2回曾於市議会定例会会議録（第2号）

令和3年6月10日（木曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第2号）

第1 議案の訂正について

第2 一般質問

通告第1 渡辺 利治 議員

通告第2 宮迫 勝 議員

通告第3 久長登良男 議員

通告第4 迫 杉雄 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番 重 久 昌 樹	2番 松ノ下 いずみ	3番 鈴 木 栄 一
4番 岩 水 豊	5番 湊 合 昌 昭	7番 宮 迫 勝
8番 今 鶴 治 信	9番 九 日 克 典	10番 伊地知 厚 仁
11番 原 田 賢一郎	12番 山 田 義 盛	13番 大川内 富 男
14番 渡 辺 利 治	15番 海 野 隆 平	16番 久 長 登良男
17番 谷 口 義 則	18番 迫 杉 雄	19番 徳 峰 一 成
20番 土 屋 健 一		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持 留 光 一 次長兼議事係長 鶴 田 洋 一 総務係長 梅 木 康
主任 富 田 洋 一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（27名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	瀬 下 浩
副 市 長	八 木 達 範	教育委員会総務課長	橋 口 真 人
副 市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	平 千 力
総 務 課 長	今 村 浩 次	社 会 教 育 課 長	内 山 和 浩
大隅支所長兼地域振興課長	徳 留 弘	農 林 振 興 課 長	竹 田 正 博

財部支所長兼地域振興課長	荒 武 圭 一	商 工 觀 光 課 長	安 藤 誠
企 画 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 課 長	朝 倉 幸 一 郎
税 務 課 長	山 中 竜 也	建 設 課 長	園 田 浩 美
市 民 課 長	岩 元 浩	水 道 課 長	吉 元 健 治
保 健 課 長	櫻 木 孝 一	会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長	桐 野 重 仁
介 護 福 祉 課 長	福 重 弥	監 査 委 員 事 務 局 長	岩 元 浩
福 祉 事 務 所 長 兼 福 祉 課 長	竹 下 伸 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 純 一
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	澤 律 雄		

○議長（土屋健一）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 議案の訂正について

○議長（土屋健一）

日程第1、議案の訂正についてを議題といたします。

本件について、訂正理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第1、議案の訂正について説明をいたします。

議案第54号、令和3年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について、訂正を申し上げます。特別会計補正予算に関する説明書89ページの③級別職員数の表中令和3年6月1日現在の企業職給料表について、3級の職員数を「1」、構成比を「33.3」と表記しておりましたが、職員数を「0」、構成比「0」、に訂正するものであります。計上誤りがございましたので、お詫びして訂正をお願い申し上げます。

○議長（土屋健一）

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案の訂正については、これを承認することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、議案の訂正についてはこれを承認することに決しました。

日程第2 一般質問

○議長（土屋健一）

日程第2、一般質問を行います。

順次、質問を許可いたします。

通告第1、渡辺利治議員の発言を許可いたします。

○14番（渡辺利治議員）

14番、創政会所属、渡辺利治です。通告に基づき、3つの項目について市長の考えを問うものであります。

まず、新型コロナウイルス感染症支援対策事業について、これまでの事業で商品券や現金支給による支援事業等がありましたが、国庫支出による国からの事業、あるいは市単独の事業とさまざまな形で支援を行いましたが、それをどんな気持ちで市民に対応して、実施していったのかを伺います。

次に、800戸の農家に限定して、市の堆肥収入を約1,600万円減額しながら、無償配布とした事業について、市長の考えを伺います。

5月15日でこの事業は申し込みを締め切っておりますので、その結果も求めます。今でも価格低迷から脱却できないお茶農家のためにはと思い、市内1,800戸に新茶100グラムを配付する事業について、市長の考えを伺います。

2番目に、パークゴルフ場・フラワーパーク建設予定地の跡地について。平成25年度以降購入した土地、金額、面積等について伺い、年間の維持費等も伺います。土地購入後8か年を経過していますが、未だに未開発のままであり、開発されない原因はどこにあるのかも伺います。4番目に、今後の活用方法についてそれぞれ市長に伺います。

3番目、支所再編について。まだ設計管理費や建設費も議決されていないにも関わらず、着々と市民から寄せられた木々は移植でなく、多くの木が無残にも切り倒されていく状況を今見てみますと、胸が張り裂ける気持ちがいたします。

平成17年の合併以後の大隅町、財部町の街並みは寂しくなりました。今回の庁舎建設の目的は教育委員会、農業委員会、福祉事務所を本庁舎に集約の目的であります。ますます寂れていく大隅、財部両町が心配でなりません。現状のままでいいのではないかと私の考えでございますが、市長の考えを伺いまして、1回目の質問といたします。

○市長（五位塚剛）

それでは、渡辺議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

1、新型コロナウイルス感染症対策事業等の支援についての①商品券・現金による給付支援事業についてお答えいたします。

地方創生臨時交付金事業に該当するものを申し上げます。まず、企画課分の配付型商品券事業は昨年度と今年度2回実施していますが、1回目の事業費は1億8,108万円となります。

次に、畜産課の肥育牛支援対策事業費は1頭当たり2万円の1,544頭、3,076万3,000円、肉用子牛生産事業は1頭当たり1万円の4,350頭、4,350万円となります。

福祉課のひとり親家庭等特別給付金は子供1人当たり2万円、520人の1,040万円です。

商工観光課の小規模企業者家賃給付金の件数は69件、879万9,000円となっております。

す。中小企業事業継続支援金の第1回目の件数は373件、1億1,190万円です。

なお、第2期分については、支給決定件数387件、1億4,410万円となっています。

1の②堆肥無償配布事業についてお答えいたします。

堆肥の無償配布につきましては、4月5日に対象者773人へ通知し、受け付けを開始してきました。5月末日時点で申込者数は316人で1,133トンとなっています。そのうち、配達が219人で引き取りが97人となっております。申込者の内訳は、園芸振興会93人、ゆず栽培同好会171人、茶業振興会23人、カンショ部会22人、果樹花き部会7人となっています。

5月から配付を始めており、12月まで配付する予定です。

1の③経済対策茶消費拡大促進茶葉の配付について、お答えいたします。

茶葉配付事業につきましては、3月下旬に茶業振興会員に御参集いただき、事業の趣旨説明と茶葉の確保について協議いただきました。新茶の1番茶を3種類ブレンドして1万8,000袋を7月上旬をめどに配付できる見通しでしたが、くみあい茶業での製造が遅れる状況のため、7月下旬から8月にかけての配付になる予定です。配付に際しては、リーフ茶のPRと飲み方等のパンフレットも同封して消費拡大につなげたいと考えております。

2、パークゴルフ場・フラワーパーク予定地跡地についての①平成25年度以降購入した土地・金額・面積について、お答えいたします。

土地の地目別では、山林127筆、畑10筆、田1筆の計138筆、購入金額は1億1,127万4,637円で、面積につきましては、28万8,578㎡となっております。

2の②年間維持費についてお答えいたします。

予定地跡地の年間維持費につきましては、経常的な経費は現在支出していないところ です。

2の③未だに開発されない原因はどこにあるのかについて、お答えいたします。

予定地跡地につきましては、これまでも様々な活用策を検討しており、開発の規模に関係しますけれども、都市計画法に基づく開発許可、林地開発許可、農地転用許可、埋蔵文化財の未発掘エリアの新たな発掘に係る経費、さらに上水道拡張工事など多くの経費が見込まれることから、市の財政状況を鑑みて現在のところ具体的な開発を行っていないところです。

2の④今後の活用方法について、お答えいたします。

予定地跡地は、市の発展に資する事業に供する用地への用途変更について同意をいただいていることから、本市の発展に資する事業を見据えて、活用方法を今後も慎重に検討していきたいと考えております。

3、支所再編についての①教育委員会、農業委員会、福祉事務所は現状のまま

の考えはないのかについてお答えいたします。

支所庁舎に耐震がないことが判明し、建築年数等を総合的に検討した結果、建てかえるべきであるとの結論に至りました。

その建設規模を検討する段階において、合併協議会で示されました合併時に全てを一括統合することは困難であるが、順次段階を追って整備していくという協議結果を勧めるよい機会であると捉えたところであります。

また、意思決定の迅速化による市民サービスの向上、事務処理の効率化、職員数の縮減による人件費の抑制など、様々な利点があることから、教育委員会等の本庁への集約については策定しました本庁・支所機能再編計画に基づいて進めていきたいと考えております。

以上です。

○14番（渡辺利治議員）

それぞれの答えをいただきましたが、順次質問していきます。

まず、この新型コロナのいろんな事業がありましたけど、1回目の質問でそこで申しましたように、市民に大変喜ばれているものもあれば、ちょっとかなと思う事業もありましたけど、やはり市長としてはどのような気持ちで市民の気持ちを考えながらのこの実施であったのか伺います。

○市長（五位塚剛）

市で行いました事業については、市民の生活を考えながら、進めてきました。その通りでございます。

○14番（渡辺利治議員）

市、国、いろいろ合わせながらの事業でしたので、喜ばれた点、不満な点もありましたけど、市長の考えは喜ばれたということで受け止めます。

今回この10万円のときは口座振込で国の事業のやつでは辞退された方もおりました。そうした今回第2弾目の商品券5,000円、2割のプレミアムが付いての最高、これは5月の31日で引き換えが終わったわけですけど、これをまだ使うことはまだしていない方々が多数おられると思いますけど、これは100%発送された方々は取っておられるのか伺います。郵便局で引き取りをされたか。

○企画課長（外山直英）

今、議員がおっしゃったのは配付型商品券だと思うんですけども、第2弾につきましては、まだ交換の時期が10月まででございます、現在の進捗率は17%程度でございます。

○14番（渡辺利治議員）

申しわけございません。私の勘違いでした。あれは別の給付の事業でした。

今で17%ということは、やはり1回目同様100%を見込んでおられるんですか。

○企画課長（外山直英）

前回第1弾が99%ぐらいでございましたので、100%に近いところを目指しているところでございます。

○14番（渡辺利治議員）

いろんな事業をしている中で、今回新たにマスクの配付もあるわけですね。このマスクの配布につきましては、まだ配付されていない方もおれば、もう届いておる方もおる。この事業について、市長、これをするときには高齢者、訪問を受ける方々の方がマスクを同じものを付けているからこれは不衛生だということで、やりましょうという中での事業だったんですけど。このあったころからマスクは潤沢に出回っているわけですね。そこで、なんで本当に困っている人だけへの配付事業じゃなくして、ばらまき型のこういう事業になったのか伺います。

○市長（五位塚剛）

これにつきましては、担当課のほうから提案がありました。基本的にはだいぶマスクは出回ってきました。新しいマスクを基本的には毎日取り替えるという状況で今なっておりますけど、残念ながら高齢者の方が同じマスクをずっと付けているという状況が報告され、いろんな団体からもそういう声もあったようでございます。

そういうことで、少なくとも高齢者の方々がマスクを毎日取り替えていただきたいという配慮をもとに決定をいたしました。

○14番（渡辺利治議員）

全て高齢者の方々の御意向ということでございますけど、でも配付となりますと、満遍なくですね、これは。市長が今言ったとおり、本当にほしい人、必要とする人だけのこれは事業であっても何らこれはおかしくないんですよ。どう思いますか。

○市長（五位塚剛）

市民の方々にマスクがほしいという方というのは実際そういうアンケートを取っておりませんが、第2回目の地域、このコロナ対策の商品券はマスクがほしいという方はその事業からも買えることはできるわけでございます。基本的には高齢者対策という形で今回は提案をお願いしたところでございます。

○14番（渡辺利治議員）

あれ、あの高齢者だけに届くんでしょうか。65歳以上の限定だったですね。でも、それでも必要でない方もおられるわけですよ、アンケート取っていないから分からないということですけど。結局はばらまきと一緒にですね。もうちょっとお金の使い方にも気を付けていただきたいと思います。

次に入ります。

今回堆肥を締め切っておりますが、回答にありますように、意外と最初は800人の予定で、それが実際配付、通知したのは773人、実際申し込み316人、相当数な減ですよね。この見込み違いはどこにあると思います。

(何ごとか言う者あり)

○議長（土屋健一）

暫時休憩します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時16分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○市長（五位塚剛）

今回の事業はコロナの状況の中、農家の方々が収益が落ち込んでいるということも鑑みまして、曾於市の農業全体の組織を含めて検討した数字でした。その中で、全ての方々に呼びかけをいたしましたけど、基本的には場合によっては独自の堆肥を作る方もいらっしゃいますので、そういう結果の中、申し込みは減ったという状況であります。

○14番（渡辺利治議員）

今、市長の答えを聞いていてがっかりしましたよ。配付の方法、結局やり直しをしましたよね。申し込みを。3月15日を4月5日に。1回出してから。それも1回目はちゃんと2年度の補正で6万8,000円を計上提案しながら、2回目はもう農林振興課のほうで何もなくさっとやった。その違いもおかしいんですよ。同じ内容のやつを補正しながら一方はしなくてそのまま通したこと自体もおかしいんですけど。この堆肥を受け取る人、これは中身がややこしいから受け取らないと私は思っておるんですよ。最初は自宅だったんですよ。市長はそれを知らないでしょう。執行部からの報告が全協の中であったときに、そのときに言いましたが、全戸じゃなかった、この自宅ということがおかしいですよ。800戸の農家が実際自宅に2トン車が入口を入れるというか、それはできないということは8、9割です。それすら知らないでこういう政策を取ったということ自体が間違っています。

この事業は、可決されてから要綱を作っておりますよね。要綱以前の仕事はこれは。要綱と並行してするわけですよ。それを伺います。

○市長（五位塚剛）

事業を進めるためにどういう形であるかという具体的な内容を検討した後、要綱

も同時並行で進んでいると思っております。

○14番（渡辺利治議員）

同時並行でということは可決されたらすぐ作った、今回も作っております。しかし、1回目の3月11日か12日で補正が可決されているんですけど、それで15日に1回目の申し込みもしたわけですよ。内容があまりにも杜撰だったから私も厳しく追及しましたが、結局は中身を変えながらの第2回目の発送で今に至っているわけですが。でも第1回目の配付は申し込み配付、3月15日ですよ。要綱なしでいきなり3日目にはもう配付ですよ。これは何も引っかかるところはないんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

基本的には予算を通っておりますので、問題はないと思いますけど、担当課長から何かあったら答弁をさせます。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

ちょっと補正予算の14号補正のときだと思いますが、このときには要綱の案は一応作っておったところでございます。そういった形で臨時議会が終了いたしまして、その要綱を定めて15日付けで発送したということで。それから後に変更して、また4月で再度通知を差上げたということになっているところでございます。

○14番（渡辺利治議員）

今、課長のほうから案でと言いましたけど、要綱案で。しかし、案はまだ案であって、正式ではないですよ。それが正式に決まったのは3月25日だと思いますけど、間違いありませんか。

○農林振興課長（竹田正博）

本会議の日ですので、3月の25日と理解しております。

○14番（渡辺利治議員）

3月25日ですから、同時並行というのはそれを踏まえてするのが筋なんです。1回目に早々として、それを結局中身が悪かったからやり直す。当然やり直すんですよ。認定農家へのアンケートも結局は勇み足。個人情報、プライバシーの関係でやり直し。二重の出費ですよ。だからそういったことはなるべく防ぐことなくして、なるべくことなくして、絶対にあってはならないことなんですけど、今後十分に注意していただきたいと思います。

それと、この事業はほかの支援策事業と違まして、着払い方式なんです。マスクにしろ、ほかの事業にしろ、全て本人負担はありませんよね。これだけなぜあるんですか。要綱で決めたからと言うんですか。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

これにつきましては、堆肥本体の部分については無償配布ということで、有機センターのいわゆる配達料という部分がございます、その部分については負担をいただいたということでございます。

○14番（渡辺利治議員）

中身はそういうふうになっているんですよ。でも本当の支援だったら何で配達料取らなきゃならないんですか。マスクを配達料取りますか。ほかのものを配達料取りますか。郵便局、そういうところをお願いしての配達となっているわけでしょう。何でこれだけ取るんですか。今回補正でまた上がっていますが。働き方改革どころじゃないですよ。ますます仕事増やしてのことなんですよ。どうなんですか。

○市長（五位塚剛）

この事業は先ほども申しましたが、曾於市の農業者の支援をしようということで行いました。曾於市の有機堆肥センターの品物についても随時生産しなきゃなりません。また向こうの体制も非常に厳しい状況もありましたので、堆肥自体は無料配布をしながら、配達してもらうその経費だけはいただくということを担当課のほうで堆肥センターのほうとも協議した結果、そのようにお願いをしたところでございます。

○14番（渡辺利治議員）

やっぱり趣旨が違いますよ。本当にやるんだったら全てを無料にしなきゃ意味がないですよ。今回歳入で上がっております。四十何万でしたかね。それは農家負担じゃなくて、市が負担すればですよ。そういう気は全然ないんですか。

○市長（五位塚剛）

今の段階では事業はもう進んでおりますので、今からその分を無料にするということ自体がちょっと議会の皆さんたちに対しても基本的にはそういう形で承認してもらっていますので、今のところは考えておりませんが、今後担当課を含めて市民の中からそういう声が多く圧倒的に出た場合には、検討するかもしれませんが、今のまま続けさせてほしいというふうに思っております。

○14番（渡辺利治議員）

この堆肥の条項は、これは違う、議会の皆さんも重々分かっているんですよ、これは。何でこれだけなんだろうかと。それで、一応可決されたからということですけど、やはり今後何らかの形で検討するとは言われましたけど、それはこっちは素直に受けたいんですけど。必ずその方向でやっていかれますか。

○市長（五位塚剛）

今の状況で基本的には進めさせてほしいというふうに思います。事業も進んでおりますので、今後のいろんな事業がまた発生したときには言われるようなことも含めて検討はさせて頂きたいと思います。

○14番（渡辺利治議員）

堆肥の件はこれで最後にしますが、市長も柚子の会員でありますけど、申し込みましたか。

○市長（五位塚剛）

私も毎年大体柚子にたくさんの堆肥を入れておりますので、申し込みをさせて頂きました。

○14番（渡辺利治議員）

以上なんですけど、私は時期が合いませんでしたので、いつも散布までお願いして、相当数な量を有機センターから取っておるけど、今回の件については時期が合わないということで拒否というか、受取は申し込みはしませんでした。そういう方々がいっぱいいると思います。

次に、お茶のほうに入ります。お茶はこれは全原料、製品はお茶っ葉なんですけど、原料となる生葉、これはどこから買われるのでしょうか。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

茶の原料につきましては、茶業振興会のほうで協議をいただきまして、曾於市産のお茶ということで一応早手の品種から奥手の品種まで3種類を一応出していただくということで決定をいただいているところです。

○14番（渡辺利治議員）

茶業振興に寄与することには何ら異議はないんだけど、これは全茶農家の方々の生葉が入っておられるんですか。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

3月のごく下旬に茶業振興会の方々63名の方々に全て通知を差し上げて、一堂に会していただきました。それで、皆様方の作られた曾於市内のお茶で配付したいということで趣旨を申し上げたところでございまして、皆さん方がそれに対応できるかどうかということで協議をされたところでした。どうしても時期的に出せないという方もいらっしゃるし、生葉農家の方もいらっしゃいます。そういった形で出せる方を募られて、出していただいたという結果になっているようでございます。

以上です。

○14番（渡辺利治議員）

この事業は農林振興課の中の茶振興事業の中のこの中である事業ですよ。しかし、この事業は目的は私に言わせれば全然違うと思うんですよ。これは農業振興費の中の茶振興事業の中の事業であって、防霜ファンがこれ目的のやつなんですよ、事業、概要、いろいろ効果等見てみれば。全然該当しないんですよ、これには。確認してください。私はちゃんと分かっていますから。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

茶の振興事業の中で予算組みしております。その中に結婚祝い金の茶葉の贈呈という項目もございます。そういった中でその事業の中に入れたわけですが、この拡大促進事業の実施要綱ということで、一応3月25日付けで要綱も定めておまして、そこの部分が委員会説明資料の中の部分の説明欄にそこは載っていなかったというところが結果的などころでございます。

○14番（渡辺利治議員）

本来ならばこの事業は別のところでやらなければならないものなんですよ。そう思いませんか。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

事業的には目的としてこのお茶の消費拡大という部分がございましたので、その事業の中で入れさせていただいたということでございます。

○14番（渡辺利治議員）

予算書の中の事業のあそこにはお茶の消費というのはあったんですかね。ないと思いますけど。確認してください。

○農林振興課長（竹田正博）

事業概要の欄にはここの部分は載っていなかったのかと思います。この事業の概要効果のところに記載すべきであったのかというふうに思っているところでございます。

○14番（渡辺利治議員）

これも市長、勇み足といたら勇み足なんですよ。全然規定から外れたところで執行するわけでしょう。何でそういうことをやられるんですか。

○市長（五位塚剛）

予算の執行の計上の仕方について誤りがあったようでございます。基本的には農林振興課の事業でありまして、全くお茶のこの支援事業に該当しないかというところでもないとは思いますけど、執行の項目についての説明が足らなかったということで申しわけないと思います。

○14番（渡辺利治議員）

確かに、執行の仕方、その項目の仕方が間違っていたようでございます。今後、十分気を付けるようにしてください。制度としてはいい制度でございます。

次に、2番目のほうに入りますが、市長の方が答えはいっぱい書いてくれましたけど。市長になられてから購入した土地が金額で1億1,000万円、面積では28万8,578㎡となっておりますけど、あれだけ反対して、やってきたその事業、そしてその後当選されました。そして、なぜまた新たに買う必要があったんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今質問が平成25年度以降購入した土地、金額、面積というふうになっておりましたので、この文言に書かせていただきましたけど、これは前池田市長との間で契約をされていた土地でありまして、土地の売買が私が市長に就任した後も含めて契約された金額でありまして、私がそれ以外に求めたという数字ではないというふうに理解をしてほしいと思います。

○14番（渡辺利治議員）

市長が就任してから私はいなくなりましたので、その件については知らないところでございますので、伺ったところでございます。

この年間維持費も結局市の土地だからいらぬ。あと、これまでに何で全然改修されなかったのか。再度伺います。

○市長（五位塚剛）

市の大切な税金を使って約1億2,000万円近い投資をされておりましたので、当然この土地についてフラワーパーク事業ができなかったわけですので、場合によってはその地権者の方にお金を返しますからという方法も取れたんですけど、もう既にその受け取ったお金をもう既に使った方もいらっしゃったようでございます。そういう意味で、新たな混乱をしてはいけないと思いましたので、基本的にはこのような形で市と契約をしていただいて、市が取得をするという形にいたしました。

その後のことについては、30名による検討委員会というものを立ち上げて、いろいろな御意見をお聞きいたしました。有効活用してほしいという声が多かったので、市といたしましては企業誘致の立地ができないかということを検討いたしました。

途中、外山木材さんが購入に進出したいということでありましたので、いろいろと計画をして現場も見て、また事業はないかということで国のほうにも相談をいたしまして事業として進むところまでできましたけど、残念ながらこの事業がうまくいきませんでした。そういうことでその後は今の状態でほおっているところでございます。

○14番（渡辺利治議員）

そのとき外山木材さんおほうが撤退されたわけですけど、その撤退された理由と
いうのを聞かれたことはありますか。

○市長（五位塚剛）

外山木材の社長さんも含めて役員の方々とも何度も協議をいたしました。最終的
には市のフラワーパーク事業ということになっておりましたので、そのような企業
誘致で進めるためには市の活性化のための目的に同意をもらうということが基本で
したので、そのときは全員同意がもらえない状況もありましたので、このままでは
事業の計画通りにはいかないということで残念ながら撤退をされました。それが理
由でございます。

○14番（渡辺利治議員）

その理由が分かったときに、なぜ改善の策を見つけなかったんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

かなり改善の努力をいたしました。残念ながらそのときは市民感情として、また、
議員の方々からもいろいろ御意見がありまして、すぐに解決ができなかったとい
うのが現状でございます。

○14番（渡辺利治議員）

1回目の答弁にありますように、今後もしろんなことを慎重に検討するとは書い
てありますが、実際としてはこれが現実味を帯びると思いますか。

○市長（五位塚剛）

現実味を帯びるかどうかについては、確定はできませんけど、やはり市がこのよ
うな形で非常に広大な面積を取得してあります。ただ、有効的に利用できる分は
3分の1もないのかなというふうに思っております。そういう意味ではその3分の
1でもかなりの面積になりますので、この土地を利用して曾於市のために利用で
きる分はあると思いますので、これについては努力をしたいというふうに思います。

○14番（渡辺利治議員）

努力ですね。ほかの市町村はもう本当にいろんな企業が入っておったり、外山木
材さんにしても今有明のほうでやっていますけど、もう本当に羨ましいぐらいの事
業をしておられます。

次に、支所再編について伺います。

これは合併時からの課題でありまして、順次段階を追って整備していくことで
ございますが、いろんな事業につきましては、見直しというものがあるんですね。
財政計画でもあるように。この今の現実に合わせて見直しという考えは全然ないん
ですか。

○市長（五位塚剛）

この事業は皆さんにはもう何度も説明をいたしました。平成28年度のあの熊本の震災を受けて、私たちのこの本庁、財部大隅の庁舎が今のままでいいのかという、非常に厳しい状況の中でこの事業を判断いたしました。

しかし、この事業を進めるに当たっては、行政改革委員会で議論していただき、また、財部大隅の地域検討委員会、そしてまた、その他の公民館長さん、自治会長さん集めた中での会議、そしてその随時中身については議会にも報告をし、そして最終的にはこの計画を議会が了承して予算を認めていただき、もう既に2年前から事業が始まっております。ですから、この事業は今見直しをしたら合併特例債、緊急防災事業、過疎債を含めた事業を中止をすることになりますので、今さらこの中止をしたらほかの全体の事業に中止をしていくことになり、基本的には今さら中止ができないというふうになっております。

以上です。

○14番（渡辺利治議員）

いろんな委員会の中での答えを聞きながらの進捗でございますけど、やはり提案したのは市長なんですよ。いろんな声もありました。これが9対1、8対2の賛成の方向じゃなくて、ほとんど拮抗しているパーセントが出ておりますよね。だからそこら辺りを慎重に考えていけば、あくまでも、もう私に言わせればこれは強行ですよ、これは。そういう姿勢は取ってもらいたくなかったんですよ。もう今そこで市民の善意による公園のための植樹がされて、本当市民の憩いの場として親しまれてきた中の木々が今無残にも垂木でしょう。一部はどこかにか移植するでしょうけど。だったら、今年は大事な年でありますから、余計今の事業をストップして、9月の設計管理、工事費を可決後の実行でいいんじゃないですか。数か月遅れるけど。それは考えないんですか。

○市長（五位塚剛）

今、隣の造成事業をスタートしておりますけど、これはもう予算を皆さんが議会で議決をしていただいた事業を今進めているわけでございます。基本的には遅れることによって全体事業が大変なことになってきます。そういう意味で、市として見直すべきものはこの本庁の今後の建物についても免震事業は1億円ありましたけど、免震事業については確実な耐震の状況もあるし、ここの建物等の連結もできるであろうから、そういうものについては省いたところでありまして、今後も事業の中で見直せるものだったらそれは当然ながら見直させていきたいというふうに思います。

○14番（渡辺利治議員）

いい面ばかりを申して今聞いているわけですけど、その逆を捉えると1回目の平成17年で財部大隅両町はだいぶさびれましたよ。財部大隅出身の議員もおられます

けど、職員の方もおられますけど、実際感じていると思いますよ。さらに輪をかけるように今回の3つがこちに編入されることによって、ますますさびれるような市民の声を聞いていますよ。どうにかできんとか。しかし、市長は提案する、議会が決めました、議会で絶対通りますよ。数の原理です。働き方改革、いろいろ含めながら、このコロナの中で得たものがリモート会議、それとはんこは要らない、いろんなこと決めましたよね。人が一堂に会さなくても会議はできる。そのような世の中になってきたんですよ。だから今のままでいいじゃないですか。全くないんですか、その考えは。

○市長（五位塚剛）

全国的なコロナの関係で仕事改革としてはいろんな方法が取られているようでございます。しかし、やっぱり仕事というのは対面をして、直接会って話をしてやっていくのが私は基本だというふうに思っております。打ち合わせ程度のものについては、テレビ会議もありますので、今もうやっておりますけど、今の市の計画は進めたいと思います。

それで、大隅財部がさびれたということを表示されますけど、それはまた教育委員会、農業委員会、福祉事務所がここに来たから、さびれたとそういう問題じゃないと思います。それは、やっぱり地域の町おこしを含めて、もっと地域住民とこの地域の活性化は同時並行で検討しなきゃならないというふうに思っております。私たちも大隅財部地域も活性化あるようにいろんな手立てをしておりますので、それについて引き続き努力をさせていただきたいというふうに思います。

○14番（渡辺利治議員）

3つの部門がこちに集約されるからさびれる問題じゃないと言われますけど、やはり今回の質問で松ノ下議員がやはりさびれている財部、そういう点についても言っておられるということは、やはり勘づいておられるというわけですよ。だから、市としてはやはりそういう町のことも考えながら、事業は進めていくべきなんですよ。いくら言っても同じ答えなんでしょうけど。

最後に1点だけ。コロナの関係ですけど、今、少しずつ注射を打っていますよね、ワクチンを。65歳から74歳のやつが72歳からはちょっと早まったわけですよ。いいことなんですけど、今順調にいく中で、何らかの形で域を超えて、枠を超えて、打った方はおられるんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

65歳以上の方も含めて、都城の病院がかかりつけの方もいらっしゃいます。そういう方が当然ながら病院と連絡を取り合って、もう接種をした方は当然ながらいらっしゃいます。

○14番（渡辺利治議員）

都城市、曾於市、人間に変わりありません。末吉はそういう方法は取れないんですか。

○保健課長（櫻木孝一）

お答えいたします。

都城市の方が曾於市の病院にかかっている場合はこちらのほうで医療機関のほうで接種ができるようになっていきます。かかりつけの病院がある場合ですね。その反対で、曾於市の方が都城市の病院にかかっている、かかりつけの病院が接種をされる場合はその病院でできるようになっています。ただ、そのルールについては、その市町で決めておりますので、曾於市の場合は現在75歳以上の方の接種を希望される方は都城市の方も受けられると。都城市の場合は今65歳以上できるようになっていますので、65歳以上で接種を希望される方は都城市のほうで接種ができるようになっているところです。

○14番（渡辺利治議員）

65歳がやはり年齢の制限ですね。都城であれ曾於市であれ。

○保健課長（櫻木孝一）

現在のところそういう形になっていますけど、今後都城市のほうは基礎疾患のある方等も今後接種を進めていくという話は聞いているところです。

○14番（渡辺利治議員）

県外をまたいでの病院関係なんですけど、これは曾於市自体でも単独でも病院にかかっている方は早められるという気持ちはないんですか。

○市長（五位塚剛）

年齢が65歳以下の方でも基礎疾患があったりいろんな特別な理由がある方については相談を受けて、各病院とも連絡をしながらできるように、引き続き努力をしていきたいと思っております。

○14番（渡辺利治議員）

以上であります。

○議長（土屋健一）

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時06分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第2、宮迫勝議員の発言を許可いたします。

○7番（宮迫 勝議員）

日本共産党の宮迫勝でございます。今回私は大きく4つの点について質問します。最初に、市長選についてお尋ねいたします。

7月11日告示、18日投票で市長選が行われます。向こう4年間の曾於市の市政運営を託す大事な選挙であります。まずは、3期目を目指す五位塚市長の決意のほどを伺います。

次に、市民に対してどのような政策、公約を示すのか伺います。

大きな2番目の財政状況についてお尋ねいたします。これまでに大隅町の市営住宅の建設や末吉中央公民館建設が終了し、現在は岩川小学校の建てかえが行われています。市の財政を心配する声もあります。

そこで、曾於市の財政状況について伺います。②として、各指標の中で特に計上収支比率、実質公債費率、将来負担比率について伺います。

大きな3番目に、コロナ対策についてお尋ねいたします。

市報等でワクチン接種のスケジュールが示され、ワクチン接種が始まり、市民の関心が高まっております。

①として、ワクチンの接種受け付け、接種状況についてお伺いいたします。②として、ワクチン接種をスケジュールどおり行うには、ワクチンの確実な入手が必要となります。ワクチンの入手は予定通りにできているのか、伺います。

3番目に商工観光課の中小企業事業継続支援金の申請状況はどうかお伺いします。

最後に、防災について、お尋ねいたします。

今年は梅雨入りが例年より早まりました。これからは台風や大雨による災害に備えなければなりません。そこで、台風や大雨による避難所の配備を含めた避難計画についての答弁を求めて、私の1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

宮迫議員の一般質問に対して、お答えしたいと思います。

1、市長選についての①決意についてお答えいたします。

私は2期8年間常に市民本位の市政を行うことを目指してきました。1期目は市民の反対が多かった13億5,000万円の胡摩地区のフラワーパーク建設事業を中止しました。これは多くの市民の皆様のおかげであったと思っております。

その他、1期目、2期目を通して、敬老祝い金の75歳以上の方々への全員支給、ふるさと納税事業の導入など、曾於市の活性化につながることを職員、そして市民

の皆様と一丸となり進めてまいりました。

3期目は、それらを継続していくとともに、人口減少に伴う本庁・支所再編事業を成し遂げなければならないと考えております。

このことは、住民の皆様生命と暮らしを守るために大規模災害などに備えることを大きな目的としておりますが、財政的にも今でなければ、今後の世代に大きな負担を強いてしまうものです。

議会においても、計画と予算について可決いただいておりますので、必ず成し遂げたいと考えております。

1の②政策について、お答えいたします。

1つ目は、曾於市は畜産を中心とした農業のまちですので、農業収益を上げるための支援、後継者育成、イノシシをはじめとする鳥獣害被害対策、そして有機農業の推進を図ってまいりたいと考えております。

2つ目は、財部高校跡地の有効活用について、鹿児島大学の畜産獣医学拠点の誘致を実現したいと考えております。

3つ目は、市内全域に光ケーブルの敷設が完了いたしますので、これを活用した企業誘致を含めた雇用の場の創出と宅地分譲事業など人口増のための事業を進めてまいります。

4つ目は、子育て支援の充実、小中高生の学力向上とともに、スポーツ、音楽、絵画、将棋、囲碁などを通してのびのびと学び、自ら動き、自ら考える力を養う環境の整備を進めたいと考えています。

2、財政状況についての①曾於市の財政状況について、お答えいたします。

地方公共団体の財政の健全化を判断するものとして、4つの指標があります。

令和元年度の決算状況で見ますと、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率の3つの指標については、数値がなく、また、実質公債費比率も6.5%で国の示す早期健全化基準の25.0%以下となり、いずれの数値も基準を下回っていることから曾於市の財政状況は健全であると判断されるところです。

②の経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率について、お答えいたします。

初めに、経常収支比率についてですが、これは経常経費に充当した一般財源の割合で、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられます。

本市の令和元年度は90.2%で、前年度に対して0.1%減となっております。

次に、実質公債費比率についてですが、これは標準財政規模に対する元利償還金等の割合を示す比率であり、令和元年度は6.5%で、前年度に対して0.6%の増となっておりますが、財政健全化の判断基準となっております早期健全化基準25.0%を下回っております。

次に、将来負担比率についてですが、これは標準財政規模に対する将来の実質的な負債規模の割合を示す比率で、令和元年度は、地方債等の将来負担額が298億7,112万7,000円である一方、充当可能財源額が316億7,436万7,000円であり、充当可能財源額が将来負担額を上回っていることから、将来負担比率がマイナスとなり、前年度同様、将来負担比率なしとなっております。

3、コロナ対策についての①ワクチン接種の受付・接種状況についてお答えいたします。

在宅高齢者のワクチン接種の予約受付は、85歳以上の方を5月10日から始めまして、現在75歳以上の方の予約受付を行っており、6月7日現在5,175人の予約を受けています。

接種状況は、6月7日現在医療従事者の1回目接種が1,197人、2回目接種が471人、高齢者施設等の従事者の1回目接種が902人、2回目接種が287人、合計で1回目接種が5,052人、2回目接種が1,576人となっております。

(何ごとか言う者あり)

○議長（土屋健一）

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時26分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○市長（五位塚剛）

大変失礼いたしました。

3のコロナ対策のところから、全部読みたいと思います。

3、コロナ対策についての①ワクチン接種の受付・接種状況についてお答えをいたします。

在宅高齢者のワクチン接種の予約受付は、85歳以上の方を5月10日から始めまして、現在75歳以上の方の予約受付を行っており、6月7日現在5,175人の予約を受けています。

接種状況は、6月7日現在医療従事者の1回目接種が1,197人、2回目接種が818人、高齢者の1回目接種が2,953人、2回目接種が471人、高齢者施設等の従事者の1回目接種が902人、2回目接種が287人、合計で1回目接種が5,052人、2回目接種が1,576人となっております。

3の②ワクチンの入手は予定通りなのかについて、お答えをいたします。

曾於市内の高齢者用のワクチンについては、5月末現在15箱約1万6,000回分が供給されております。6月末までに予定される13箱約1万5,000回分と合わせて約3万1,000回分、約1万5,500人分が供給予定であり、本市の65歳以上の高齢者約1万5,000人分のワクチンは確保できる見込みであります。

3の③商工観光課の中小企業事業継続支援金の申請状況について、お答えいたします。

第1回目の曾於市中小企業事業継続支援金の申請状況について、お答えいたします。

第1回目の曾於市中小企業事業継続支援金の申請件数及び支給決定件数は373件、支給総額は1億1,190万円です。

第2期の申請件数及び支給決定件数は387件、支給決定総額は1億4,410万円です。なお、支給決定後の予算残額は9,690万円となっています。

4、防災についての①台風や大雨による避難所を含めた避難計画について、お答えいたします。

避難所は、大雨等の影響が軽微と思われる場合には市内3か所に、大きな影響を受ける可能性があると思われる場合は市内20か所に設置し、24時間体制で職員を配置して、運営しております。

また、市全体に災害が差し迫っている状況を市民の皆様にも早めに周知することや、早めの避難情報の発出、明るい時間帯での避難所の開設に心がけているところです。

なお、現在は、感染症対策のこともあり、避難所への避難だけでなく、親戚、知人宅やホテルなどへ避難する分散避難についても周知に努めながら、今年度から予算措置しました届出避難所制度についてもさらに周知を行うなど、今後も市民の皆様が多様な方法により、安全に災害を回避できる方策を検討してまいります。

以上です。

○7番（宮迫 勝議員）

今、1回目の答弁をいただきました。3期目を目指す市長の決意のところ、やっぱりこの本庁・支所再編事業、本庁舎の増改築、支所の建てかえ、やっぱりこれが大きな訴えるところになるのかなと私も思っております。当然、今度の選挙、向こう4年間の市政運営、舵取りを任せるだけではなくて、ここの増改築、支所再編、支所の建てかえ等、これを考えたときには曾於市の未来を最優先する選挙であると思っております。だから、ここのところ市長は強く市民の方に訴えていただきたい。ただ、4年間の市政運営だけでなく、もう本当曾於市の未来のためにかかっているんですよということを強く訴えていただきたいと思っておりますけど、どうでしょ

うか。

○市長（五位塚剛）

15年前は曾於市も含めていろんなところで合併の話がありました。最終的に私たちのこの曾於市という地域は、財部、末吉、大隅を中心としたまちづくりをするということを3町の首長さんが話し合いをして、このような決定をしてもらいました。ですから、今後場合によっては10年、20年、50年後の曾於市を見据えた上では、やはりこの庁舎建設というのは非常に大事な問題でありまして、曾於市の未来を本当に作るという意味では貴重な時間帯になってくるのかなと思っております。そういう意味では、市民には丁寧に説明をして、また、頑張っていきたいというふうに思っております。

○7番（宮迫 勝議員）

先ほども市長の答弁でありました、この本庁・支所再編計画のスタートは平成28年4月の熊本地震、これを見たときに市役所のあり方、倒壊した場合に行政機能が失われると、これに危機感を持ったのがスタートだったと思っております。

このときの熊本地震、八代市は震度6で、建物の倒壊の危険性が高いために封鎖、人吉市は震度5弱で、同じく倒壊の危険性が高いために封鎖、宇土市は震度6強で4階部分がつぶれて倒壊のため立ち入り禁止、大津町は震度6強で倒壊のため立ち入り禁止、益城町は震度7で倒壊のため立ち入り禁止、こういうのがあったんですよ。市長はこのことに対して危機感を持ち、財部地域振興検討委員会、大隅地域振興検討委員会、岩川市街地活性化検討委員会、さらには曾於市行政核推進委員会での議論をお願いして、今日にいたっている。このことで間違いはないでしょうか。

○市長（五位塚剛）

流れ的にはそのようなことをしてきましたので、間違いはありません。

○7番（宮迫 勝議員）

平成31年3月19日に曾於市行政改革推進委員会の会長である吉田健一氏より諮問事項について現地調査を含めて6回の委員会を開催し、本庁・支所機能再編に係る行政組織体制のあり方や本庁庁舎財部及び大隅地区の支所庁舎や中央公民館のあり方、岩川小学校の跡地の利活用について審議いたしました。その審議結果をまとめましたので、本庁・支所機能再編計画について、下記のとおり答申しますとあります。市長はこの答申を尊重して、本庁・支所機能再編計画を進めて、今日まで来たと思います。見解を求めます。

○市長（五位塚剛）

まず、行政改革委員会をお願いする前に、基本はやっぱり市の内部で市の幹部含めて職員を交えて曾於市の将来像について議論をしました。財政問題、施設の老朽

化の問題、人口の状態の問題を含めて、最終的には行政改革委員会を立ち上げて、鹿大の先生にも入っていただいて、学識の方々の御意見を聞きながら、そして地域住民の代表を参加してもらって、いろいろと調査研究をしてみたいと思います。その答申を受けて、今事業を進めておりますので基本はそれを尊重しながら進めていきたいというふうに思います。

○7番（宮迫 勝議員）

答申では庁舎増築の際は、10年後、20年後を見据えて再び増築することにならにような計画の策定を望みますとうたっています。今回の本庁・支所再編計画はこの答申に沿ったものであると私は考えていますが、市長の見解を伺います。

○市長（五位塚剛）

今回、本庁の今あるこの建物の耐震化を最優先いたしましたので、当然その答申のとおりに進めていきたいというふうに思っております。

○7番（宮迫 勝議員）

答申の最後に付帯意見として、財部地域振興検討委員会、大隅地域振興検討委員会及び岩川市街地活性化検討委員会の答申は地域の代表の方々の意見なので、重視することと結んでいます。市長はこのことについて、どういう見解ですか。

○市長（五位塚剛）

私たち行政のほうは市の計画についてやっぱり市民に知らせて理解してもらおうとこのことを大事にしておりましたので、各検討委員会、地域検討委員会の皆さんたちの御意見を聞きながら、この間進めてきましたので、今後もこの間については重視していきたいというふうに思います。

○7番（宮迫 勝議員）

私はこの点は非常に大事なことだと思います。本庁・支所再編計画は曾於市の未来を考えて、地域の代表の方々を交えて出した意見でありますので、ぜひこれを尊重していただきたいと思います。

次に、政策についてお伺いします。

大きく4つほど政策をいただきました。鳥獣被害の対策、そして有機農業の推進、2つ目は財部高校跡地の有効活用。まず、財部高校跡地のこの畜産獣医学拠点を誘致したいとあります。これについて、財部地域の方々も非常にこれを待ち望んでおりますこれに対して市長のさらなる決意をお伺いします。

○市長（五位塚剛）

財部町におきましては、3町の中で1番人口の少ない町でありますけど、非常に観光的には溝ノ口洞穴を含めて、大川原キャンプ場、悠久の森を含めて、非常に素晴らしいものがあるというふうに思っております。それでもやはり商店街のこの間

の状況を見ると、やはりさびれてきているという印象が多分あるんだろうと思います。それについてはやはりそういうふうにならないように今後も努力する必要がありますけど、その一環として財部高校跡地に鹿大が中心となって、獣医の研究拠点としての施設を作りたいという申し出がありましたので、当然ながらこれはもううちの曾於市だけでなく、隣の宮崎県、熊本県まで含めた大きな事業になるだろうと思っております。全国の獣医に関係する若者がこの財部の駅から財部のこの跡地にたくさん来られるという状況を見るならば、この大学の誘致は全力を挙げて進めていきたいというふうに思います。

○7番（宮迫 勝議員）

4つ目の子育て支援の充実の先に小中高生の学力向上とともにスポーツ、音楽、絵画、将棋、囲碁などを通してのびのびと学び、自ら動き、自ら考える力を養う環境の整備を進めたいとあります。これ何か具体的な構想があるんですか。もしあったらお聞かせください。

○市長（五位塚剛）

曾於市はPR大使にもすばらしい若者が活躍をさせていただいております。そういう将来の子供たちにやはり夢を語っていただき、そして、それをやっぱり実現していくそういうのも私たち行政の大きな役目があるというふうに思っております。勉強、学力をつけながら、スポーツ、またいろいろ囲碁将棋を含めたものも特技とするような若者をつくるというのもこれは非常に大事だというふうに思っております。

私たちの曾於市にはちゃんとしたサッカー場がありません。曾於市内で一生懸命されているサッカーのグループの方々が、曾於市にもちゃんとしたサッカー場を建設してもらえんですかというような要望も陳情も出ております。そういうことができないうか、そういうことも含めて、また絵の問題についても曾於市は吉井さんを中心とした本郷の町活動をしておりますので、そういう若者を輩出するためにも何らかの対策的なものが必要だと考えております。そういうことを含めて、今後の事業を展開するものと考えておりますけど。政策的にはまだまだ細かいのいっぱいありますけど、大枠で提案をしたところでございます。

○7番（宮迫 勝議員）

私は市民にどのような政策を示すのかと聞きましたけども、これはもう公約と捉えてよろしいでしょうか。

○市長（五位塚剛）

政策は基本的には市民との選挙との約束事になっていくわけでありまして、全部が全部実現できるわけじゃありませんけど、基本的な考え方を示す上で公約だというふうに思っております。

○7番（宮迫 勝議員）

次に、財政状況についてお伺いします。

この自主財源というか鹿児島市、鹿屋市、それから薩摩川内市、霧島市というこ
ういう人口の多いところ、企業の多いところに比べて人口が少ない市、大きな企業
がない中での各指標が出されました。この指標の数字を先ほど説明はありましたけ
れども、どのように分析、認識されているのかお伺いします。

○市長（五位塚剛）

財政を見る場合は、基本はその市の財政力の指数というのがあるんですけど、曾
於市は人口がこの間減少しておりますので、元々の曾於市は財政的には非常に弱い
ところでございます。先ほど言われましたような鹿児島市とか薩摩川内市とか鹿屋
とか始良、そういうところは当然ながら人口が大きいのと、企業がたくさんあるの
と、また自衛隊基地があったり原子力の施設があったりすると、当然ながら別な意
味での交付金が入ってきておりますので、元々うちの曾於市というのはそういうも
のがほとんどありませんので、19市の中で今は15位くらいの財政力的には非常に弱
いところですけど、経常収支比率はありがたいことに19市の中で今1位に出てしま
した。そういう意味では、実質公債費比率やら将来負担比率を含めて上位のほうに
ありますので、決して財政的には厳しいという状況にはないというふうに思ってお
ります。

○7番（宮迫 勝議員）

私も県が出している資料を見て、経常収支比率についてちょっと見てみたんです
けど、曾於市本当によく頑張っているなということでした。さっき言ったように、
人口が多くて、大企業がいっぱいあるところでも、数字、若干ですけど、それ
でも順位がいいということが本当によく財政課を含め、職員の皆さんが頑張ってい
るんだなと思ったところです。

先ほど話がありましたけど、本庁舎増築15億円は無駄という看板がありまして、
ちょっと気になりました。先ほどもちょっと触れたんですけど、もしこの本庁舎の
増築やいろんなこの事業を止めた場合、合併特例債、緊防債も主な財源にしている
んですけど、中止した場合はどういう影響が出るのか、もし答えられるなら答弁を
求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

基本的にはこの事業はここだけの単独事業ではありません。当然ながら、今後、
大隅の支所、そして公民館、財部の支所、そして公民館の耐震の問題を含めて、全
体事業として県、国にこの事業を申請し、お願いし、そして合併特例債、過疎債、
緊急防災事業として認められておりますので、今の段階で事業中止となると当然な

がら今までの事業も見直しになりますので、事業使途として使ったお金もこの事業債には入らなくなりますので、現状として大変なことになるのではないかなというふうに思っております。

○7番（宮迫 勝議員）

ぜひこのことを強く市民に訴えていただきたいと思います。

傍聴者の方もいらっしゃるので、午前中に終わらせたいと思います。

次に、コロナ対策についてお伺いします。

先ほど1回目と2回目の接種状況の人数が出ました。市民の方は今どういう状況なのかなということを知りたいわけなんですよね。この情報が入ってこないと不安になってくる。だから、ここ数日、S O O G o o d F Mでも流れてきていますけど、ぜひ今の状況を2回目が終わった人、何歳以上は終わりましたとか、そういうのをタイムリーに出してほしいんです。これは昨日の南日本新聞ですけど、こんな感じで各市町村の取組が出ました。だから、市民の方こうやって情報が出ると、今うちはこの状況なんだなというのが分かるんですね。だから、市長か保健課長かと思うんですけど、市民の不安解消のためにまめにこの数字を出していただきたいんですけど、どうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

市民の方からもコロナワクチン接種についていろいろな心配事があるようでございますので、今回も早く接種ができるように見直しもしましたので、その状況については随時FM放送を含めた形での情報を保健課から流すようにしたいというふうに思います。

○7番（宮迫 勝議員）

ぜひ市民の不安解消のために情報の発信に努めていただきたいと思います。

次に、始良市では中学生に対してワクチン接種のアンケートを実施したとの報道がありました。そして、今朝の南日本新聞でも鹿児島市が12歳以上の方、65歳までの方の接種券を発送するということでした。これを記事を読むと、ファイザー製のワクチン接種対象が年齢引き下げを受けたためというんですけど、学校関係だから教育委員会になるのかな。あと市長に聞きますけど。教育委員会ではこの中学生を対象にしたワクチン接種についてのアンケートなり教育委員会の中で議論はされたのか、お伺いします。

○教育長（瀬下 浩）

今の件につきましては、ファイザー社のワクチンが15歳以下だったのが、12歳に引き下げたということは、12歳以上であれば打つことができるということになったわけでありまして。でも必ずしもみんなが打たなきゃならないということではなくて、

基本的に打つとすれば希望者ということになるんだろうと思います。

今のところ新聞報道にありましたように、集団接種を学校でやっていくというそのうことは今のところは考えておりませんが。最終的には市のほうで方針が出されるのかもしれませんが、他市町の動向等も踏まえながら学校のほうはどう考えるのか。あるいは、校医さんたちの意見も聞きながらどうあればいいのか、中学生の接種のあり方については今後検討を深めていきたいというふうに考えております。

○7番（宮迫 勝議員）

同じ質問を市長に聞きたいと思いますが、市長の考えはどうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

市民のワクチンの接種については、16歳以上ということでスタートをしておりました。全国各地でこのような形で出てきておまして、正直なところ打ったほうがいいのかどうかというのも全く私たちも分かりません。そういう体制ができるのか、また、親の方々が理解ができるのか分かりませんので、教育委員会とも十分相談しながら、また病院の先生方ともよく議論して、今後の検討課題とさせていただきたいというふうに思います。

○7番（宮迫 勝議員）

始良市のほうでは記名方式でのアンケートを取って、ちょっと保護者からの意見もあったようです。この点を注意をして進めていただきたいと思います。

ワクチンについて最後に。ワクチン接種でキャンセルが出た場合の対応は今、曾於市ではどうしているのかお伺いします。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは、お答えいたします。

本市ではキャンセル、余剰ワクチンが出た場合、その医療機関で調整ができる場合はその医療機関で調整をしていただいているところです。ただ、どうしても調整ができない場合、そういう方がいらっしゃらない場合は市のほうに連絡をいただくようになっています。市のほうで高齢者の方で予約待ちをしている方、キャンセル待ちをしている方々に連絡をとって、行ける人は行っていただくと。それでも調整ができない場合は、現在曾於市の市役所の職員、集団接種会場で従事する方を行っていただくようにしているところです。

○7番（宮迫 勝議員）

次に、中小企業事業継続支援金について、お尋ねいたします。

残金が残額が残っているんですけど、今後これをどのように活用されるのか。計画があれば答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

現在のところ、この残金をどういうふう処理するかということについてまだ検討はしていないんですけど、今後この状況は急変する可能性もありますので、そういう場合にも何らかの対策をしなければならないと思いますので。具体的に状況は変わってきたときはまた議会にもこの事業についてまた説明をしたいと思います。

○7番（宮迫 勝議員）

1つだけ大事なことを忘れていました。ワクチンの入手の関係について、65歳以上の方、1万5,000人分のワクチンは確保できる見込み、やっぱりこれも大事ですから。こういうのも含めて、SOOGoodFMを使った情報発信をしていただきたいと思います。

次に、このさっきの支援金について、あと1点お伺いします。

志布志市と大崎町はこういう支援事業が出た場合は曾於民商のほうに事業概要を書かれた後と直接行って、説明をして民商の会員さんにぜひ周知をしていただき、活用してほしいという方法を取っております。先日、民商のこの事務局の方に出会ったときに、曾於市さんもぜひこの方式を取っていただきたい、曾於市の方も民商の会員さん、いっぱいいるのでっていうことでした。私が言いたいのは、こういう困っている人を救うための事業でありますから、商工会関係でなくても、民商の会員さんに知らせるためにはこういう方法も必要ではないかと思うんですね。実際にこういう民商の支援金が志布志と大崎町では報告がされております。市長の指示があれば、担当課は動けると思うんですよね。だから、市長がこのことについて、担当課に一言。これについては、こうしてと言えれば動きやすいと思いますけど、市長の見解をお伺いします。

○市長（五位塚剛）

この間、市のいろんな経済対策を含めて事業については商工会を中心として全部内容を知らせておりましたがけれども、私のできる範囲でも民商の方々にも知らせてはありましたけど、志布志、大崎を含めて、そのような形で商売をされておられると思います。平等で話をしたほうがいいだろうと思いますので、そのように指示したいと思います。

○7番（宮迫 勝議員）

ぜひ困っている方を救う支援事業でありますので、そういう取組をしていただきたいと思います。

最後に防災についてであります。

昨年の9月6日接近の台風10号はもう接近の前から風速50m、60mという報道がなされまして、市民の方はこんな大きな台風がきたら大変だという思いでした。多

くの市民の方が早めの避難をされて、このコロナ禍で密になれないということで急遽ほかの避難所も開設したわけでありますけど、やっぱりこれからこういう大型台風とかが予想されますので、これに備えての避難所の確保、人材の確保、先ほど答弁がありましたけど、これでも足りない場合のほかに開設を考えているのかどうか。まずここをお尋ねいたします。

○市長（五位塚剛）

もう基本的には台風を含めた災害が起きる以前の体制については、総務課が担当しておりますので、総務課長に答弁をさせます。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

先ほどありました昨年の台風10号の際には最終的には、通常20か所でございますが、29か所を開設するということになりました。それは、感染症対策、コロナ対策等もありまして、そのようにしたところでございます。

数日前の新聞にも載ってございましたけれども、市町村によってはぎゅうぎゅう詰めにするところ、あるいは曾於市のように新たに開設するところと、いろんな考えを持っているところがございまして、本市といたしましてはやはりその時点の風であれば風の状況、雨であれば雨の状況、市民の皆様が1番安全に避難できるように増やしたほうがいいのか、あるいはその場に留まらせて場所を確保したほうがいいのか、そういうことを検討して判断していきたいと思っております。最終的には市民の安全を考えて、開設を考えていくと。当然、いろんなことを想定して市の職員がそこに張り付かなければいけませんので、その確保は事前にしていくというような方針でいきたいと思っております。

以上です。

○7番（宮迫 勝議員）

6月の回覧板にこういうチラシが入っていました。これは国の内閣府消防庁が発行したビラですけども、これが班ごとに1枚なんですね。だから、全員が見る機会がなかったんじゃないかなと思っております。もし予算的にもできたら、これを次の市報に全世帯にいくようにできないものか、これが1点。

それから、柳迫小学校の体育館があるほうの校門にはここは台風とかそういうときの避難所ですというのが大きな看板があるんですね。だから、こういう普段からここは避難所なんだなというのを示すのもいざというときに迷わず避難できるんじゃないかなと思っております。この2点について答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

市民の命と生活を守るためには非常に日ごろからの市民に対する啓もうが大事で

ありますので、その内閣府のビラについてもまた増し刷りをして出したいと思いません。

また、看板についても予算をお願いしたいというふうに思います。

○7番（宮迫 勝議員）

以上で私の質問を終わります。

○議長（土屋健一）

ここで、昼食のため休憩いたします。午後は概ね1時再開いたします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時00分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第3、久長登良男議員の発言を許可いたします。

○16番（久長登良男議員）

気象庁は今年の梅雨は長く続くと予想をしています。梅雨時期になり、大雨等による災害が発生しやすい、しなければいいのですが、災害が発生しやすい時期になり、心配もいたしております。このようなことから何らかの対策が必要であるとの思いから、一般質問をいたします。

先日、通告をいたしておりました一般質問として道路行政についてと河川管理について及び選挙対策についてと教育行政についてお伺いします。

まず、道路行政についてお伺いします。①1番目について、長雨が続きと道路の凹凸が多く発生すると思いますが、維持管理についての考えを伺います。②農道の維持管理についての考えを伺います。③林道の維持管理についての考えを伺います。

2項目めの河川管理についての①市河川管理状況についてお伺いします。②今後の管理についての考えをお伺いします。

3項目めの選挙対策についての①投票率アップ対策についての考えをお伺いします。ア、平成17年度の投票所は何か所で、市長・市議会議員選挙の投票率についてお伺いします。イ、平成29年度の市長・市議会議員選挙の投票率についてお伺いします。ウ、令和3年度の投票所は何か所かお伺いします。

4項目めの教育行政について、①全国学力学習状況調査が令和3年5月に実施されたことについてどのように認識されたかお伺いします。②結果発表後の対応は何か考えているのか、お伺いします。

以上で、壇上からの質問といたします。

○市長（五位塚剛）

それでは、久長議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

質問事項の1と2については、私が最初に答弁いたしますが、質問事項の3については、選挙管理委員会委員長に、質問事項の4については教育長に、あとから答弁させます。

1、道路行政についての①長雨が続く中での維持管理について、お答えいたします。

長雨が続きと舗装面の亀裂に雨水が浸透し、特に大型車両などの通行で舗装面の傷みの進行が速くなります。原因といたしましては、舗装の老朽化や道路改良当時の想定と異なる大型車両の通行によるものなどであります。雨が止んでから本庁・各支所の維持班で確認及び比較的小さい箇所を補修を行っているところです。大きくなった箇所については、業者へ発注し対応しております。

1の②農道の維持管理について、お答えいたします。

農道は事業等で整備し、農産物の輸送など不特定の車両が利用する基幹的農道と農作業等のため主に地域で利用される圃場内農道があります。基幹的農道については、舗装の補修や法面伐採など市が主体的に維持管理を行います。

圃場内農道につきましては、日常の管理は地域の利用者が行い、要望等があれば原材料支給など必要な補助を行っております。

1の③林道の維持管理についての考え方について、お答えいたします。

林道の維持管理については、林業の安全な作業及び運搬のための維持補修や環境整備並びに災害時の崩土除去等を基本として管理することと考えています。

2、河川管理についての①市河川の管理状況について、お答えいたします。

曾於市の管理河川は準用河川が6河川、11.7km、普通河川が58河川、122.1kmの合計64河川133.8kmであります。毎年梅雨を前に職員でパトロールを行っているところです。しかし、管理河川が非常に長く、また、確認が難しい箇所があるため、住民から連絡をいただき、補修や災害対応を行っているところです。

2の②今後の管理についての考え方について、お答えいたします。

引き続き職員のパトロールを実施し、市民などから補修や災害等の連絡を受けた場合、速やかに対応したいと思います。

あとは選挙管理委員会委員長の答弁になります。

○選挙管理委員会委員長（澤 律雄）

3の選挙対策の①投票率アップ対策についての、ア、平成17年度の投票所数及び市長・市議会議員選挙の投票率について、お答えいたします。

投票所の数は44か所であります。

投票率は市長選挙76.97%、市議会議員選挙79.77%であります。

3の①のイ、平成29年度の市長、市議会議員選挙の投票率について、お答えいたします。

市長選挙は64.47%、市議会議員選挙は63.42%であります。

3の①のウ、令和3年度の投票所の数について、お答えいたします。

27か所あります。

以上です。

○教育長（瀬下 浩）

4の教育行政について、①全国学力・学習状況調査実施の認識について、お答えいたします。

今回の全国学力学習状況調査は5月27日に全国の小学校6年生、中学校3年生を対象に実施されました。

今回は、普段の調査内容に加え、コロナの影響等についても調査するものとなっていました。

調査問題の内容については、授業で得た知識や理解に留まらず、与えられた情報を整理、分析、判断、思考するなどの児童・生徒個々の知的能力の高まりをみることを主眼とした調査になっているように感じました。

また、学習環境や学習状況等についての質問紙調査も実施され、様々な要因と学力の相関など、各学校が自校の分析結果を踏まえて改善方策などを探ることができるようになっています。

このように、全国学力学習状況調査は、膨大なデータを裏付けとして、様々な示唆を与えてくれる貴重な調査であると認識しています。

4の②結果発表後の対応について、お答えいたします。

これまで本市では、児童生徒の主体的・対話的で深い学びを目指し、授業等で指導改善を図ることで思考力や判断力、表現力を伸ばすことに努めてきました。その結果、前回の調査結果は前々回調査より全教科で向上が見られるものの、授業では効率性などの課題が浮き彫りになり、まだ十分な成果には至っておりません。

そこで、習熟の程度を踏まえた個に応ずる指導の視点、考えさせる問題への取組、書く活動の充実など、今年度から新たな視点を取り入れた授業改善を図ろうとしているところです。

今後出される全国学力学習状況調査の調査結果の分析も踏まえた上で、曾於市学力向上プランに具体的な取組を盛り込み、より効率性の高い対応策を実施していきたいと考えています。

また、各学校の調査結果についても、学校ごとの課題を明確にして、課題の大きい学校については教育委員会も一緒になって、学校独自の対応策も検討していきたいと思っております。

以上です。

○16番（久長登良男議員）

それでは、項目ごとに質問をしてみたいと思います。

まず、1番目の道路行政でございますが、①番目の中で、答弁をいただきましたが、長雨が続きとこういう市のほうでも管理体制を整えながら、本庁・支所ごとに維持班が務めているということは拝見しているところでありますが、その中で長雨が続きと大型車が通る、1回目の答弁にありますように、同じところがいつも凹凸が激しくて、そしてまた自動車のタイヤの破損とかそれからいろんな傷が付いたりということで議会にも毎年のように補償問題が提示されますが。財部で見ても、同じ路線が出てくるんじゃないかなということで思っておるところであります。その対応というのも、すぐ晴れればいいわけですが、今年は7月の15日までが梅雨が長引くんじゃないかということで予想もされておりますので、今若干こういうふうな天気になっておりますが、今から先こういう形の中で雨が続きとそういう傷みが大分出てくるんじゃないかなというふうに思うわけですので、ここら辺りもいつもそういう凹凸が激しいところは抜本的な補修というか、そういう修理は考えられないのかなというふうに思うわけですので、そこら辺りを踏まえての見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○市長（五位塚剛）

基本的には市道の、また農道についても総合的に判断しながら随時凹凸の激しくなったところは部分改修をしております。また、産業道路みたいに大型トラック等がよく頻繁に通るところもそれは県の補助事業もいただきながら、オーバーレイをしながら何百メートルある形でのやり替えをしております。同じようなやり方で進めるしかないわけですけど、その長距離的にやるとなったらかなりの財政的な負担がありますので、随時状況を見ながら判断して、予算を立てていきたいというふうに思います。

○16番（久長登良男議員）

例を取って申し上げますと、1番傷みが激しいのはいつ行っても今、若干こっちで言うとかまげふせというかそういう形でされておりますが、その路線というのは十文字から正部に抜けるところの、正部側のところですね。茶畑の前いつもここは凹凸が激しいなというのが思っているところであります。

それと、新保団地ができておりますが、県境のところですが、ここも通ってみま

すといつものところが凹凸があつて、この場所はもう災害補償で4回ぐらい補償、宮崎県の方とか、あるいは、正部のところではそういう補償の対象者が毎年のように出ているなど思うわけですので、ここら辺りの抜本的な補修というか下地が悪ければいくらこうやっても、雨が降らないときにはきれいになっているようですが、雨が降るとやっぱり同じところが痛むなどというふうに思うわけですので、そこら辺りの全面的な補修というのも考えられないかなという。これはもうすぐはできませんので、計画に入れて、全面的な補修というのをしたらいいのではないかなというふうに思うわけですので、ここを再度お伺いします。

○市長（五位塚剛）

ただいま指摘がありましたように、よく舗装面が崩れるところは同じようなところが非常に多いところであります。特に、今の十文字線については、都城との関係もありまして、非常に大型の重量の車が頻繁に通っているようでありますので、市といたしましても計画的にこれはやっぱり改修しなければならないと思っております。当然、それと同時に、やはり下地の部分のそこがしっかりしておらないと、やはり表面だけ舗装をやり替えてもすぐにやられますので、その辺りも含めて検討はさせていただきたいと思ひます。

○16番（久長登良男議員）

今ありましたように、私もちょっと見ておったなら、ほとんどが都城の関之尾のほうへ抜ける大型車が非常に多いというふうに十文字線は。そういうふうに思っております。そういうことで、ぜひそういうものを検討していただいて、損害賠償補償の対象にしないようにもぜひしていただきたいと思ひていると。

それと、農道ですが、広域農道の場合は10号線を挟んで、末吉側は市道、財部側は農道ということになっております。財部側の人たちに言わせると、財部側の道路は非常に凹凸が激しくて、それで末吉側はきれいになっておるなどということを言われます。そういうことで、私もあそこを何回となく通ってみますが、農道の場合は市道と違って補助金はやっぱり同じようにくるはずだが、何で財部側の農道はそういうふうに悪いのかなというふうに言われるものですから。この路線も下地をやり替えんと、大型車両が頻繁にここも通っております。そういうことで、部分補修では大型の場合は、そう通っても傷みというのはないかもしれませんが。道路には傷みがありますが、車には傷みというのはないかもしれませんが、そこを通っている乗用車、あるいは軽なんかは非常にそういうのに入るとタイヤの破損とか、あるいはバンパーを傷をつけたり、そういう恐れがあるんじゃないかなと思ひわけでありまして、ここも全面的にはできませんので、傷んでいるところを全面的にこうやり替えると非常にそういう事故等もないんじゃないかなと思ひしております。

見てみますと、今回、金丸地域のところを全面的に補修をされておりますので、非常に走りやすいというか、そういう傾向にもなっておりますから、随時そういう計画に入れて、全線とまではいきませんが、年間定期的にする必要があるんじゃないかというふうに思っておりますから、その考えというかそういうものを定期的にそういう計画に入れるというふうにしていただければいいんじゃないかというふうに思いますが、再度この決意のほどをお伺いします。

○市長（五位塚剛）

この農免道路は、末吉町側は建設課で管理し、財部のほうは建設水道課、農道扱いで管理しているところでございます。そういう中で、道路としてはもう同じ道路でありますので、当然ながら建設課、また耕地課含めて事業としては取り組んでいるところでございます。

特に、財部のほうのトンネルが2か所ありますので、1か所につきましては、照明を全部取替をいたしました。もう1か所のほうも取り替えていきたいというふうに思います。道路の改修工事についても、今言われるように金丸地区をしましたので、それまた延長も含めて状況を見てまた計画を入れたいというふうに思います。

○16番（久長登良男議員）

今、市長のほうの答弁がありましたように、そういうふうにしていただければ、地域住民の方々もあそこは非常に農道という形で北校区の方々が牛の運搬とか大隅のほうに来るときの道路の幹線道路ですから、農道という形でありますので、農産物を運ぶのが農道ということで、これを開通するときに山中先生が開通式に来ておって、県の農政部長が来られました。その中で、挨拶の中でいろいろ道路のことを言われましたなら、それは農道やっで、そんな大型が通るところじゃないじゃないということも言われましたが、道路は開通すると便利な道路を全員通るわけですので、農道だから農産物、あるいはそういうもの農機具やトラクターとか耕運機が通る道路ばかりじゃないということに理解はしているわけですので、それに対応する道路の整備も必要だなというふうに思うところでありますから。

そういうのも理解をしながら大型車が通るということで、道路の整備は市道と同じようにしているということでもありますので、今後もそういうものに認識しながらしていただければ非常にありがたいというふうに思っておりますから、そういうふうにお願いというか検討していただきたいというふうに思っております。

次に、林道ですが、林道も非常に木が伐採されまして、林道という道路があっても非常に傷んでいたり、それで今度は山の中を通るものだからどこまでが林道なのかどうなっているのかということも非常に分かりにくいということも聞いておりますから。今、伐採するときの受付をされておりますので、その管理上も最後の管理を

していただいているというふうに思っておりますから、再度そういうものも研修をしながら最後の伐採が終わったときには、元の道路に復旧されることを要望、指導されているとは思いますが、されていないところもあるんじゃないかというふうに思うわけですので、そういう徹底した道路管理というのをしないと災害が起こりやすいというふうに言われておりますから、今後もそういうものを踏まえながら指示管理をしていただくことを思っておりますが。このことについての決意はどうか。

○市長（五位塚剛）

森林組合さんを含めて、林業関係の方が曾於市内の林道に入って、伐採をする場合は基本的には事前に届け出をしてもらって、誓約書を書かせております。当然、作業中に壊した部分については全面的に復旧をして返してもらうということも約束をしております。この間もたくさん市の道で、ちゃんと改修してもらいました。今後もこの基本的な考えは変わりませんので、事前の申し込みのときに、その辺りはまた指導しながら進めていきたいというふうに思っております。

○16番（久長登良男議員）

そしたら、2番目の河川管理についての①番目ですが、今、県河川については除去を随時していただいているところではありますが、河川というのは非常に今から先は碎石が溜まったり、それから流木が流れてきて、川をせき止めたりということがあるわけですので、それを防ぐためにも河川管理というのは非常に大事であろうというふうに思っております。

また、たまたま私が通告をした後に今度は県の総務部長に総務省から鹿児島県に外向された山本周総務部長は地方外向の経験を基に、地方財源の確保のため財務省と折衝を重ね、水害の未然防止に向けた地方債を使い、河川に堆積した寄り洲を除去する仕組みを構築したということと言われております。鹿児島県でも結構活用してもらっており、嬉しかったというふうに言われておりますが、このような記事が載っておりましたので、一般質問を通告をしてからこういうふうに載っておりましたので、大変いいことだなというふうに思っております。

そういうことで、県河川だけがこういう対象になるのかなと思って見ておるわけですが、市の河川も今、このような総務部長がおっしゃっておるこのようなことになるのかどうか、お伺いします。

○市長（五位塚剛）

この間、県の河川について県のほうと協議があります。そのときに私たち曾於市の河川においても寄り洲が非常に溜まっていて、除去していただきたいというお願いを何度もしてまいりました。そのたびに県のほうも予算をとってもらって、やっ

ておりますけど、この寄り洲だけは1回取ったらもう終わりということではありません。また、大きな台風やら大雨がくると、また寄り洲がいっぱい溜まってきます。そういう意味では本当に県のほうも大変だと思うんですけど、引き続きこのことについてはまたお願いしていきますけど。市の河川といいますか、それについてのどのように対応しているかというのは、建設課長から答弁をさせたいと思います。

○建設課長（園田浩美）

それでは、お答えをいたしたいと思います。

これまで寄り洲を除去いたしましたけど、過去5年間で6河川ほどあります。末吉でいいますと、川原谷川、それと大隅でいいますと、折田川、松田川、中村川、財部でいいますと大峯川、それから瓶台川という形で寄り洲除去をしたところでございます。

以上でございます。

○16番（久長登良男議員）

これは、地方債の適用になるかどうか、お伺いしますが。調べていないですか。

○財政課長（上鶴明人）

今議員からありましたのは、おそらく緊急浚渫推進事業債だと思います。この事業債につきましては、令和2年度から6年度まで5年間という形で作られた地方債でございます。これにつきましては、市のほうにも計画に基づいた事業であればその起債の対象にできるという形で出てきております。ただ、昨年令和2年度ですが、大きな災害等がございました。その関係で、建設課とも協議をさせていただいたんですが、やはりとてもじゃないけど、そちらのほうにということでは事業着手ということではできませんでした。これにつきましては、今建設課とも協議しながら計画に挙げながら、この起債が適用できる部分については適用していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○16番（久長登良男議員）

今さっき市長からありましたように、県河川も寄り洲が溜まる場所はやっぱり同じ箇所ですね。私が見ているところでは。財部の場合、前川、後川ではあっても。そういう形でありますので、それも上流の市河川、そういうところのやっぱり整備というか、そういうものをしないとやっぱり下流に流れてくるわけですので、上流もしないといけないのではないかなということこういうふうに通告をしたわけですので、たまたまこういう総務部長がそういうのを地方債が適用されるということでありましたので、伺いをしたところでもありますので、計画を立てながら。

今、信頼がというような形で私は思ったところですが、これは悠久の森のほうか

ら大川原から上のほうですから、流木が非常にあったり、上のほうは水が流れん時期もありますが、もう一時すると流れる時期もありますが、非常に観光資源のところでありますので、流木等の除去も大事かなと思うところでありますので。そういうものを使いながら、計画的にさせていただくことを期待いたしまして、次の質問に入りますが。

②番目のパトロール実施と同じような感じですが、それを踏まえて速やかな対応をしていきたいということでありましたので、これは建設課、あるいは耕地課職員だけで対応ができるのかなと思ったり、こういうところは地元の人たちの応援ももらわないかんわけですが、その道路の場合は建設業が台風とかそういうときには地域を担当して、その担当の建設業が把握されて、市のほうに報告をされていると思いますが、このパトロールは市の職員だけでできるものですか。あと、そういう建設業に依頼して、この時期だけはこういう対応をする考えはないのか、お伺いします。

○市長（五位塚剛）

末吉の大淀川は地元の方々の協力をいただいて、大淀川の河川守る組織みたいなものができておりました、状況を変化があったら報告していただいております。

また、ほかの河川につきましては、市の職員でパトロールをしながら、また、道路維持班もありまして随時やっておりますけど。

また、市民の皆さんたちからいろいろ情報を出していただいております。その情報が来たらすぐに現場に行って、対応策を検討しておりますけど。引き続き同じような形でパトロールは強化したいというふうに思います。

○16番（久長登良男議員）

そういうことを大いに期待いたしております。

次に、3番ですが、選挙対策についての質問で、第1回目の答弁をいただきました。4年間の間に大分投票率が下がったなというふうに思っておりますが、この要因は市長、何にあると思えますか。

○市長（五位塚剛）

選挙のたびの投票率というのは、やはり国政選挙と1番身近な市議会議員選挙、市長選挙とすると、国政選挙のほうは投票率が非常に低くなっております。それはやはり市民の中でも国政となるとちょっと遠い感じを受けられるのかなというふうに思っております。

また、若い人の投票率がやっぱり落ちております。そういう意味では、若い人の関心をどのようにしていくかというのも1つの大きな要因だろうと思っております。そのために、選挙管理委員会がありまして、それなりの対応をしておりますけど、

非常に苦慮しているのが現実でございます。

○16番（久長登良男議員）

今、私は市長選挙と市議会議員との比較で質問をいたしたわけですが、この選挙でも大分以前からすると下がっているなというふうに思っております。今年は市長選挙、国政選挙も必ずこれはあるわけでありますので、これは市議会議員選挙ということで、非常に選挙の当たり年というかそういう巡り合わせが今年は選挙になっているなというふうに思うわけですので。

その対策として、今度投票所の一部変更がなされているようですが、曾於市で5か所ですね。5か所のされた経緯というか、財部の場合は長年財部中央公民館から財部保健福祉センターに変わっております。末吉中の総合センターから末吉町の中央公民館。あとは、櫛小学校の体育館から櫛の図書館ということで、諏訪も同じ諏訪とか深川、同じ場所での投票所の移動かなというふうに思うわけですが。財部の中央公民館と末吉町の総合センター、これが場所が全然違ったところに移転するわけですが、これはどういうことでこのようにされたのか。財部の場合は長年中央公民館で、もう選挙となれば中央公民館という町近辺の人たちはそういうふうに思っておるといふふうに理解しておったわけですが、保健福祉センターに代わった経緯等があればお聞かせしていただきたいと思っております。

○財部支所長兼地域振興課長（荒武圭一）

それでは、私のほうから財部の第一投票所になりますけど、中央公民館から保健福祉センターへの変更ということでございます。本年度、中央公民館のほうの耐震工事が入るといふようなこともありまして、最初になりますけれども、今度の市長選挙の段階から保健センターのほうに投票所を変更しようということで考えたところでございまして、駐車場の数、それから入り込みの便利さという点からも保健センターのほうに変更をしたところでございます。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

そのほかの投票所について御説明申し上げますが、まず末吉の中央公民館、総合センターにつきましては、末吉中央公民館を使えなくなりましたので、昨年7月の選挙の折には総合センターを一時使ったということで、今度新しくできました末吉中央公民館のほうに戻したという表現が正しいかどうか分かりませんが、そのようにしたところでございます。あと、深川、あるいは櫛につきましては、小学校の体育館を投票所としておりました。本市で行われる選挙、それから国政選挙も真夏に行われるのが非常に多くございます。ですので、体育館でありますと非常に熱がありまして、当然投票に来られる方もございますが、立会人をされる方、12時間立ち

合いをされる方も非常に大変というところで、可能な限り空調設備のあるところに変えようということで、今回憶小学校、深川小学校についてはそのようにしたところでございます。

諏訪につきましても、前は諏訪小学校でございましたが、前はほかの場所、公民館、研修センターのほうにしましたけど、そこは非常に狭いというところもありましたので、今回その後ろのほうの建物に変えさせていただいたところでございます。

以上です。

○16番（久長登良男議員）

大体理解はいたしたところではありますが、財部の中央公民館は耐震度調査が終わればまた元に戻す考えですか。再度お伺いします。

○財部支所長兼地域振興課長（荒武圭一）

本年度耐震、来年度に改修の計画もあるというところでございます。今回保健センターのほうで本年度は行いますけれども、この状況等を考えながら、次の投票所をどこにするかということも検討していくことになると思います。

○16番（久長登良男議員）

私は高齢化が進んできているから、こういう5か所のところは高齢者に優しい投票所にされたのかなというふうに思っておったところではありますが、それではなくて、財部の前の耐震度、あとは末吉は総合センターから新しく末吉中央公民館ができたからそっちに移動した。ほかのところは空調関係での暑さ対策というそういうものの変更というふうに理解すればよろしいわけですね。

選管の委員長がせっかきやっただすからお伺いしておきますが、投票率アップという形から、選管での何か対応策というのは検討されたことがあるのかどうかですね。いろんなところに研修も行かれたこともあるんじゃないかなというふうに思っておりますが。そういう研修を踏まえて、あるいは、曾於市の投票率アップに何かそういう考え方があればお聞かせいただきたいと思っております。

○選挙管理委員会委員長（澤 律雄）

投票率につきましては、どこの選管も非常に悩んでいるようなところがございまして、選管といたしましては、投票率を上げるために、従来は市報であったり、あるいは自治会の回覧板であったり、今はFMラジオですかね、そういうところで啓発を行っているところでございますが。今回の市長選挙から移動式の期日前投票を曾於高校でも実施したいと考えております。市長選挙で見込みですが、対象が36人、それから市議選で76人の対象者がいるんじゃないかと思っておるところでございまして、曾於高校での期日前投票ですかね、それを実施していきたいと思っております。

す。

それから、今回の市長選から選挙の広報ですか、選挙の広報を作成して有権者に配付する、そういう形は考えておるところでございますが、今まで合併いたしまして、最初は有権者の関心が高かったと思うんですが、それが4回選挙を重ねてまいりまして、段々慣れてきたせいとか投票率が若干下がりつつあると。そういうことでそれを投票率、関心度を上げるためにこの選挙の広報ですかね。これは与えられた枠の中で立候補者自身がアピール政策ですかね、そういうところを作っていただいて、そのままを掲載するという形でございます。そういうことで、広報を出すことによりまして、有権者の関心が少しでも高くなって行って、投票率が高くなっていけばなと。一応思っておるところでございますが。

投票率につきましては、全体を見ましたときに、若い世代の投票率が非常に低くなっておりまして、今県の選管等で今やっておるのが、学校に出向いての選挙の出前授業ですかね、そういうところやっておるところでございますが、今後は若い世代のうちからこの選挙の大切さを教えていくような、そういう出前授業に重点を置いていってもいいのかなと、そのように考えておるところでございます。

以上です。

○16番（久長登良男議員）

若い人たちの投票率アップということで、高校生は曾於高校の場合は出前投票をされれば、私は相当上がるんじゃないかなというふうに思うわけでありまして。あるいは、高齢者の方々でもう投票に行きたくても行けないという人が段々出てくるんじゃないかなというふうに思っております。というのは、高齢化が進んできて、平均寿命が長くなってきておりますので、もう寝たきりとか入院されているという方々は行こうと思っても行けない、もう自分でそういう意思表示ができない人もいるんじゃないかなというふうに思うわけですので、投票率は下がってきたのかなというふうには理解はいたしておりますが。

あと、高校生でない若い世代、それをいかに投票に結び付けるかということが大事であろうというふうに思うわけですが。その1つとして、紹介をしてみますが、鹿児島市がこのようなカードを発行して、投票所のところで投票された方にはこのカードを差し上げて、それで今度は鹿児島には県内の焼肉のなべしまと提携して、ここでこのカードを持って行くと無料で食べられるものがあるということで、こういうことをすると若い人は行くのかなというふうに鹿児島市がしておりますから、そういう投票率アップにつながったのかなというふうには思うわけですが、若い人達の投票率アップには1つの方法としてはいいのかなというふうに思うわけですが。これは令和2年7月の12日の知事選挙に使っております。それと、11月の29日の鹿

鹿児島市長選挙にもこういうものを使っての啓発を促して投票率アップを鹿児島市は行っているようです。

曾於市でこれを同じようなことをということではないですが、こういうのも1つの方法かなというふうに思うわけですが、これに対して市長でも選管の委員長でもいいですが。予算も伴うわけですので、考え方だけをお伺いしておきます。これと同じということじゃありませんが。そういう考え方があれば。

○市長（五位塚剛）

そのことについては、私たちも参考に検討はいたしました。今回そのことについて予算化して取り組むというところまではなっておりませんが、いろんなやり方があるなというふうに思っております。やっぱり市民に選挙の大切さを知ってもらうために、また、投票所に足をちゃんと行ってもらうというのもこれは選管の役目がありますので、また引き続き、そのことについての議論をさせていただきたいというふうに思います。

○16番（久長登良男議員）

投票所がだいぶ14か所ですかね、1番最初からすると少なくなっておりますので、出前的にバスですか、選挙をする今までやったところを巡回的に14か所回るというふうに聞いているわけですので、それも時間帯ですので、いい時間帯に巡り合ったところは投票率が上がるかもしれませんが、非常にそのときに天気がよかったり雨が降ったり、いろいろ気象条件もあると思いますが、忙しいときであるとそこに近くても行けないというのものもあるし。そういう形で投票率が下がったのかなということも思っているところではありますが。そういうのを踏まえて、十分検討しながら投票率アップにつなげていただければいいというふうに思っております。特に、今年は衆議院議員選挙がありますので、衆議院議員選挙の投票率が非常に下がるんじゃないかなというふうに懸念されますので、そこらあたりの啓発というのを十分取っていただければいいのかなと思いますが、このことについて何か御意見があれば答弁をしていただきたいと思いますと思っております。

○市長（五位塚剛）

全体的な選挙では国政選挙のほうが投票率が低いというのはもう事実でございます。今年は衆議院議員選挙は必ずありますので、やはり市民にも国政のことについても関心を持っていただいて、大切な自分の権利を果たしていただけるように選管としても引き続き啓発をしてまいりたいと思います。

○16番（久長登良男議員）

そしたら、次の教育行政ですが、1回目の答弁を教育長のほうでいただきました。私はこの通告するときに私の知っているところについて、話しをしようと思ったら、お

まえんげえの息子さんがもう大学を卒業しやっただけえという話をしよったら、いや、あたいげんた大学院に行ったちょひどという話から、それなら曾於高校は非常に優秀やなということを言われたもんですから、どういことが優秀かなというふうにいろいろ話をしよったなら、その大学の教授がたまたまその審査に出席できないということで、あたいげん息子が審査に行ったということも帰ってきて話をしたということで、いろいろ話をされたわけで。その中で、話しを聞いてみると、曾於高校が科学部で九州大会で最優秀賞を獲得したという、そのときの審査だったかその前の審査だったかよく知りませんが、そこまでは聞いていませんが、その話で聞いていると、非常にいろんなことに対して曾於高校も頑張っちょったんやなと言われたもんですから、今度のこのテストがありましたので、一斉テストに鑑みまして、質問を通告をしておったわけですが、そうしておったところ、いろんところの私なんかも議会のほうで秋田のほうが非常に学力が優秀だということであそこにも行きました。それでまたいろんそのこの県のやり方というのものもあるわけですが。

1つの例を申し上げますが、小学校の若い先生が先輩から真心をもって尽くせば、子供たちの姿が一風の名画のように見える瞬間が必ずくるよというふうに先輩の先生が言われたそうです。若い先生は3年間担任として同じクラスを受け持つことになったということで、当初は課題が山積みだったが、クラスになじめない子、学校に行けない子、何とかしなければと焦りもがく日々が続いたということを言われています。そんな彼を支えたのが、先輩が先ほど私が述べた言葉であり、卒業式までに全員が笑顔で通える学級を目指そうということで、一人一人の健康と成長を真剣に考え、どんなときでも明るく接し、よく話を聞くように心がけたという、この若い先生はそのようなことで3年間同じクラスを持たれたそうです。そして、今度は卒業式に卒業式の日には教室に広がる児童たちの笑顔は名画のように美しかったと言われております。そういう先生がたくさんいらっしゃるところが学力向上にもつながっていくのかなというふうに思うわけですが。このことについて、教育長の所見が、今私が述べたことに対して、何かあればお聞かせをしていただきたいと思います。

○教育長（瀬下 浩）

今話を聞いて、まさにその通りだなと思っております。私も実は第1回の全国学力学習状況調査、私、県の担当者でしたので、それが終わった後秋田県にすぐ行きました。そして、秋田県の中で、県の説明もなんですけど、一般の先生方のいろん会議に参加させてもらって、つくづく感じたことがその先生方何で秋田の学力がこんなに高いんですかねという話をしたら、子供たちが真面目なんですよって。本当この子供たちはいい子たちですよって。宿題出せばみんなしてくるし、我々

の指導に従ってくれて、いろんなことを頑張ってくれるからという話をされたんですね。ところが私もいろんな先生方の話を聞く中で思ったことは、先生方が素朴で真面目なんですね。自分の時間がどうこうということなく、協力体制がすごいです。ほかの先生方が責任をもって、いいよ、私がするよというような体制ができていて、非常に素朴な先生方。今言われたように自分の預かった子供たちに対して非常に責任を持ってやられていると。それに尽きるんじゃないかなと。最もいろんなやり方があります。学力を上げるためにいろんな点があると思いますけれども、まず、いの一にはやっぱりそういう先生方の姿勢というのは大切だというふうに私も思います。

○16番（久長登良男議員）

たまたまこういう通告をしたところ、今日の新聞にも顔に載っておりましたが、文科省にも出向された方、県の義務教育課長に加藤という人が赴任されておりますが、この人もこのように言われておりますね。地域社会全体で取り組む仕掛けができないか、知恵を絞るつもりであるというふうに結びに出してあります。それでまた、この新聞にも、このテストが過剰な競争を招かないように配慮も求めているということで、そういうのも言われておりますので。何を言いたいかと申し上げますと、私は地域でこういう田舎というか、都会でありますと学習塾とかいろんなそういうところで勉強詰めで成績はいいかもしれませんが、ノーベル賞をもらった鹿児島県出身の方も田舎育ちのようですが、そういうことで曾於高校もこういう科学的な研究をする生徒がおれば、将来的には小学校、中学校で基礎教育がしっかりしておれば、曾於高校を出てノーベル賞をもらう人が出たらへんどかいというそういう話を聞いたときに、夢まで思いました。

そういうことを実現するためには曾於のやっぱり教育委員会が音頭を取って、学力向上を進めるのが大事であろうというふうに思いますので、次に申し上げますが、昨年の国連児童基金の調査によれば、子供が幸福感を得るには経済的豊かさや身体的健康の度合いだけでなく、精神的な充足の影響が大きいという。周囲が1個の人格として尊重し、向き合う姿勢をもってこそ、子供は幸福を実感できるのではないのでしょうか。このようなことを前提で、この学力向上につながっていくのではないかなという私なりに思うところですが、これに対して教育長はどう思われますか。

○教育長（瀬下 浩）

今言われたことで本市のほとんどの小学校なんですけど、自己肯定感というのを非常に大切にしております、自分にやはり自信を持つ、それが学力にもつながっていくんだというような考え方を持っております。そのための、先ほど義務教育課長の話にありましたけど、仕掛けをしていかなきゃいけないという話なんですけれ

ども、こういう話。その義務教育課長が最初に来られたときの感想が、鹿児島県の子供たちは授業が分かるという反応は高いんです、非常に。ほかの県に比べて。非常に分かるというふうに子供たちは応えている。にもかかわらず、学力はあまり高くない。なぜだろうというところで、先ほどの仕掛けの話ですけれども、目指すところがちょっと違っているということですね。今の授業の中では、授業の中でこのことが分かればいい、教科書に書いてあるこのことが分かればいい、このことは分かった、このことができた。もうそこで終わってしまっている。そこだけに集中している。ところが、中には子供たち一人一人見ていくと、かなり違いがあるんですね。もうすぐに分かる子供もいればいろんな子供がいるわけですね。

です。そこにターゲットがあるのじゃなくて、全国学テのいわゆる、よく読んで、情報を分析して、判断するという部分がなければ、単にあの問題を見られたら分かると思いますけど、単に学校で習ったことの知識だけでは解ける問題ではないんです、あれは。そういったところを高めていくためには、今言われたような子供たちの意欲とか自己肯定感とかそういったものを育てていかなければそこは育っていかないということで、大変重要なことだと私は考えております。

○16番（久長登良男議員）

最後にお尋ねしますが、曾於市の小学校、中学校で不登校という人が小学校で何名ぐらいいるのか、中学校で何名ぐらいいるのかお伺いします。

○学校教育課長（平 千力）

お答えいたします。

不登校でございますが、1番多かった年は平成21年の43人ということがございましたけれども、昨年度は31人というふうになっております。本年度はまだ5月ですけれども、不登校というのは30日以上欠席というふうに考えております。その中で今年度は11人というふうになっております。小学校はちなみにおりません。中学校が11人です。

○16番（久長登良男議員）

不登校をなくすることによって、学力向上もつながっていくんじゃないかなというふうに思うわけですので、ぜひそういうのにも力を入れて子供の教育のために頑張っていただくことを御期待申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（土屋健一）

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時12分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第4、迫杉雄議員の発言を許可いたします。迫議員。

○18番（迫 杉雄議員）

18番議員、迫です。私は、今定例会の一般質問におきまして3項目を9点の要旨で市長並びに教育長に質問いたします。

まず、今日におきまして昨年1月から新型コロナウイルスの感染拡大が続いており、収束の見通しが見つからないことは、地域の文化・経済の変化もさることながら、新しい生活様式が国民に定着する様子もなくかかっていることでもあります。

まず、通告の1、デジタル化改革6法案が公布されて、9月1日から施行されますことで、①の本市の対応はどうか、並びに市長の見解を伺います。

次に、②であります、行政機関、民間独立行政法人の三つが個人情報保護法が一元化することによる地方公共団体は、国の基準に適合した情報システムの利用を自治体に義務づけることとなるようですが、必要な対応はどうか伺います。

次に、③デジタル改革により、地方行政もマイナンバーとの関連も促す仕組みが設けられていますが、まず現在の交付率はどうか、今後の交付率アップに対応することはどうか伺います。

次に、④であります、今後デジタル改革を進めることにより、便利で簡単な市民サービスを提供するために、デジタル改革推進による取組はどうか伺います。

関連的な質問になりますが、次に質問項目を変えて、本市における令和2年3月第3次地域情報化計画について、①現在までの取組、進捗状況はどうか伺います。

次に、②の計画にありますサイバー空間と現実空間が高度に融合する時代を示すSociety 5.0について、今後、市政発展に向けてはデジタル改革が進むことで地方情報化計画の推進に対応すべきと考えますが、コロナ禍であることも併せての見解が必要であります。市長の見解を求めます。

③については、国連が掲げている17の目標、持続可能な開発目標について、今後の市政発展を見据えて本市はどのような貢献ができるか伺うところであります。全国的にはそれぞれの自治体が取り組んでいるようです。

次に、3項目の教育施策について、①コロナ禍を通じて学校・家庭・地域の連携の教育はどうか。学校教育についても、コロナ禍が2年目に入り、現在のところ収束の見通しはありません。地域ではあらゆるイベント・催しが中止されてい

るが、教育行政要覧等を見合わせながら教育施策の方向性について伺います。

次に、②ICT教育環境の整備において、パソコン・タブレット端末の活用で各学校での児童生徒、また、各学校に格差が生じてないか状況を伺います。

2回目には、2回目からは9月入学の議論もされてないか伺います。

以上で、壇上からの1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

迫議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

質問事項の1と2については、私が最初に答弁いたしますが、質問事項の3については教育長に後から答弁させます。

1、デジタル改革関連法の施行についての①本市の対応についてお答えいたします。

デジタル関連法案の成立により、国は、デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない人にやさしいデジタル化を目指しています。このことに伴い、市民の皆様身近な行政サービスを提供する地方公共団体に対する手続のオンライン化の加速をはじめ、地方公共団体のデジタル化が急務であり、国の行政機関、地方公共団体共に多分野での集中的な取組が求められることとなります。

本市においても、国の施策や法改正の趣旨を基本とし、市民の皆様にとって、分かりやすく優しい、自前のデジタル化を進める必要があると考えており、今後、様々なデジタル技術を活用して、市民の皆様の利便性向上と行政の効率化を図ってまいります。

1の②地方公共団体情報システムの標準化を推進するための必要な対策について、お答えいたします。

住民基本台帳、個人住民税、国民年金、生活保護など、自治体の主要な17業務に対して、国が標準仕様を定め、それぞれのシステム業者等がその内容に沿って要件を満たすシステムを開発し、自治体はそのシステムを導入・運用する流れであり、原則、令和7年度末までの実施を目標としています。

市としては、可能な限り有利な補助事業を活用し、早期導入を図っていきたいと考えております。

1の③本市の交付率、また、交付率をアップするための対応について、お答えいたします。

令和3年4月30日現在において、曾於市は交付枚数7,652枚、交付枚数率は21.55%です。

また、交付枚数率をアップするための対応については、申請の場を増やすことに

より、交付枚数率のアップを図りたいと考えております。

1の④便利で簡単な市民サービスを提供するための取組について、お答えいたします。

国の施策に基づいて、行政手続のオンライン化、業務の効率化など、スマート自治体を目指して、市としてのデジタル化計画を策定するため、今年度より室を設置し、係の名称変更と職員の増員を行い、各種情報の収集等に積極的に取り組んでいるところであります。

2、第3次曾於市地域情報化計画についての①計画の進捗状況について、お答えいたします。

地域情報化計画の目的は、市民サービスの向上を図るため、地域社会と一体となってICTの総合的な活用を行うことを目指しています。

特に、今後のICT発展のために情報通信基盤を確立する必要があり、地域情報化の基礎となる光ファイバー整備につきましては、令和3年度中に市内全域を網羅する予定で事業を実施しております。

2の②コロナ禍の中、Society 5.0をどのように目指していくのかについて、お答えをいたします。

Society 5.0とは、政府が科学技術基本法に基づき策定する第5期科学技術基本計画において国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されたもので、仮想空間と現実空間を高度に融合させ経済発展と社会的課題の解決を両立する人間社会とされています。

市としては、最先端の行政サービスの向上に取組たいと考えているため、基礎となる光ファイバー網整備を最優先で取組たいと考えております。

2の③SDGsに対しての本市の取組について、お答えをいたします。

地域情報化計画におけるSDGsの取組は行っておりませんが、第2期曾於市総合戦略における重点プロジェクトの18施策のうち、16施策についてはSDGsの指針に沿った事業を展開しているところです。

あとは教育長が答弁をいたします。

○教育長（瀬下 浩）

3、教育施策についての①コロナ禍の中、学校・家庭・地域の連携及び地域のイベント等の今後の見通しについてお答えします。

本市においては、小規模校も多いことから、学校運営には、地域や保護者の協力が欠かせないものとなっております。コロナ禍においても、学校と地域が連携した行事や取組について、何がベターかを学校、家庭及び地域の三者で協議しながら進められてきているものと認識しております。

近年、学校応援団のように地域が学校に協力するだけでなく、学校も地域に協力するなどの双方向の連携が叫ばれています。

このようなことから、今年度より地域や保護者の意見を学校運営に反映させるコミュニティスクールの取組を市内大規模6校においてスタートさせました。この取組は次年度以降、順次、ほかの学校へも広げていきたいと考えております。

次に、地域のイベント等につきましては、それぞれの実行委員会等で協議され、実施の有無や方法等が決定されると思いますが、今のところ情報を得ておりません。

3の②パソコン・タブレット端末の活用について格差は生じていないかについて、お答えします。

本市では、全ての小・中学校において、校内での高速通信ネットワークを整備するとともに、全児童生徒分のタブレット端末を配備しております。

今年度に入り、管理職研修会や教職員対象の研修会において実際に端末を操作する研修を行ったり、ICT支援員等が学校に出向いて活用法を示したりして具体的に指導を行ってきており、徐々に授業等での活用が進んできております。

まだ緒に就いたばかりですので、学校規模等によって活用の頻度に多少の差はありますが、今後、どの学校でもタブレットを使って、考えを発表する場を設定したり、個別に取組が可能なドリル学習を導入したりすることで、どの学校でも同じように学習ができるものと考えており、学校間の格差解消につながるものと考えております。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

1回目の答弁をいただきましたが、補足的な質問で答弁を求めたいと思います。

まず、デジタル改革ということですが、デジタル改革について情報化の目的、社会、地域と行政一体となってICTの総合的な活用ということで、特に言いますと、今後このICTの社会、デジタル社会が急激に進むと思います。その中で通告に出しました地域の情報化計画と、これとを照らし合わせながら、9月以降の取組について施行されれば、どのような内容が内閣・政府から来るのか、我々が目に入るのは、もう今答弁された内容、質問する内容しかありませんが、極端なデジタル化が進むとすれば国からの待ちだと思えますけど、そういうことについての見解を求めたいと思います。

○総務課長（今村浩次）

それでは、お答えをいたします。

今、議員がおっしゃいましたとおり、まだ法案が、デジタル関連6法案が成立したばかりでございます。現時点で、国のほうからあるいは総務省から内閣府から通

知が来てるわけではございませんので、我々もこういう概要版でしか今見れないところでございます。

今後、9月1日にデジタル庁が設置されるということはもう決まっておりますので、今後、今後、今月、来月に向けていろんな通知が来るのではないかと考えております。

先ほど市長がお答えいたしましたように、今後、集中的な取り組みをしていかなきゃならないという状況になると考えております。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

今課長が答弁された状況というふうに考えますが、やはりまだ国から何の連絡もないから足踏みするわけにはいかないし、今端的に言いますと、本市の取組として考えられますことです、デジタル化統括本部なるものを設置するということから始めるべきじゃないかと思いますが、そのような議論か対応は進んでないのかです。俗に言う曾於市としての統括本部を置けば、その次の段階での予算的な配分、いろんなものが出てくるんでないかと思いますが、そういう議論はされてないですか。

○市長（五位塚剛）

先ほども答弁いたしました、国がそういう方向で動いておりましたので、4月の職員の配置換えの中でも、電算化のところではデジタル化対策のための職員を増員して対策を今始めたところでございます。

○18番（迫 杉雄議員）

今始めたところと、今後のにらみということで議論するんですが、やはり今申しましたように、デジタル化推進に対しては、まず大きな予算的なものをおくと、予算、それから組織的な対策で、人材も今対応中ということですが、予算的なものについては、当然、市長がトップダウン的に方向性を考えなければいけないわけです。

ですから、私が今、デジタル化統括本部なるものは考えてないのかと。ただ9月以降、今年度中に来た分だけをやっていくのか。できれば曾於市において、そういうふうな対応で進むべきじゃないかと思いますが、他の自治体をいろいろ検索しますと、もうそういうところにも着手してますし、首長がトップになってると。

今申しましたように予算的なものやら、組織・人材的なもの等はやはり首長の判断で動くわけですので、自らそういう本部長的な役割をするべきじゃないかと。そのためにはそのような計画を本部設置を考えるべきじゃないかというのが質問ですが、再度、状況並びに今後の狙いをお伺いしたいと思います。

○市長（五位塚剛）

総務課長が答弁をいたしましたように、国のほうでは、このような形で決定されましたけど、具体的な中身について全くまだその方針が示されておられません。当然

ながら国が何を求めているのか、行政に求めているのかというのをしっかりつかんだ上で、今後の市としての役目、対応は当然ながら検討しなきゃなりません。

今でもいろんな電算のシステムについて少しでも改善しようと思ったら、全部そのシステムをしている取引先に随時お金を払ってやってる状況があります。そういうことを含めて、国がどういう形での支援をするのか、十分見極めた上で今後の対策は進めていきたいというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

今後の対策は、やっぱりこうやって議論するという事は、私たちは議員として議会としてこの場しかないわけです。やはりいつも出ることですが、やっぱり当局と両輪のごとくということでも市の発展を目指さなければいけないわけですが、議論的には大いに我々議会側も議員側も議論をすべきであると。執行部が計画したものをい出されて、そのまま追随型ちゃうのは、今の世の中ではどうもそぐわないし、我々も議会として議員として追随型の議論をしてたって話にならないです。やっぱり全国的、国際的に見渡して今後のデジタル化の推進を図るべきだと。急ぐべからずという言葉もありますが、やっぱりもうこの世においてはそのぐらいのスピード、今回のいろんな国の法律が施行されるとなると、やっぱりそのぐらいの気概を持たなきゃいけないと思いますし、また一方、その話をすれば個人情報保護条例をやはり変わっていく、その中にすれば我々はなかなか議論する立場がありません。従来の個人情報の対応でいけるものであれば、企業とか民間もそれなりの、やはり情報を盗むということ等の例も挙げられるわけです。だから、議論は議論として進めるべきじゃないかと思います。

対応としては、②のほうで個人情報保護法の一元化についての見解を求めたいと思います。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

今先ほどの質問の中で個人情報、個人情報保護法の一元化の話がございましたが、民間事業者が対象の個人情報保護法、それから国の行政機関が対象の行政機関個人情報保護法、独立行政法人が対象の独立行政法人と個人情報保護法、これをこの三つを一元化して個人情報保護法にまとめると。いずれも個人情報保護委員会というのが国のほうに設置されておりますが、これが一括して監督をする体制となるというふうになっております。このことにつきまして、詳しいところまでは聞いておりませんが、各自治体がそれぞれの定義、それぞれの考え方で取り扱っている個人情報、これが問題となっておりましたので、今後、共通ルールを法律に規定いたしまして、ガイドラインを作成、指針は作成されるというふうに聞いております。

ので、その指針、ガイドラインに準じて曾於市としても対応していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

総務課長の答弁をもらいながら、やっぱりそのように進めるべきことは端的に進めると。やっぱりこう船というのは乗り遅れたらやっぱり、それこそ市民としても、議会としても、やっぱりこう元気も出ないと。世の流れに、船に乗らなけりゃいけないなというふうに思いつつ議論をしているところです。そういう類のものを議論として受けてもらいたいと思います。

次に、③ですが、答弁がありました。肝心のデジタル化については、まず一番手前に来るのがマイナンバー、市民・国民のマイナンバー交付です。ここに答弁されたのが21.55%ということです。私、3月にも同じようなマイナンバーカードについてを取り上げて質問しましたが、その後3か月たって若干上がっていますね。けど、できますなら、令和3年度がスタートした以上は、また国の世間の動きが活発といいますか動き始めておりますが、この交付率はどうしても上げなければ7,652枚という数字は市民の5分の1というふうに受け取りますが、これについて、まず今後の施策の進め方と兼ね合せて市長の見解を求めます。21%をどのように受けているのかです。

○市長（五位塚剛）

マイナンバー制度につきましては、国が進めているわけでありますが、現在は市民生活の中でマイナンバーのカードを利用しないと生活ができないという状況でありませぬので、当然ながら市民の意識としては取得をするまでなっていないのが現実だと思います。

今後は、国の制度はどんどん変わっていきますので、その動向も見ながら市民には取得しやすい環境作りというのが必要でありますので、また対策は練ってまいりたいと思います。

○18番（迫 杉雄議員）

取得しやすい環境をということで質問もしますが、端的に言いますと、先ほどから申しますように、このデジタル化関連法案については、このマイナンバーはひもがついてるように、この辺りから我々市民・国民は、今後のデジタル化に乗っていくんだと、もうはっきり言えるんじゃないかと思えます。

そういう意味からマイナンバーを活用した事業は何か答えられましたが、特に健康保険証の利用開始とか、医療の情報確認とか、こういう点はもう即出てくるんじゃないかと思えますし、私が確認してる数字ではないんですが、去年の10万円の特

別給付等も全国的な流れによると、やっぱりマイナンバーカードの利用でも特別給付金がスムーズにいったというような自治体もあるし、そこら辺りは全然こう耳にしないわけですが、今後やはりコロナ禍をとおしてそういうふうな国からのいろんな給付的なものは、マイナンバーは優先するだろというふうに受け取っております。市長はどう受け取ってるのか分かりませんが、今までの行政の流れとしてやっていくのと、やっぱり国の流れ、法の施行に沿っていくのとはやっぱり社会的に人間社会のことですので、やっぱり違ったものになっていくと。俗に言う我々地方の住みよい環境の曾於市、また都会の、大都会のごみごみした東京の行政とは若干違うと思いますが、やっぱり格差を是正するためには都会も地方もないというふうに考えます。

ですから、やっぱり都会に、都市部に差をつけられないように頑張っていかなきゃなと思います。どうしてもマイナンバーカード、もしくは市民の交付、これに関しては慌てる必要はないという市長の見解ですか。

○市長（五位塚剛）

国のコロナ対策で、隣の都城市はマイナンバーを使った対策事業をされまして、マスコミでも報道されましたけど、一方ではかなりの問題も発生したようでございます。ですから、マイナンバーカードについては、基本的には国民一人一人の考え方もあると思います。

今後、このマイナンバーを活用した事業は、どのように正確に伝えていくのかということ自体が、まだ私自身も含めてしっかり受け取っておりませんので、それは当然ながら今後の状況を見ながら、個人情報本当に漏れないのか、また、カードを落とした時にそれが悪用されないのか、また、今後お年寄りがマイナンバーカードをうまく利用できるのか、非常に大きな課題があると思っております。そういう意味で行政として一定の支援はしたいと思っておりますけど、状況をやっぱり見ながら、推移を見ながら、また国の指導を受けながら進めていきたいというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

マイナンバーカードに固執する質問、議論等は言いたくないんですが、やはり今後の行政の対応はマイナンバーカードで動き始めるんだという、この必要性はどう捉えますか。義務なければ強制もないから、市民の取得交付は自由だと、その一点張りですか。けど、逆に言ったら、やっぱり行政の簡素化とか、行政のいろんな目標に沿ったマイナンバーカードの取得交付になるということですが、そこら辺りの見解はどのように受け止めればいいですか。

ましてや今後の、言葉で言うワンストップサービスとか、いろんな角度から言えばマイナンバーカードはもう希望、もしくは義務でない。曾於市においてはそれに

はそれなりの対応しかしないというふうに受け取りますか。もう一回答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

市民の皆さんたちが窓口に来られた時に当然それなりの相談事があって来られるわけでございます。それについては市の職員は十分な対応をしてみたいと思います。

その時にマイナンバーカードを持ってなければ住民サービスを受けられないというような、そういうことは当然あってはならないし、それはなくても住民サービスを受けることは十分できますし、そのための対策を進めているところでございます。

○18番（迫 杉雄議員）

十分な対応は職員次第でできる、当然しなきゃならないわけですが、仕事です。それに併せてマイナンバーカードを持っていらっしゃいますか、持って——ありますかという職員から言葉が出たら、いや、私はうっかりして持っていませんと。こう言葉になれば、ちょっとこうやっぱり庁舎に入った市民はちゅうちょして戸惑うんじゃないかなと。今後、私もマイナンバーがある、私もマイナンバーがあるというのをその間に耳に入れば、私はそれに交付していなかった、取得してなかったという人の気分、気持ちはどう受け取ればいいですか。

そうすることによって、やっぱりこう世の中、人並ていう言葉がありますが、そのような対応で、行政は率先って言ったら市長との議論がかみ合わないかしれませんけど、私たち一市民からすれば、一議員からすればやっぱりこういう世の中の流れには率先して乗っていくごと曾於市の発展が見えるし、やはりここで、俗に言う世の中の船に乗らなければ、やっぱりこれは先ほど言いましたように追随型かと、ついて行くだけかというのじゃ、一方言うコロナ禍の元気が見られないんじゃないかなということを私は日頃考えていますが、やっぱりこう元気を出すためにも世の中の流れに乗るべきだと。

ちなみに市長が都城市のことを言われましたが、都城市はもう早い時期から交付率は全国で1位、2位に座っています。その手法もコロナ禍の前からやってるわけですので、やっぱりそういう世の中の流れに乗ってみることだと思いますし、当然、霞が関に直結に行くことだと私は思います。その辺りをですね、もう一つ質問しますが、サービスについて、今後、行かない市役所、言葉ですよ、書かない市役所と、この言葉が広がっていくんだろうと私は思いますが、何でもここ窓口まで来なくてもできると、マイナンバーカード、そこでですね。そういうことは市長はどういうふうに受けておりますか、やっぱり来た時はそれなりの対応を、市民に対応すると、その一点張りですか。

○市長（五位塚剛）

今後、市役所にいろんな相談事をする場合に、場合によっては市役所に来なくても電話で相談される方もいらっしゃるし、また、書類についても、この役所に来れなくてももらえるシステム作りが出てくる可能性もあります。当然ながら今はこの段階においては、本人が来られない場合は代理の方が来て基本的な申請書類を受け取っているわけでございます。

今後、マイナンバーカードの制度が具体的にどのような形で国内全域で活用できるか、まだこの辺りが確定を受けておりません。その段階において、私がマイナンバーカードのことをあれこれ議論といいますか、迫議員の思いと違うことを言うつもりもありませんし、都城市は都城市の考え方で進んでるんだろーというふうに思っております。

○18番（迫 杉雄議員）

市長との議論の内容ですので、できますなら議論ですので私も口にするわけですが、来年の庁舎増築等によってワンストップサービス、先ほども言いましたが、これについて等々をやはり今の段階から、やっぱり市民サービスの向上に向けてのいろんなものを議論すべきだということです。こうやって本会議の中で一般質問で話してるものは、当然、所管担当課等はそれなりのものを今後早い時期に示して、また曾於市の発展につなげてもらいたいと思います。

次に、2番目に入りますが、2の①は、今、第3次地域情報化計画について、進捗についてというのはまだそこそこですので、方向性だけを聞きたいと思います。

今後、令和4年、5年ですか、に向けての計画がどのように進むか、再度答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

今後のICT事業については、総合的な事業ができるだろうと思っております。そのために私たちも、曾於市における四つの地域で光ファイバーが入っておりませんでしたので、今回、国のコロナ対策事業の中でこの事業ができるということですので手を挙げました。そして議会が認めていただきましたので、この事業を進めております。

この事業が完成したらいろんな事業ができるだろうと思っております。そういう意味では農村部の若い人たちも期待をしておりますので、そういう人たちが自立した自宅での新しい仕事というのも始まると思います。そういう意味でも今後のいろんな取組についても、市として応援はできるものは応援していきたいというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

1点前後しますが、もう一回マイナンバーの件で聞き漏らした感じで答弁を求めたいと思います。

今年度は、会計年度の任用職員を採用されて、そしてマイナンバーカード等に活躍してもらおうというのを耳にしておりますが、その件についてはどうなのかです。できますなら、そのとおりであれば、任用職員が頑張ってくれるのであれば、これをもとにマイナンバーカード、マイナンバーの交付に力を入れればどうかというのを尋ねるところですが、これについては答弁ができますか。

○市長（五位塚剛）

市民課のほうで任用職員を含めてマイナンバーのカードが相談があったらすぐ対応できるように体制作りはしてるところでございます。

○18番（迫 杉雄議員）

対応はしてるところですが、市長の考えと私の議論ということですが、せめて曾於市としては交付率を何%に上げると、3万5,000人中せめて1万5,000人や以上の交付率を上げるという考え等は議論はされてないんですが。せっかく、会計年度任用職員をお願いするのであれば目標を持って、そして今21%そこそこというところであれば、やっぱり1万5,000人ぐらいは優に目標を立てるべきだと思って質問しますが、一回それだけを答弁求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

このマイナンバーカードの担当課は市民課ですけど、市民課長が今度4月から赴任したばかりで、全くこれについての目標値についての議論も全体としてしておりません。現状としてはそういう状況であります。

○18番（迫 杉雄議員）

今後の対応について、最後についてはやっぱりそういうふうに進めるべきだということ。頑張ってもらおうということを理解したいと思います。

今度は項目を変えて、地域情報化の②に入りたいと思いますが。

本市においてS o c i e t y 5.0と4.0とのような類で、私たちは狩猟時代から農耕時代、そして工業時代、情報化時代、情報化時代までしか社会的立場がないような、私自身の立場ですよ。ないと思いますが、今後このS o c i e t y 5.0に突入する国際的、全国的ちゅうよりも国際的ですね、これについてもやはりそれに沿った、先ほども申しますように波に船に乗っていかなければいけない。これに沿っていくことこそ、やっぱり地方自治体だというふうに捉えますが、この中で特に17の中で数えると、これは地方行政としても併せながら施策に組み入れんにやいかんというのがあるわけです。10項目辺りについてやっぱり、住み続けられる社会作りとか、もしくは高度の高い教育とか、そしてみんなが健康で福祉をとというような項

目が並べてあります。

これについても随時発信することによって、我々市民もそれに沿った世の中をキャッチすることができるし、当然行政に対する理解もしくは行政に対する協力、それが生まれてくるんだと思いますが、市長の見解を再度求めます。

○市長（五位塚剛）

今回の議会の一般質問で非常に難しい新しい名前の質問を受けました。S o c i e t y 5.0という、この五つの段階の取組、そして17項目ある持続可能な開発目標、この中身を見ると私自身も、貧困の格差をなくす、非常にこれはやっぱりより大事なことだと思います。平和の問題、福祉の問題もとっても大変重要なものがありますので、私たちこの曾於市でも具体的にはつながるともたくさんあると思っており、今後、提案された問題提起を含めて、私たちも行政として今後勉強して、市政に生かせるものはやっぱり生かしていくべきだというふうに思っております。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

突発的な答弁を求めるちゅうよりやっぱり議論として進めるべきだし、それがやっぱり我々市民に下りてくる、浸透する、これこそ新たな曾於市もしくは他の自治体と違った曾於市の位置づけができるんじゃないかというふうに思ってるんです。そういう意味から、今市長が答弁された内容を進めていってもらいたいと思います。進めてください。

あと、デジタル化において、アフターコロナ、今後の見通しの利かないような中でやっぱり対応するのは経済的なものもあります。それと併せてデジタル化になるわけですが、やっぱり俗に言う突発的な農業施策でスマート農業というの、もう以前から耳にはするんです。けど、やっぱり方向づけとか第一歩を踏み出すか、その辺りがなければなかなか農家の農業振興に見えてこないんですが、今後のスマート農業かれこれについて市長もそれなりの見解を持っているわけですので、一応答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

曾於市の議会で非常に高度な議論ができるというのは非常にありがたいというふうに思いますが、市民の皆さんたちが、このSDGs、持続可能な開発目標ということをご理解ができるかというと、非常にまだまだ私たち職員すら中身をまだ分からない分がいっぱいあります。引き続きそれについては努力をしていきたいと思っております。

スマート農業については、今若い人たちの中でいろんな形で事業が始まっております。子牛の生産農家の方は、自分の子牛がちょうど妊娠から子供を産むその瞬間

の状況をスマートフォンで状況を見て、この体温の調整を見ながら、あっ、今晚生まれるなというのを判断する、そういう画期的なことが現実曾於市内の農家、畜産農家でどんどん始まっております。また、携帯を使って、いろんな連絡したり、ドローンを使った農業のやり方、そう意味ではいろんな形でのスマート的な農業のやり方、イノシシの捕獲にしてもスマートフォンを使って捕獲の状況も始まっておりますし、今後、今までに経験をしたことのないような新たな農業の具体的な事例が始まっていくだろうと思っておりますので、またこういうことについても行政は何を支援すべきかということについて対応を検討していきたいというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

世の流れというような感覚にやはり議論は大いにすべしというふうに思います。

次に、教育施策ということで通告しており、答弁をもらっておりますが、まず収束の見通しが利きませんが、今回のコロナ禍でも2年目となると何かこう、もう定着していくんじゃないかと、いいほうに定着があればいいけど、コロナ禍での定着というのは余りこう言葉では言い表せませんが、このような中でやはり今日に至ってという言葉が当たるかもしれません。少子高齢化、地域の過疎化です。

コロナ禍で学校と家庭、そして地域に対していろんなものが希薄になっていると私はもう常々今日まで考えていますが、このまま進むとコロナ禍で元に戻れないと、言葉がちょっと当てはまらないかもしれませんが、今、昔には戻れない、もしくはこのまま先々見通しはどうか、ただ流れるだけかというような感じなんです。

そのためには、やはり教育委員会もしくは教育長に質問するわけですので、どのような手だてが少子化、過疎化、地方、いろんな角度から教育現場なるのか、まずそれを1点答弁を求めたいと思います。

○教育長（瀬下 浩）

以前に比べて、このコロナ禍で行事が希薄になったということですがけれども、確かに行事がなくなってる分はあるんですけれども、これはやはり一時的なものであって、これが永久になくなるということではないと思います。

それで、仮になくなった場合でも十分に地域の方々と学校と語って、それから保護者も入って、今回についてはこうしよう、あるいは、延期しようとか、いろんなことを考えておられるみたいです。

教育委員会としては、教育課程編成権というのが学校にありますので、十分にとにかく語ってくださいということだけは注視して、それでやってもらってると思っております。ですから、決して今後ずっと希薄な状態が続いていくというふうには考えておりません。

ただ、今、そういうコロナではなくて、いろんな意味では近代化等でまた希薄に

なっていくという部分は確かにあるのかもしれないということで、コミュニティスクールという取組はそのための一つであります。そういうのを施策として今後推し進めていきたいというふうに考えております。

○18番（迫 杉雄議員）

教育長の答弁に沿って、今まで、学校と地域・家庭もなただけど、学校との地域との絡みはやっぱり言葉で郷土愛ちゅことをやはり使っていたわけです。最近は郷土愛って漢字は書けようが意味が分かろうが、なかなか今の子供たちに郷土愛なるものを話しかけても頭をひねるようです。そこはやっぱり学校の教育です。学校には道徳の時間もあるわけです。そこら辺りがですね、やっぱりそうすると今度は地域の責務でないかなと思うんです。地域の我々の責務ではないかと思いますが。今言うようにコロナ禍がいつまで続くわけでもない、いつかはまた元に戻ると言ってもその時は人口減少、少子化、高齢化でなかなか元に戻れない。今こそ何かこう教育の段階で打ち出して、地域とのつながりをもうちとこう洗い直す。当然イベント・催し等は中止、延期、これ一点張りです。それだけじゃないと思うんです。

今こう見て1年以上見て、地域で子供たちが遊ばない、遊べないわけでしょう。そこら辺りをこのまま続くとなると、何かそれにヒントがあるんじゃないかなと。やっぱり子供たちが外で遊べるような教育もしていかにやいかにじゃないかなと思いますが、子供は外で遊ばんでよか、昔の山坂達者せんでもいいというような感覚ではないと思いますが、教育長の見解を求めたいと思います。

○教育長（瀬下 浩）

ことだって最近なりまして子供たちが遊ばないとかあるいは、確かにコロナで行事そのものは地域の方と子供たちが触れ合う行事というのは減ってると思います。しかしながら、子供は何ちゅうか遊ばなくなったとか郷土教育が希薄になったということは特に感じていないわけですが、郷土教育につきましてはきちんと各学校の教育課程の中で位置づけられています。それで、減ったといえば体験的な学習が、地域の方と一緒にやる体験的な学習の部分は確かに減ったということは言えるかと思いますが、その他の部分については継続的にやっておりますし、また、今タブレットが全部配備されましたので、あれを使うといろんな疑似体験等もできるわけですので、そういったものを含めていく一つの手がかりにはなるのかなというふうに考えております。

○18番（迫 杉雄議員）

俗に言うスポーツの関係から言えば、生涯スポーツっていうのがあるわけでしょう。生涯スポーツも極力少なくなるんですよ。端的に言えばスポーツ少年団の団員・団数も少なく、これに固執して物を言いよるんじゃないですよ。けど、そうい

う状況の中から言えば、逆に言うたら一昔の話、ほとんど小規模校はスポーツ少年団に入ってたんです。それで地域と家庭と学校はつながってたんです。だんだん団数が少なくなる状況で、社会情勢でそれがもう目に見えてる現状なんです。そこら辺りもちゃんと鑑みてやっていけば、次に来るのは学校開放はどうかと。学校開放にもいろいろやっぱりスポーツ少年団も使わなくなったからもう借り手もいなくなったというような関係で、その中でもまだ言うのがやっぱり学校・地域・家庭が生まれるわけですので、やっぱり学校と家庭だけでは再三言う子供たちは地域性が無い、郷土愛が出てこないということだと思います。

そこら辺りを、せっかく立派な教育行政要覧というのがあるわけですので、まず全部チェックして、これは教育やってますよと、全部チェックしてたんだけど、けど現状はどうかということです。そこら辺りは今後どうされますか。立派なのが我々は目を通すばかりやったわけ。一言答弁を求めます。

○教育長（瀬下 浩）

また新たな教育行政要覧がまた近々お届けられるんじゃないかと思いますが、できるんじゃないかと思いますがけれども。確かにスポーツ少年団の団員数は減っております。年々減っております。ただ、今はスポーツ少年団じゃなくて、民間のスポーツクラブ等の人数は今度は逆にどんどん増えてきてる状態があるわけです。ですから、スポーツやってる子供たちが減ってるかということと必ずしもそうは言えない。

ただし、小規模校については、なかなかそういったスポーツ少年団活動がなかなか人数が足りずできないということで、そこら辺の子供をどうするかという考え方もあるかと思います。

また、しかしながら非常にその子供たちは学校に残って放課後よく遊んだり、やっぱりしてるようです。それもまた一つの過ごし方なのかなというふうに考えたりもするところです。

今言われたことは、もう一回地域の方々と、それから保護者の方々、それぞれの学校ではコミュニティスクールあるいは学校評議員会ありますので、そういったこと語りながら、市全体としてもまたその話題にしながら、ちょっと検討してみたいなというふうに考えているところでございます。

○18番（迫 杉雄議員）

今後の対応ということで質問、議論です。

次に、答弁にも出てきてるんですが、ICT教育環境整備におけるパソコン、タブレット端末の使用について、もう今年度、令和3年度は3、4年生に下りていくんじゃないですか。5、6年ですよ、まだ今年までは。タブレット配付は。もう全部ですか。

(何ごとか言う者あり)

○18番(迫 杉雄議員)

ああ、分かりました。

そういうところから言えば、先ほどの質問の中で出てきた不登校者がおるわけです。今のところ年度初めで少ないのか、少しでもおったらそれに対するタブレットはどうしようもできないんじゃないかなど。どこかいい方法があるわけですか。タブレットはもう週1回の授業をするんですか総合学習的に、中学校等は。その場合に不登校であればタブレットのどうのこうのも、もう手元にないわけですので、俗に言うどうかせんにゃいかんちゅうことがあるんだけど、その生徒、児童生徒には、どうもここは、我々から見て、どげんか方法はないかいと。学校側も、教育委員会もじゃが、方法はないかいという、こう疑念に立たされるわけです。そういう感覚はどうですか。

○教育長(瀬下 浩)

まず、ちょっと、どういうふうに、そのタブレットは小学校1年生から中3まで全員持ってます。どういうふうに使うかということなんですけれども、とりあえずステップワンというのがありまして、どういう形で使うかという、普通、今、小学校の授業なんかを見ますと、算数の授業なんか子供たち自身に考えさせる授業に今なっていますので、それぞれのやり方を考えるわけです。それをノートに書いて、今度は、この考え方、面白い考え方してる子供たちには小黒板に書かせて、それをまた黒板に貼って、じゃあ皆さんこれどうですかというようなことをやってるんですけども、そういったのがもう必要がなくなると。タブレットに直接書けば誰のでもすぐに提示できて、これどうですかという検討ができるわけです。だから非常に授業の効率化が図れる。あるいは、検索ができますので調べ学習ができるということです。

それから、2学期から個別指導ができるように全部のドリルを入れます。全子供たち個別用のです。だからそういうドリル学習もできます。それから、まだほかにもいろいろあるんですけども、そういったものがやっていけるようになります。でするので、今、不登校の子供については、タブレットを利用することによってできる部分があるのかなとは考えております。

ただし、今それぞれの状況が違いますので、不登校の子供たちで。その状況に応じて、どういうやり方がいいのか、もちろんタブレット等も利用してどういうやり方がいいのかを検討しながら、そういうのもまたちょっと考えていければいいのかなというふうに考えているところです。

○18番(迫 杉雄議員)

調べ学習で週1、毎日じゃないわけですよね、授業は。毎日ですか。毎日でもいいんですが。毎日あればなおさら不登校の子供たちはそばにいないわけやから、それはそれとして、ちょっと角度を変えますが、その各学級、中学校で言えば担任教科がタブレット学習にタッチするわけでしょう。そうすると全教師がですね、我々なんか自信もなけりゃ能力もないんだけど、その類じゃないと私は思います。飛び抜けた人もおるやろうし、今から追っかける人もいるやろうし、そこら辺りを、今言う言葉じゃないんですよ。けど今後の流れやから、やっぱり教師に対する研修会的なものがあるとか何とかやけど、それはどのように今後対応されるんですか。

○教育長（瀬下 浩）

先ほど言ったことができるのは、普通今でもパソコンで文章を打ったり検索できる方であればほとんどできます。新しい機械ですので、20分、30分のデータの説明をすればほぼみんな使えるだろうと思います、今の先生方はですね。

しかしながら、より効果的に使うため、もう既に小学校ではリモートで研修会4回やっております。それから、中学校のほうも各学校で1回ずつと、それから全体で1回、リモートです、やっております。そのほか附属小学校にも行って、何人かの先生に行っていて、そこでの研修もしました。

そのほかに、今、校長研修会も、この前の校長研修会は、校長先生方に災害についてのテーマだったんですけども、リモートで子供たちと同じタブレットを使ってどういうふうに授業で活用できるのかということをやりました。そういうことにして先生方に普及を図っていっております。そして、今、支援員がいますので、ここは、学校にも今日も出ておりますけども、学校に行って先生方と一緒に、こうすればいいです、こうすればできますよねというようなことで普及を図っておりますので、もう我々の考え方だけで、2学期になったら、全職員が授業、毎時間でも使ってもらいたいということを進めていこうというふうに考えております。

○18番（迫 杉雄議員）

教育長の答弁が現状だということですが、いろいろな問題で言う、言い過ぎっていうか、担任教師の格差も出てくるだろうというふうに考えるところで

す。

次に、先ほど1回目で言いました、もう国が動き始めている9月入学です。これについて、こっちの方でデジタル化の話はまだ国が下りてきないと、市長の答弁から言えば国が確実に下りてくるのを待つというような感じですが、文科省の問題に9月1日からについての情動的なものはどのように受けておられるんですか。

21年度からこう並べて、2022年度、3年度となると、そこ四、五年の間には動くんじゃないかという、いろいろなデータです、情報です。我々はあらゆるそこらにあ

る情報しか議論ができません。やっぱり教育委員会は直ですので、それなりのもの、今後9月入学っていうのは始まるらしいけど、そうなると市民に下ろすのはどうかということが質問なんですけど、そこまで来たら市民が一挙に理解できるもんかです。何年越しで、2年越しでやるとか。教育長の答弁の範囲で求めます。

○教育長（瀬下 浩）

9月入学につきましては、数年前割と議論になりまして、一旦はそういう話もあったんですけども、大分反対の意見も多くて、今のところはもう中断してどちらとも言えないような状況になっております。そこまでしか我々も情報は持ってません。水面下では進んでるのかもしれませんが。

ただし、これは市町村教委段階でできる問題ではもちろんないわけです。教員の配置の問題等ありますので、これはもう国の方針として、大学から高校、中学校、小学校まで全部ひっくるめて動かしていかなきゃならない問題ですので、もしそういう方向が出てきた場合には、すぐにやるというようなことはまずないと思います。数年をかけて徐々に徐々に理解を図りながら段階的に進めていくということになるので、多分相当の長期をかけてなされると思いますので、その段階でいろんなことが分かってくるのではないのかなと思います。今の段階では具体的なものは何も今出てないところでございます。

○18番（迫 杉雄議員）

最後になりますが、今の問題でここにあるのが9月入学の文科省は2案と、二つの案で示されてるわけですよ。その内容を見ると、来年一切段階的ですよという言葉が下りてくるわけです。こうやったらやはり先ほども言いましたように、我々の段階では今教育長が答えられた答弁の状況しかありません。けどやっぱり教育委員会なり行政はそれなりに文科省の直のいろんな情報をキャッチして、こう質問されれば本会議でやはり答弁をせにゃかんわけやけど、持っとらんにはいかんちゅわけです。

やっぱり霞が関と直のパイプを持ってなけりゃ日本の行政は成り立たんわけですので、そこら辺りを今後そうになったら、こうなったらで質問をするところです。

この記事を見ると、2021年9月という言葉が一応案として出されて、それが反対も多いんだろうとは思いますが、それに沿った議論はされてるわけですよ。

質問が長くなりますので、今言っただけをですね、あとは教育長の立場で答弁を求めたいと思います。

○教育長（瀬下 浩）

今さっき言われた案の部分までは我々にも下りてきました。ですけども、それ以上のものがどこまで踏み切るかというようなところまではまだ来ておりませんの

で、もうそれ以上は何とも言えない今状況でございます。もし情報等入りましたら
またお知らせしたいと思えます。

○18番（迫 杉雄議員）

ありがとうございました。

○議長（土屋健一）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日11日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

————— . ——— . —————

散会 午後 3時20分

令和3年第2回曾於市議會定例会

令和3年6月11日

(第3日目)

令和3年第2回曾於市議会定例会会議録（第3号）

令和3年6月11日（金曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第3号）

第1 一般質問

- 通告第5 徳峰 一成 議員
- 通告第6 松ノ下いずみ 議員
- 通告第7 大川内富男 議員
- 通告第8 渕合 昌昭 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番	重久昌樹	2番	松ノ下いずみ	3番	鈴木栄一
4番	岩水豊	5番	渕合昌昭	7番	宮迫勝
8番	今鶴治信	9番	九日克典	10番	伊地知厚仁
11番	原田賢一郎	12番	山田義盛	13番	大川内富男
14番	渡辺利治	15番	海野隆平	16番	久長登良男
17番	谷口義則	18番	迫杉雄	19番	徳峰一成
20番	土屋健一				

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留光一 次長兼議事係長 鶴田洋一 総務係長 梅木康
主任 富田洋一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市	長	五位塚剛	教	育	長	瀬下浩					
副	市	長	八木達範	教育委員会	総務課長	橋口真人					
副	市	長	大休寺拓夫	学	校	教	育	課	長	平千力	
総	務	課	長	今村浩次	社	会	教	育	課	長	内山和浩
大隅支所長兼	地域振興課長	徳留弘	農	林	振	興	課	長	竹田正博		
財部支所長兼	地域振興課長	荒武圭一	商	工	観	光	課	長	安藤誠		

企 画 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 課 長	朝 倉 幸 一 郎
税 務 課 長	山 中 竜 也	建 設 課 長	園 田 浩 美
市 民 課 長	岩 元 浩	水 道 課 長	吉 元 健 治
保 健 課 長	櫻 木 孝 一	会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長	桐 野 重 仁
介 護 福 祉 課 長	福 重 弥	監 査 委 員 事 務 局 長	岩 元 浩
福 祉 事 務 所 長 兼 福 祉 課 長	竹 下 伸 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 純 一

○議長（土屋健一）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（土屋健一）

日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許可いたします。

通告第5、徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○19番（徳峰一成議員）

マスクを外して質問をいたします。

私は、日本共産党を代表して、大きくは3項目にわたり質問をいたします。

最初に、新型コロナ対策と市民生活を問うについて、質問の①新型コロナウイルス感染症の収束が曾於市でも見られません。こうした中、今後、新たな支援策を行う考えや計画はないか、お聞きをいたします。

質問の②中小企業事業給付金（第2期）分の申請は、5月の末で締切りとなっておりますが、当初、市は目標を800名と予算措置を行っておりますが、これまでの申込み者、認定者、そして予算執行額と、並びに予算の残額をお聞きしたい。

質問の③新型コロナ臨時交付金と国のコロナ関連の補助金は、令和2年度末から3年度に入り、補正予算（第3号）の現在まで、曾於市に配分された金額をお聞きしたい。さらに、これらを含む新たな、さきの中小企業給付金の残金を含む、さきの答弁書を見ますと含んでないようではありますが、含む交付金、補助金の中で、今後コロナ対策として使える財源についてお聞きしたい。

質問の④コロナ支援策の中で、国保税や介護保険料、後期高齢医療保険料など、国のコロナ対策として税の減免制度があります。令和2年度の実施について、さらに3年度の目標値を含む取組をお聞きしたい。これも、答弁書では国保税だけが答弁されているようでありますので、介護保険料、後期保険料も1回目に答弁してください。

質問の⑤新型コロナなどにより、令和3年度は市民税、国保税、介護保険料に影響が出ていると見られます。3月の税金の申告から2か月がたっており、具体的な影響について答弁ができるとお聞きしたい。

質問の⑥後期高齢医療保険の被保険者の中には、子牛の生産農家を中心に医療費

の3割負担の方が見られます。平成29年度から令和3年度までの5年間の推移、人数をお聞きしたい。

質問の⑦新型コロナなどにより、サービス業の中で、令和2年度以降、休業・廃業を余儀なくされた方はそれぞれ何名に上るか、お聞きしたい。

質問の⑧新型コロナなどにより、雇用保険の手続をされる市民は増えているのか、その実態や推移をお聞きしたい。

質問の⑨新型コロナなどにより、農畜産業において生産や価格に影響が出ているのか、お聞きをいたします。

質問の⑩市はワクチン接種について、一般市民の方は年齢層を区分してこれまで行っております。市民の中には基礎疾患の方などおられます。ワクチンの接種方法を控える方も見られます。それぞれのワクチン接種の目標値があるならばお聞きをいたします。

次に、質問の大きな2項目、今後の大型事業、箱物事業の財源対策について質問いたします。

質問の①この間の大型事業の事業費を当初の段階での市の議会への説明、あるいは、総合振興計画などの当初から事業費の推移を見ますと、例えば、岩川小の移転改築は、平成29年度当初の段階では17億6,000万円、現在は24億円規模、そして、末吉中央公民館は、当初3億4,000万円から5億2,000万円、末吉本庁改築は11億3,000万円から14億9,000万円、今回も補正が若干出ておりますと、増えております。

こうした前例を考えるならば、今後、市が公表している大隅支所の複合施設を兼ねた改築の8億2,000万円、あるいは、財部支所の改築4億6,000万円、これも答弁書見ますと、概算事業費——初めて聞いた言葉であります、概算事業費といった説明で答弁がされるようではありますが、なっております。今後、大きな事業費の増額とならないか所見をお聞きしたい。

質問の②同じく計画段階であります、給食センターは12億円から14億1,000万円に、末吉小学校の改築は17億円から19億7,000万円に増額となっております。今後、事業費がさらに増額とならないか所見をお聞きしたい。

最後に、質問の大きな3項目、本日の質問では最も時間を予定いたしておりますが、市が保有する436施設の今後の老朽化対策について質問いたします。

現在市が保有する施設は全部で436施設、1,428棟であります。膨大な数であります。これら多くの施設は老朽化しつつある、あるいは、老朽化しております。耐用年数を超えております。今後の対策について、以下の4点にわたり、まずお聞きしたい。

質問の①1,428棟の中の耐用年数について、以下の3つの範疇に分類できたらお

聞きをいたします。

イ、耐用年数を過ぎてから10年以内の棟数について。

ロ、耐用年数を過ぎてから10年以上たっている棟数について。

ハ、現在、耐用年数には達してないが、今後10年以内に耐用年数となる棟数について、それぞれお聞きしたい。

質問の②耐用年数を過ぎている施設について、以下の3点をお聞きしたい。

1、今後、用途廃止を計画している施設の棟数について。

2、今後、建替えを計画している施設の棟数について。

3、今後、修繕や改修で対応したいとする施設の棟数について、それぞれお聞きをいたします。

質問の③耐用年数を過ぎている施設の中で、市の総合振興計画の中で建替えや修繕、改修についての事業費が盛り込まれている施設の棟数は幾つありますか。

一方、総合振興計画に盛り込まれていない、これが圧倒的に多いとみられますが、施設の棟数は幾つありますか、それぞれお聞きいたします。

最後の質問④総合振興計画に建替え、修繕、改修に事業費が盛り込まれてない多くの施設の今後10年間の事業費の概算額、あるいは、財源の内容についてお聞きをいたします。

これで、私の1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、徳峰議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

質問事項の2の②以外は、私が最初に答弁をいたしますが、質問事項の2の②については、教育長に後から答弁させます。

1、コロナ対策と市民生活を問うの①新たな支援策を行う考えや計画についてお答えをいたします。

コロナワクチン接種も始まり、収束に一定の期待をしていますが、これまで市民生活に多大な影響を与えているため、新たな支援策を検討するよう関係課へ指示しております。

1の②中小企業事業給付金（第2期）の申込み者、認定者、予算執行額、予算の残額等についてお答えいたします。

申請件数及び支給決定件数は387件、支給決定総額は1億4,410万円です。

なお、支給決定後の予算残額は9,690万円となっています。

1の③配分された金額と今後使える財源についてお答えをいたします。

令和2年度に示された交付限度額13億4,831万7,000円に対して、令和2年度に5億8,000万円、令和3年度に残りの6億6,831万7,000円の合計12億4,831万7,000

円を受け入れております。

交付限度額との差額約1億円につきましては、今回提案しています補正予算（第3号）で、防災活動支援事業とまごころお届け便に3,370万円充当しておりますので、残りは6,630万円となるところです。

1の④支援策の中で、国保税などの税の減免制度、令和2年度の取組及び3年度の目標値を含む取組についてお答えいたします。

令和2年度の新型コロナウイルスの感染症の影響による国保税の減免について、減免件数は13世帯で25件、減免金額は225万3,600円となったところです。

令和3年度についても、令和2年度と同様に、保険証発送時の全戸への案内文書の配布、市報への掲載、FM放送等を利用し、可能な限り周知して行ってまいります。

1の⑤新型コロナ等により、令和3年度市民税、国保税、介護保険料に影響が具体的にどの程度見られるかについてお答えをいたします。

個人市民税については、調定額が約10億104万円となり、前年度比に対し約260万円の減額となりました。主な要因は、農業所得の減によるものです。

国保税については、年税額が約7億7,912万円となり、前年度比に対し約5,789万円の減額となりました。減額の主なものは、所得割の約4億5,594万円で、前年度比に対し、約4,875万円の減額となりました。

介護保険料については、第8期介護保険計画により、保険料が約1億1,000万円の増額となっております。保険料の階層を前年と比較してみますと、階層の上がった方が約1,100人、下がった方が約1,500人、変更のなかった方が約1万800人となっている状況です。

1の⑥後期高齢者医療保険の被保険者の中で3割負担となっている人数について、平成29年度から令和3年度までの推移についてお答えをいたします。

後期高齢者医療制度の現役並み所得者で3割負担となっている被保険者数は、各年度末時点で、平成29年度241人、平成30年度は238人、令和元年度は222人、令和2年度209人、令和3年度につきましては、4月末現在208人となっております。

1の⑦新型コロナ等により、サービス業の中で、令和2年度以降、休業・廃業されたそれぞれの実態についてお答えをいたします。

曾於市商工会から確認した内容では、令和元年度末と令和2年度末の曾於市商工会の会員数を比較しますと、脱退件数は19件であり、うち新型コロナウイルスに感染症の影響による廃業は1件とのことであります。

なお、商工会員外の件数については、把握していないところであります。

1の⑧新型コロナ等により、雇用保険の手続をされる市民が増えているかについ

てお答えをいたします。

雇用保険関係の業務は、公共職業安定所で行っていますので、問合せをしましたが、新型コロナウイルス感染拡大関係では比較できるものはないとのことでしたので、曾於市民の実態は不明であります。

なお、公表されている大隅公共職業安定所管内の全ての雇用保険受給者総数を年度ごとに比較しますと、令和元年度は907人、令和2年度は972人、前年度比65人の増となっております。

1の⑨新型コロナ等による農畜産業において生産や価格に影響が出ているかについてお答えをいたします。

耕種部門では、ハクサイやキャベツの価格が低迷をいたしました。新型コロナウイルスの要因とは断定できておりません。外食産業での需要は落ち込んだものの、中食での需要はあったと推測いたします。

畜産部門では、緊急事態宣言の影響を受け、肉用肥育牛の枝肉価格が下落しており、それに伴い子牛価格も下落している状況であります。

1の⑩ワクチン接種は年齢層を区分して行っているが、それぞれのワクチンの目標値についてお答えをいたします。

世界保健機関が集団免疫の状態となることについて、人口の70%を超える人がワクチンを接種をする必要があると示しています。

本市では、ワクチン接種のそれぞれの年齢層の目標は定めておりませんが、集団免疫の状態となると示されている接種率70%以上を目標としています。

2、今後の大型事業の財源対策についての①大隅支所、財部支所の事業費は増額とならないかについてお答えいたします。

現在、計画しております大隅支所と財部支所の事業費につきましては、概算事業費であります。

近年の建築単価の増や今後の物価の変動もありますので、最終的な事業費につきましては、実施設計により増減すると見込まれますが、できるだけ経費削減に努め事業を進めてまいります。

3、436市有施設についての①1,428棟の中のイからハについてお答えをいたします。

イの1,428棟のうち、耐用年数を過ぎてから10年に達していない棟数は379棟であります。

次に、ロの1,428棟のうち、耐用年数を過ぎてから10年以上の棟数は437棟であります。

次に、ハの1,428棟のうち、耐用年数に来ていないが、今後10年以内に耐用年数

となる棟数は237棟であります。

3の耐用年数を過ぎた施設の1、今後、用途廃止を計画している棟数、2、今後、建替えを計画している棟数、3、今後、修繕、改修で対応したいとする棟数についてお答えいたします。

まず、1の今後、用途廃止を計画している棟数は198棟であります。

次に、2の今後、建替えを計画している棟数は48棟であります。

3の今後、修繕、改修で対応したいとする棟数は1,182棟であります。

3の③総合振興計画に入れてある棟数、入れてない棟数についてお答えをいたします。

まず、2の今後、建替えを計画しているもので総合振興計画に入れてある棟数は31棟で、入れていない棟数は17棟であります。

次に、3の今後、修繕、改修で対応したいとするもので総合振興計画に入れてある棟数は287棟、入れてない棟数は895棟であります。

3の④今後、これらに必要な事業費の概算額と財源の内訳についてお答えをいたします。

現在の総合振興計画第6期実施計画において、その施設の修繕、改修内容で掲載のある施設とない施設があります。

第6期実施計画における、令和3年度から令和5年度までの3年間で掲載されている事業費は総額70億3,000万円となるようです。

今後の財源といたしましては、学校等の教育施設や住宅の建替えについては、国庫補助金や交付税措置のある市債等が活用できますが、それ以外の施設の改修等については、過疎対策事業の適債性のある施設以外は基金繰入れや交付税措置のない一般単独事業債、一般財源での対応となると考えているところでございます。

あとは、教育長が答弁をいたします。

○教育長（瀬下 浩）

2の今後の大型事業の財源対策についての②給食センター及び末吉小改築の今後の事業費についてお答えします。

学校給食センター整備費につきましては、平成31年3月に策定した基本計画では、給食センター建物本体の事業費を12億円と試算していましたが、その後、建設場所の決定により、設計費や土地造成、外構工事等の整備費を含めて、概算事業費を14億1,000万円と試算しているところでございます。

また、末吉小学校につきましては、校舎等の建築費に加え設計費や造成費、外構工事等を含めて19億7,000万円と試算しているところでございます。

どちらも、最近、整備された類似施設の整備費を参考にして事業費を試算してい

ますが、今後の物価変動や実施設計により、事業費は増減すると見込まれます。

なお、財源につきましては、両施設共、国庫補助金と過疎債を予定しております。
以上です。

○19番（徳峰一成議員）

2回目の具体的な質問に入る前に、1回目の答弁で質問通告表に沿って考えますと、3か所ほど答弁漏れ等がありますので、まず、その点からお聞きをいたします。

最初はコロナ対策で、令和2年度、国の政策として実施された国保税などの減免について、国保税については答弁がありましたが、介護保険料あるいは後期高齢医療保険については答弁がなかったですので、国保税についての減免の目標値を含めて、目標値ということを書いてありますので、お答え願いたいと思っております。これが第1点であります。

それから、2つ目は、コロナ対策の、いわゆる国等の予算残額でございますが、例えば、この答弁によりますと、中小企業等の予算残額が9,690万円となっております。一方、質問の③のこれまでの国の補助金等の全部の予算残額は幾らかという答弁では6,630万円となっており、数字の一致が見られませんので、検討されて正確な数字を、この9,690万円を含めた全体的な残額についてお答え願いたいと考えています。これも質問の中で、これらを含むということで私、あえて言っていますので、答えていただきたいと考えています。これが第2点目であります。

それから、第3点目は、この436施設の老朽化対策の中の質問の④の中で、2つ質問をいたしております。一つは、総合振興計画に入れてある事業費で、これは答弁があります。3年間で70億3,000万円。一方、総合振興計画に入れていない施設の事業費の、私もあえてもう概算と書きましたけども、概算とその財源内訳を聞きたいということが答弁が数字の上で出ておりませんので、これは概算でしか対応はできないと思うんですが、概算でよろしいですので答弁をしてください。

以上、具体的な質問に入る前に答弁をお願いいたします。

○市長（五位塚剛）

先ほど1回目の答弁をいたしました。漏れている分については担当課からまた説明をいたしますが、コロナ対策の事業費の約9,000万円と6,000万円の違いは、今年度の今回の補正で約3,000万円ほど予算を計上しておりますから、その関係だというふうに思っております。詳しくは各担当課から説明をさせます。

○税務課長（山中竜也）

それでは、お答えいたします。

国保税についての目標値の設定でございますが、減免申請につきましては、目標は立てていないところですが、昨年と同等の申請があるのではないかと

ふうを考えているところでございます。

以上です。

○介護福祉課長（福重 弥）

それでは、私のほうから介護保険料の昨年度の減免について御説明申し上げます。

昨年度の減免の件数につきましては、2世帯4名でございました。減免額につきましては19万4,600円、広報等につきましては、FM放送、ホームページへの掲載、また、市報（広報紙）による掲載、また、納入通知書等による送付等で案内をしたところでございます。

令和3年度におきましても、こういった方法でまた広報して減免の周知を図りたいと思っているところでございます。

以上であります。

○19番（徳峰一成議員）

目標はないんですか。

○介護福祉課長（福重 弥）

目標につきましては、今年度4件でありましたので、さらに広報を広めて、より多くの方に制度を利用していただきたいと思っているところでございます。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは、後期高齢者保険料について御説明申し上げます。

後期につきましては、令和2年度につきましては申請がなく、実績はゼロでございます。目標値につきましても、先ほど介護保険料の説明があつたとおり、今後そういう広報をしながら周知に努めていきたいと思っているところです。

（何ごとか言う者あり）

○保健課長（櫻木孝一）

ないです。

○商工観光課長（安藤 誠）

それでは、先ほど予算残額の件で中小企業の事業の給付金の第2期の件で御質問がありました。

この事業につきましては、令和3年2月15日から受付を行っておりますが、当初の予算では、臨時議会をお願いしているわけですが、総額が2億4,100万円でした。そのうち、令和2年度の申請があつて、給付した金額が8,140万円でした。その残額1億5,960万円を令和3年度に繰越しをいたしまして、今の5月31日で申請は終わっておりますが、総額といたしまして、支給総額が6,270万円であります。そのトータル、令和2年、令和3年度の申請の支給金額を合計いたしますと、先ほどありました1億4,410万円であります。その金額から当初予算の2億4,100万円から支

給総額の1億4,410万円を差し引きまして9,690万円と、予算上の残額は以上であります。

○財政課長（上鶴明人）

先ほど議員からございました、総合振興計画以外で概算事業費をとということでございました。

今現在、公営住宅等の長寿命化計画、それから学校施設の長寿命化計画、それと公共施設の個別施設計画というのが策定されております。それをいたしますと、合計でいたしますと、令和3年度から令和12年度までの概算事業費として103億5,065万円という事業費が一応計上されております。この財源につきましては、今のところ、市債とかそういったもので充たしたいとは考えておりますが、明確な数字は持ち合わせていないところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

もう一回、質問の関連があって、答弁漏れの中で、私が質問しているのは、コロナ対策の中で、課長答弁にありましたが、一応残額は9,690万円、これはもちろん分かるんですが、次の③の中で、これらを含む国の交付金、補助金の、今使える残額は幾らかという単純な質問なんですよ。

市長答弁では、残りは6,630万円となっていますから、この中小企業のこれを含めたらそうなると思うんですね。それで、どなたか責任ある方が答弁してください。

○企画課長（外山直英）

今、御指摘の商工観光課分につきましては、予算額の残額とお考え頂きまして、1の③で出てまいります6,630万円というのは、交付金の純粋な残額というふうにお考え頂ければと思います。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

じゃ、2回目の正式な具体的な質問に入ります。

まず、コロナ対策であります。これは担当課長がいいかもしれませんが、曾於市民の感染者の実態について、新聞の発表は54名でございますが、未発表分を含めて、男女ごと、あるいは年代別ごとにお聞きしたい。できたら、旧町ごとも答弁が欲しかったんですが、分からないという課長の事前の説明でありましたが、少なくとも感染者の名前だけは五十数名、60名、分かっていると思いますが、名前は分かっているのか、この確認を含めての質問であります。

（何ごとか言う者あり）

○19番（徳峰一成議員）

感染者のですね。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは、感染者の状況について御説明申し上げます。

令和2年度から、まず申し上げます。令和2年度につきましては、鹿児島県発表分、男性12名、女性16名で、宮崎県発表分が、男性2名、女性4名ということで、合計34名でございます。

男女別に申し上げますと、10歳未満が男性1名、女性1名、10代が男性1名、女性1名、20代が男性3名、女性1名、30代が男性2名、女性2名、40代が男性1名、女性2名、50代が男性3名、女性6名、60代が男性2名、女性2名、70代が男性1名、女性1名、80代は男性が0名で女性が4名でございます。

○19番（徳峰一成議員）

合計何名。

○保健課長（櫻木孝一）

合計34名です。

続きまして、令和3年度分です。令和3年度につきましては、鹿児島県発表分17名、女性が9名、宮崎県発表分が男性1名でございます。合計の3年度分、昨日現在で27名になります。

男女別に申し上げます。10歳未満、女性1名、男性1名、10代、男性2名、女性ゼロです。20代、男性1名、女性ゼロです。30代、男性3名に女性1名、40代、男性2名に女性1名、50代、男性5名に女性0名です。60代、男性3名、女性4名、70代、男性1名、女性2名でございます。合計で、令和2年度、令和3年度を合わせまして、全体で現在61名になっているところでございます。

なお、名前等は県のほうで公表はされていませんので、分かっておりません。また、先ほどありましたとおり、旧町ごとも分かっていないところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

旧町ごとについても、私だけじゃないと思うんですが、問合せがあるんですけども、一応分からないということで、一応了解いたしました。何日現在だったですかね。

○保健課長（櫻木孝一）

昨日現在。

○19番（徳峰一成議員）

昨日ですね。昨日現在で一応61名ということで理解をしたいと思います。

次に、ワクチン接種については、目標値は特に定めていないということですが、基礎疾患となる市民がおよそ何名と捉えている点があったら答えていただきたいと考えております。基礎疾患ですね。

○保健課長（櫻木孝一）

具体的に基礎疾患が何名というのはなかなか難しいところでございますけれども、10%程度とは考えているところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

12歳から16歳未満については、昨日、宮迫議員の質問で、まだ検討課題ということでありましたので、一応了解いたします。

次の質問、もし、ワクチン接種で事故が発生した場合の法律上の責任、義務としては、行政としては、国・県・市それぞれどちらが行政上法的な責任があるのか、質問でございます。

○保健課長（櫻木孝一）

基本的には、国のほうで責任を全額というか保障制度がありますので、そちらのほうで対応をすることになっております。

○19番（徳峰一成議員）

法律でですね。

○保健課長（櫻木孝一）

はい。

○19番（徳峰一成議員）

今後の支援策については、1回目の答弁の中で、支援策を検討するよう関係課に指示してありますということでもありますので、一応本日の一般質問では、これで了解をいたします。

次の質問、減免について、これはちょっと物足りない答弁ですね。もともとが、答弁にありましたように、令和2年度は、減免額は全額国のほうで一応交付税措置があるわけですよ。その点で、結果として答弁にあるように、非常に、本市の場合は取組が弱かったと言えます。例えば、国保の場合が一番大きいですが、それでも13世帯です。あと、介護保険の場合は、2世帯の4人、そして、後期高齢に至っては申請者なしということでございます。

いろいろ取組はされている点は、もちろん私も承知しているんですが、そもそも目標も持っていないと。目標を持っていないというのは、せつかくの制度でありますので、やはり市長、持たせるべきじゃないでしょうか。

まず、この点から伺います。目標値を持って、高い目標値を持ちなさいということじゃないんですよ、少なくとも目標値を持って対応していく、目的意識性を持つ

て対応するというのが大事じゃないでしょうか。市長の答弁を聞かせてください。

○市長（五位塚剛）

コロナによる減免制度について目標値を持つというのは非常に難しい部分はあるんですけど、これについては、国がコロナによって所得が落ちていた方々に対して、国保、介護含めた、後期高齢も含めた減免措置が認められているわけでありますので、各担当課のほうに一定の状況を踏まえて目標値を持ちなさいということを示唆をしたいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

高い目標値を持ちなさいということじゃないです、担当課長ですね、今の市長答弁にありますようにですね、そして対応していただきたい。特に今、一にも二にもコロナ対策なんですよ、市民にとって関心事、あるいは要点はですね。もう、その点で、やはり力を入れていただきたいと。

関連して質問いたしますが、これは課長になりますか、国保税の減免については、令和2年度は全額国が一応補填措置があります。聞いたところでは、令和3年度は、いろいろ国の方針も変わっておりますが、現在のところ、全額やって4割とも聞いておりますが、課長、正確な現段階での国の補填措置は何割ですか。

○税務課長（山中竜也）

それでは、お答えいたします。

曾於市のこの申請の件数等から考えますと、国の減免は4割となります。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

4割ということは、これは国の制度自体、もう全くいい加減ちゃおかしいですよ。国が旗を振りながら、全国の市町村に減免をやりなさいって、大いに結構なこと。ですから、令和2年度は全額国が見ますよって。

しかし、1年後の本年度はもう国は4割しか見ないですよ。最初は、課長、2割だったでしょう。これが4割、それでもですね。残りは市町村で見なさい。全くいい加減ですね。これは国会じゃないけどもですね。その点でも、やはりやむを得ない措置、しかし大事な施策でありますので、市長の答弁にありましたように、目標を掲げて、いろいろ難しい点があっても対応していただきたいと考えております。

次に、コロナ対策は、同僚議員もほかにも質問があるでしょうから、後に回したいと思っております。

次の大きな質問の2点目、今後の大型事業の財源対策について質問をいたします。本日、私の質問の趣旨といいますか目的は、合併後、池田市政を含めて、これま

で多くの大型事業、箱物を含めて行われてきました。当初の市の計画に比べて、結果としてだいぶ事業費が増えております。多少の事業費の増減は、これはもう致し方ありません。しかし、事業によって2億円あるいは3億円、4億円、5億円も増えるとなると、やはり考えて教訓としていかなければならない点があるのじゃないでしょうか。

これまでは、3月議会でも質問いたしましたけども、合併後の曾於市のこうした大型事業を含めた等の財源対策としては、もちろん日常的な道路整備を含めて、あるいは土地改良事業を含めて、大きな財源対策としては過疎債と合併特例債を基軸として、2つの両輪として対応をいたしております。

例えば、合併後、平成17年から本年度3年度までの事業では、3月議会でも課長から答弁がありましたように、過疎債を148億円使っております。また、合併特例債も149億円使っております。ほかの借入債はもう辺地債が多いですけども、それでも22億円と。圧倒的に過疎債と特例債の二本立てで行って来ました。過疎債も特例債も国からの交付税がそれぞれ70%、つまり補助金が70%であり、市としては、残りの30%を利子を含めて返していくという有利な起債でありました。

そうした、言わば2つの大きな借入債があったために、1億円、2億円、3億円の計画上回る事業があったとしても、お互い調整しながら2つの借入債、そして財源の穴埋めができました。

しかし、今後の大型事業はそうはいきません、誰がどう見てもですね。もう合併特例債は支所再編を含めて全て予約済みでありますから、基本的にはもう残額は1億円しかありません。

ですから、過疎債だけで対応するとなると、私は難しいのじゃないかと、どう考えても、今後の市の高齢化の現象も考えてみた場合に、これは非常に無理があると考えており、ですから、今後の事業は、やはり当初の計画の段階で、極力、事後大きな増減がないように、増額とならないように、しっかりした当初計画の段階で事業を立てるべきじゃないかっていうのが本日の私の質問の眼目でございます。

具体的に、例えば質問いたします。大隅支所について8億2,000万円、中央公民館含めて複合施設として、一応計画が公表されています。例えば、一つの質問であります。この大隅支所は移転が必要でございます。移転に伴う用地取得費や、それに伴う造成費、用地取得と造成費を8億2,000万円の中でどれだけ見ておりますか。これが質問であります。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、今、議員からあった質問にお答えいたします。

用地費につきましては、現在のところ4,800万円を予定しております。

○19番（徳峰一成議員）

造成費。

○財政課長（上鶴明人）

造成工事につきましては3,500万円を、今、概算事業として計画しているところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

合わせて8,000万円に対応できるか、これは結果を見たいと思います。

次に、財部支所については4億6,000万円でございます。4億6,000万円という、この4月に完成した末吉の中央公民館の5億数千万円も少ない金額で、本当にできるのかでございます。

質問であります。4億6,000万円の中に、これ移転じゃないです、現在ある支所の解体費をどれだけ見ておりますか。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、今、議員からありました質問でございますが、今現在、概算といたしまして5,300万円ほど見ているところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

5,300万円に対応できるかでございますが、これからのことであり、本日はこれ以上質問いたしません。

次に、末吉小学校の改築、これは、私ももう、一番今まで、一般質問含めて本会議でその必要性については質問した点があります。答弁では、19億円今回増えまして7,000万円であります。単純に考えて、例えば、岩川小学校が24億円でございますが、児童数でいいますと、今年の4月26日現在、末吉小学校は548人、岩川小学校は291名、つまり末吉小学校の子供の数が岩川小学校に比べて1.9倍多い。このために、教室などの数も約2倍近く、2倍前後、末吉小学校が多いといった市の建設計画でございます。

岩川に比べて2倍近い子供がいる中において、建設費は増額したとはいえ、岩川小の24億円よりも少ない19億7,000万円、もっと、今後増額となると見ていいのかどうか、単純な質問でございますけれども、質問いたします。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

それでは、末吉小学校の建築費の試算のことについてお答えいたします。

確かに、今、岩川小学校につきましては、岩川高校の解体費を含めて約23億円となっております。この解体費が教育委員会分が1億4,700万円、申し訳ございません、2つ合わせますと約3億円弱となっております。

これが末吉小になりますと、今の校舎の解体費を約6,000万円程度でございます。

ここで2億5,000万円程度の差が出てくると思っております。

それから、児童数なんですけども、今の試算では、今の教室数がそのまま推移するという形で試算しているところでございます。ゆえに、教室数は同じでございますが、解体費の差が大きな減額の理由だと思っております。

○19番（徳峰一成議員）

私も文厚委員会でありますので、単なる課長の数字はもう頂いているんですね。もう理解した上での質問なんです。もう、そもそも解体費が、大隅支所も4,600万円、財部支所が5,300万円、末吉小学校が6,000万円、一方、岩川小学校は2つの、岩川高校を含めても3億円ですよ。単純比較してもです。本当に6,000万円の解体費で済むのかどうか、これは財部支所、大隅支所を含めてでございます。一つの問題でございますけども、これも今後見てみたいと思います。末吉小学校の改築は非常に大事であり、もう私は大賛成であるからでございます。数人は敷衍いたしまして、給食センターは、これまでの市の計画では、令和3年度、4年度の2か年事業となっておりました。それが今、これがもう計画が外れておりますが、何年度建設の計画であるのか。

それから2点目、この給食センターについてはいろんな意見があります。昨日も意見が寄せられました。今、末吉小学校と末吉中学校は自校方式、あと、大隅の財部が給食センターで4つありますが、それを末吉の高松地区に持っていくよということでございますが、質問であります、合わせての質問、この4つの中で、耐用年数を超えているのは、たしか末吉小学校だけだと思ったんですが、一応この正確さについて確認をいたします。

以上、2つの質問であります。建設年度と耐用年数。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

それでは、お答えいたします。

まず、建設年度でございますので、私ども教育委員会といたしましては、ある程度の概算事業費、それから建設場所、それから、その後の運営の方法等は計算しているところでございます。必要になるのは財源でございますので、財源が整い次第なのかなとは思っているところでございます。

それから、耐用年数でございますが、末吉小それから末吉中につきましては木造です。大隅学校給食センター、それから財部学校給食センター、これは47年という耐用年数にはまだ来ておりませんので、末吉中だけが耐用年数を過ぎているところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

建設年度、もう一回いいですか。建設予定年度……。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

予定年度はまだ、これは財源の問題もありますので、決定はしておりません。

○19番（徳峰一成議員）

本日の質問の中心じゃないですので、一言質問いたしますが、この給食センターについては、これは昔からセンター方針についてはいろいろ議論があるところであり、本日はもう、これはあえて質問いたしません。

ただ、一点だけ、この財源との関係で言いますと、これから多くの施設が耐用年数に来ている、今後さらに増えるという中において、給食センター等については、4つの施設の中で末吉中学校だけが耐用年数が来ていると、残りは来ていないと。

そういった中で、あえてわざわざ1か所にまとめる必要があるのかといった財源問題のちょっと疑問点も寄せられております。あわせて、自校方式がいいという御意見も、昨日を含めて寄せられております。

そうした中で、建設年度が、やはり未定であると。しかし、土地の確保はしてある。そして、一旦は令和3年度か4年度ということで、この市の教育委員会の資料の中にもあります。全くの軸足が定まっていないということはいかがなものかと。教育長、一言、責任者として答弁してください。

○教育長（瀬下 浩）

給食センターのことですけれども、今の施設は、新しい給食の安全の基準を満たしてないということです。ですので、暫定的に活用することは認められているんですけれども、できるだけ早く、その基準に満たした施設の中で給食を作っていく、一番子供たちの安心安全、それをやっぱり最優先にするべきではないかということで、今、計画を立てているところです。

教育委員会としては、大体もう方向性はできているわけですけど、あとは予算の、財源の問題ということでございます。

○19番（徳峰一成議員）

最後に、市長に質問をいたします。

いずれにいたしましても、あえて、今、計画が出されている大隅・財部支所、あるいは末吉小学校、特に大きなお金のかかる事業について取り上げましたけども、ほかの事業についても幾つか質問したい点が見られますが、冒頭申し上げましたように、私の質問の眼目は、合併特例債が今後使えなくなる中での、基本的には過疎債といいましても、もう過疎債は需要がいっぱいでほとんど余裕がない、今後なくなる。これは誰が見てもそうであります。

ですから、大きな事業については、しっかりとこの最初の段階から計画を立てることが大事じゃないでしょうか。多少の増減は、どなたが市長でも、これは

あり得ますし、これはもちろん致し方ないですが、これはもう何億円も、2億円も3億円も、場合によっては4億円も5億円も増えるということは、今まではともかく、今後はあってはならないと考えています。

そうした立場で、副市長や担当課長を含めて、市長として、やはりかじ取りでの指導が大事じゃないかと思っておりますので、市長の見解を聞かせてください。

○市長（五位塚剛）

ただいま指摘がありましたように、基本的には計画どおりに予算も立てて執行すべきだというふうに思っております。今後もそれは引き続き、各担当課を含めて指導したいというふうに思います。

今後の課題として、やはり財政上のことはありましたので、私たちも、今やるべきこの事業の見直しも含めて、この間検討してきました。合併特例債が、合併をした自治体が10年間から15年に5年間延長されましたので、この役所の市庁舎建設について、今、使えるときにお願いをしたいということで決断をしたところでございます。

この庁舎建設が終わると出てくる建物の事業というのは、当然、先に給食センターを進めたいと思います。給食センターを進めないと、末吉小学校の建物工事が計画ができません。そういう意味で、その後に末吉小学校の建替えが終われば、ほとんど曾於市における大型事業というのがほぼなくなるのではないかなと思っております。

その後は、小さな改修の事業になると思いますけど、今の段階の財政計画でいったら十分可能な状況でありますので、その代わりに、財源については十分確保しながら、節約できるものは節約する、そういう方向で進めていきたいというふうに思っています。

○19番（徳峰一成議員）

大事な問題でもありますので、今日は内容の問題を質問しているんじゃないんですよ。この基本的な方向性について、やはり大きなお金のかかる事業については、当初の段階で、多少の事業費の変更はもうあり得ますし、これはやむを得ないんですが、これが大きく超えるようなことは今後あってはならないし、そういった立場でしっかりと、当初の段階で担当部局にしっかりした事業策定を行うように指導をしていただきたい。その立場からの質問であります。再度答えていただきたいと思っております。

○市長（五位塚剛）

本会議で徳峰議員が指摘されましたように、各担当課長、肝に銘じていると思います。かなりの、やはり職員自体が技術を高めて、やはりちゃんとある程度の設計

概算の基本的なものができるように、私たちが引き続き努力はさせたいと思います。

○19番（徳峰一成議員）

各担当課長と事業を含めて意見交換をしょっちゅうやっていて、叱咤激励とは激励を中心として、私も対応いたしております。それぞれ担当職員よく頑張っていると思いますよ。それは、しかし、やはりトップの市長、副市長が、その点では大きなレールを敷いてもって対応していただきたいという一点でございます。

○議長（土屋健一）

ここで徳峰議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時09分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開き、徳峰議員の一般質問を続行いたします。

○19番（徳峰一成議員）

最後の436施設、1,428棟の老朽化対策について質問いたします。

1回目の答弁にありましたように、多くの施設がもう耐用年数を超えている、あるいは超えつつあります。その中での財源対策を含めた老朽化対策が、今後非常に大事でございます。

まず、質問の第1点は、このこれらの施設の1年間の管理費、修繕費を含めてどれだけであるのか。前もって担当課長に質問してありますので、1年間の管理費、修繕費、改修費を教えてください。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、今、議員からございました質問にお答えいたします。

施設の管理費につきましては、総額で、工事費等を抜きまして、10億5,270万9,000円となっております。

○19番（徳峰一成議員）

何年ですか。

○財政課長（上鶴明人）

申し訳ございませんでした。これは、令和元年度の決算の数値でございます。

○19番（徳峰一成議員）

それと、修繕費、改修費。

○財政課長（上鶴明人）

申し訳ございませんでした。今ありました中で、施設の修繕費としては9,295万

4,000円と出ております。ですので、そのほかは電気料及び委託料、それから、施設に使った燃料費、そういったものになります。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

これからの私の質問は、市として今後中長期にわたる系統的な計画的な老朽化に対してのまだ計画が策定されていないと、部分的、個別的にはありますけれども、いう点で、今後検討していただく立場からの質問でございます。

ただいま課長答弁でありましたが、令和元年度、管理費が約10億円、その中で修繕費が9,200万円、約1億円でございます。

市の財政計画を見ますと、令和3年度、本年度が、修繕費が、これ違いがありますよ、3億円となっています、3億円。私が申し上げたいのは、財政計画は令和12年度までになっておりますが、令和12年度も修繕費が、この維持補修費となっています、維持補修費が3億1,000万円ということで、9年後も変わらんとですよ。令和3年度が3億円、そして、令和12年度が3億1,000万円ということで、つまり変わらないということは、計画的な、やはり策定がされていないから、言わば数字を、毎年同じ数字をほぼ並べているっていうことなんですね。

これではいけないじゃないかって。今までは、まだ老朽化施設が少なかったけども、今後どんどん増えて年数が多くなるわけでありまして、その点でのやり方を今後取り組んでもらう立場からの質問でございます。

まず、その中で、この436施設の中で、教育委員会については、これまで長寿命化計画が策定されております。議員にも配付になっております。令和2年3月、10年事業ですね。これは、これで評価いたしますが、その中で、一番肝心な事業費がどれだけになるかが、見る限りにおいては盛り込まれておりません。ほとんど多くの施設が、岩川小学校の移転改築を除いて、今後も存続する学校でございます、あるいは教室でございますが、質問であります、この教育関係については、今後10年間の修繕等の事業費、あるいは財源内訳、どれだけで見ておりますか。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

それでは、お答えいたします。

現在、大体の概算事業費を出している事業につきましては、岩川小学校給食センター、それから末吉小学校が出しております。その他の学校につきましては、現時点では、いわゆる、そういう、例えば雨漏り、例えば外壁落下という症状が出たときの部分修繕という形を考えております。ですので、現時点で、例えば今年度の予算でいえば、修繕費は約500万円程度、それから工事請負費は、そのときの老朽化状況、今年度は遊具で300万円ほど見ていますが、そういう形で、前年度に、毎年、

サマーレビューという形で、来年度の老朽化状況で工事費を算定します。そういう形で、今後も前年度、あるいは前々年度ぐらい、計画的に3年スパンぐらいで部分補修につきましては、事業費を算定していきたいと考えております。

○19番（徳峰一成議員）

今、課長答弁ありましたように、これは教育長、特に市長、副市長考えていただきたいんですが、立派な、この長寿命化計画は策定しております。してありますけど、一番肝心の、85ページであります、財源的な裏づけを含めたのが全く検討されていないんですよ。もともとが、この曾於市のこうした公共施設の今後の管理計画については、戦略本部というのが市はつくってありまして、本部長は市長です。副本部長が2人の副市長と教育長ですよ。

ですから、市長として、せっかくのこの長寿命化計画を策定するんだったら、その裏づけとなる財源についても、やはり裏づけを行って、可能な限り財政計画にも反映させるというか、可能な限り。そうした、やっぱり指導が必要じゃないか。

まず、市長の答弁をもらいます。

○市長（五位塚剛）

基本的な考え方でございますが、市が所有するいろんな施設について、利用数の状況を見ながら、場合によっては見直しをして減らしていくという考え方もあります。

今の計画は全て改修するわけではありません。ですから、もう本当に、今の状況を見るならば、三町でうまく利用できるものは、やっぱり三町で利用する方法もあります。例えば、共同化みたいなものを一本化するという方法等も今検討しておりますけど、そのようにしてみたいと思います。

例えば、財部の今の文化センターといいますか、きらめきセンターについては、空調機がほかの施設と違って、ガス吸収方式で非常に修繕費が毎年かかってきます。これを取り替えるとしたら、1,000万円以上またかかってしまいますけど、そういうことを含めて、やはり今は修繕、修繕で今やっております。そういうことも含めて、当然どの施設も本当に耐用年数が来ておりますので、総合的に見直しをかける時期に来ておりますので、その前提として、今出されている計画がありますけど、これも当然もう見直しをしなければならない時期に来ていたというふうに思っております。

今後は、できるだけ延命措置も図りますけど、場合によっては、見直しという形も検討しているところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

検討は大事ですから、私、質問は、その裏づけとなる財源的な計画、そっちにつ

いても、併せてセットで考えていくべきじゃないかという質問であります。財源的なものが全く記載されていないんです。

○市長（五位塚剛）

財源は、事業をする時期の前にある程度決めないと、何十年前からこの財源というのはなかなかできないんですね。現実的には、状況で二、三年前ぐらいから具体的にここをもう建て替えるとか修繕をすとかやっています。毎年のこの市の予算をするとき、たくさんの予算が出てきますけど、大きなものについてはほとんど先送りをしておりますけど、これは、だから総合的に、今、判断をしている段階でありまして、今後は、その具体的にもうそれは残さなきゃならないというものについては、財源措置も検討していきたいと思えます。

○19番（徳峰一成議員）

もっと詰めて、今後質問いたします。

関連いたしまして、この公営住宅、建設課サイドの、これも独自に、これまで10年間計画を途中5年ごとに見直しした内容で策定されており、議員にも配付になっております。しかし、肝心の、これも財政的な検討がされていないと。例えば、建替えもあります。建替えもありますけど、もう時間の関係上省きます。

事業費が金額が少ないという点が見られますが、今後、特に公営住宅を残す、公営住宅についての修繕計画を含めた、そうした財源的な裏づけがありません。方向性は出されております。財源的な裏づけは、本日はまだ答弁は難しいですね。担当課長、答弁してください。

○建設課長（園田浩美）

それでは、どの団地を残すかということのお答えですけども、曾於市におきましては、現在、団地の数としては、市営住宅で47団地の団地数がございます。そのうち、182棟と、あと928戸でございます。

その中で、もう耐用年数に来ているという建物が、そのうち公営住宅につきましては27.05%がもう耐用年数に来ているという形になっているところでございます。

全体で申しまして、地域振興住宅それから市営住宅とありますけども、それでも23.7%が耐用年数に来ているという状況になっているところでございます。

それにつきまして、なかなかそれを、全てを建て替えるというわけにはいきませんので、今少しずつ、この長寿命化計画に基づきながら進めているところでございます。

政策空き家という形で進めながら、新しい団地を造っていくというのが、今の市の方針でございます。

以上でございます。

(何ごとか言う者あり)

○建設課長（園田浩美）

財源につきましては、先ほど市長が申しましたように、その三、四年前にどのような計画を立てるかという形で進めさせていただきたいと、一応考えているところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

教育施設そして公営住宅関係ですね、せっかく長寿命化計画を策定しているんだけど、その財源的な裏づけが、あるいは方針や方向性が全く記載されていないと。やはり、これはいかなものかという問題提起を含めた単純な疑問であり質問であります。

次に、残りの施設については、この436施設、1,428棟の中で、副市長、その中で718棟あります。公営住宅と教育委員会関係除いたのは全部で718。その中で、取りあえずといいますか、八木副市長をキャップとして、200㎡、60坪以上の136棟については、この間、検討がされて、今年の3月に、一応方向性が出されております。136棟の中で、もっと細かく言いますと、64棟であります。718棟の中で、ある意味じゃ、僅かに64棟でございますが、この64棟についての今後の財源を含めた方向性はまだ示されていないと思うんですが、課長でも、副市長でも答弁してください。

○財政課長（上鶴明人）

今、議員からございました、曾於市の公共施設等の個別計画でございます。現在、64施設を対象として策定をしております。この財源につきましても、やはり長期的な面を見たときに、基金それから市債、いろいろあると思うんですが、その特定の財源としては、まだこれから検討をする必要があると考えているところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

これも今後の検討課題ですね。

そして、残りについて、これは副市長に質問いたします。この718棟の中で200㎡以下の施設、これが500棟を超えます、については、全くまだ検討が手つかずの状態でございます。これも、恐らく多くがもう耐用年数を超えている、超えつつあると思います。ですから、これは早期に、やはり引き続き、副市長がキャップであるかどうか分かりませんが、582棟についても、二、三年をめどにどうするか、廃止か建替えか修繕で維持するのを含めて、そして、可能な限り財源的な措置を含めて検討すべきじゃないか、答弁をしてください。

○副市長（八木達範）

それじゃ、お答えいたします。

今の御指摘がありましたとおり、公共施設のマネジメント検討委員会という会を立ち上げておりました、そこで各課と十分連携を取りながら、今、整理に入っておりますので、できるだけ早い時期にそういう方向性を示したいというふうに思っております。

○19番（徳峰一成議員）

二、三年めどに。

○副市長（八木達範）

はい。そうしたいと思います。

○19番（徳峰一成議員）

これは、特に担当としては、八木副市長の責任でありますので、対応を見ていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、繰り返しますが、今後も財源対策です。これに帰着できます。その中で、1回目の答弁にありましたように、基本的には修繕費、改修費は全額一般財源であります。国からの借入れを借りて、もう全額返さなけりゃいけないと。交付税措置はゼロであります。

一般財源といいましても、そう余裕があるわけじゃなくて、これまでもこの基金の取崩しを行う中で対応をいたしております。本年度、令和3年度もこの、既に基金繰入れを、これまで三十数億円取崩しを行っております。本年度、令和3年度だけでも。

一方、基金の積立ては19億円でございます。思いやりふるさと基金がですね。この基金といいましても、もう使えるのは数項目であります。その中でも、例えばふるさと開発基金は、もう予約がいっぱいあります。10億円あります。学校施設整備基金も、今5億円ありますが、今回も2億円を岩川小学校に取り崩しました。少ない。

あるいは、ほかの思いやりふるさと基金等にいたしましても、もう現在19億円ありますが、本年度19億円、一方で取り崩しております。

あるいは、過疎地域自立促進基金も3億円しかありませんが、本年度1億円取り崩しております。今後、基金を積み立てて、そして取り崩すとなったら、やはり基本的には、ふるさと開発基金にならざるを得ないと思っております。

財政課長、同じ意見じゃないでしょうか。ですね、基本的には。ほかの、もう予約いっぱいです。予約がいっぱい。ふるさと開発基金が、この今現在、1億5,000万円ですか、基金残高が。15億円ですかね。ちょっと今、資料がないですけど。

いずれにいたしましても、もっとこのふるさと開発基金を増額する必要があると考えます。この点で見解をください。これ以外にちょっと考えられません。

○市長（五位塚剛）

基金の積立てについては、財調を約30億円という一つの目標を持っておりましたので、財調はどんな事業でも使えますので、それは、基本的な考え方として積み立てていきたいと思います。また、ふるさと開発基金も、これも自由に使えるお金でありますので、これも積み立てていきたいというふうに思います。

総合的に、今、基金が100億円を2年連続、今、積み上がっております。この基金から、やっぱり市民のために必要なものは、基金を取り崩しているような事業に充てたいというふうに思っております。

○19番（徳峰一成議員）

再度言います。資料が出てきましたので。

本年度も基金を34億円取り崩しております。財政調整基金の9億円を含めてですね。財政調整基金は名前のおりに、財政調整を基本とすべきであって、修繕費等に毎年これを回すような基金ではないと受け止めております。

ですから、私の本日の質問の老朽化施設の今後の財源対策としては幾つかありますけれども、やはり中心はふるさと開発基金にならざるを得ないと。それは、現在10億円であります、残高がですね。10億円ではどう考えても弱い。ですから、これを今後議論されて、どこまでもっていくか。

もう一つのこの学校施設関係の基金残高も、現在約5億円でございます。これも少な過ぎます。これも検討すべきじゃないでしょうか。

こうした基金の在り方を含めて、老朽化対策については、財源対策を基本に据えて、中長期の計画を策定すべきじゃないか、可能な限り、その点を痛切に感じております。一応市長と、特に財政の担当の副市長のほう、まとめた意見を聞かせてください。

○市長（五位塚剛）

基本的な財政の基金の積み方については、当然、財政課だけじゃなくて、全体の中の意見を聞きながら、次の事業が何が待っているかということで、いろんな形で回すようにしておりますけど、貴重な御意見を頂きましたので、引き続き努力をさせていただきます。

○副市長（八木達範）

お答えします。

基本的なことは市長が答弁してきましたけども、基本的には、この公共施設をしっかりと把握して、そして、御指摘のあったことを進めていくということになると思いますので、そのように進めていきたいと思っております。

○議長（土屋健一）

ここで質問者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時34分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第6、松ノ下いずみ議員の発言を許可いたします。

○2番（松ノ下いずみ議員）

2番、松ノ下いずみです。今回は、大きく2つの項目について質問いたします。

1番目に、男性職員の育休取得について。

①市内で育休を取り入れている企業はあるか伺います。

②1992年育児休業法の施行に伴い、各企業で育児休暇制度を導入する流れが広まり、1995年には、育児・介護休業法として、法律に基づいて、育児のための休みは運用されることになりました。しかしながら、男性の育休取得率は、2019年7.48%にとどまっています。

政府は昨今の少子化に歯止めをかける狙いもあり、今年2月26日に男性の育児・介護休業法と雇用保険法の改正法案を閣議決定しました。タイムリーなことに、今月3日、改正案が可決成立しました。このことについてどう思われますか、伺います。

③過去2年間、市役所の男性職員の育休取得対象者は何名で、取得者がいたか伺います。

大きな項目2番目、財部の活性化について。

①合併して17年、本庁舎を中心とした市街地はにぎやかになりましたが、周辺部はどんどん人口も減り、過疎化が進んでいます。この状況をどう思われるか伺います。

②財部にはJRの駅が3つとたくさんの観光資源があります。この駅と観光を活用した活性化は考えていないか伺います。

③白鹿岳・陣ヶ岡・城山公園城跡の現状をどう思われるか伺います。

④今回国の天然記念物に指定された溝ノ口洞穴は来訪者も多くなっています。上流に向かっていけば、三連轟、桐原の滝、大川原峡などの景勝地が連続しており、川面へ降りる階段、遊歩道は設置してありますが、生い茂る草木、流出したままの川沿いの遊歩道、周回できるはずの対岸の階段損傷など、長年放置されたままです。範囲が広く、担当課も複数で大変だとは思いますが、タクシードライバーさんが洞

窟から次に案内するところはないかと聞かれても困ることがあると言われます。しっかりと整備・管理されていれば、自信を持って案内できると思います。

以前にこの件を取り上げたときに、担当課は分かりましたが、それ以降も管理はやっていません。整備・管理する気持ちはないのか伺います。

④周辺部の政策空き家になった市営住宅が目立ちます。以前も聞きましたが、更地化して格安分譲をする考えはないか伺います。

以上、大きく2つの項目について、1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、松ノ下議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

1、男性職員の育休取得についての①市内で育休を取り入れている企業についてお答えいたします。

出産立会いなどの折に、取得できる育児休暇制度を持っている企業はあるようでございます。

1の②育児・介護休業法と雇用保険法の改正案を閣議決定したことをどう思われるかについてお答えいたします。

男性、女性共に、安心して子育てができる環境が整備されることは重要であり、本市において喫緊の課題である少子化対策にもつながるものと考えております。

1の③過去2年間市役所の男性職員の育休取得対象者及び取得者についてお答えいたします。

令和元年度が、対象者8人中6人取得、令和2年度が、対象者10人中9人が取得しております。

2、財部地区活性化についての①市内周辺部の過疎化の状況をどう思われるかについてお答えをいたします。

市の周辺部の大隅町や財部町は、末吉町に比較して人口の減少が進んでいる状況だと思います。

人口が少なくなり、旧町中心市街地では、空き店舗や空き地が数多く見られるようになりました。

また、周辺部の中心地から離れた山間部では、集落の戸数が激減し、若者がいなくなるなど、厳しい状況が見られますので、宅地分譲や地域振興住宅の建設により、何とか歯止めをかけたいと思っております。

2の②JRの駅と観光資源を活用しての活性化についてお答えいたします。

これまで、悠久の森ウォーキング大会に合わせて、特急列車を停車していただくなどJRにも協力していただいております。

コロナウイルス感染症の関係で、観光ツアーなども開催しにくい状況ですが、J

Rの駅を活用したツアーの誘致なども考えてみたいと思います。

2の③白鹿岳・陣ヶ岡・城山公園の現状についてお答えをいたします。

白鹿岳・陣ヶ岡については、公園内の刈払いとトイレ清掃を委託して定期的に実施しており、林道刈払いについては、今後発注予定です。白鹿岳の遊具は利用がないため、今後撤去を検討中です。

城山公園の現状については、道路や施設周辺の草払いなどを行い、トイレなど建物の清掃管理を行っているところですが、公園施設の老朽化が進み、樹木が大きくなっている現状です。

白鹿岳・陣ヶ岡・城山公園なども本市の観光資源として活用できると考えていますので、引き続き管理を行っていきます。

2の④溝ノ口洞穴・三連轟・桐原の滝・大川原峡を一体化しての整備は考えられないかについてお答えいたします。

現在、溝ノ口から桐原に通じる道路については改良を行っており、改良が終わりますとマイクロバス等でも通行が楽になります。

今年も大川原峡から溝ノ口洞穴・関之尾の滝までのトレッキングを計画いたしましたが、雨天の影響で中止となりました。

溝ノ口洞穴が国の天然記念物に指定され、今年の連休の観光客が増えている状況もありますので、この観光客を三連轟や桐原の滝・大川原峡へ誘客することが大事だと考えております。

これらの観光地を一体化して整備するとなると大きな予算が必要となりますので、活用できる補助事業など探してみたいと思います。

2の⑤周辺部の政策空き家になった市営住宅跡地の格安の宅地分譲で売り出す考えはないかについてお答えいたします。

財部町北俣にある旧大丸団地は、令和2年度に用途廃止を行いました。

そのほか財部地区公営住宅は9団地あり、そのうち5団地を政策空き家に指定しておりますが、全ての部屋が空き家になっている団地はありません。

今後、水ノ手団地、水ノ久保団地、南方神社団地をはじめ、全ての入居者が退去した団地から用途廃止を申請し、ほかの用途に変更ができます。

用途廃止を行った後は、宅地分譲予定地や地域振興住宅候補地など地域の実情に応じた活用を模索していきます。

以上です。

○2番（松ノ下いずみ議員）

市内の企業で出産立会いなどのときに、育休を制度を持っている企業はあるようでありませけれども、それを利用された方もいらっしゃるということですか。そう

理解してよろしいですか。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

企業の関係でございましたので、詳しいことはお聞きしておりませんが、当然この制度がある以上、取得した職員の方はいらっしゃるというふうに認識しております。

以上です。

○2番（松ノ下いずみ議員）

それを聞いてちょっと安心したところでありますけれども、この育休が浸透しにくいというのは、やっぱり日本の社会において、根深いジェンダーの役割意識、男性は外で、女性は内でという考えがあるからだと思いますが、市長はどのように思われますか、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

私たちの若い頃の考えと、今の若い人の考えはだいぶ変わってきておまして、家事も一緒になって手伝っていく、今、若い人たちが増えてきております。そういう意味では、当然、育休も権利としてできますので、積極的に活用はできるような曾於市にもしたいというふうに思います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

市長も今の子育てについては理解されているようで、本当にありがたいことではありますけれども、育休を取り入れていくということで、その企業にとっても社員にとってもプラスになることが多いようです。社員のプライベートが充実していけば、現場復帰後には仕事への意欲も増して、仲間への感謝の気持ちも高まり、頑張ってもらえるということですね。

社内でも育休を取ることによって、社員同士が仕事を共有し、分担していかなければならず、協調性が生まれ、また、社員の方の急病や介護なんかでも休める環境づくりができたようになっているようです。

この前、テレビを見ていましたら、大企業なんですけれども、取得率が十数%しかなかったのが、方針を変えたみたいで、子供が生まれるって分かった時点で、上司から「おめでとう」って「育休はいつから取るの」って言われたらしいんですよ。その一言によって、取得率が100%になったということでした。

この曾於市の市役所でも、前、2018年の9月議会で、私が育休取得率はどんなですかって聞いたときに、総務課長の答弁では、取る環境にないと言われました。

でも、その後の市長答弁を聞きますと、これを見ると、結構取得されている方がいらっしゃるんですけども、勇気ある若者がいたらいいということで、勇気ある若

者がいらしたのだと思いますけれども、取ってある方がいるんですけれども、やっぱり市長や上司の一言によって、本当に取りやすい環境になると思うんですけれども、市長もそういう言葉をかけられたことがありますか、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

市の職員の子供が生まれそうだなという情報がよく入ってきますので、男性の職員には積極的に育休を取ってもらって、それで奥さんを少しでも軽減してあげて、また仕事に頑張るといふ、非常にこれは大事なことでありますので、市としては積極的に応援をしたいというふうに思います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

本当に、今は昔と違って、女性も仕事に出て共働きの家庭が多いですので、女性ばかりに育児、家事、仕事ってなってきますと、子育て大変やな、つらいついていふ思いのほうに立ちまして、もう子供は1人でいいやとか、2人でいいやとか思ってきますけれども、本当に少子化のことを考えると、この答弁にもありましたように、少子化対策の一つとなって、子供1人が2人、2人が3人と増えていく環境が出てくれば本当にいいと思います。

ぜひ市長の声かけ、総務課長なりの声かけが大事なことだと思いますので、若い人たちが子育てをする、しやすい、職場で仕事しやすい環境をつくれば、若者もまた曾於市に残ろうとか、曾於市に帰ってこようかという気持ちになって、また人口が増えていったらいいのかなと思ひまして、曾於市が、市役所が頑張って100%を取れるような環境になって、各企業もそういう市役所を見習って育休100%していただけるような、どうせ来年から、4月には、各企業に働きかけが、育休を取るように働きかけが義務化されますし、10月からはスタートする予定でありますので、それまでもそういう育休取得というのをぜひ市長、声かけしていただければありがたいと思います。ぜひお願いします。

次、財部の活性化についてなんですけれども、もう市役所なりとも、本当に人口の減少が進んでいるということは誰が見ても分かりますけれども、この財部においては、商業圏は都城にありますし、財部で何を活性化していくかとなったら、やっぱり観光に力を入れていくことが一番重要なことかなと思っておりますけれども。

今の現状、昨日の答弁では、市役所も活性化考えているということでしたので、活性化への一つの提案要望として、財部の観光地の現状を知っていただきたくて質問いたします。

庁舎再編進行中ですが、大隅からは教育委員会、財部からは福祉事務所、農業委員会が本庁に移り、大隅、財部の各支所の人数は約半数となります。市民サービスには影響は出ないと思ひますが、大隅、財部地区の方々、ますます

さびれたように思われることでしょう。今、地元を回って話を伺っていますけれども、財部はほかより人口は減り、何もかもなくなっていくと言われます。

そこで、少しでも活性化していくために、最大の魅力である観光に力を入れて交流人口を増やすことではないかと思えますけれども、市長はどう思われますか。

○市長（五位塚剛）

現状としては、どこの町も減っております。これはもうやむを得ない部分はあるんですけど、しかし、これは地域を含めて、みんなで努力をしないと、これはもうどんどん廃れていくだろうと思います。

そういう意味で、財部にはすばらしい環境といますか、観光できる環境がありますので頑張りたいと思えますけど、例えば、松ノ下議員の地元の森の学校というところは、私は全国でももうトップクラスのすばらしい活動をされている施設だと思います。それで、たくさんの方があそこに来て、いろんな形での交流を深めておられますので、今後も交流人口を増やすというのも非常に大事だと思います。

その中から、曾於市に住みたいという方が相当また増えてきているような感じをいたしますので、今後もいろんな形で応援をさせていただきたいと思えます。

○2番（松ノ下いずみ議員）

確かに、森の学校ができてから、若い人たちはたくさん来ていただくようになりましたけれども、学校周辺はにぎやかになってはいますが、その周りを見たときに、やっぱり観光には来られるんですけども、なかなか私たち見てまして、あそこを散策しているけれども、どう思われるかなということが結構ありまして、大川原峡のことについてはですけども、桐原の滝一帯は、滝下公園管理と一緒に北校区公民館が掃除などをされています。三連轟の管理は商工観光課、大川原トンネル下の大川原峡は農林振興課の担当ということでしたけれども、保全管理、手入れは全くされていません。

過疎化が進む地域で観光資源を生かしていくと言われますけれども、4年前とほとんど変わらず、遊歩道階段の流失、遊歩道直下ののり面流出、木製柵の腐食、脱落は何も変わっておらず、放置されたままです。その間、数知れない来訪者が来られていますけれども、荒れ果てた観光地ほど見苦しく寂しいものはないですが、どうして放置されたままになっているのか、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

基本的には、各担当課でちゃんとパトロールをして、壊れたものについては、予算を取ってちゃんと観光客の方が来られるようにすべきだと思う、私も思います。当然、今日は松ノ下議員から質問があったから、担当課の課長さんは肝に銘じて調査をして、何らかの対策をされるだろうと、私も思っております。

それと、地域の方々に大川原キャンプ場を指定管理をしていただいております。そういう意味では、あそこの土地全体を、やはり活性化させるために、行政としてもいろんな形でまた今後も応援をしたいというふうに思っております。

そのために会合を持ちたいと思っておりますが、残念ながら、この間、特にコロナの関係で、その会合さえもできない状況でありましたので、今後は引き続き努力をしていきたいというふうに思います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

本当、これは、この質問は今回に始まったことじゃなくて、もう何回かしていますけれども、一向に改善されないんですけれども、その理由は予算がないからですか、それとも、やる気がないのか。今、やろうと思ったらということなんですけれども、今、質問したことじゃないんです。もう、何回も、これで何回目かなというぐらい。今、タブレットで、ちゃんと現状を見てもらって質問したんですけれども、なかなか変わっておりません。その理由をお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

せっかくですから、担当課長に答弁させます。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

確かに、令和元年、令和2年、御質問を頂いているところでございます。

私どもも、今、この管理をする課が農林振興課、商工観光課、そして財部の建設水道課とわたり合っておりまして、昨年こういった御質問も受けて、担当課で集まって、その協議をしましょうということでお話はしたわけなんですけれども、コロナ禍に入ってなかなかその協議が進んでおりませんでした。

また、予算につきましても、私どもも、もう現場は重々見ているところでございます。できることから予算化をしていければというふうに思っておりますけれども、再度また関係課で協議をしながら、優先順位をつけながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○2番（松ノ下いずみ議員）

本当に今、コロナ禍で大変な時期なんですけれども、これはもうコロナ禍の前から言っておりますので、もうコロナにかこつけてどうこうと言わずに、ぜひ、本当に地元に住んでいながら、毎回行くたびに、こんないいところないよねって思っているんですけれども、市長、そう思われませんか。思われていると思うんですけれども、どうにかしようという気持ちはあっても、やっぱり財源不足とか人手不足とかでできないと思うんですけれども。

このコロナ禍が終わって、去年はもう本当にあまり来てほしくはなかったんです

けれども、夏はすごい人手になって、ここはいいとこだみたいな、私たちとしてはもう本当に、地元の方は県外ナンバーが停まっているからどうにかしてくれとかって言ってきますけれども、来ている人にとっては、駐車場を閉鎖しても路上駐車して遊んで帰られるんですよ。それだけ行くところもなかったのかもしれないけれども、魅力的なところでもありますので、もう去年、あんな状態であれば、本当は世間の人に周知されたと思うので、今年はまたもっとたくさん来られるのかなと思います。

ぜひ、本当にもう、これは私たち地元民の願いであります。市役所がいろいろしてくだされば、私たち地元も力、できることは何でもしていきたいと思いますので、ぜひ予算化して整備していただきたいと思います。

それと、一つ提案があるんですけども、トンネルの下の遊歩道とかは、キャンプ場内に近いので、もしよければ、キャンプ場に管理を委託してもらえれば、地区のほうで何とかできるのかなと思っております。それも考えていただければありがたいと思います。

そして、桐原の滝につきましては、あそこは、下から間近に眺められる滝として全国でも珍しいところだということです。それを生かしていきたいと思うんですけども、ホームページを見ますと、大川原キャンプ場とか見てみますと、今は跡形もないローラー滑り台とか木製遊具などが閉鎖されたままです。今、遊具はキャンプ場内にちょっとあるだけですけれども、昨年、あんなにたくさん来られたんですけども、それで、コロナ収束を見越して来訪者が増えるつもりで、あと保育園児とか小学生が来ても遊ぶ場所は水遊びしかありません。滝下公園の右側なんですけれども、広い敷地があります。あそこに、本当に手がかからない、予算もあまりかからないと思うんですけども、幾つかの遊具とかを設置する考えはないですか。要望としてお伺いしたいと思います。

○市長（五位塚剛）

先ほど担当課長が答弁いたしましたように、全体的に各課が担当されておりますので、もう一回集まってもらって、基本的に協議をしたいと思います。遊具についても、お金のかからない方法もありますので、対策はしたいというふうに思います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

桐原の滝は、本当にしつこいようなんですけれども、春は桜がきれいだし、夏は水遊び、秋は紅葉が素晴らしいところです。幼児から年配者まで来てもらうための対策を本当に必要と考えておりますので、ぜひ、今回は担当課で話し合って、前向きに考えていただければありがたいです。

それと、白鹿岳についてなんですけれども、白鹿岳も現状は周知されていると思

いますけれども、遊具は確かにありましたけれども、私もこの前行ったときに乗ってみたんですけれども、遊具自体の使う人もいないんですけれども、まだ遊べることは全然安全な感じで遊べると思います。

だけど、白鹿岳も、この前行ったときは、バイク乗りの人たちがいらして、ちょっとお話聞いたんですけれども、本当に気に入った場所で年に数回訪れるということで、だけど、夏場は来たくないって。何でかっていったら、草が茂り過ぎてて車をこすってしまうと。だから、いいところなんだけど来たくないって。

前も質問いたしましたけれども、ここに来ていた人たちはバイク乗りだけじゃなくて、車も数台来ていましたけれども、白鹿岳に登ってくる南の地区に降りると、北校区のほうに降りると、本当片道4kmぐらいで合計8kmぐらいで、予算的には80万円と組まれているようなんですけれども、本当に初日の出を目的として草払いの管理がされているって。だけど、夏場は本当に車がやっと1台通るぐらいの狭さになっています。

そこで、前も言いましたけれども、初日の出に合わせての草の管理になるのか、それはどうしても変えられないことなのか、お伺いいたします。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

私も6月の1日の日に、陣ヶ岡、白鹿岳ずっと回らせていただきまして、おっしゃるとおり、白鹿岳の道路の脇の雑草がかなり茂っておりました。担当係長と相談をしながら、7月中には1回目の除草作業をしようかということで、今、検討しているところでございます。

以上です。

○2番（松ノ下いずみ議員）

やっと7月中にという言葉を書きましたけれども、本当に市内美化作業をしている頃に1回払っておけば、あとはもう寒くなるまで我慢できないぐらいの伸びではないと思いますので、ぜひ、今年は7月中に、梅雨が明ける頃にはして、梅雨の間はそんなに人もいらっしゃらないと思うんですけれども、梅雨が明けると来訪される方もたくさんいらっしゃると思うので、ぜひお願いしたいと思います。

それと、陣ヶ岡のことなんですけれども、陣ヶ岡もやっぱり車が数台いまして、やっぱり来られるんやなって思いまして、行ったはいいんですけど、教育委員会のちゃんここは西郷隆盛が陣を張ったところだろいう表地は立っているんですけれども、そこに草刈りもトイレの掃除もきれいにしてあります。ここも上り下りの道路が草に埋もれてくるのは目に見えています。ここも同じように7月終わり頃には刈っていただきたいと思います。

それと、びっくりしたのが、屋根つきの休憩所があるんですけども、あそこは、前に行ったときはそんな大きな穴じゃなかったんですけど、今度行ったら畳大くらいに穴があいていて、その上にコンクリートというか鉄筋のついたままのコンクリートも乗っていましたが、隣にはコンクリートの休憩所もありますので、必要なかどうか、こういう危険で見苦しいものは撤去されたらどうでしょうか。そのまま置いておくということはちょっと、あれじゃ、人が来たときに落ちてきたりするものもあるのかなと思って、撤去する考えはないですか、お伺いいたします。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

私もこの前に行ったんですけども、ちょっとそこが確認ができていませんでしたので。上まで上がったんですけども、ちょうどあずまやのところ……。

○2番（松ノ下いずみ議員）

ちょうど中心のあずまやの屋根の……。

○農林振興課長（竹田正博）

すいません。あずまやのところは見たんですけど、上まで、屋根までちょっと見ませんでした。もう一回確認をして、すぐ対応できるようにしたいと思います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

本当に、ぜひ、あれ危ないですので、あれはなくてもいい建物であると思いますので、すぐ撤去していただければいいと思います。

それと、城山公園なんですけれども、以前も先輩議員が取り上げられましたのでダブる面もあるかと思いますが、名前のおり城山だから、山城の跡ですね。教育委員会が今度、市内の12の山城城跡を掲載したパンフレットをつくられましたけれども、先日、ここを訪れた知人が、京都から来られた女性と話される機会があったそうです。市内全部の山城城跡を見て回りましたと言われたそうです。山城城跡で公園として整備して残っているのはここだけかなと思いますけれども、大切にしたい場所です。私たちが行っていないだけで、案外来訪者がおられるのでしょうか。財部町時代は、手入れのされたきれいな公園で、眺めもよくて遠足で行く場所でもありました。忠霊塔近くのコンクリート製道路は補修されていましたが、道路の柵の外はやぶが茂り放題で、枯れた大木も道路上にせり出して、眺望どころがありません。やぶを払ったり、藤棚や植木などの手入れをすれば、身近な町なかの立派な公園なのですが、残念です。

答弁でもありましたけれども、財政も本当に乏しくて人手も足りない昨今ではありますけれども、どこに力を入れていくか行政次第です。放置された公園は本当に見苦しいものです。新しく造るだけでなく、古いのは放置していく、今の現状を

本当に変えていただきたいくて、城山公園も本当、私たちが子供の頃からすると木も茂って手のつけようがないような感じになっておりますけれども、山城として、本当に、ほかのところは山とか畑とかになって、墓標じゃないけど標柱が立っているような感じですけども、本当にこの城山公園は手入れして残していきたいところなんですけれども、市長、どう考えられますか、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

この城山公園についても、行政としても何度も行って整備をしておりますけど、どうしてもまだ手が回らない部分があります。このようなところが相当ありますので、やはり行政だけではちょっとできない部分もありますので、地域住民の方々とボランティア的なものができないか、そういうことも含めて、曾於市全体の3町の良さを残すためには何かちょっと一つの方法として検討させていただきたいと思えます。

○2番（松ノ下いずみ議員）

本当に、私も地元の人たちは愛着がありますので、声かけられれば、時間の取れる方は本当に手伝ってくださると思うので、誰が声をかけるかとなると、それもまた難しいところですので、行政から言われると、いい面・悪い面ありますけれども、行政だけに頼っているわけにはいきませんので、ぜひ、声かけしていただいて整備していくようになればありがたいと思えます。

それと、観光地をしっかりと整備して、そこに市内全体の案内板を立てるんですよ。3つの道の駅とか、このコロナ禍で頑張ってるお店の案内等ができれば活性化につながるのかなと思えます。でも、これはちゃんと整備されてからのことですけども、ちゃんと整備されて、そういう案内板を立てれば、必ずお客さん行ってみようかなって思ってくださいと思えます。

市内、特に財部の商業圏は都城がほとんどですけども、その中でも独自の色を出して商業を営み、遠方からのお客さんがたくさん呼び込んでおられるお店もあります。その方たちの応援にもなると思うんですけども、案内板を立てる、そういう考えはないでしょうか、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

案内板については、今までも建設したことがあるんですけど、だいぶもう前の話になりますので、商工観光課を含めて、担当課を含めて、ぜひ、これは曾於市の発展のために、また、交流人口を増やすためにも大事なことです、検討をさせていただきたいと思えます。

○2番（松ノ下いずみ議員）

私の今回の質問は、決して難しいことではないと思えます。本当に、市がどれだ

け頑張っていける、本当にコロナ禍で何が観光だよと思われるかもしれませんがけれども、それを両立して行って、本当に交流人口を増やして、たくさん曾於市のいいところを見出して、曾於市に住みたいって、今もそういう希望者の方いらっしゃいますけれども、そういう呼び込みというのが本当に大事なことです。市長は前向きに検討していくって言葉を頂きましたので、もう本当に、これ以上こんな質問をしたくありませんので、ぜひ実現するように頑張りたいと思います。

もうお昼で皆さん大変だと思いますので、簡単ですけども、これで終わります。

○議長（土屋健一）

ここで昼食のため松ノ下議員の一般質問を一時中止して、休憩いたします。午後はおおむね1時20分再開いたします。

休憩 午後 零時15分
再開 午後 1時19分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開き、松ノ下議員の一般質問を続行いたしますが、その前に農林振興課長から発言を求められておりますので、発言を許可いたします。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

先ほど答弁の中で、白鹿岳の林道の清掃について、7月に実施するということが答弁いたしましたけれども、昨日、久長議員のほうから林道の維持管理の関係の御質問の中で、市長のほうで2回、その清掃を行うというふうに答弁をしておりますので、私どもにおきまして、また7月中と、あともう一回、暮れになるかと思えますけれども、計画をしていきたいということで訂正させていただきたいと思えます。よろしく願いたします。

○2番（松ノ下いずみ議員）

その白鹿岳の2回払うということは本当に喜ばしいことです。ぜひ、していただきたいと思えます。

それと、先ほど申し訳ありません、お昼に迫っていたもんですから、入り込んでいたもんで、つい慌てて1項目忘れていましたので、議長の許可を頂きましたので、質問させていただきます。

先ほど、徳峰議員からいろいろ詳しいことは質問されましたけれども、周辺部、南方神社と溝ノ口は本当周辺部で少ない人数が何ぼでも減っていくんですけども、本当に宅地分譲、若い人は帰ってきたくても、もう住むというところが、空き家も

なかなかいいのがなくて、宅地分譲なりあれば、本当に振興住宅はありがたいんですけども、振興住宅もいろいろ何か問題があるみたいで、造ったはいいけど、子供が卒業したら出ていくみたいな事例が結構あるみたいなので、もう振興住宅だったら割安で新しい家族が入ってこれるんですけども、それも必要ですけど、市にとってはとてもたくさんの財源になりますので、難しいところもあるのかなと思いますけれども、募集はしてもいいのかなって、1棟、2棟ぐらいつは募集してもいいのかなと思います。

やはり振興住宅がある地域って、やっぱり子供たちがたくさん増えていますので、北にしる南にしる、だんだん減っていく一方ですので、これはぜひ、振興住宅なり、宅地分譲なり、もう更地にすれば、整備とか要らないと思いますので、ぜひ、それは進めていっていただきたいと思います。

それと、水ノ手団地とか大丸団地辺りは、場所的にもいいし、駅にも近いし、あそこら辺も宅地分譲で売れば、多分売れるんじゃないかなと思うんですけども、市としてはどのようにお考えなのか、お伺いします。

○市長（五位塚剛）

私はもう松ノ下議員の質問が終わったと思っておりました。

（笑声）

○市長（五位塚剛）

1回目の答弁でいたしましたように、基本的には、この古くなった建物については政策空き家にして、全て出ていってもらった後に解体をして、整地をして、場合によっては地域振興住宅を求める、そういう具体的なもの、あるいは、それはそれで対応したいと思います。

それ以外については、宅地分譲でもいいと思いますので、そういう方向で進めさせていきたいと思います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

うれしい答弁を頂きました。今年中に光ファイバー施設も網羅されるということで、どこに住んでいても便利に生活できると思うので、若い人も光ファイバーが通ってればどこでもいいという感じで、かえって田舎のほうがいいと思う方もいらっしゃいますので、ぜひ、その計画は進めていただきたいと思います。期待しております。ぜひ、そういうふうに進んでいってもらうことを希望して、すいません、二度目、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（土屋健一）

ここで質問者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時24分

再開 午後 1時25分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第7、大川内富男議員の発言を許可いたします。

○13番（大川内富男議員）

傍聴席の皆さん、こんにちは。私は新生会、大川内富男でございます。本日は2項目について質問をいたします。

まず、1項目めに、マインドロード清掃、市道清掃についてであります。

①、マインドロードを清掃する公民館とほかの公民館と強く不公平感を感じるが、所見をお聞きしたい。

②、自治会員の減少と高齢化により作業が非常に困難になっているが、所見をお伺いいたします。

③、草刈りを業者に依頼した場合、予算としてどれくらいの費用が必要かお伺いいたします。

④、除草剤散布を業者に依頼した場合、どのくらいの費用が必要かお伺いします。

⑤、質問③④を検討して清掃は市でやるべきだと思うが、所見をお伺いいたします。

⑥、一般市道は市民全体でやるべきだと思うが、その考えはないかお伺いいたします。

次に2項目めは、2期目の市長の公約の「私は必ず実行します」の中で一番インパクトのある公約でありました財部駅前屋台村についてであります。そこで質問をいたします。

①、選挙公約はどのように理解しておられるかお伺いいたします。

②、2期目の公約に挙げた理由は何かお伺いいたします。

③、2018年、2019年の私の質問に「自分としては屋台村をつくりたい」との答弁であったが、2020年の質問には「谷口旅館につくりたいと考えていた」と答弁が変わったが、いつからそう変わったのかお伺いいたします。

④、つくらなくなった理由は何かお伺いいたします。

⑤、地元の人たちが非常に期待していると言われていたが、その人たちにはどのような説明をされたか伺いまして、第1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、大川内議員の質問に対してお答えしたいと思います。

1、マインドロード清掃・市道清掃についての①マインドロード清掃する公民館とほかの公民館と強く不公平感を感じるについてお答えいたします。

マインドロードの清掃につきましては、ふれあいマインドロードを守る会で年間2回の草刈り等の作業を実施していただいております。

この沿線の公民館長等で構成する幹事会がありますが、コロナ禍の影響で令和2年度は書面決議としたところですが、この書面決議書には意見がなかったところ です。

1の②自治会員の減少と高齢化により作業が非常に困難になっているについてお答えいたします。

これまでふれあいマインドロードを守る会の幹事会などで特に作業が難しいなどの意見は出ておりません。何かしらの御意見などあった場合は、守る会と協議し必要な見直しをしていきたいと思っております。

なお、自治会へのお願いしております市道清掃につきましては、自治会員数の減少と高齢化で一部の自治会から作業が大変であるなどの相談があります。そのような自治会とは作業範囲の見直しなどで現在対応しております。また、区域が変わったところについては、維持班やシルバーへの委託で対応しております。

1の③草刈りを業者に依頼した場合、予算としてどのぐらいの費用が必要かについてお答えをいたします。

現在、市道の草払いを業者に発注する際の費用をマインドロードの延長に試算すると9.2kmを約270万円程度になると思われま す。

1の④除草剤散布を業者に依頼した場合、どのぐらいの費用が必要かについてお答えいたします。

マインドロードのほとんどの区間で現在、維持班が年1回除草剤の散布をし、各自治会の作業の軽減を図っているところです。県道などで行っている除草剤散布の状況を業者に聞いたところ、3人で1日3kmほど作業を行っているようです。マインドロードは9.2kmでありますので、おおむね20万円ほどの費用が必要になると思われま す。

1の⑤質問③④を検討して清掃は市でやるべきだと思 うについてお答えをいたし ます。

マインドロードの清掃につきましては、平成5年当時、5つの公民館の館長を発起人にマインドロードを守る会が設立され、その後、岩川の3自治会が加わり、ふれあいマインドロードを守る会となり、活動が続いているところです。

マインドロードにつきましては、市道でありますので地域の自治会での清掃をお願いしたいと考えております。現在、自治会員の減少や高齢化が進む中、市では除

草剤を散布し、少しでも作業を軽減できるように行っているところです。

1の⑥一般市道は市民全体でやるべきだと思うについて、お答えいたします。

市道につきましては、道路愛護の観点からもぜひ市民全体で美化清掃活動に取り組んでいただくことが大切であります。道の美化ボランティアも含め、今後も継続して活動できる範囲でお願いをしていきたいと考えております。

2、屋台村構想についての①公約への理解について、お答えいたします。

選挙公約は、有権者との関係において私の考え方及び方向性をお示したもので、それを支援していただくための一つの方法だと考えております。

2の②2期目の公約に挙げた理由について、お答えをいたします。

1期目に沖縄県に米の販売のために訪問した際に国際通りの中に屋台村がありました。また、鹿児島中央駅近くにも大変にぎわいのある施設でしたので、このような屋台村を財部駅につくることで、地域活性化につなげたいとの思いから公約に挙げました。

2の③場所について、お答えいたします。

私は、当初から谷口旅館跡を活用することと考えておりました。そのため、地主の方とも協議をしておりましたが、実現には至らなかったところであります。

2の④つくらなくなった理由について、お答えいたします。

事業を具体化し、予算計上することができなかったからであります。

2の⑤期待への説明について、お答えいたします。

今でも財部の方々は期待されております。将来的に財部高校跡地に鹿児島大学の畜産獣医学拠点誘致ができ、JRの特急の停車などがかなうならば、実現の可能性はあるものと考えております。

以上です。

○13番（大川内富男議員）

一応1回目の答弁を頂きましたが、私に言わせてもらおうと答えになっていない。特に2番目のほうはそう思います。

それでは、まず1番目のほうから徐々に質問をしてまいります。

まずマインドロードの件なのですが、このマインドロードは平成5年にマインドロードを守る会という会則ができて今までされていることはよく私も知っているところでありますが、その中の第3条で守る会はマインドロードの沿線の自治会並びに学校、PTA、企業等で構成する、このようになっておりますが、これの参加は皆さん頂いていますでしょうか。

○建設課長（園田浩美）

私のほうでお答えしたいと思います。

マインドロードの構成員という形なんですけども、それにつきましては、会則のほうで決まっているところでございます。

その会則の中で自治会並びに学校、PTA、それから企業となっていますけども、今は自治会のほうでほとんどいただいているという状況でございます。

以上でございます。

○13番（大川内富男議員）

建設課長には初めての質問でしたのであれなんですけど、私もこのマインドロード清掃する一員でありますので、その辺はよく知っておるつもりです。その中で自治会、やっているのはほとんど自治会だと思うんですが、うちの自治会の例を一つ参考にさせていただきますと、これが始まって29年ぐらいたっていると思うんですが、非常に高齢化が進んでおります。自治会の加入者も減っております。そこでうちが今自治会としては北部公民館では大きいほうだと思いますが、51戸数あります。その中で3班に分かれております。そして3年前までは夫婦とも50歳になりますと市道清掃、マインドロード清掃は免除になっておりました。ただし、働く人がだんだん少なくなりましたので、3年前から夫婦とも75歳以上は免除になりました。当然、私は前のおりでいきますと74歳、家内も70歳になりましたので、今年度からのマインドロード清掃・市道清掃は自治会内では免除になる予定でした。3年前から夫婦とも75歳ですので、あと5年間、79歳になるまでは自治会としては奉仕作業といえますか、市道清掃、マインドロード清掃に出なければいけないとそういう状況では、非常に自治会としても高齢化が進んでおまして、これに出るのが大変苦勞しております。この中で今答弁にもありましたが、このマインドロードを守る会とか、それから幹事会とかではそういう問題は出てこないという話でしたが、自治会で担当していろんなところへ行きますと、何とかこれをしてくれんかと切実な願いは我々は直接耳にしております。それがなかなか耳に届かないな、当局のほうには届かないなというのが、今率直な気持ちです。そしてこれを今年度の6月の6日に第1回目のマインドロード清掃がありましたけど、うちの自治会報でいきますと、前期マインドロード清掃について、期日、6月6日日曜日、時間午前6時から、雨天決行です。担当地区、第1校区、サンテグレ本社から旧駅まで、担当班は1班です。ビバー所有者は協力してください。ビバーの給油はサンテグレ本社前でしてください。多くの人員が必要ですので、全員の参加をお願いします。都合により欠席された方は10月の後期マインドロード清掃に参加をお願いします。

これが自治会のマインドロード清掃に対しての会報です。そうしていきますと、今、51戸数の中でうちの自治会で夫婦とも75歳未満というのが、1班でいきますと全戸数の中に11戸数です。出なけりゃいけないという感じです。それでも出ない方

もいらっしゃいますし、実数はまだこれより減ります。それから割かし農作業とい
いますか、そういう草刈り機を持っていない方は結構いらっしゃいますので、11人
の中で全部出たとしても草刈り機で払う人は4人です。4人で数百m、これのうち
は森田上という自治会ですが、森田自治会と合同でやりますので、10台あればいい
かなという感じだと思います。それで何百mかするんですが、そういう状況で何も
出ないというのも本当に不思議でしょうがないんですが、もう現場としては本当逼
迫しております。そういう今の私の申し上げました現状を見て、市長の見解はいか
がでしょうか。

○市長（五位塚剛）

市道について、いろんなところでも市民に御協力を頂いております。今マインド
ロードの清掃について大川内議員から具体的に中身の説明がありました。本当にこ
の間の清掃についての御協力については感謝を申し上げたいというふうに思います。
今後については、また引き続き検討をさせていただきたいと思います。

○13番（大川内富男議員）

もう一つ資料を頂きましたので、ちょっと御報告させていただきますが、北部公
民館には自治会がいっぱいあるわけですが、その中には非常に小さい、それこそ失
礼な言い方をしますと限界集落というのも結構あります。その中で戸数が10戸、未
就学児ゼロ、小学生ゼロ、中学生ゼロ、高校生ゼロ、20歳から60歳までゼロ、60歳
以上が13名。それから戸数が9戸、未就学児ゼロ、小学生ゼロ、中学生1、高校生
ゼロ、20から60がゼロ、60歳以上が12名。それから14戸数、未就学児1、小学生が
3、中学生がゼロ、高校生ゼロ、20から60、ゼロ、60歳以上が20。そういう自治会
もありまして、その中で9戸数あるところは60歳以上が12名ということなんですが、
80歳以上が7名、それからヘルニアを患っている方が2名、そういうところでも公
民館としては免除ということはないんですよ。一応は出るように多分報告される
と思います。そういう状況です。先ほど言いましたとおり、マインドロードの守る
会でいきますと、確かに企業とかPTAとかそういうところも出るようになってお
りますが、自治会のほかに、学校、PTA、企業等が出るようになっておりますが、
実際は自治会員だけでやっております。その中で自治会員の中でもこういう状況で
す。非常に難しい。そして自治会のこういうところへ行きますと直接私の耳に入り
ます。しかし、マインドロードを守る会の総会とかがあるとすると、それから幹事
会があるとしますと、まず我々が、そういう人、立場が自治会の総会でそういう話
をする。総会で公民館の審議会か何かです。その審議会の公民館長がマインド
ロードを守る会ですとすると、クッションがいっぱいあって、多分、声がなかなか
届かないと思うんですよ。我々はじかに聞いているからこういう議会の場で話が

できる。訴えられる。そういうことで、こういう状況があるのに改めて今の公民館の中の小さい集落、そういうことを考えて、もう一回見解を述べていただきたい。

○市長（五位塚剛）

自治会の状況では非常に高齢化になって厳しい状況があるようでございます。そういう方々を画一的にこの清掃に強制的に参加しなさいということは、行政としてもこれは非常に厳しいものがあるだろうと思います。今後、このマインドロードの清掃について市民の皆さんたちがどういう形で協力ができるか、そのあたりも含めて再度検討をさせていただきたいと思います。

○13番（大川内富男議員）

今市長が言われたとおり、結局、この沿線の公民館長で構成する幹事会がありますが、この中では意見がなかったところです。このとおりだと思うんですが、こういうところを、切実なこういう状況であるというのをこちらからも言っていただきたい。何もなかったら何もなかったじゃなくて、現状はこういうことがあると聞いていますが、皆さんのところはどうでしょうか、そこまでの提案はこの幹事会の中でもしていただきたい。幹事会で何もなかったらここでも全て何もなかったですよじゃなくて、本当に小さい声を聴いていただきたい、そのように思います。その点はいかがでしょうか。出していただけますか。

○市長（五位塚剛）

行政のほうはこういう組織がありますので、この組織の会の中で大川内議員がこれの代表して質問がありましたということでちゃんと説明をして、今後どうあるべきかということを担当課は十分検討させていただきたいと思います。

○13番（大川内富男議員）

今の答弁は非常にありがたく思いますので、そのようにお願いしたいと思います。
次に②なんですけど、続けてなんですけども、非常に自治会の少ない人数とそれから高齢化というのは本当に、うちの自治会の話ばかりして恐縮なんですけど、今、自治会で20年間入ったのは1人だけです、自治会に。たまたまうちの息子が5年ぐらい前に家を建てましたので、それでおまえどうしても入れということで、20年で1人入りました。抜けた人は結構いらっしゃいます。そういう状況で高齢化になる、出る人は少なくなる、本当にこれは困っておりますので、問題としてはこの④のところではいろんな話をしていきたいと思いますが、ただこの下のほうに市長答弁の中でこの一般道路のこともちょっと書いてありますが、これ一般道路は別のところで一番最後の項でやりますので、これは置いときます。

それから3番目の業者に依頼した場合、このマインドロード清掃を依頼した場合に今回は9.2kmで270万円となっておりますが、前試算していただいたときは330万円

ちゆうことで9.2kmを平米単価、1.5mの幅で見えていただいて、それを平米単価60円でしたときが大体330万円と前回のときは答弁を頂きましたが、それより下がっておりますので非常にありがたいと思っております。それでこの270万円から今、各公民館に頂いております80万6,000円ですかね、80万円を引くと190万円ぐらいできるわけですね。金額的にいけばですよ。270万円で業者に頼んだ場合、これができる。そして80万円は各公民館にマインドロードを守る会に80万6,000円は補助金を出しておりますので、190万円のできる計算になります。これは4番目でありませんが、それから次の除草剤散布、これでいきますと大体、計算方法は分かりませんが、おおむね20万円のできるということになりますよね。20万円のでけると80万円出すより20万円出してもらったほうが市も潤うんじゃないですか。計算、私の計算間違っていますかね。

○市長（五位塚剛）

計算は間違っていないと思いますけど、除草剤散布という形でのことだろうと思うんですけど、担当課長、分かっていたらどうぞお答えください。

○建設課長（園田浩美）

それでは、9.2km分の20万円についてお答えをしたいと思います。

これにつきましては、業者のほうにどのぐらいかかりますかという形でお尋ねしたところがございます。県道が一部除草剤を振っているところがあるものですから、そこに問合せをしてこの金額ということで上げさせていただいたところがございます。

以上でございます。

○13番（大川内富男議員）

いろいろなありますが、要は5番目ですね、この3番4番を検討して清掃は市でやるべきだと思うがということなんですけど、今ずっといきまして、もうマインドロード、本当に守る会の方々には、今29年目だと思うんですが、本当にボランティアとしてよくやっていただいたと本当に思っております。そういうところで、もしこの今計算していただきました草払いをした場合でも270万円であれば、80万円の補助金を引きますと190万円なんです。190万円出せば2回の草刈りは市のできる計算になります。ましてや除草剤でいきますと1回が20万円なら40万円のできる。80万円の補助金から引くと40万円ぐらいのプラスになります。マインドロードを守る会も非常に今まで頑張ってきていただいて、もう時代が本当に違ってきていると思うんです。29年前と現在とは。平均で高齢化率も21%だったのが今は41%ぐらいになっているということになりますと、非常に困難になってきております。マインドロード発足当時は人口は末吉だけだったんですが、2万1,000人いらして高齢化

率は21.3%、今は令和2年度は41.3%です。同じ人口としても60歳以上は倍以上に増えております。そして若年層がない。掃除をする人間は本当少なくなっております。そういう状況からしてマインドロードは市でやるべきだと私自身は思っておりますが、そういうところ、各関係からしても計算からしても、もう大した市の持ち出しじゃなくなります。ましてや除草剤散布にしますとプラスになるじゃないですか。そういうことを考えても市でやるという決断はつきませんか。いかがですか。

○市長（五位塚剛）

1回目の答弁でいたしましたように、岩川のほうから末吉のこの今町境までマインドロードがつながっておりますけど、この地域を守ろうという形でスタートしたこの清掃活動であります。岩川の方々を含めて、向こうのほうからも、もう高齢化で大変だから全てもう撤退をしたい、市のほうでやってくださいという声があるところでは出ておりませんが、現状としては厳しい状況にある状況だというのは基本的には分かってきましたので、このマインドロードの清掃をどうしたほうが一番、市民のためにも、また市の財政的なものも含めてどうあるべきかということについては検討する時期に多分来ているんだろうと思います。そういうことで市がすぐ全部やるということじゃなくて、地元の方々がいや協力できるものは協力したいですよということ、あればその部分はやっぱり協力していただきたいと思います。そういうことを含めて総合的に検討をさせていただきたいと思います。

○13番（大川内富男議員）

今、私もそのとおりなので、やっぱり結局、一番最初はボランティアということで始まって本当にいいことだったと思うんですが、もうそれこそ時代も変わりました30年近くなりますと、先ほど申しましたとおり、人口構成も違う、自治会加入者も違う、そういうことで今はどうですかね、自治会加入者は全体でいくと80%ぐらいですか。それぐらいだと思うんですが、そういうことも違いますし、ところで私の提案なんですけど、マインドロードが発足してから大体29年、今年が多分29年だと思うんですが、平成5年からいきますと、本当にこのマインドロードを守る会の方々には本当献身的なボランティアをしていただきまして、ある程度の補助金はもらっていますが、していただいて、もう本当に私自身もありがたいと思っております。しかしながら、本当に今はもう時代も変わりましたし、自治会加入者も少ないし、人口も減っているし、それから高齢化になっている。そういうことを全て鑑みた場合には総合的に見てもう考える時期じゃないかと思えます。そこで提案なんですけど、マインドロードを守る会の話聞いて、そのままのみにするんじゃなくて、市当局からマインドロードを守る会の方々とお話しされて、もう30年たちましたが本当に地元の掃除をする方はこういう困ったこともあるんだとそういう話をされて、

マインドロードを公民館が、7公民館ですか、8公民館ですか、あれ、それがあ
る中で一応は公民館ごと、守る会自体は解散すると。そこでどうしてもやりたい公民
館があれば、ボランティアでやっていただくのもいいし、公民館ごとに金額も決ま
っております、幾らというのが。その公民館ごとの、やりたい公民館があったとき
にはその補助金を公民館に出す、そういうような方法を提案していただいて、もう
ちょうど発足30年になります。これを機に、30年って十年一昔といいますが、一昔
が3回目です。そういう時期になっていると私は思っております。そういうふうな
提案をされる気はないですか。いかがですか。

○市長（五位塚剛）

大事な問題でありますので、これは一つの考え方として、これは検討したほうが
いいだろうと思います。市のほうで解散をしてくださいということの決定はできま
せんけど、組織的な地域のための会でありますので、その人たちの意見も聴きな
がら、もう皆さんたちがどうしても解散したほうがいいですよということになれば、
一つの方法です。そうなったときに考え方として、場合によっては、今は農業公社
でこの草刈りの機械も入っておりますので、それに対応していくとか、いろんな方
法が今後出てくるだろうと思います。そのことを含めて担当課から各組織に来ても
らって話をさせていただきたいと思います。

○13番（大川内富男議員）

今、前向きな答弁がありましたので、私の提案として、一応30年と区切りにして、
守る会の方々もそういうところを区切りとして、どうしてもやっぱり奉仕的な精神
のあるところは公民館単位でやっていただくとそういうのを提案して、マインド
ロードはこれで終わります。

次に、一般市道清掃についてであります。これはもう前から言っておりますが、
市道清掃は全ての市民でやるべきだということを思っているのが、私の考えであり
ます。現在はやはり市道清掃も自治会加入者だけがうちの地区近辺では行ってお
ります。自治会に入っていない方はその掃除には参加していただいております。と
ころによっては前回聞いたときには、地域の方々はその地域の方々入っていない方
にもお声をかけてされているところもあるとは聞いておりましたが、うちのほうでは
それをしておりませんので、自治会加入者だけでやっております。自治会加入者で
やっておりますが、先ほど言ったみたいにだんだん人口が少なくなる、人が少なくな
る、距離は変わらない。マインドロードもそうですが、少なくなっても距離は変
わらない。それなんです。これは私はいつも言うとおり、これはぜひ市民全体で
やっていただきたい、そのような考えを持っておりますが、市長の考えはいかがで
すか。

○市長（五位塚剛）

曾於市内における市道の清掃は、基本は市が責任を持ってやるのが当たり前の状況であります。それを過去の歴史から自分たちがよく使う道路については、自治会清掃という形で協力をしていただいて、それに対して報償金という形での支払いをして協力をしていただいております。これは私たちのこの農村部における一つの方法だというふうに思います。これ自体は私は大変いいことだと思っておりますけど、現状としては自治会加入者が少なくなる中で高齢化の状況で一部の方しか参加されないというところもありますので、そういう意味では不公平感があるんだろうと思います。そういう意味では、今言われるように、市民が自分の意識に基づいて市道のこのボランティアの清掃に参加してもらうというのは非常にありがたいことだというふうに思っております。

○13番（大川内富男議員）

私もこれは、なかなか市長とは意見が合わないことが多いんですが、これは全く私も一緒であります。といいますのは、ここで提案なんですけど、市長、前にも提案したと、提案といいますか、前は広報紙で流してください。FMで流してください。市道清掃のある日をですね。だがしかし、自治会によっては清掃する日が違うんですね。だからどここの方はしてくださいという、それだとなかなか統一しませんので、一つ提案なんですけど、ここで曾於市市道一斉清掃の日、こういうのを制定していただいて、年2回ですよね、年2回されているんですけど、そうするとFM放送で流すとか、それから市報で流すとか、そうすると一遍でできると思うんですよ。今、自治会加入が80%としますと、80人で清掃するのが今度は100人になるわけだね、そうなるって。そういうふうに全員が出られるような清掃の日を設けたらいいんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○市長（五位塚剛）

問題提起としては大変いい提案だというふうに思います。ただ、私たちの地域も市道の清掃をするときには必ず事前に名前の登録をしてボランティア保険を掛けてやっておりますので、今言われる提案が現実的にできるかという、まだなかなか難しい部分はありますが、市民の皆さんたちに年のうちの1日、市道の清掃の日というのを設けて、あとはまた独自でやればいいんでしょうけど、それに合わせられるところについてそうするのは決して悪いことではないと思います。ただ、現実的にできるかというのはまた難しい部分もあると思います。

○13番（大川内富男議員）

自治会で私どももやっているんですけど、保険が入っているかどうかは私も確認していなかったんですけど、例えば保険が掛けるとすると、市道清掃一斉の日にやった

ときは、市で保険を掛ければいいんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○市長（五位塚剛）

この市道の清掃については、基本的にはもしけがをしたときにそのための補償制度でありまして、市のほうが多分掛けていると思うんですけど、担当課から確認をさせます。

○建設課長（園田浩美）

保険につきましてですけれども、マインドロードのほうにつきましては、毎年、幹事会におきましてこういう保険を掛けますよという形で提案をさせていただいているところがございます。

ほかの自治会活動につきましては、各自治会のほうで掛けているのではないかと想像しているところがございます。

以上でございます。

○13番（大川内富男議員）

そのとおりだと思います。うちの自治会がその保険掛けているか確認していなかったから分からないですが、それはもう市道清掃の場合は各自治会で掛けるのが当たり前で、市道清掃一斉じゃないから、一斉じゃないからあれなんです。

○財政課長（上鶴明人）

申し訳ございません。市道の一斉清掃の場合には、市のほうで掛けております全国町村会の総合賠償補償保険というのがございまして、ここだけが等をした場合には申出をしていただければ、そのままその保険で対応しているところがございます。

○13番（大川内富男議員）

それは市道清掃の場合でしょうか。分かりました。では市長は、先ほど自分の自治会のほうは自分たちで名前を替えて掛けているとおっしゃったんで、各おのおの掛けているんだなと思ったんですが、それは市長、間違いですか。

○市長（五位塚剛）

間違いではないと思います。当然、保険ですから、基本的には市道の清掃の場合はちゃんと誰が出てというのをちゃんと確認して、市のほうに報告をして行っておりますので、それが総合保険のほうの対象になってくるんじゃないかなと思っております。

○13番（大川内富男議員）

分かりました。

それは自分のところの自治会で掛けるんじゃなくて、報告して市のほうに報告するということですね。いいですか。今の答えでいきますと。市長の答えはそれでいいですか。

○財政課長（上鶴明人）

今、市のほうでしているのは、市が協賛、もしくはお願いをしてしてもらって一斉清掃、この日に限ってという形でしております。ただ、どうしても自治会のほうで特段に何か設けて保険を掛けている場合もあるかもしれません。そこはちょっと私どものほうでは分かりませんが、市のほうで主導して協賛に入って、してくださいという形でお願いをする、曜日を決めて日にちを決めてするのがあるんですが、そのときにはこの全国町村会の総合賠償保険の対象になっております。

○13番（大川内富男議員）

では確認ですが、自治会でやっている、私どもがやっている年2回の市道清掃はその対象に入っているわけですか。

○建設課長（園田浩美）

申し訳ございません。私のほうの勘違いでございます。保険につきましては、先ほど財政課長が申しあげましたように、全国市町村会総合賠償保険というものをマインドロードのときも掛けております。これにつきましては、各自治会から参加人数を毎回教えていただいております。そのときにいつ作業をいたしますかということまでお聞きしまして、それに合わせて掛けていると今は思っているところでございます。

以上でございます。

○13番（大川内富男議員）

私はこの道路を一斉にやったほうがいいんじゃないかという提案だったわけで、市長のほうは、そうしますと自治会では確認して保険を掛けておられるという話をされたので、だんだん保険の話になってきたんですが、私はこの保険の話はもういいんです。曾於市、先ほど言いましたみたいに、一斉にやる方法は取れないかということなんです。そうしますと先ほど言ったみたいに、自治会で別々じゃないから、FMで何月何日は市道一斉清掃をやりますよ。会報は2か月か3か月前から、何月何日は市道一斉でやりますよと。そうしますと、この中には自治会以外の方も加入してくださいと。自治会の方々は自治会から直接行きますが、自治会以外の方にはなかなかその通知が行きませんので、FMで流すとか、市報で流すとか、そういうふうにして年に2回ぐらいは一斉清掃の日を決めてみんなでやっていただく。市道はみんなが使うんじゃないですか。自治会に入っている方だけじゃないじゃないですか。幾ばくかの補助金はもらっていますが、もうそんなんじゃないんですよ。市道はみんな一斉にやろう。そういうのを改めてもう一度、答弁を願います。

○市長（五位塚剛）

市民の方々に曾於市に住んでいる方々に市道の清掃を協力してもらおうというのは

非常にありがたいことでもありますけど、今は私たちの自治会も7月と9月にしておりますけど、市からの基本的な願いは9月だけでいいですよということでありましたので、今年からは9月1日にしておりますけど、それでも9月に日にちがずれてされているところもたくさんあります。だからその自治会のいろんな行事等やいろんなことがあって、日にちを一本化することは非常に現実的には難しいだろうと思います。そういう意味でそれはもうその自治会に任せるしかありませんけど、一つの方法として曾於市の市道について市民の皆さんが清掃を協力してください、自分が住んでいる自治会の近くが当然ながら清掃のところでするので、そういう形で協力してくださいとはできると思うんですけど、3町の市道を1日決めてその日にしないと駄目ですよという形になるとまたおかしくなりますので、提案としてはいいアイデアだというふうには思います。

○13番（大川内富男議員）

いいアイデアだと褒めていただいたかどうか分かりませんが、やっぱり市道はみんなで作るべきだという私の主張ですので、それにそって一生懸命また皆さんと協議されて、できるだけ実現するようにしていただければありがたいと思います。

これで市道とマインドロードの項は終わりますが、次に屋台村の件なんですけど、これはもう私も4回目の質問で毎年させていただいているんですが、なかなかこれはまともな答弁を頂いておりませんでした。今回は趣旨が違いましたので、まともな答弁があるんじゃないかと思っておりましたが、若干私の期待にそぐわないところがありますので2回目以上質問してまいります。

まず、公約はどのように考えているかと私の質問に対して、選挙公約は有権者との関係において私の考え方及び方向性を示したもので、それを支援していただくための一つの方法だと考えておりますというのが今回の答弁であります。去年の答弁、選挙公約とは選挙に立候補する者は、自分の政策を有権者に訴えて、それを判断してもらおうという、公約を掲げた人は、当然ながらその公約の実現に向けて進めていくのが公約だと答弁になっておりますが、若干私、ニュアンスが違うと思うんですが、これに何か所見はありますか。

○市長（五位塚剛）

当然ながら、選挙に出られる方は小さな選挙を問わず、やはりその公約に向けて頑張っていく、実現のために頑張っていくというのはこれはもう当然のことだというふうに思います。私もこの実現のためにそのように努力はいたしました。ただ、現実的に今の段階で議会に予算を提案してお願いをするという状況まではまだ至りませんでしたので、現実的にはこれは実現しておりませんが、選挙公約は大事なものだとは私は思っております。

○13番（大川内富男議員）

公約は、これはちょっと私も調べてみたんですが、広辞苑、百科事典の広辞苑なんですけど、これでいきますと「公衆に対し、政策等を約束すること」、単純に書いてありました。小学館の辞書でいきますと、「公開の場で公衆に対して約束をすること、特に選挙のときには政党や立候補者等が公衆に対し政策等の約束をすること」とこのように書いてあります。約束をすること。これには私は必ず実行します、この中のこの非常にインパクトの強い財部駅前の屋台村だったと思うんですが、この2期目に挙げた理由は何かという、これには書いてありますが、もともとはそうですね。財部に限らずですが、どこも活性化を求めているわけですよね。特に財部駅前は本当にこう寂れているってよく一般質問者の中からも出てくるんですが、そういうところをにぎわせたい。その意味はよく分かりますが、このときにこれを掲げられたと。それでここに掲げられたと思うんですが、それから1回目、2回目、3回目で具体的になったかという、質問しますと、全然具体的にならなかった。その中でこの③のところなんですけど、2018年と2019年の私の質問に対して市長の答弁は、最後につくるのかと。一つも、その前には何もしていない、何もしていない、調査もしていない、ずっとしていない、していない、していないでゼロ回答でした。最後に、本当にこの屋台村をつくるのか、その質問に対しては、私としてはつくりたい、それが2018年、2019年です。そして去年、2020年、同じ質問で3回とも項目は全部一緒。全部一緒でしたときに、去年の質問には「谷口旅館跡につくりたいと考えていた」と過去形だったんですね。今まではつくりたい、つくりたいとずっと進行形だったと思うんですが、そこでもうトーンダウンじゃなくて、これききますとこれはできないんだなと思ったんです。やらないんだなと思いました。そのときの変化は何でしょうか。

○市長（五位塚剛）

財部駅前に谷口旅館さんというのがありまして、昨年度まで旅館業の許可証もそのまま持っていらっしやいました。そういういつでも再開はできる状況の施設でありました。それで私たちも何かいろんな形でできないかということも相当議論をして、現場も足を運び、その責任者としてできる方はいないかということで検討もいたしました。今回はその建物については、民間の方が買われましたので、今は所有権はこの方に変更になりました。ただ、市のほうがこの建物を地域のために再度何らかの形でやりたいというのであれば、協力はいたしますということになっておりますけど、まだ今の段階で具体的にどのぐらいに費用があつてどうなるかというのが決まっておきませんので、現状としてはそこで今止まっている段階でございます。

○13番（大川内富男議員）

答弁がどうも抽象的でちょっと分かりませんが、私は財部駅前屋台村の構想について聞いておりますので、財部駅前屋台村の自分はいつくりたい、いつくりたいと言ったのが、途中からだからそこ決めていた。屋台村ですよ。屋台村をつくりたい、つくりたいとおっしゃっていたですよ。1回目も2回目も、18年も19年も、質問には答えられなかったけど、本当に財部で屋台村をつくるのかと聞いたら、私としてはいつくりたいと議事録に載っていますよ。私も調べてきたんだ。いつくりたいと言っていたのが、2020年になったときには、あそこを考えていたちゅうことはもうつくりたくないということでしょう。そこの違いは何かと聞いているんですよ。つくる、つくると言っていたのが、ほかのことじゃないですよ。この谷口旅館が何されようが構いませんが、財部駅前の屋台村をつくと私は必ず実行しますよになっているじゃないですか。7番目に。そのことを聞いているんです。18年も19年も私としてはいつくりたいのが途中から、20年の去年になったら、つくりたくないよになっているじゃないですか。もう考えていた。そこの変わりよう、どうしてそうなかったのか、そこを聞いているんです。

○市長（五位塚剛）

この間の経過についてはちゃんと詳しく説明をしました。だからつくるというか、新しく新築をするということは全く考えておりませんでした。だから谷口旅館のその建物をうまく改修して、場合によっては5件ぐらいの方が入ってできる、そういう屋台村が全国にも、また沖縄、鹿児島駅の駅前にもありましたのでそういう発想は持っておりましたが、今後についても、先ほど答弁いたしました、つくるというのと具体的に今後どうするかというのはまた非常に議会との皆さんたちの予算の関係ありますから、予算を提案するところまでは具体的に詰めることができませんでしたので、そういうような表現をしているところでございます。

○13番（大川内富男議員）

それでは、ちょっと前に遡りますが、宮崎とか鹿児島からお客を呼んで、そこで飲んで食べていただいて、時間が遅くなったら泊まってもら、そういうのを発言されましたね。これは谷口旅館内のことであつたんですか。

○市長（五位塚剛）

それは、私の構想、また皆さんたち財部の方々もいろいろと議論したときには、谷口旅館というのは宿泊の施設でもあるんですね。宿泊の施設でもあるんですよ。そういう宿泊の許可も頂いている施設でしたので、場合によってはそういうことができるという発想でございました。

○13番（大川内富男議員）

一番最初の頃の、さっき言いましたみたいに、鹿児島からとか、それから宮崎か

ら呼んでそういうことというときの勢いのあるときには、私なんかこれなんか全然発想しなかったですよ。今言われてそうだとされるんですが、そのときの鹿児島から呼んだり、宮崎から呼んだり、泊まるときは宿泊施設を私は2回、その建物は恒久的な建物ですか。ずっと恒久的ですよ。プレハブとかずっと建っている鉄筋とか何とかがって私は2回質問したときに、これは市長はちょっと答えられないと思ったら、市長が答えられたのは何かというと、公営であると。公営、公に営むですよ。私は2回聞いてもう一回聞こうかと思ったけども、これはちょっとごまかされた。答えたくないんだなと思って3回目は聞かなかった。恒久的な建物で造ってあるんですか。それを聞いたときにそんな感じで、建物は駅前に必ず新しいものを造るんだと私自身は思っていました。私の勘違いかもしれませんが、谷口旅館を最初から改装して、そういうようないっぱい飲み屋とそこで部屋があるから泊まるとそういうイメージは私は全然持ちませんでした。これはもう過ぎたことでこれでいいんですが、次、④番目、つくらなかった理由については、事業を具体的し、予算計上しなかった。これは当たり前ですよ。その前に予算計上する前に成り立つと思いましたが、これが。屋台村が、経営が。

○市長（五位塚剛）

何にしても成功させるというのは簡単ではないと思います。しかし、何もしなかったら何も生み出せないというふうに思います。当然、この問題は地域の商売されている方々とも何回も議論をいたしました。財部にそういう屋台村ができれば、お互いに協力することによって財部にお客さんを呼ぶことは可能になるというそういう話もありました。ただ、現実問題、昨年コロナが発生いたしまして、非常に通常の商売されている方もやむを得なく酒類を出せなくなった。同時に外に飲みに行く、食べに行くことを自粛してくださいという今のコロナの状況でありますから、現実的には非常に厳しいものもあるというふうに思っております。

○13番（大川内富男議員）

これは、市長、出されたのは、コロナは去年からですよ。これを発表されたのは前の選挙ですから4年前ですよ。コロナがあってももう本来ならばつくっていらっしゃる、そういうふうに自信を持ってやったんだたらもうできているはずなので、コロナは去年からですからね。これ発表されたのはその前です。その前に発表されております。つくらなかった理由というのは、私なんか大分懸念しているいろんなことを聞きました。例えば一つは財部町、失礼だけど小さな町です。1万弱の町でそういう今でもいっぱい、飲み屋さんとか食べ物屋さん、あると思います。そこにちょっと大きな、谷口旅館なら谷口旅館でいいですよ、ここに五、六店舗、10店舗入るか分かりませんが、何店舗か入る、宿泊施設ができるとすると、もうお客さんって

パイが決まっているわけですね。確かに奪い合いになる。そういうことを懸念しなかったかと聞いたときには、お客さんも喜んでいらっしゃる。ここに飲みに来た方々が入り切らない。そうすると流れてきて地元の酒屋さん、食べ物屋さんに入るとそういう話をされて大変喜んでいらっしゃるというのをそういう答弁もありまして、そういうのが本当かなと思っていましたら、実質、前にも言いましたが、宮崎・鹿児島はおろか、都城からもそういう客はほとんど呼べませんよ。このコロナ関係なくても。だからもう今、それこそ末吉の町なんですけど、末吉の町へ行っても、都城から来たとか、志布志から来たとかいう人はほとんどいませんでしたよ。地元の人だけ。そうすると地元の人たちだけで同じパイを奪い合う、そういうことを懸念しませんかと言ったんですが、そういう懸念はないとおっしゃったんですが、そういうのは原因の一つにはなっていないんですか。いかがですか。

○市長（五位塚剛）

都城駅前に焼き鳥を中心とする「駅亭」というお店がありますけど、財部からも電車に乗って行って、食べて、そこでまた電車に乗って帰ってこられる方もいらっしゃいます。だから基本的にほかの人たちが来ないということはないと思うんですね。ただ、どれだけ魅力ある店づくりができるかということだと思うんですよ。例えば財部駅前におそば屋さんがありますけど、非常に繁盛しております。繁盛しております。だからやり方によってはできると思うんですね。ただ、その民間の発想の下にやっぱりいろいろ活性化はしなきゃならないと私は思うんですね。そういう若い人が来てやるというそういうお膳立てをするというのも行政の役目でありまして、これを全部運営を市が行政がするということは、私は全く考えておりません。そういう意味でやはり、行政ができるものは何か、また、若い人たちを育てるものは何かという意味ではやっぱり行政はまちづくりを進めていく必要がありますので、その一環として私の屋台村構想をお話をしたところでございます。

○13番（大川内富男議員）

活性化するのに私も反対じゃないですよ。活性化するのは、前にも言いましたが、市でもそうですし、それから公民館も活性するためにうちの公民館は末吉の中では一番最初に運動会も始めましたし、それから花火大会も始めましたし、それから今、夏祭りも始めました。これも活性化なんですよ。トップに立つのはアイデアでその実行力なんですよ。自治会に行っても何もしないんじゃないかと、花見はするし、それから今はもう子供がいらないから十五夜はしませんが、観月会はする。これも活性化の一環なんですよ。だからそういう今市長が言われた、都城には行くんですよ。なぜ行くか。都城のほうが面白いからですよ。私が行くとき、私も都城にはたまに行きますが、都城は飲み屋街に行きますとちょっと活気があります。そういうアイ

デアで曾於市にそれだけの市長の情熱があればつくればよかったじゃないですか。でもつくらなかつた。それだけ若い人たちを育てて魅力ある町にするって誰も考える。誰もがそう思いますよ。そのためにこれをつくったんでしょう。7番目につくりたい。そういう場を設けたい。そして今言われたその情熱があつたらこれつくつたらよかつたじゃないですか。でもつくっていないじゃないですか。つくっていない。その理由は何かとそれを聞いているんだけど、それはまともに答えになっていない。もう一回お聞きします。なぜつくらなかつたのですか。

○市長（五位塚剛）

それはこの間、いろいろと検討を進めてきました。検討をした結果、今の段階で予算を計上する段階に至っていないということでございます。

○13番（大川内富男議員）

そしたら今の段階で予算を計上する段階になっていないということは、まだ今から先には予算を計上することがあるかもしれないと解釈してよろしいですか。

○市長（五位塚剛）

これについては、我々行政が単独ですることはないというふうに思っております。そうなったときに行政がどういう形での協力ができるかということについて、当然ながら議論して進めていきたいと思っております。そういう時期が来たときは予算化をお願いをしたいという時期が来るだろうと思っております。

○13番（大川内富男議員）

時間をいっぱい使わせていただきましたが、なかなか議論がかみ合わなかつたところがいっぱいあつたんですが、いろいろこうコロナも非常に厳しい状況になっておりますので、コロナの収束を、早い収束を願って私の質問を終わります。

以上です。

○議長（土屋健一）

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時40分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第8、湊合昌昭議員の発言を許可いたします。

○5番（湊合昌昭議員）

5番、新生会、湊合昌昭、2項目について質問します。

1つ、新型コロナウイルス感染状況及び対策について。

①、中国の武漢で発生した新型コロナウイルス感染が発症してから1年半が経過したが、本市でも45名くらいの感染者が確認されたが、現状を示されたい。

②、ワクチン接種が開始されているが、医療従事者の接種の状況、市民の接種計画の詳細を示されたい。

③、市内の医療機関、またはかかりつけ医、指定医療機関での接種になるか示されたい。

④、他の自治体でワクチン接種のキャンセルが発生しワクチンを廃棄する報道があったが、本市の状況を示されたい。

⑤、ファイザー製ワクチンが、12歳からの安全性が確認され、保護者の同意があれば検討する考えがあるか示されたい。

2、パークゴルフ場・フラワーパーク予定地跡地について。

①、9月の議会の答弁で胡摩地区のパークゴルフ場跡地利用は重荷になっていると答弁があったが、重荷の根拠は何か示されたい。

②、重荷であれば胡摩地区の土地をなぜ高い税金を使って購入したのか示されたい。

③、市長は企業誘致を目的として購入したのではないか示されたい。

以上、壇上を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、澁合議員の質問にお答えしたいと思います。

1、新型コロナウイルスの感染状況及び対策についての①本市の現状について、お答えをいたします。

本市では、昨年11月6日に初めて新型コロナウイルス感染者が確認されてから令和2年度の感染者数は、県発表分28人、宮崎県発表分6人の合計34人、令和3年度の感染者数は6月7日現在、県発表分26人、宮崎県発表分1人の合計27人、令和2年度と3年度の合計は、県発表分54人、宮崎県発表分7人の合計61人の感染者が確認されております。

1の②医療従事者の接種の状況、市民の接種計画の詳細について、お答えをいたします。

曾於市内の医療従事者の接種状況は、6月7日現在、1回目接種が1,197人、2回目接種が818人で、6月中旬までに全て終了する予定です。

市民の接種計画については、まず、高齢者施設入所者と施設従事者からワクチン接種を行い、次に在宅の高齢者の85歳以上の方、75歳以上の方とを現在予約受付を行っており、ワクチン接種を開始しているところです。

今後、6月中旬頃に65歳以上の方、7月中旬頃に基礎疾患を有する方と60歳以上の方、8月下旬頃に60歳未満の方と年齢を区切り予約を開始する計画ですが、今後、国の動向により変更になることもあります。

1の③市内の医療機関、またはかかりつけ医、指定医療機関での接種になるかについて、お答えをいたします。

曾於市内の住民がワクチン接種を受ける場合は、市内の14医療機関と集団接種会場のそお生きいき健康センターで接種を受けることは基本であります。市外の医療機関にかかりつけ医がある方については、その医療機関がワクチン接種を実施される医療機関であれば接種を受けることができます。

1の④キャンセルが発生し、ワクチンの破棄する報道がある中での本市の状況について、お答えいたします。

本市ではキャンセル等でワクチンの余剰が発生した場合は、医療機関で調整ができる場合は医療機関で調整していただいております。調整ができない場合は市役所に連絡を頂き、予約の取れていない高齢者のキャンセル待ち名簿で調整を行っております。それでも調整ができない場合は、国が示す医療従事者等の範囲に入る集団接種会場の接種業務に従事する市職員で調整しており、可能な限りワクチンの破棄はしないようにしているところです。

1の⑤ファイザー製ワクチンが12歳からの安全性が確認され、保護者の同意があれば検討する考えはあるかについて、お答えいたします。

ファイザー社製の新型コロナウイルスワクチンの接種可能年齢は16歳以上が薬事承認の対象となっていました。令和3年6月1日から12歳以上に改定されましたので、本市においても12歳以上を対象と考えています。

2、パークゴルフ場・フラワーパーク予定地跡地についての①重荷の根拠は何かについて、お答えいたします。

昨年9月議会で答弁いたしましたが、予定地跡地全てを事業化することについて莫大な費用がかかるという面から申し上げたところです。

②のなぜ購入されたのかについて、お答えいたします。

この事業は、以前から計画され、土地取得されたものです。この土地を有効活用し、市の発展に資する事業に供する目的で購入したところであります。

2の③企業誘致を目的として購入したのではないかについて、お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、市の発展に資する事業が目的であり、企業誘致は一つの選択肢と考えております。

以上です。

○5番（淵合昌昭議員）

1回目の答弁を頂きました。今、曾於市内で一番心配をしていることは、このことです。コロナ感染症のことは一番心配をしております。そしてなおかつ不安な状態で市民も生活するということをまず少しでも払拭するということは大事だと思っています。その中でもやはりワクチンのことが一番、治療薬じゃない、ワクチンですから治療薬じゃないんですが、予防するという意味では大切なものであって、このことがやはり今、曾於市の中では一番この、先ほども午前中に質問がありましたけれども、やはりこのことを大切に質問していきたいと考えています。

まずこのコロナも、特に曾於市の場合は都城に隣接しているということもありまして、大変私も新聞を見るんですが、鹿児島新聞より都城の情報が知りたくて見ます。都城で出ますと曾於市にどうかなという心配をすることが多いんですが、市長、どんなですか。お答えください。

○市長（五位塚剛）

曾於市と都城市というのは同じ経済圏にあり、医療、そして企業、また学校、病院等も含めてそういう関係で曾於市民がたくさん都城の施設を含めたところにも仕事としていろんな形での交流がありますので、都城で感染者が増えると何らかの形で曾於市の方と接触する可能性もありますので、大変心配をしているところでございます。

○5番（湊合昌昭議員）

今の市長がおっしゃったように、やはり私もこの間、ちょっと居酒屋のマスターとちょっと話したんですが、湊合さん、県外の人だけですよということをしていました。それぐらいに思ったところで、たまたまビジネスホテルの前を通ったとき、県外の車いっぱい並んで宿泊していました。こういうことから曾於市にも入ってくるのかなという心配をしたところでございます。その中でいくと、この現状は現状としてなんですが、やはり今、曾於市で45名、宮崎発表分を含めると61名ですかね、課長。ですね。61名ということなんですが、やはりこのことをワクチンのことをもっと積極的に進める上で、次の2項目に入っていくんですが、この医療従事者、高齢者というのは今1,197名ということは出たんですが、全体的にこれ何%ぐらいなのか、課長分かりますか。

○保健課長（櫻木孝一）

それではお答えいたします。

医療従事者につきましては、1回目の接種はもうほぼ終了しているということで、これが1,197名ですかね。これにプラス医療従事者等という形で今後、集団接種会場で従事する方々も若干は入ってきますので、実際医療機関で勤務している方々はこのくらいの人数ではないかと、ほぼ100%だと思っているところです。

○5番（淵合昌昭議員）

高齢者のところですけども、高齢者のほうのパーセントも教えてください。

○保健課長（櫻木孝一）

それではお答えいたします。

高齢者の関係の接種状況ということでございますけれども、6月8日現在でちょっと数字を拾っておりますけれども、高齢者の入所者、それから今在宅で医療機関のほうで接種をしている方含めて、1回目の接種が終わった方が22.57%と計算しているところです。

○5番（淵合昌昭議員）

課長、確認ですが、これは65歳以上の方ですかね。

○保健課長（櫻木孝一）

65歳以上の方です。

○5番（淵合昌昭議員）

私、びっくりしたんですけども、ちょっと少ないんじゃないかという気がするんですが、どうですか。ほかの市町村と比べて。

○保健課長（櫻木孝一）

それではお答えします。

鹿児島県の平均が24%程度ということでしたので、ほぼ県の平均並みには来ているのかなと。曾於市については、先ほど答弁のほうでもありましたけれども、高齢者施設の従事者も先に打っておりますので、そこまで含めればかなりの人数は今接種はできているのかなと思っているところです。

○5番（淵合昌昭議員）

隣の志布志のパーセントがちょっと分かんないんですけども、大分ワクチンの接種が進んでおるということで、特に都城も含めて、あるんですけども、ちょっと私、曾於市の状況がワクチン接種が遅いんじゃないかって気がするんですが、その辺は見劣りしませんか。

○保健課長（櫻木孝一）

先ほどもちょっと答弁しましたけれども、県の平均とほぼ変わらないのかなとは思っているところです。

○5番（淵合昌昭議員）

県の平均だということですが、どうしてもやはりこの近隣の市町村というのはすごく気になるんですね。特に都城にかかっている方も大変たくさんいらっしゃいます。病院ですね。かかりつけ医としてね。いるんですが、そういった状況を踏まえてもどんなかなと思ったんですが、都城、志布志の状況は分かんないですか。お答

えください。

○保健課長（櫻木孝一）

都城市、志布志市の接種状況については、把握していないところです。

○5番（淵合昌昭議員）

それでは、今把握をしていないということですので、また委員会のとき聞きたいと思っていますので、よろしくお願いします。

3番目ですけども、この感染症のかかりつけ医のことですけども、課長、私、基本的にはやはりかかりつけ医の方が接種するのが一番いいと思っています。今先ほどちょっと言った部分ですが、曾於市の中で医療機関にかかっている方、曾於市の高齢者でも結構ですけども、割合はどういった割合ですかね。曾於市内と都城とか、あるいは志布志市の県外の割合、市外の割合というのが分かったら教えてください。

○保健課長（櫻木孝一）

割合のほうはちょっと把握しておりませんが、曾於市にかかっている方と曾於市から市外の方という形ということになると市外のほうが多いかとは思っているところですが、その人数割合についてはちょっと把握しておりません。

○5番（淵合昌昭議員）

課長の一つ、私これを聞いたのは、かかりつけ医ということなんですが、このまず市役所、ワクチン接種を受けるということの申込み先は保健課ですよ。保健課のほうで市内の場合だったら問題ないんですが、市外の場合はこういった形になるんですか。

○保健課長（櫻木孝一）

市外の方はまず市役所の保健課のほうにまず曾於市内の医療機関にかかっているということを申出をしていただきます。その中で接種券番号、お名前、住所、電話番号等を確認しまして、曾於市の予約システムのほうに登録をすることになります。登録をした後にまた予約コールセンターのほうに電話をしていただくか、インターネットのほうで予約をしていただくという方法になります。

○5番（淵合昌昭議員）

すみません。確認なんですけども、要するに市役所に私が都城で受けたいという場合は、市役所行って保健課のほうでそういったものを告げると、要するに保健課の方に私は都城のかかりつけがあるので、そこで受けてもいいですかということをお伝えということですか。

○保健課長（櫻木孝一）

申し訳ありません。先ほど答えたのは、曾於市内で市外の方が受けられる場合は

そういう対応をしていただくという形でした。都城市の場合は医療機関で受付をするようになっていきますので、その医療機関が接種をされる場合であれば医療機関に電話をして、医療機関が受けてくだされば、そこでもうそれで予約が完了という形になろうかと思えます。

○5番（淵合昌昭議員）

課長、それ間違いないですか。私は、市役所に本人が行かれて保健課のほうでその接種券を持って行って、そして受付をしてそれから自分でその都城なら都城の医療機関のほうにということじゃないんですかね。ちょっとそこら辺の目安を教えてください、もう一回。

○保健課長（櫻木孝一）

私どもが聞いているのは、都城の場合は個別接種医療機関はそれぞれの医療機関で予約を受けているということを知っています。集団接種については市外の方受けられませんので、都城の集団接種ですね。医療機関についてはそれぞれの医療機関で予約を受けているということを知っています。

○5番（淵合昌昭議員）

では個人でもそれは可能なんですね。分かりました。ちょっとそこら辺が市民の方から相談があったりしたものですから、確認したところだったんですが、基本的に私は本人が私が都城で受けたい場合は一応保健課のほうに行って、そして接種券を持って行って、そして自分の証明するものを持って行って、そして今度は都城にまたそれをしなきゃいけないということだったんですが、そうじゃないわけですね。お答えください。

○保健課長（櫻木孝一）

都城については、先ほど答弁したとおり、都城の医療機関でその医療機関がワクチンを接種しない場合はできませんので、かかりつけ医でその医療機関が接種される場合はその医療機関で予約を取るというふうに分かっています。

○5番（淵合昌昭議員）

なかなかこの辺の周知が難しいのがあるので、ぜひまた啓発活動をしていただきたいというふうに思っていますので、お願いします。

それからこの今保健課のほうに連絡する方法として、ほかの自治体はフリーダイヤルを使っているんですね。曾於市内はこれはないですかね。

○保健課長（櫻木孝一）

お答えします。

曾於市の場合はフリーダイヤルとなっていないところです。

○5番（淵合昌昭議員）

やはり市民の健康を守るということですから、フリーダイヤルにしていくと、やはり市民の方も電話をしやすいんじゃないかという気もするし、また特に高齢者の方はネットということではできませんので、電話だと思うんですよ。聞くとなかなか保健課のほう、電話がつかないという話もあります。その現状を教えてください。

○保健課長（櫻木孝一）

最初、予約開始日になったときにはどうしても電話のほうで混線をするということとつながらない状況がありました。最初始めました5月10日の接種のとき、それから5月31日の75歳以上の方をするとき、そのときにはその一日つながらないという電話があったところです。ただ2日目以降はそこまでつながらないということはないのかなと。やっぱり最初の1日目については、どうしても一斉にかかってくるものですから、そういう電話は頂いているところです。

○5番（淵合昌昭議員）

1日何名ぐらいの申込みがあるんですか。何人ぐらい、1日。

○保健課長（櫻木孝一）

電話の申込みについて一番多いときが600件ほどありました。ネットと合わせますと1,000件を超える予約が入っているところでございます。一番多いときですね。そういう形になっています。

○5番（淵合昌昭議員）

今出たように600件という件数ですけども、大体、これは希望されるとおりに大体その予約は取れるんですか。お答えください。

○保健課長（櫻木孝一）

希望どおりというわけにはなかなかいかないところです。医療機関のほうの枠、それぞれの医療機関、1日これくらい、この人数ができるという形でずっと予約枠をつくりますので、どうしても患者さんの多い医療機関でそこを希望されるとそこがもうキャンセル待ちになってしまうと。そこでどうしても受けたくて打ちたいという方はもうキャンセル待ちで待っていただくんですが、そのほかの方々はほかの医療機関等に案内をしているところでございます。

○5番（淵合昌昭議員）

分かりました。それから今国でもやっているんですが、この拡大をしよう、年齢を引き下げて拡大しようと65歳以下の方々の接種はどう考えていらっしゃるんですか。

○保健課長（櫻木孝一）

それではお答えします。

65歳未満の方々については、まず今、65歳以上の高齢者の方を国のほうが7月いっぱい接種を終わらせてくださいというような形で通知が来ておりますので、それについて今やっているところでございます。今後、7月10日、11日ぐらいまでですかね、で一応高齢者の1回目の接種の予約がほぼ終了するのではないかと考えておりますので、その後、7月の初めには予約がその下、60歳から65歳未満の方の予約はスタートはできるのかなと。一斉に接種券のほうも送りなさいという形で6月中旬に国のほうが示していますので、今その準備をしているところです。今月中には65歳未満の方々一斉に接種券を配付しまして、予約については順次、やっぱり年代を区切りながら予約のほうは取っていききたいというふうに思っているところです。

○5番（渚合昌昭議員）

その年齢の区切り方というのはどういった形ですか。10歳・10歳単位ですか。

○保健課長（櫻木孝一）

具体的にはまだ完全には決めていませんけれども、5歳刻みになって、若い人になったときには10歳刻みでも大丈夫かなというふうには思っているところです。どうしても予約枠、医療機関の予約枠等もありますので、それを見ながら年齢のほうは調整をしていきたいなと思っているところです。

○5番（渚合昌昭議員）

これが全部、取りあえず65歳以上ということが先決でしょうけど、今先ほど出ましたけども、件数的にもまだ少ないですね。思ったよりですね。やはり促進する意味での形、要するに市としての保健課としての啓発活動というのはやはりこのFMだけ、あるいは市報だけじゃなくて、やはり街頭でそういうのを出して協力してもらおうと、推進してもらおうということの協力依頼は考えていませんか。

○保健課長（櫻木孝一）

今のところ、街頭でということはちょっと考えていないところでございます。ただ、可能な限りFMとか市報とか使いながら広報はしていきたいというふうに思っているところです。

○5番（渚合昌昭議員）

やはり先ほども私、冒頭申し上げましたけども、やはり接種することが感染を防ぐ意味で一番大事だと思っていますので、ぜひ65歳以上の方を中心に早く終えて、そして若い方に、特に若い方は仕事していますので、そのことで感染をするリスクが高いわけですから、そこを補う意味でもやはり大事だと思っていますので、ぜひ啓発活動をしっかりしていただいて、先ほど申し上げましたけども、車で回るとすることも大事かと思いますが、よろしくしてください。

それからキャンセルのことで、ちょっと4番目ですけども、キャンセルなんです

が、医療機関のキャンセルというのは、これはないんですかね。

○保健課長（櫻木孝一）

キャンセルについては、どこの医療機関も出ているようでございます。ただ、そのキャンセルについて医療機関でそれぞれ調整をさせていただいている医療機関もあります。どうしても調整ができない場合は市のほうに連絡を頂いて、先ほど申しましたキャンセル待ちの高齢者の方々を優先してそちらのほうに行っていただくというような形を今取っているところです。それでもどうしても調整が利かない場合ということで、市役所の職員が医療従事者になっている集団接種会場の医療従事者となる職員の方々を行っていただくように今調整をしているところです。

○5番（淵合昌昭議員）

私もその話聞いたんですが、ある医療機関のほうでワクチンのキャンセルが出て、慌てて希望する方に連絡をしたという話も聞いています。やはりこの今このことがすごく問題視されています。全国的にね。やはりこれは曾於市でやはり避けるということを考えてほしいなと思っています。

それから5番目ですけども、5番目の一応16歳以上ということだったんですが、12歳に訂正されたということもありまして、この間も一般質問の中で出たんですが、12歳以上はどうしても保護者の同意を得るとするのは第一条件でしょうけども、そういった面での学校の関係もあるでしょうけども、ちょっとかぶるんですが、お答えください。

○保健課長（櫻木孝一）

それではお答えします。

昨日、教育長のほうでもちょっと答弁されましたけれども、学校での集団接種等も考えられるんですが、いろいろな意見もありますので、今後、学校と教育委員会とそして校医等でそのあたり、どういうふうにやったほうがいいのかというような検討をしていきたいなと思っています。

○5番（淵合昌昭議員）

12歳以上となるとまだ大分先だと思うんですけども、やはりいろんなことで報道等が出ているとやっぱり市民も多少こう不安があったり、あるいは期待したりということもありますので、ちゃんとした正確な情報を出すというのは大切だと思いますので、お願いしておきます。

それから、企業ということで考えると一番大きいのはナンチクがあるんですが、企業のそういった接種というのは考えていないというか、要望はないわけですかね。

○保健課長（櫻木孝一）

企業接種につきましては、県が取りまとめをしておりますので、こちらのほうで

はそういう情報は入っていないところですが、ナンチクさんがするかしないかという話もちょっと聞いていないところでございます。

○5番（渚合昌昭議員）

ちょっとその辺は企業のほうの考えがあるでしょうから、こちらから保健課からということはないんでしょうけども、やはりちょっと聞いたのは産業医の方が接種するというのもちょっと聞いたもんですから、確認でした。それで課長も大変ですけども、ぜひワクチンのことだけはきちんとしていただくということを考えながら、保健課の方にも大変ですけども頑張ってくださいようによろしく願いますので。

それでは、2項目めに入ります。

パークゴルフのことですけども、市長、このことは私も諏訪です。本当に胡摩地区のところをやはり皆さんがおっしゃられます。渚合さん、どうかできんとかっていうぐらい言われます。私も実際、去年の9月、その前から質問してはいたけれども、市長の中には一応伐採する計画もしているということも出たんですが、検討するというで終わっています。そしてその後には重荷という言葉が出たんで、ちょっと私はもう言葉が出なかったんですけど、そこ辺のことをちょっと質問します。

○市長（五位塚剛）

このパークゴルフ場の跡地の問題は、前池田市長がこの事業をやるために取得をした土地なんですね。その土地を、私は基本的にはせつかくもう市の土地になりましたので、これは有効活用はしたほうがいだろうということで、実際、都城の材木をされる会社が来たいということでしたので、それを誘致をするためには相当努力をしました。残念ながらその時点で理解を得られなかったところもありまして、最終的には志布志のほうに新しく企業として進出されました。そういう意味では非常に残念な状況だったなということでもあります。その後、具体的に市が企業でも何でもするための具体的なものがないから、具体的なものがなければこれは木の伐採も含めて、要するに農地の転用の問題、また一町歩を超える開発行為の問題やら、いろんな問題があるわけですので、現実としては今の段階では非常にこれを全体を開発するためには大変な莫大な費用がかかるという意味での重荷になっているということ表現したところでございます。

○5番（渚合昌昭議員）

市長もこの件に関しては、本当にこの件が要するに市長という立場を選挙公約として市長になったということもあります。そして私はやはりこのことは池田市長の継続事業だというふうに思っているんですね。というのは、ずっと放置しておくの

かどうか。あるいは何かもしあればそこを開発するなり、工業誘致、企業誘致でも結構ですけども、今市長が言ったとおり、莫大な費用がかかるということなんですが、地域の方にとすると本当たまらないわけですね。それは分かります。今市長が言うとおりに、お金かかるんだったらもうほっとけばいいかと。ほっとくっておかしいんですが、そのまましとくことが一番いいのかどうかということですが、やはりあそこに住んでいる住民の方にとっては、やはりあの辺を通っていますと暗いです。もう杉がだんだん大きくなってきていますんで、暗くなってきました。近くの方は掃除したりする人もいるみたいですけども、そんなことも含めながらなんですが、やはり何か特にパークゴルフも最近はこちらで盛んになってきました。今、曾於市民の方に聞きますと50名以上の方がパークゴルフを楽しんでいるということも聞いています。その方々はほかの市町村、福山とか、都城とかに行き、そしてされているということも聞きました。私は、新地ゴルフ場は悪いんでないんですけども、グランドゴルフもいいんですけども、やはりそういったパークの人口が増えてきたということを経験した場合は、私はあそこをやっぱりそういった形のものに持っていけないかどうかということをお聞きします。

○市長（五位塚剛）

胡摩のこの地区については、パークゴルフ並びにフラワーパーク事業ということについて市民の皆さんたちがやめていただきたいという判断をしたわけですから、今さらパークゴルフ場をここに作るということは多分あり得ないのではないかなというふうに思っております。

○5番（淵合昌昭議員）

そのパークゴルフ場は無理でも、何かの形の市民の憩いの場とするか、私は企業誘致はかなり難しいと思います。というのは、傾斜的なことが、形状の問題があつてかなり厳しいんじゃないかって気はするんですが、だけでもあれほっとくというのもまた問題じゃないかと思うんですが、その辺はどう思いますか。

○市長（五位塚剛）

現状のまま放っておくという考えはないところでございます。

○5番（淵合昌昭議員）

では現状のままで放っておかないということは何か考えがあるわけですね。お答えください。

○市長（五位塚剛）

曾於市にもいろんな方々が企業として進出したいとか、そういう方もいらっしゃると思いますので、現地を見てもらったりとかそういうこともこの間ありました。まだ今、具体的はなっておりませんが、もし具体的にあの場所に企業誘致か、また別の形

でのことをやりたいという相談があったときは、当然ながら議会とそして地元の方々とちゃんと相談をして、そしてこれは事業として進めるべきだというふうに思っております。

○5番（渚合昌昭議員）

今市長から出ましたけども、企業誘致というのがやっぱり本来の姿なのかなと思うんですが、なかなかこの昨今、大変厳しいものがあります。隣の志布志とか都城地区は、大変、企業誘致ってみんなすごく力入れていまして、場所的なこととか、あるいは交通網のこともあるんでしょうけども、私はいつも思うんですが、前もちょっと話したんですが、やはり曾於市の場合は農業が主産業ですので、やはり農業に関わるもの、農業に関係するものの企業というのは、私はあるんじゃないかと思うんですが、市長、どう考えますか。

○市長（五位塚剛）

曾於市は畜産を中心とした農業の町でありますので、農産物の加工の企業とか、また畜産を経営されるような企業とか、いろいろなものが考えられますので、当然そういういろいろな形での相談があったときは議会とまた地域と、それと土地を分けてもらった方々に対しても当然ながら一定の説明をする必要があるというふうに思っておりますので、今後、具体的になったときは相談をしたいなと思っております。

○5番（渚合昌昭議員）

課長に聞きますけども、課長、今市長が述べましたけど、何件かの相談が来るもんですか。ありますか。お答えください。

○企画課長（外山直英）

これまででも数社の企業のほうから御相談、あるいは現地確認等を行ったところがございますが、まだ具体的な整備という段階までは至っておりません。

○5番（渚合昌昭議員）

その相談というところはこういった会社が多いんですかね。

○市長（五位塚剛）

ヤマザキさんという会社が静岡に本社がある会社がありまして、今曾於市にも堆肥をつくってもらっておりますけど、この会社が最終的には曾於市に来たいということも言われておりますので、現地は一回は見てもらいました。そのほかはいろいろありますけど、具体的になっていけませんので、名前は控えさせていただきたいと思います。

○5番（渚合昌昭議員）

市長からヤマザキさんって出たんですが、私もちょっとヤマザキさんのことは気にかけておるんですが、ちょうど今、大隅町の工場がありましたよね。火災したと

ころが。

(「アヤベ」と言う者あり)

○5番(澁合昌昭議員)

アヤベさんところちゅう話が以前ありましたよね。どうなったのかなと思ってはいたんですけども、では今のところはヤマザキさんがそういう話ではあったということでもいいですね。

○市長(五位塚剛)

アヤベさんのほうも曾於市で野菜の加工所を含めてやりたいという考えは持っていらっしゃるみたいでございます。まだそのアヤベさんの跡地についてはアヤベさんの土地でありますので、その後進んでおりませんので、今後どうなるかというのは、相手があることですので、市としても協力できるものは協力していきたいというふうに思っております。

○5番(澁合昌昭議員)

市長が今おっしゃったとおり、やはり特に曾於市の場合は、人口はかなりこの大幅に減っている中でいくと一番の、住宅のことももちろんありますけども、やはり企業を若い人たちが働ける場、あるいはそういったものが大切だと思って考えています。やはり今から先の曾於市をつくっていくには、農業だけではなかなか厳しいところはありますんで、やはり企業誘致してその辺を持っていくというのは大切と思っておりますんで、私は今の胡摩地区のところはちょうど通るときも幹線が通っていますので、すごく便利じゃないかという気はするんですが、市長、どうですか。

○市長(五位塚剛)

胡摩のところは場所的には企業がそんなに大きくなければある程度の面積は確保できると思います。ただ、形状的に向こうのほうが低くなっていますので、排水の問題等をどうするかという対策を取らないと企業誘致としては非常に厳しい部分もまだありますし、またいろんなほかの制約もありますので、企業が相談があったときは現状を見ながら、また市としても対策を練りたいというふうに思います。

○5番(澁合昌昭議員)

私も最初申し上げましたけども、重荷の点があそこ取れましたので、安心したところだったんですが、何らかの形で企業誘致にしろ、あるいはほかの公園にしろ、何でも結構ですので、ぜひあそこを利活用するという考えをぜひ持って、もう重荷という言葉はあの地域からは本当に聞きたくないということなので、私も聞きたくありませんので、ぜひ、市長も大変ですけども、そこ辺を十分考えて頑張っていたきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（土屋健一）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、6月14日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 3時26分

令和3年第2回曾於市議會定例会

令和3年6月14日

(第4日目)

令和3年第2回曾於市議会定例会会議録（第4号）

令和3年6月14日（月曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第4号）

第1 一般質問

通告第9 今鶴 治信 議員

通告第10 岩水 豊 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番	重久昌樹	2番	松ノ下いずみ	3番	鈴木栄一
4番	岩水豊	5番	渕合昌昭	7番	宮迫勝
8番	今鶴治信	9番	九日克典	10番	伊地知厚仁
11番	原田賢一郎	12番	山田義盛	13番	大川内富男
14番	渡辺利治	15番	海野隆平	16番	久長登良男
17番	谷口義則	18番	迫杉雄	19番	徳峰一成
20番	土屋健一				

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留光一 次長兼議事係長 鶴田洋一 総務係長 梅木康
主任 富田洋一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市	長	五位塚剛	教	育	長	瀬下浩
副	市	長	八木達範	教育委員会総務課長	橋口真人	
副	市	長	大休寺拓夫	学校教育課長	平千力	
総	務	課	長	今村浩次	社会教育課長	内山和浩
大隅支所長兼地域振興課長	徳留弘	農林振興課長	竹田正博			
財部支所長兼地域振興課長	荒武圭一	商工観光課長	安藤誠			
企	画	課	長	外山直英	畜産課長	野村伸一

財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 課 長	朝 倉 幸 一 郎
稅 務 課 長	山 中 竜 也	建 設 課 長	園 田 浩 美
市 民 課 長	岩 元 浩	水 道 課 長	吉 元 健 治
保 健 課 長	櫻 木 孝 一	會 計 管 理 者 ・ 會 計 課 長	桐 野 重 仁
介 護 福 祉 課 長	福 重 弥	監 査 委 員 事 務 局 長	岩 元 浩
福 祉 事 務 所 長 兼 福 祉 課 長	竹 下 伸 一	農 業 委 員 會 事 務 局 長	中 山 純 一

○議長（土屋健一）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（土屋健一）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第9、今鶴治信議員の発言を許可いたします。

○8番（今鶴治信議員）

おはようございます。議長の許可を得ましたので、ただいまより一般質問を行います。

私は、大きく3つの項目について、市長に質問いたします。

まず、市長の政治姿勢について。

①指名業者の寄附依頼は事実か、伺います。

②道の駅の子牛のモニュメントの製作費の総額、寄附額について伺います。

続きまして、市長公約につきまして、①ホテルの誘致はどうなっているのか、伺います。

②は、同僚の大川内議員が詳しく先日されましたので、割愛させていただきます。

③末吉小学校の建築はいつ頃を予定しているか、伺います。

④農業公社のこれからの事業展開について伺います。

最後に、大内田頭首工について。

①工事費の総額について伺います。

②復旧工事の作業工程及び完成時期について伺います。

③これからの稲作に向けての用水の確保は大丈夫か、伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。明確な答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

それでは、今鶴議員の質問にお答えしたいと思います。

1、政治姿勢についての①寄附依頼についてお答えいたします。

市内の建設業者、農協、商工会などを訪問させていただきましたが、寄附のお願いはしていないところであります。

1の②子牛のモニュメントについてお答えいたします。

製作するときに、当初の見積りで130万円ほどと考えておりましたので、7人の農家の方々より、合計で131万円の寄附を頂きました。

2、公約についての①ホテルの誘致についてお答えいたします。

ホテル建設を計画しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの影響により、進展がないところであります。

2の②末吉小学校の建築についてお答えいたします。

岩川小学校が完成し、その後、給食センターの建設を先に進めたいと考えています。その後の建設になると考えています。

2の③農業公社の事業展開についてお答えいたします。

作業省力化のために、機械の導入を計画しております。農業後継者育成のための取組も進めていきます。

3、大内田頭首工についての①工事費の総額についてお答えいたします。

3月議会で答弁をいたしましたとおり、令和3年3月末に、九州財務局及び九州農政局と事前協議を行い、2つの門の可動堰で復旧する了解を得ております。現段階での事業費の総額は、約3億7,900万円を見込んでいます。

3の②復旧工事の作業工程及び完成時期についてお答えをいたします。

現在、頭首工の詳細設計を実施しておりますが、完了次第、九州財務局及び九州農政局と発注前の協議を行い、その後、工事発注を実施し、9月議会へ本契約の議案を提出、議決後に着工を考えておりますが、出水期の河川内の工事ができないため、工事完了は令和5年3月を見込んでいます。

3の③これからの稲作に向けての用水の確保についてお答えいたします。

昨年と同様に、頭首工右岸側受益地の約31haについては、5月末に川原谷川河口部と本明橋下流の計2か所に発電機と水中ポンプを設置し、用水の供給を行っております。左岸側受益地の約7haについては、昨年と同様に、隣接地の湧水が利用できたため、用水路へ接続し、用水として利用しております。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

ただいま1回目の答弁を市長より頂きました。

質問事項に従いまして、順次質問させていただきます。

まず、第1番目に、市長の政治姿勢ということで、私が聞いたところ、指名業者のほとんどの方に、市長、副市長2人を連れて挨拶に回られたというのを伺っておりますが、今、答弁に頂いた流れでは農協、商工会等も書いてありますけど、3人で行かれた事実には間違いはないか、質問いたします。

○市長（五位塚剛）

3人で訪問をさせていただきました。

○8番（今鶴治信議員）

その中で寄附の依頼はしていないところであるということで、手元に、私も業者さんより預かってきました。こんにちは、五位塚氏、曾於市がすっじゃという、こういう市長の封筒です。この中にいろいろ入っておりまして、五位塚市長の支持、そして後援会加入お願いのこういうのが数枚と、市長公約といいたいでしょうか、こういうのが、やはり会社の職員等に配っていただきたいということで入っております。

その中で、副市長、私が聞いた中では、平日の昼間に3人で行かれたというのを聞いておりますが、この事実にも間違いはないか、お伺いします。

○市長（五位塚剛）

間違いありません。

○8番（今鶴治信議員）

その中で、私が聞いた中では寄附のお願いをされたというのも聞いておりますが、実際、その封筒の中に、曾於市の未来のために、市長選勝利募金、五位塚剛後援会という、こういう封筒が入っております。これは、客観的に見て、寄附のお願いに当たるんじゃないかと。市長選勝利募金と書いてありますので、これは寄附のお願いには当たらないのか、伺います。

○市長（五位塚剛）

基本的には、政治活動の一環として、また後援会活動の一環として訪問させていただきました。中身については、今言われたような内容が入っております。募金のお願いも入っております。問題ないというふうに思っております。

○8番（今鶴治信議員）

その中で、私が相談を受けた中に、やはり副市長お二人、市長、3人で見えられたということで、指名業者の皆さんが非常に対応に苦慮されたと聞いております。その中で、ある組合は、銘々の企業でするのもいかなものかということで、団体で10万円されたと聞いておりますが、この事実にも間違いはないか、伺います。

○市長（五位塚剛）

いろんな団体がありますが、一部団体から後援会のほうに寄附を頂いております。

○8番（今鶴治信議員）

この中に、3人が来られたということで、それぞれの3人の――事務所でたまたま経営者の方が留守だったところもあったそうですけど、このように3人が名刺を

渡しておられます。

そこで伺いますが、副市長は市の入札の指名委員会委員長をされていますが、お二方のうち、どちらが指名委員長なのか、伺います。

○市長（五位塚剛）

指名委員長は、大休寺氏でございます。

○8番（今鶴治信議員）

商工会、また農協、補助団体であります。こういうところ、また建設業者は市の仕事を請け負って生活をされているということで、それでは、私も4年前、市長選に挑戦させていただきましたが、挨拶には伺いましたけど、こういう募金のお願いはしなかったところでもあります。

市長に伺いますが、池田市長が現職のときに挑戦されたとき、そして私と一緒に選挙されたとき、やはりこういう募金のお願いはされたのかどうか、伺います。

○市長（五位塚剛）

私の選挙母体は、住みよい曾於市をつくる市民の会という組織がありまして、この組織の中で、市民の方々、また市外の方々を含めて、募金のお願いもしております。

○8番（今鶴治信議員）

その中に、こういう建設業とかそういうのも、まだ市長になられていないときも募金をお願いされたかどうか、伺います。

○市長（五位塚剛）

募金というのは、会社の経営をされている方でも、個人で募金を頂くこともあります。前回、その前のときは、市民の方々が個人的にたくさんの支援をしていただきました。

○8番（今鶴治信議員）

やはり最初出られる方は、市民、そういう方のそういう寄附というのは理解できますが、市長になられた後、2期目になって、指名業者を訪問されてこういう募金のお願いが入っているということは、これは地位を利用した選挙運動の強要になるんじゃないですか。特に副市長は公務員でございますが、その辺に対して、公職選挙法の第136条の、公務員は地位を利用した選挙運動は禁止となっておりますが、これに抵触することはないんですか。伺います。

○市長（五位塚剛）

私たちは特別公務員でありまして、いかなる政治活動も認められております。また、選挙活動についても、選挙の告示になって、投票日までの間は自由に選挙活動ができます。

2人の副市長も同席をして訪問しましたが、直接、選挙のお願いというか、支持のお願いという形、また募金のお願いという形では、2人ともしていないところでございます。

○8番（今鶴治信議員）

お願いはしていないんですけど、3人で行かれたということで、特に請負業者、それはこういう寄附を頂いていないということで、10万円は頂いたちゅうことで、寄附という、私の言い方が寄附だったんですが、募金ですよ。それは、先ほどの答弁ではもらっていないというけど、もう10万円もらった事実は認められました。そして、この中に、一応行ってお願いはしていないということで、市長の公約と、この五位塚剛後援会、市長選必勝紹介者カード、後援会加入お願いでしょうけど、それはやはり3人で行かれたということは、無言の選挙運動をされているということで間違いはないと思いますけど、この点についての見解を求めます。

○市長（五位塚剛）

選挙活動というのは、告示になってから1週間、自由にいろんな形でできますけど、今は選挙活動ではありません。政治活動の中の後援会活動でありまして、これは後援会の届出も県のほうにもしております、認めていただいております。

その中で、このような後援会活動をするというのは、何も公選法に違反するというものではありません。

○8番（今鶴治信議員）

しかし、先ほどもありましたけど、大休寺副市長は入札業者の指名委員会委員長であります。その方が、各、市から仕事を頂いているところに市長と一緒に行かれるというのは、それは地位を利用した選挙運動でありまして、後援会活動でありましょうが、今、このコロナ禍の中、市長は3期目を目指してそういうお願いに回られるのは理解するところであります。それでも、相当な建設業者でも数がございまして、3町合わせると。それに3人で公務中に回られた。携帯電話があるとはいえ、コロナの本当、世の中が不安なときに、危機管理としてどのように、その3人を一緒に回ったということで、せめて市長と副市長のどちらか2人ぐらい——まあ、1人で回ればいいんですけど。3人回られるというのは、自分の参戦に向けた目的を大事にしているということで、コロナの中の市民に対する考えがその間は消えていたという事実じゃないのか、伺います。

○市長（五位塚剛）

昨年も含めて、市の予算が通った後に、工事についての説明会をしておりましてけど、昨年も今年もできておりません。そういうことも含めて、企業を訪問して挨拶をいたしました。

回ったときは、公務的なものはほとんど何も入っておりませんでしたので、3人で企業やら農協、商工会を訪問させていただきました。当然ながら、そのことについては総務課長にも報告し、またコロナの体制の問題についても十分対応できる状況になっておりましたので、何ら問題はないというふうに思っております。

○8番（今鶴治信議員）

何ら問題はないということで、何も起きなかったからそういうことをおっしゃられるんでしょうけど、やはり市民から見た場合、この事実を、まだ私が質問したばかりでありますので知られていないと思います。やはり、自分の選挙を優先されたという事実に私は間違いはないと思っております。

また、その中で、両副市長も一緒に伴ったということで、やはりそれぞれの企業に対する協力願いもあるんでしょうけど、無言の圧力と取られても致し方ない事実であると思っております。

その中で、公職選挙法の中に、公職選挙法第199条の1、また200条に、地方公共団体の長、また議会の選挙に関する寄附ということで、請負契約者等の寄附の禁止という項で、寄附の勧誘・要求の禁止、寄附の受領の禁止とうたってありますが、完全にこれに該当するんじゃないかと思いますが、これに対して意見を求めます。

○市長（五位塚剛）

選挙に関して、市民の方々、いろんな方々が募金をしていただいております。今回の場合も、私が訪問したからその団体が寄附をしたという、その結果ではありません。

また、会社が寄附をする場合でも、私の場合は、できたら、直接もしなっときは、個人の寄附でお願いをしますということで話を進めております。

今回、回った中で、企業の方々から、募金の用紙が入っていたけど、寄附のことについて一言も、どの企業からも話はないところでございます。だから、問題はありません。

○8番（今鶴治信議員）

しかしながら、団体名は控えさせていただきますが、ある団体は対応に苦慮されて、組合で10万円されたというのを私は確認をしております。やはり、これは、請負契約者の受領もですけど、勧誘・要求の禁止に完全に引っかかっております。それに、入札指名委員会委員長である副市長も伴ったということで、やはりこれはどう見ても、こういう封筒が入ってなくて、自主的にされるのはまた理解もできる場所ではありますが、これは寄附の強要に当たるというふうに訪問いただいた業者は感じていると思っておりますが、この点に対しての意見はありますか。

○市長（五位塚剛）

私たちが訪問させていただきました企業の方々が、そのことで強要を受けているという質問もありませんし、問合せも全くないところでございます。

○8番（今鶴治信議員）

そこが大きな問題であると思っております。指名業者が、そういうことはないのでしょうか、指名をこれで外されてしまうんじゃないか、もしされる場合は、一律みんなと同じ金額にしようか、団体でしようか、相当そういうことで苦慮されたということも聞いております。

ということで、訪問をされるのは百歩譲ってよかったとしても、こういう勝利の募金という——市民にされるのはいいと思うんですよ、個人献金ですので。そういう企業のところに指名委員長の副市長を伴ってやるというのは、お願いはしなくても、もう無言の圧力であります。この件に対して、大休寺副市長はどう思っておられますか。お伺いします。

○副市長（大休寺拓夫）

市長からは、企業訪問ということで命令を受けました。先ほど市長が申しあげましたとおり、毎年4月にやっております事業者説明会、これは2年連続できませんでした。あと、年始の五団体交歓会も流れておりまして、あと災害も2年続けて大きな事業等がございましたから、それも含めての御挨拶ということで市長からは受けております。

その寄附については、一切関知はしておりません。

○8番（今鶴治信議員）

そういう説明会ができなかったというのは分かりますが、その中に、市の事業に対する説明とかそういうんじゃないかと、完全に後援会のお願いの書類しかこれには入ってありません。そして、この勝利の募金、これは本当に公職選挙法の——お伺いしますが、特別職公務員とはいえ、私が消防団のときもですが、自治会長等も、市のほうでは、その地位を利用した選挙運動は控えるようにという指示が来ておりますが、この件に対して、総務課長の見解を伺います。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

地方公務員法がありまして、地方公務員法に規定されているのが、一般の地方公務員と、それ以外を特別職というふうに申します。特別職につきましては、政治活動あるいは選挙運動はできるというような規定になっております。通常の一般の公務員はできないということでございます。

先ほど申しあげました地位利用につきましては、公職選挙法のほうの、先ほど申し上げられました136条の2ということで、地方公共団体の公務員は——これは一

般職も特別職も含むところでございます——その地位を利用して、選挙運動をすることができないと規定されているところでございます。

○8番（今鶴治信議員）

ここに、ただの後援会活動じゃないですよ。市長選の勝利募金と書いてありますので、これは選挙活動そのものをしていらっしゃるんですよ。ただ、それを企業説明会というふうにおっしゃっていますが、非常に、私は池田市長にもこの点について電話で伺ってみました。池田市長も、そういうふうには三役と回られて、寄附等を受けたことはございますかと言ったら、それについては、到底、首長として考えられることではありません。そういうことは私は一切しておりません。いつも一人で回るけど、副市長を連れて回ったことはありませんという答えでございました。そして、そのことが事実であるなら、公職選挙法に違反するんじゃないんでしょうかということ強く受けましたので、私も慣れないながら公職選挙法等をいろいろ調べる中で、こういう市の請負契約者等の寄附の禁止という、公職選挙法の中に、寄附の勧誘・要求の禁止、寄附の受領の禁止としっかりうたってあります。これは法律でありますので、この法律について、市長は御存じでなかったのかどうか、伺います。

○市長（五位塚剛）

基本的には、政治活動は一年中認められております。選挙活動というのは、市長選挙の場合は7月の11日の告示から18日までが基本的には選挙活動であります。それで、1年の中で、市民の方々を含めて、寄附を受けることも自由であります。

市の事業をされている方が寄附をするということも、これはその会社の方の考えであって、私の場合は、会社から直接、会社名で寄附をもらうんじゃないくて、そういう場合は個人でしていただきたいということもお願いは、この間、したこともあります。

今回の場合は、各団体の一つの方が話合いをされて、組織として後援会に寄付を頂きました。だけど、それは公職選挙法に違反するとは思っておりません。

○8番（今鶴治信議員）

この請負契約者との寄附の禁止、公職選挙法の200条と199条の1です。そこに明記されております。地方公共団体の長は選挙に対する寄附はできない、もらうのはできないと書いてあります。この件に対して、組合から頂いたという事実は残っているわけでございます。

私が聞いたところによりますと、この内容で、私が頂いた文書を、曾於警察署のほうも何社か回ってこられて事実関係を確認されたと聞いております。この件につきまして、選挙管理委員長を今日は呼んでおりませんので、総務課長は把握されて

いるかどうか、伺います。

○総務課長（今村浩次）

この封筒関係につきましては、把握していないところでございます。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

私が聞いた中では、曾於警察署の担当刑事が、市長が回られたところに行かれて、この封筒とかがまだあるところは、これを全て押収されていらっしゃるそうです。それが公職選挙法に違反するかどうかは、今、市長が答弁されたとおりで、今後の展開だと思っておりますが、警察が市長選前にそうやって押収されるということは、やはり何からの疑問が残ることであるからそういうふうに調査を一応されているんじゃないかと思えますけど、この件に対して、市長はそういう誤解を招いたということに対しての責任はどう考えていらっしゃるでしょうか。

○市長（五位塚剛）

選挙のことで政治活動、後援会活動、市民の活動、いろいろあるだろうと思えます。警察の方が調査されたというのは初めてお聞きいたしました。問題があれば、当然ながら、警察のほうからも私のほうに話があるんだと思えますけど、全く今のところはないところでございます。

○8番（今鶴治信議員）

私も市長が答えられた範囲でしか把握できませんので、あとは、もし、ほかに会社等で寄附等があつて、その事実があつて、警察でそういう事実を述べられたら、今後の展開になると思っております。

しかしながら、やはり市長は、離党届は出されたとはいえ、日本共産党に属されているとき、私は党の理念である企業からの献金を受けないというのは、本当、評価しているところでありますが、市長はこれに反する行為を今回はされたということは感じていらっしゃるでしょうか。小さな会社とはいえ、そういう企業に献金というか、寄附を頂く行動、募金活動をされたということで、市民の皆さんにされるのは市民の代表で出られたということで理解はするところでありますが、やはり市が指名を出して、その中でみんな切磋琢磨して入札をして仕事を取られています。私も4年前、回らせていただきましたが、それぞれの従業員のために経営者の方々も必死になってやられております。その中で、やはり市長と副市長2人が来られて、この募金の封筒が入っておったら、しなかったらいけないんじゃないかなというふうに思うのが普通の人だと思います。

この件に対して、私が問題だったのは、勝利募金の封筒が入っていたことが、非常に圧力と感じていらっしゃる人もいらっしゃるのでは問題じゃなかったかというこ

とであります。特に、市長が信念だとおっしゃっていた、日本共産党はそういう企業献金は受けないということで、本当、立派に活動されとると思っておりますが、その点に関しては、さっきは個人からという話でしたけど、実際はこうやって企業を回られているということで、どういう見解が伺います。

○市長（五位塚剛）

共産党的ことを質問されましたが、共産党的の政党としては、企業からの寄附というのは禁止をされております。その代わりに、企業であっても、個人の名前で寄附をもらうということも、これは認めております。ですから、私は、その理念に反するというところでは今のところはないと思っております。今は私、共産党籍はありませぬので、そういうことを言える立場じゃないと思います。

○8番（今鶴治信議員）

選挙にお金はかかります。そして、また、市民の方、個人的なので応援を頂いて、選挙活動を盛り上げていって、当選に向かっていくというのは理解するところではありますが、今回は、請負契約者の寄附が禁止をされている中に市長、副市長が回られたということは、非常に問題があったと思っております。このことにつきましては今後とも経緯を確認して、また質問させていただきます。

まだ1項目めだけですので、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、以前もありましたが、道の駅のモニュメントのことです。

やはり、これも、何人かは分かりませんでしたけど、今日、答弁書でありました7人の農家の方々が、市長の話聞いて、合計で131万円という寄附を頂いたという結果は、今、分かりました。

その中で、これは何とかの会とか、そういう代表の方でされたのか、どういうふうな対応でこの寄附を受けたか、伺います。

○市長（五位塚剛）

この事業は、令和元年のときに大きな和牛のモニュメントを造った後に、市民の方々から、できたら子牛がいたらいいのになといういろんな声がありましたので、市内の畜産農家の方々に、7名の方に呼びかけをいたしました。大きな方は50万円、金額の少ない方は3万円という形で、合計で131万円寄附を頂きましたので、これを元にして子牛のモニュメントを造ってもらって、曾於市の畜産振興を含めて、また曾於市の道の駅がさらなる発展ができるように、事業として、したものであります。

○8番（今鶴治信議員）

最初は市長がお金を取りまとめたということでありましたが、結果的に7人の農家の方々が総額で131万円分のモニュメントを市に寄附されたということで、この

取扱いは、寄附として、物品として受けたことに市としてはなっているのかどうか、伺います。

○市長（五位塚剛）

このことについては、当時、岩水議員が詳しく質問されて、詳しく説明をいたしました。だから、基本的にはもう3年前の話で、この寄附をされた農家の方々が、今になって何か問題があるとか、質問とか、そういうのは全くないんです。ですから、この事業は既にもう終了しております。

○8番（今鶴治信議員）

7人の方の中で、名前は公表できませんが、非常に不満に思っている方々の意見を私は代表して言っているところであります。市長の要請で、モニュメントは造りました。市で受けたんだったら、7人の方々、この方たちが寄附をしていただきました。何らかの市報か何かでも報告はあるべきだったのに、そういうものがないということで、私が今日質問したかったのは、その方々の名板というか、名前を何で入れていただかなかったのかという意見があったもんですからぶり返して言っているところで、私が市長に不満を言っているわけではございませんので、誤解のないように、それで確認しているところであります。

この131万円分のモニュメントを市として受けたんだったら、市の寄附で受けた記録また7人の方々に対する、名前でも入ったりしていますよね。ああいうのを何でつくっていただけなかったんだろうかという、7人の皆さん全員じゃないんでしょうけど、その中の人からそういう話を聞きましたので、私は今日質問しているところであります。

その点についてはどうお考えか、伺います。

○市長（五位塚剛）

この子牛のモニュメントを造る場合、市に寄附を受けたものではありません。実行委員会という形でしてもらって、その実行委員会の中に寄附を頂いて、集まってもらった方々全員に、寄附をしてもらった方の名前を公表したほうがいいんですかという相談をいたしましたら、いや、もう名前は公表しなくていいですよということ。7人の方が全員、私が当時、許可を頂いております。また、そういう名板をつくってほしいということも、相談は受けておりません。

また、今回一応7人の方に、一般質問でこんなことを受けるんだけど、何かありましたですかねと言いましたら、いや、私たちは、この子牛を造るということで自分たちの気持ちとして寄附をさせていただきましたということで、大変喜んでおられました。

○8番（今鶴治信議員）

私が一々これに対して不満がありますかと聞いて、そういうのを聞き出したんじゃないありません。何かの会で、やはり飲食を伴うと、そういう言葉が出たんだと思います。それを市長が確認されたら、せっかく寄附をしたもんで、私たちはそういうことは考えていませんちゅうのが、市長に対して不満があると言える人はいないと思います。だから、私に不満があっているわけじゃなくて、特別の会をつくられたんだったら、その特別の会で寄附を頂いたという——私が一般質問でした、そういう寄附におけるいろいろ規則も今回できましたので、その前のことでありますのでやむを得ないんでしょうけど。

やはり、せっかくそういうモニュメントで、市民の、またあそこを通られる方の憩いの場になっておりますので、以前も言いましたけど、市長が本意でなくても、副市長を伴った企業訪問、またこのモニュメントに対してもよかれとやったことでも、そういう不満が一部出るんです。だから、ちゃんとこういうのも市で受けて、ちゃんと名前も公表してそれ相応の対応をすべきだと、これから思いますが、その点についてどうお考えか、伺います。

○市長（五位塚剛）

3年前のこのことについては、本当に畜産農家の方々の熱意でできたものであります。今後については、市民からのいろんな寄附、物品の寄附もあるでしょうから、それについては、基本的には報告をするという形で取決めもいたしましたのでそのようにしますが、今回7名の方が名前を出してほしいと、私には全くそういう相談もないし、そういう意見も確認しましたがなかったことをございます。

○8番（今鶴治信議員）

今で終わろうと思いましたが、もう一回。

やはり、市民から自主的にこういうのをさせていただきませんかといって進んでいった事業ならこういうことも起きないんですけど、市長が何かの会でモニュメントをとというのがあって、皆さんが同意されて、こういうモニュメントができたんだと思います。それに対して、せっかく善意でしていただいた方々が、自分の名前を売るために、今、文句を言うのかという感じに取られてもその方たちに迷惑がかかりますので、私がそういうのをお聞きしたもんですから、本人からじゃないんですけど、又聞きで。その件で、それは今回質問させていただきますということで、したところでありました。本当は、名板でもつけていただければ喜ばれたんじゃないかとは私は思いますけど、その件については市長が確認されたということで、これで終わります。

続きまして、市長公約につきまして、いろいろ市長のこれまでの公約の実現とかいうチラシも見ておりますが、その中で何点か、実際できていないところを質問さ

せていただきますけど、ホテルの誘致が、条例までつくって、あの温泉のところにということで、今はもうコロナで非常に厳しいところであると思いますけど、やはり何らかの形で私たちもホテルが、特に末吉町に、メセナ温泉の少ない人数の施設以外は大きなホテルがないところでありますので、ぜひこういうホテルができればということで期待しておったところでありますが、その後、いろんな大手のところとかも打診をしたということでございますが、コロナの折で一つも話が進んでいないということによろしいでしょうか。

○市長（五位塚剛）

メセナのところにつきましては、コロナが発生する去年前まで、かなりのいい方向で進んでおりましたけど、残念ながら、急激にコロナの関係があつて、一番、やっぱり業者としては、ホテル関係、観光業というのがこれほど落ち込むというのは思っておりませんでしたので、その企業の方も、一旦、今の段階では建設を——中止というまだ表明は私のほうには来ておりませんが、当然な状況かなというふうに思っております。

また、一部、末吉の道の駅の近くにも話もあつたんですけど、これも本当にコロナの関係で具体的に今なっておりませんが、今後のまた推移を見ていきたいというふうに思います。

○8番（今鶴治信議員）

しかしながら、志布志市、都城市は、事業展開として早目にもうコロナの前に事業化されていたんですけど、次々ホテルが建っております。曾於市は、その点、大きく出遅れていると思いますが、ワクチン接種がどんどん進んでいく中、アフターコロナの対応として、ぜひホテルも、曾於市に、末吉にできればと思っているところであります。

そこで、以前はナガヤマさんのところが一応ホテルを造って、宴会場もでしたが、それを委託して運営するというものでありましたが、ナガヤマさんの件はそういう話でしたが、確認しますけど、いかがですか。

○市長（五位塚剛）

以前、そういう話もありましたが、ナガヤマさんの場合は、メセナの温泉のほうですということでは中止になりました。

○8番（今鶴治信議員）

結構、金額の大きいところで、またコロナになるのも想定しなかったわけでありますが、提案でありますけど、ああいうホテル、AZグループでございますが、ああいうところに、市が話し合つて、採算の取れるような場所を調査して、そこに市が建設して、運営を専門の業者に指定管理みたいにしてもらうという、こういう発想

はないか、伺います。

○市長（五位塚剛）

その話は、大分県だったですかね。杉乃井ホテルというところが本社でありまして、曾於市にも出てこられて、国道10号沿いにホテルをしたいという話もありまして、私たちもできる限りの協力はしますということだったんですけど、たまたま土地改良区をされておりまして、農振を外すことができないということで断念をされました。

今後もそういう話がある場合は、積極的に市も絡んで、事業化を応援をしたいなと思っております。

○8番（今鶴治信議員）

今度の公約には、実現していないから、ホテルは引き続き実現しますというのは書いていなかったものですから質問したところでございます。ぜひ、曾於市に必要な施設でありますので、交流人口増とかスポーツ合宿等もやはり宿泊施設が充実していないとなかなかできないところでありますので、今後とも、もし当選された暁には期待しているところであります。

続きまして、市長公約の岩川小学校、末吉小学校を建設するというものでありましたが、末吉小学校はまだまだ先になるということで、この中で答弁を頂いたのが、給食センターを先に進めて末吉小学校ということで、この答弁でいくと、予算化も伴うことではありますが、大型事業が続きますので、今のところ、何年後ぐらいになるということも予想はできないところでございますか。

○市長（五位塚剛）

今言えることは、岩川小学校を完全に完成させて、その後に給食センターを一本化にまとめたいというふうに思います。そうしないと、末吉小学校のほうに手をつけることができません。ですから、給食センターを早目に完成をさせて、その同時並行で末吉小学校の基本的な設計のほうに入りたいというふうに思っております。

○8番（今鶴治信議員）

私たちも議会で予算を審議していますが、この流れはやむを得ないことかなとは思いますが、4年前は岩川小学校、末吉小学校を建築しますという公約でありました。そのときは末吉小学校は造られる予定だったんでしょうけど、まだ3期目を目指す中でも末吉小学校はまだ出てこないということで、その時点での末吉小学校の建築というのはどういう考えで公約に挙げられたか、伺います。

○市長（五位塚剛）

末吉小学校につきましては、やはり建物も老朽化しつつありましたので、当然、そのことについては随時対応してきました。大型事業になるということで、全体事

業の見直しをいたしました。当然、急ぐべきところを先に済ませて、そのためには、末吉小学校も体育館の落下防止を含めて整備をし、空調工事も全て入れました。また、場合によってはトイレの改修をしながら、少しでも延命を図って、給食センターが終わった後に本格的にやるという方向が、財政的にも、またいろんな意味でいいのではないかと判断をしたところでございます。

○8番（今鶴治信議員）

岩川小学校に、今度、来年度から、大隅南小が閉校して行かれるということで、令和何年度かは高岡小学校もそういう検討をされているというのも聞いております。これまでは、地域に小学校があって地域振興という考えがございましたが、やはり若い人がなかなか、少ない小学校に出すためには帰って来にくいということで大隅南小学校はそういうことになったと聞いておりますが、今後ますます、そういう例が出たら、市のほうは再編は今のところ考えていなくても、各小学校から、もう子供が何年も入学しないということで話が加速していく可能性があります。そうした場合に、岩川小学校と財部小学校はもう新しくできていますから。だけど、末吉小学校の場合は、ここ何年かの間にそういう話が出たとき対応はできるのかどうか、伺います。

○市長（五位塚剛）

生徒数の関係で言えば、仮に今のところに末吉小学校を新たに改築するとしても、仮に高岡小学校がこちらのほうに編入したいという相談が具体的になった場合でも、問題はないというふうに思っております。

○8番（今鶴治信議員）

国との交付金的なこともございますでしょうから、今後のことということで、なるべく公約に従って、早目に完成を願いたいと思います。

2番目の屋台村につきましては、同僚の大川内議員が詳しく聞かれましたので割愛させていただきます、農業公社についてです。

これまでもいろいろ、農業公社をつくりましたという、実績にも書かれています。私から、今のところ、見るところ、農協の機械センターが農業公社という名前に変わっただけのところじゃないかということで、今年は牧草の収穫機等も計画されているというので当初予算でありましたが、そういうのを含め、特に志布志の場合はピーマンで、国の生産地を維持するためという政策で成功をしております、そういう新規就農者を育てるということで。

以前も聞きましたが、曾於市の場合は特化した作物をとというわけにもいかないと思いますが、農業公社を核にして、どういうふうにして農業後継者の研修の場等を持っていく考えなのか、今後のことでしょうか、伺います。

○市長（五位塚剛）

曾於市では、たからべ森の学校で、農業の体験といいますか、農業の研修を受けておまして、非常に、その中から曾於市に住んで農業を始めたいという方が少しずつですけど増えてきております。そういう方々のためにも、農業公社の果たす役割が今後大きくなってくるとおもうと思っております。

ハウスの栽培に関する問題についても、農業公社として今持っておりませんので、今後はそういう事業も取り組みながら、そして畜産としても、やはりそういうことをやりたいという若者が出てきたときに、実際、曾於市の畜産で経営が成功しているところに二、三年研修生として入って、その後、独立してもらおう。そういう体系づくりを含めて、今後は農協さんとよく議論しながら、そして一つずつ成功させていきたいというふうに思います。

○8番（今鶴治信議員）

以前、徳之島町でしたか。相当、市、農協、どちらか分からんけど、畜舎をリースで貸し付けて、初期投資を抑えて、それで牛の生産を始めるということで、今後、農協、国等の事業も含めて、団地化したモデル的な畜産の経営体、また野菜等のハウスの試験農場的なもので、曾於市に有利な作物の栽培をベテランの農家の指導を仰ぎながらやるとか、そういう経験をする場をぜひ農業公社の、機械作業だけでなく、後継者を育てるということで、森の学校を卒業した方々がまたプロとして一人前に育てていくためには、それ以外にもあるんですけど、とりあえずそういう手助けも必要だと思いますけど、その点についていかがかどうか、伺います。

○市長（五位塚剛）

農業後継者を育てるための成功している例というのがいっぱいありますので、担当課を含めて、今後、後継者育成にも力を入れていきたいというふうに思います。

○8番（今鶴治信議員）

時間も押してきましたので、3番目の大内田頭首工について伺います。

今年も梅雨の入りが早くて、まだ大雨がこれからでございますが、やっぱり雨の時期を逃れて、最終的には令和5年3月ということで、その中で、昨年もちよっと梅雨が明けた後に、水不足ということで耕地課の方とも一緒に行ったんですけど。担当の人にも聞いたんですけど、とにかく梅雨明けには水が足りないということで、それを交互に使っていただけないかという提案でもあったと聞いておりますが、私も見に行ったところ、ポンプアップされて非常に頑張っちはいらっしゃるんですけど、やはり水田面積が広いのですので、その辺の、昨年を踏まえて、水不足に対する対策はもうちょっとてこ入れできないか、伺います。

○市長（五位塚剛）

昨年の状況でも、結果的には農家には迷惑はかけなかったわけですが、今の段階で、どうしても水が足りない場合はまた補助のポンプも設けるという体制もできておりますし、基本的には農家には迷惑かけないように対応したいというふうに思います。

○8番（今鶴治信議員）

水稻作付が今どんどん進んでおりますが、今の時期が非常に水を必要として、やっぱり水争いが起きないとも限りません。ということで、ぜひ、現場の農家の声を聞いて、水不足のほうを対応していただきたいと思います。

それと、工事のほうも、私のところの中津橋から百入橋、最近の集中豪雨、大淀川の河川が相当被害を食っていますが、やはり大内田の頭首工もなかなか工事也大変だと思います。その中で、令和5年3月を見込むということではありますが、今後の台風等もありますけど、その件に対しては計画等に進みそうか。九州農政局等はどのような意見であるか、伺います。

○耕地課長（朝倉幸一郎）

お答えいたします。

今、スケジュールにおきましては、市長答弁の中にもありましたとおり、6月末から7月にかけて、九州財務局、それから九州農政局との工事積算後の計画変更の協議を行いまして、承認を頂きましたら、発注の段取りをして、速やかに議会のほうに議会承認の案件を上げたいというふうに考えております。

どうしても6月から10月という出水期につきましては、大淀川は鹿児島県の管理になっておりまして、県のほうに河川内の工事を許可してもらえませんので、どうしてもスケジュールが厳しくなっている状況ではありますが、何とか令和5年3月の完成を職員と一丸となって進めてまいりたいというふうに考えております。

○8番（今鶴治信議員）

まだ今の段階で、これから打合せということですので、一応3億7,900万円というのは概算でありまして、これがまだ増える可能性もあるということですね。この数字は確定じゃないということですか。確認します。

○耕地課長（朝倉幸一郎）

今、3月26日に、基本的な方針ということで、2門のゲートの復旧をするということで、国のほうの承認をもらっております。今、それに対しての詳細設計を委託しておりまして、それが終わるのが6月中ということで、その後、実際、詳細の積算を行います。その積算を行った額で最終的には事業費が固まってくると思いますけども、また工事の中でも、見えないところでの、予期せぬ変更とかも出てまいると思いますので、今の段階では概算ということになっております。6月、承認を受

けたときに、一旦の正式な額が決まる形になると思います。

○8番（今鶴治信議員）

やはり地元の皆さんが、出水期には工事ができないというのは理解されていますので、早くの完成を願っていらっしゃいますので、今後、9月議会に本契約の内容が出てくるということで、またそのとき質問させていただきます。

当初の中で、公職選挙法について特に長く時間を割きましたけど、本当、市民の皆さんに公正公平な選挙をして、政策論争でどちらとも闘っていただきたいと思っております。

ということで、今後、なるべくこういう誤解を招く、公職選挙法に違反するような行為は控えていただくことを願いまして、私の一般質問を終わります。

○議長（土屋健一）

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時16分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育委員会総務課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

大変申し訳ございません。先週金曜日の徳峰議員からの質問で、末吉小学校の解体経費を幾ら考えているかということにつきまして質問がございましたが、数字を間違っておりましたので、訂正いたします。

末吉小学校の解体経費につきましては、1億2,000万円程度を計画しているところでございます。訂正してお詫び申し上げます。

○議長（土屋健一）

次に、通告第10、岩水豊議員の発言を許可いたします。

○4番（岩水 豊議員）

新生会の岩水豊です。議長の許可を得ましたので、質問いたします。

2年連続、梅雨の大雨による災害が市内全域に発生しました。被災され、亡くなられた方もおられました。早い避難が必要であります。そのためには、消防団を中心に地域の方による相互の助け合い組織の充実と避難場所が必要です。

それを踏まえ、まず1番目に、災害時の避難場所について伺います。

①市内全域の各校区に自主防災組織が設置されているか、伺います。

2番目に、自主防災組織の活動状況について、どのような状況であるのか、伺います。

③各校区に大雨・台風時の避難箇所は設置されているか、伺います。

次に、商工業新規就業者支援対策事業についてであります。

コロナ禍の中、休業・廃業に追い込まれる商工業者が市内でも発生している中、新たな夢を持ち、開業する方もおられます。

そこで、①令和2年度の新規就業者（業種・年齢）の状況はどのようであったかを伺います。

②新規就業者の年齢が55歳以下と制限されているが、これについて伺います。

最後に、コミュニティFMについてであります。

一般財団法人まちづくり曾於が平成27年8月開局、6年を経過しようとしています。放送については、毎日楽しく聞かせてもらっています。

そこで、①企業の広告放送料と地域情報の放送料、緊急時の放送料について伺います。

②行政放送の市の負担についてはどのようになっているか、伺います。

以上、壇上からの質問とします。誠意ある答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

それでは、岩水議員の質問にお答えしたいと思います。

1、災害時の避難場所についての①各校区に自主防災組織が設置されているかについてお答えいたします。

市内全ての各校区・地区に、24の自主防災組織が組織されております。

1の②自主防災組織の活動状況についてお答えいたします。

取組に違いはありますが、それぞれの自主防災組織において、炊き出しや消火等の訓練、防災に関する講話・研修、または地域内の危険箇所の点検等に取り組んでおられます。また、災害を想定した保存食・保存水などの備蓄品や、チェーンソー、草刈り機、テントなどの防災資機材も購入しております。

1の③各校区に大雨・台風時の避難所は設置されているかについてお答えいたします。

大雨・台風による影響は軽微と思われる場合には旧町1か所ずつの3か所、大きな影響を受ける可能性があると思われる場合は市内20か所に設置しております。

小学校区で申し上げますと、1つの校区に避難所を2か所設置している校区が1つあり、逆に2つの校区で1か所の避難所を共有しているところが1つあります。結果としては、小学校区と同数の20か所に設置しております。

2、商工業新規就業者支援対策事業補助金についての①令和2年度の新規就業者

(業種・年齢)の状況についてお答えいたします。

令和2年度に交付決定の件数は8人で、支給総額は534万円で、業種別では、サービス業2人、製造業2人、飲食業2人、小売業1人、運送業1人で、年齢別では、30代6人、40代1人、50代1人です。

2の②新規就業者の年齢制限の根拠についてお答えいたします。

この事業が始まったのは平成24年4月1日で、その当時は18歳以上おおむね40歳以下となっていました。現在は、18歳以上55歳以下としています。

なお、補助金は2年間支給されます。

その後、就業状況報告を5年間することになっていますので、合計で7年間となります。仮に55歳で補助金を受給すると、7年目が62歳になりますので、高齢での事業経営を考慮して、55歳までとしております。

3、コミュニティFM放送についての①企業の広告放送料と地域情報の放送料、緊急時の放送料についてお答えいたします。

現在、一般財団法人まちづくり曾於が放送番組の種類と回数に応じて料金を定めています。広告と地域情報の放送料については、定時放送で1回当たり税別1,500円となります。

緊急時の放送については、市役所、消防組合、警察署などからの放送依頼がありますが、個別放送料は発生していないところです。

3の②行政放送の市の負担についてお答えいたします。

現在、朝、昼及び夜に放送される定時放送や市の提供番組の中で放送される行政放送については、放送料の個別負担はありませんが、昨年度は運営負担金として2,100万円支出しているところです。

以上です。

○4番(岩水 豊議員)

それでは、1番目の災害時の避難場所について質問いたします。

市内全域に20か所、避難場所が設置してあるということではありますが、私が災害のときの避難の種類として、災害の対応として、大火事、それと地震と風水害と、3つの種類に分けて避難の対応はされてあります。これ、防災マップ等に載っておりますが。

端的に申し上げまして、例えば大隅の菅牟田地区については、風水害時の避難場所がバツになっておりますが、これは間違いないのか。まず、そこから確認いたします。

○総務課長(今村浩次)

お答えいたします。

菅牟田地区の菅牟田農村環境改善センターでございますけれども、これにつきましては、昨年12月だったと思いますが、県によりまして土砂災害警戒区域に指定されましたので、一部がかかるということでございましたので、風水害はバツということでございます。

以上でございます。

○4番（岩水 豊議員）

それでは、例えば1か所言いましたが、ほかの地区にも、もちろんそういう風水害時の避難が適さないということになっている避難所が開設されておりますが、ここ出る、台風・大雨による影響が大きい場合には20か所設置してあるとあります。これの答弁との違いを、説明を求めます。

○総務課長（今村浩次）

お答えいたします。

避難所につきましては、五十数か所あるわけでございますが、建物としての避難所でございますが、そのうち、通常は20か所を開設するところでございます。

先ほどありました菅牟田地区、それから月野地区等につきましては、風水害が、土砂災害警戒区域内にあるというところで、今、随時見直しをいたしております。ですので、今回、菅牟田地区におきましても、今、市の地域防災計画の書面決議をしているところでございますが、今週の水曜日、あさってにはその結果が出るところでございますけれども、ここを変更していくというところで考えております。

先ほど、バツのところにつきましては、現在、変更後におきましては、風水害でバツのところはないというふうに考えております。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

いや、私はホームページで昨夜、最新の情報をコピーしてきたところですよ。ここで、20か所設置としておりますということで、開設するわけでしょうけど、実際に言う場所で何か所か出てきております。今、菅牟田も言いましたが、月野校区にしる、財部もどっかあったと思うんですが。

20か所設置しておりますと、明らかに心配要らないよというような形ではありますが、実際には、今の時点でこういう大きな台風なりの、梅雨等の暴風等があった場合の避難所としては、20か所は確保されていないということでいいんですか。

○総務課長（今村浩次）

お答えいたします。

避難所につきましては、20か所開設するように準備をいたしております。ホームページを見られたということでございましたが、先ほど申し上げました書面決議を

あさってに正式にはするようにしておりますので。

土砂災害警戒区域に一部がかかるというのは県のほうから来ておりますので、そこを避難所として開設することはできませんので、今後開設する場合にはそういう地域にない避難所、この20か所を開設するというところで庁舎内でも確認をしているところでございます。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

いえ、でしたら最初の答弁のところ、もうちょっと適切な説明、答弁にさせていただきたい。避難所を、大きな影響を受ける可能性があると思われる場合は市内20か所に設置しておりますと言いますが、現時点では20か所はないということではないんですかとの確認ですよ。

○総務課長（今村浩次）

現時点で20か所設置いたします。20か所でございます。

○4番（岩水 豊議員）

ホームページの資料を見ると、20か所になりますか。なっているんですか。その確認なんですよ。今言った菅牟田なり、月野にしても、今の段階では、ホームページを見た場合、全くないですね。月野校区に関しては、小学校、月野校区公民館、これは風水害の場合にはバツになっております。さあ、どこに避難だろうということになりますよ。このホームページ等を見た場合には正確でないということではないんですか。

○総務課長（今村浩次）

お答えいたします。

これにつきましては、先ほど申し上げました、県のほうから土砂災害警戒区域というのがございましたので、菅牟田農村環境改善センター、月野校区公民館、それから財部の財部北地区生活改善センター、これがその場所になるというところでございますので、6月1日現在の文書におきまして、避難所及び避難情報の一部変更というところで、上のほうに、こういうふうに変わりますというふうにしてあります。

申し訳ありません。ホームページ上は、先ほど申し上げました、市防災会議の書面決議をあさってまで取ることになっておりましたので、現時点ではまだ更新はしていませんけれども、議決をされましたら更新をする予定にいたしております。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

これを我々は一番見るんですね、ホームページで、避難場所とかいうのは。です

から、今、山腹崩壊危険箇所とか被災想定区域内にそういう施設が入っているということであれば、これを適性にする方法は取れないんだろうかということなんですよ、適性に。

分かりやすく言いますと、公共施設が避難所として曾於市全域に設置されてあるかなんです。今、今回、議案の中にも、補正予算の中にも出てきておりますが、月野校区に関してもしかり、それと岩崎の連合公民館とか、これは市の公共施設に当たるものではないと思うんです。ですから、市長、緊急時の場合の避難場所として、公共施設がない地区があるんですよね。いかが思われますか。

○市長（五位塚剛）

先ほど総務課長が答弁いたしましたように、実際、今言われるように、ホームページの数字と現時点は何か違うような感じを受けました。当然、そうなりといけませんので対応しなきゃなりませんけど、水曜日の日にこれについての見直しをするという、今、発言がありましたので、基本的にはそのような誤差があるようございます。これについては申し訳ないなと思っております。

○4番（岩水 豊議員）

私が一番気になるのが、公共施設が各校区にあります。しかし、そこが避難所に適さないんです。ですから、避難所に適さない地域に関しては、今回、予算が出ている分についてもしかりですが、一部の単位自治会の公民館を避難所と。

一例取って言いますと、月野校区に関しましては戸数として484戸数、一部は八合原のほうの加工センターのほうが近かったりして避難される場所もありますが、大多数が月野の下のほうに住んでいらっしゃいます。その方々が、大きな風水害があった場合、単位自治会の公民館、そこ、30坪前後の公民館が避難所なんですよ。これって、市の行政としてはいかがなものでしょうか。恥ずかしいような話だと思うんですが、我々議員としても恥ずかしい思いです。いかがですか。

○市長（五位塚剛）

何らかの災害が起きたときに、早目の避難をお願いする場合は、今の言われるには、そこに全員が集まるわけではありません。やはり、当然ながら、避難場所というのは全体的なものを見ながら、また自分の知り合いのところに行くのも避難であります。いろんな形の避難の方法があるということで市民には啓蒙しておりますけど、今のことについて、総務課のほうの考え方を答弁させます。

○総務課長（今村浩次）

お答えいたします。

今現在、20か所開設するときの避難の人数、最大時の利用人数でございますけれども、大きいところは100人を超えるところ等がございますけれども、やはり小さ

いところでは、今回、広津田自治公民館につきましては18人というところで、コロナの感染症の関係ございまして、1人当たり4㎡をしておりますので、その計算でいきますと18人程度というところで、差があるというところでございます。

これが適正かという、そうではないだろうなというふうに思います。去年の台風10号ではございませんが、必要によってはほかの場所を開設するあるいはほかの、市民はどここの避難所にも行けますので、そういうところに天気がよければ誘導するとか、いろんな方法は考えられると思いますけれども、今のこの状況がベストであるとは思っていないところでございます。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

市民の命と生活を守るという市長の重大な公約の政治理念の中でスタートしてきている中で、今、出ている避難所としての、一単位自治会の畳敷きの部屋を避難所としている、こういうところをまずは一番先に改善していただきたいと思うんです。ましてや、一昨日、どなたかの質問の中で、避難所として大きな看板を設置したほうがいいんじゃないかとかいう話も出ましたが、避難所に適さない場所にも、まだ風水害のときの避難所という看板が設置されたままの状況にある。一方では、こうやって、そこは避難所には適さないというのが公表されてきている。どうですか。非常に矛盾している。

末端の市民を守るために、市長、選挙前ですよ。こういうことはしっかり見据えてやるべきじゃないかと思うんです。これを今まで放置していたのか、何らかの結果で——私は、今まで月野は月野校区公民館に避難所があって、大雨のときには見に行くと、そこに去年は避難されておられました。それが、今回、いろいろな情報の中で適さないということを聞きまして、ホームページ確認したら、バツになっているんですね。このような状況というのを、いつ、これが判明したのか。説明してください。

○総務課長（今村浩次）

お答えいたします。

これにつきましては、県のほうで、今、見直しをずっとされておりまして、曾於市におきましては、昨年12月18日だったと思いますが、そのような通知が県のほうから参りました。

これにつきましては、今まで二百数十か所だったと思いますが、それが560か所か80か所ぐらい、500か所の後半の箇所には拡充されました。これは、近年のいろんな災害が出ているという状況、それから曾於市におきましては、一昨年、1人の方がお亡くなりになるという事案もありましたので、そこ辺りも見ながら厳しく、区

域を広げる形で県のほうが認定されたのではないかという推測はいたしております。そこは聞いてはおりませんが。

そのような状況で、全国的に土砂災害警戒区域というのが広がっている状況にありますので、その段階で、今までその区域でなかったところの避難所が何か所か、その区域内に含まれてきたというのがあります。

もう一つは、コロナの感染症対策というところで、1人当たり、先ほど申し上げました4㎡、本来は3㎡ぐらいでいいかと思いますが、本市におきましては4㎡ぐらい取っております。感染症防止のために、1人当たりの面積を広く取りなさいという国からの指示も来ている。

この2つにおきましては、避難所に関する市の考え方というのを、今、見直さなければならぬ時期に来ているというところでございます。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

昨年の12月18日、県からの通知であったということであれば、それから1月、3月議会もありました。いかにこれを早く我々も含めた市民に通知し、避難に対する心がけ、また自主防災組織等にそういうことの周知を図り、地域の安全を守るためにもどういう手だてをすればいいかというのを示すのが、市長、重要なことじゃなかったんですか。もう半年、これをこのまま、県から通知が来たことがなかなか市民の末端まで伝わっていない。そして、これ、対応、非常に遅いです。緊急に取り扱わなければならない内容ではなかったかと思うんですが、いかがですか。

○市長（五位塚剛）

御指摘のとおり、やはり災害というのはいついかなる時に起きるか分かりませんので、対応が徹底されていないような状況でありました。もう早急にこのことについては対応させたいというふうに思います。

○4番（岩水 豊議員）

これはもう、緊急な対応が必要です。本当に緊急な対応が必要です。ましてや今回、昨日6月9日の南日本新聞に出ておりました、公立校の3割が被災のおそれありと。それを受けて、この避難所等の防災マップ等を見た中で、市内にある8校の小学校が被災想定区域にあるみたいです。総務課長、これは間違いはないですか。——ああ、9か。

○総務課長（今村浩次）

お答えいたします。

市内におきます、これは小学校などを含む要配慮施設というふうに言いますが、これが9施設ございまして、その中に、小学校では櫛小学校、高岡小学校、岩

南小学校、中谷小学校、幼児学園で橿幼児学園と高岡幼児学園、あとはこども園等の施設、老人施設等がありまして、9つの施設がその中に立地しているというふうに認識いたしております。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

これも先ほどの防災についてと一緒でありまして、災害時の避難場所等に列記されているんですね、そういう施設、学校等が。月野小学校、菅牟田小学校もバツです。岩南、先ほど出た学校等もバツテンになっております。避難に適さない場所ということになっているんです。避難に適さない場所と。避難しなければいいんじゃないかという考えもありますが、小学校には子供さんたちがおられるわけです。さあ、そこで、子供たちの安全を守るために、風水害時の避難に適さない場所というところに学校があるんですよ。ということは、そこが被災する可能性があるという、県、国は想定しているんです。市長、この現状について、いかが思われますか。

○市長（五位塚剛）

現在、曾於市内、小学校、中学校あります。そこを避難所として、今まで進めてきました。ただ、状況によって、国、県の避難の仕方、状況が変わってきておりまして、実際そういう、私たちの考えとは違うものが出てきております。

かと言って、今の菅牟田小学校が小学校として適さないのかというと、そうではないと思うんです。小学校としてはちゃんと機能していると思います。それを、災害が起きたときに避難場所としての県の考え方と実際は違うという違いはありますけど、これについては非常に難しいものがあります。

引き続き、この防災、避難の問題については、担当課を中心として、そして地域住民を巻き込んで検討して、何らかの対策は基本的にはしなくてはならないというふうに思います。

○4番（岩水 豊議員）

これも併せて、12月に通知があったんじゃないかと推測するんですが、学校に適さないか、適すかじゃいんですよ。学校はどこも適しているから学校があるわけであって、学校が災害に弱い場所にあると。ですから、新聞でも、全公立の3割が被災のおそれありと出ているんです。その被災のおそれありというのを受けて、市長はどのように、これを受けたのが12月ですから、半年経過しておりますが、その間に何らかの公表、何らかの対応というのをされましたか。伺います。

○市長（五位塚剛）

旧町時代から、小学校の今の建物は存在をしております。この中で、校舎が災害で倒壊をしたという事実はないんですけど、このことについて、私たちに県のほう

が、具体的になぜそこが適性でないかということについての説明を受けておりませんが、そのための会も、また私含めて、していないところでございます。

○4番（岩水 豊議員）

説明はあったと、今、総務課長は言いましたよね、県からそういう通知があったと。通知があったということは、説明があったということじゃないですか。それを受けて、対応は何かされたかと聞いているんですよ。

○総務課長（今村浩次）

お答えいたします。

先ほど申し上げました4つの小学校等につきましては、令和2年12月以前から指定されている場所でございます。ですので、こちらの小学校等につきましては、避難確保計画というのを作成するように法律でそれが決まっていりましたので、指導していたところでございます。

こちらの4つの小学校等につきましては、令和2年9月には、避難確保計画の作成を既に終了しているところでございます。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

単純な話です。ホームページにこうして避難できない場所、風水害には対応できない場所というのが表示されているんです。その学校に通わせている父兄の人たちと話ししたら、子供たちは危険な場所に小学校が建っているんだろうかという疑問が出るんですよ、風水害のときに。それを踏まえて、今、質問しているところであって、適さない場所であれば何らか対応を取ったのかと、取る計画があるのかということを知っているんですよ。

○市長（五位塚剛）

そのことについて、小学校を移転するとか、そういう話は全く、私を含めて、していないところでございます。

○4番（岩水 豊議員）

風水害時の避難に適さないとかいう場所で——私、地元の月野で申しますと、月野校区公民館と小学校は隣接しております。単純に、地元の人たちと話ししたとき、山が立っているからかとか、ここに谷がある、一方が元中学校跡の山があって、だから山腹崩壊の危険等があるということで適さないんだろうという推測をしているところであります。何らか崩れないようにとか防災上の工事をして、避難所もしくは学校が危険な箇所にならない方法というのを進めていただきたいというところなんです。

楕小なんかにしても学校の裏側を、急傾斜ですかね、何か工事をされていますか

ら、そこなんかもバツテンになっているのはどうもこっちも合点がいかないんです。要は、危ないからということで工事をした。工事をしたら大丈夫なんだよというのが市民の考え、地元の人たちの考えですよ。それが適さないということになってくると、何のための工事だったのか。工事をしても駄目は駄目なのかとかいうところで、すごい疑問があるんです。ですから、その防災上、避難所としての適する方法を何らかの方法で取れないものかということを経験した人も言っているんです。

だって、自治会の公民館を、私は一時的なもんかと思っていたんです。永久的にそこをしようというような形になってきていますと、管理の問題を含めて、いろんな問題が発生します。トラブルが地域との間でも出てくるでしょう。そういうことを考えると、例えば地域で何か大事な、その時期に何か行事がある。例えば何か事故があって、自治会の方々が自治公民館に集まらないといけないときに、被災されて避難されている方がおったりとかいう、いろんなトラブルの発生する可能性等含めれば、やはり公共施設が避難所として適すと思うんです。そういうための自主防災組織があって、自主防災組織で公民館の維持管理をしたり、市からの委託を受けたりしてやっている部分も十分あるわけです。

ですから、そういう場所を、適する場所として対応できないもんか。対応を、何から今——すごく疑問に思っているんですよ、工事をした学校が危ないなんて言われること。だから、例えば月野のところでも、山を削って補強すればいいんじゃないんだろうかとかいうのが我々の考えです。公民館のすぐ裏に、昨年度も振興住宅ができましたが、危ない箇所は何で、じゃあ、振興住宅、今さら造るんだろうかという疑問も出てくるんです。もうちょっと、そこんところを整理した形で答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

曾於市内の避難場所について、当然ながら、危険な場所に避難してはなりませんので、総合的に今の段階で、県の指導も受けながら、避難場所については再度検討はしていきますけど、具体的に、今言われるように、月野小学校の裏を災害が来ないように事業するという、そういうことも含めて検討しなきゃならないんだと思いますけど、まだその段階になっていないところでございます。

○4番（岩水 豊議員）

いやいや、その段階にしてくださいよ、その段階になっていないんだったら。でしょう。

ちょっと質問から外れますが、庁舎を増築するという中に、被災されたり、心配して庁舎に来る人もいるからこういうスペースも欲しいということもいっぱい出ま

したがね。でも、現実として、ここに来る方よりも、各地域の避難所に行かれる方が大多数なんです。そこが公共の施設として避難所がない、これは喫緊の課題ですよ。どうしてもこれを早急に解決する方法で、県の指導を仰ぎながらじゃなくて、積極的にこちらから県、国と合わせ、首長として市民を守るために喫緊の課題として取り組むという姿勢は取れないんでしょうか。伺います。

○市長（五位塚剛）

そのための一つの手段として、広津田の地元の公民館を、今回、予算のお願いして変更をしているところでございます。具体的にそのような形で一つずつ一つずつ進めてまいります。

○4番（岩水 豊議員）

強い要望をいたします。特に、公共施設がある中で、各校区に避難する場所がないなんていうことは言語道断だと思います。これが今の現状だと認識させていただきます。

次に、商工業新規就業者支援対策事業についてお伺いいたします。

この年齢制限の中ではありますが、法人の場合、代表取締役がこの年齢制限以下であればよろしいわけでしょうか。お伺いします。

○商工観光課長（安藤 誠）

それでは、今の御質問ですが、今回の要綱の中には個人、法人という明記がありませんので、法人の場合は代表者の方がこの年齢に該当すれば該当するという認識しております。

○4番（岩水 豊議員）

なぜ今回質問したかといいますと、今度、廃業したお店のところに新しく新規就業された方等がいらっしゃって、奥さんが中心にされるわけなんですけど、御主人の名前で手続をされて。そしたら、御主人は61歳、奥さん52歳か3歳かでした。そういうときに、いまだ、今、人生100年と言われるような時代の中に、55歳で切るとかいうこと、要綱でできるわけですので、もう少し柔軟に、市長、対応して、特にコロナ禍の中で新たに夢を持って開業されている方々を支援するために、いかがでしょうか。この辺の改正とか、できないもんなんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

市内において、ある程度年齢を行った方が新たに事業をやりたいという方の声であるようでございます。担当課のほうも、なるべく支援をしたいという気持ちはありますので、おのおの相談に来てもらって、対応してもらったらいと思います。

○4番（岩水 豊議員）

相談に行かれたんですよ。御主人の名前で開業許可、保健所の許可を取ったりし

ている兼ね合いで駄目ですよと。夫婦で、長年の夢としてこういう新規就業されたわけなんですけど、それを年齢一つだけの条件が合わないだけで支援ができないということで言われたということで相談を受けたんです。

ですから、もう少し、これから市の職員の皆さん方も、退職年齢も60歳から徐々に公務員も引き上げられようとしている中で、個人事業でやる場合に、もうちょっと柔軟に、要綱ですので、要綱の中でそこを考慮する方法というのを取っていただけないか、再度お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

私自身、その話は全く聞いておりませんでしたので、当然ながら、検討するに値すると思っておりますので、検討させたいと思います。

○4番（岩水 豊議員）

それでは、何らかの方法で、補助金等についての制度に市のほうで対応できるという考えでよろしいでしょうか。長年、開業資金をためて、一生懸命お金をためて、今回開業に至ったということなんです。早い時期ですればよかったなという、今回、コロナの影響もありながらも一生懸命頑張っている、そういう中で進めているわけですので。御主人が61歳、奥さんは53歳かなということは何っているんです。だから、実際は奥さんが中心になってやっていたらしゃる飲食店ですので、うまく制度を改善する必要とかあると思うんですが、改善していただけますか。伺います。

○市長（五位塚剛）

改善しますということはちょっと私も今できませんけど、当然、担当課がよく議論して、地元の方々の支援というのはこれは基本でありますので、それについて十分検討させます。

○4番（岩水 豊議員）

商工観光課長にお伺いしたいんですが、御相談もあったとは思いますが、何らか内部等で、今の補助金の要綱に沿っていけば無理だろうと思うんですが、これを何らかの対応が、今、市長も答弁されましたが、これを受けて、どのような対応を考えられるか、お伺いしたいんですが。

○商工観光課長（安藤 誠）

それでは、ただいまの御質問にお答えします。

基本的に、私たちは市長の指示によって業務を行っているものと考えております。今後の対応ですが、この新規就業者の交付要綱の中にも協議会というのが設置されております。これは、具体的には申請に対する補助金申請とかそういうのもありますが、そういう方々の意見も聞きながら、市長の指示に従って、見直すところがあれば見直していきたいと考えております。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

それでは、これについては期待申し上げておきます。

端的に終わらせますので、続けてよろしいですか。

それでは、3番目のコミュニティFMについてお伺いいたします。

エフエム放送について、これは一般財団法人まちづくり曾於です。これ自体は、収益事業をすること自体はオーケーであります。通常の株式のように、営利を目的とした法人ということで設立したわけではありませんので、これを踏まえた中でお伺いしたいんですが。

私の、月野の水道組合があります。加入者は130戸数、その中に月野小学校、保育園等があります。そして、消防団詰所もあります。そういうところ、130戸数という大きな戸数であります。この組織が、定時放送時に、水道の汚濁問題、水道の工事のために一部濁りが発生する可能性があるという放送をお願いしました。そうした場合、放送料を税別1,500円頂きたいということでありました。私、すごく疑問に思ったんですけど、市の水道が、事故があったり、そういうのが懸念される場合の放送がありますが、その場合には放送料は支払っていないのか。まず、そこをお伺いいたします。

○企画課長（外山直英）

水道課のほうから依頼のある行政放送につきましては、無料の取扱いというふうになっております。

○4番（岩水 豊議員）

行政放送としての取扱いですね。私は、公共性ということを考えて、今、お伺いしたいところなんです。今、小学校もあり、保育園もあり、いろんな公共施設、月野公民館を含めた施設にも水を供給している水道組合が工事のための放送をしようとしたときに、放送料が必要と言われた。半分そうかなという半面、公共性を兼ねた場合の基準というのを明確にしてほしいと思うんです。

ちなみに、例えば迷い犬などの放送が時々流れますが、これは有料なんですか。

○企画課長（外山直英）

まちづくり曾於のほうに確認しましたところ、3回程度は無料でやる場合があって、4回以上は有料にするというふうな取扱いだというふうに聞いております。

○4番（岩水 豊議員）

迷い犬の放送については3回までは無料、しかし、水道組合がそういう形でお伺いした場合、全額負担なんですね。放送料が要りますよということなんですよ。公

共性のあるものについて、これはやはり一般財団法人としての役割からいきますと、もう少し——これを設立したのは市であります。市民のために使われる放送であるべき中で、130戸数以上のところに影響を与える、これは大きな水道です。地域の簡易水道に匹敵するぐらいの大きな事業だと思うんですけど、それを独自にやっているところはこういうことだったと。そのときに、お願いに行ったときに、どっかのところもまた来ていた。同じようにやっぱり言われたと。

だから、もう少し、ここの基準を明確にする必要があると。必要な分についてお金取るのは、もう当然のことです。でも、公共性とかいうことを考えた場合、どうでしょう。犬もいなくなった、飼っていらっしゃる方からすれば、もう非常に悲しいことでもあります。しかし、それも重要でありましょうけど、水道等についても重要だと思うんですが、いかがですか。改善できますか。

○企画課長（外山直英）

実を言いますと、昨年度、令和2年度に、今、議員が御指摘のような、無料による放送依頼が多数ございました。件数で申し上げますと、年間ですが、161件ございまして、その中で特に大きな割合を占めますのが水利組合や水路組合、第2位が校区や地区公民館の無料の放送依頼がありました。

実は、定時放送といいますのは、平日の6時40分、それから12時40分、7時40分の1日3回で、この中で20分間の放送をするわけですけれども、昨年度、こういった無料放送の依頼が大変多うございまして、このままでいきますと一般的な行政放送の放送時間にも影響があるということもございまして、ある程度線引きをしようということで、昨年6月に企画課内に内規を設定しております。この内規によりますと、まず、全市民を対象として公共性の高いものを放送することを基本とするということが第1点目、それから第2点目に、営利目的の放送は有料に放送するというような基準を設けておりまして、このことから、議員御指摘の水利組合につきましては、有料というような取扱いをさせていただいたところでございます。

○4番（岩水 豊議員）

全市民を対象にしたことと。迷い犬は全市民を対象にしたことなんですね、3回までは無料ということになれば。

だから、私が言いたいのは、水道ですよ。公共性のあるもの、水道。水は大事なものであります。水とか、何らかの基準、線を引くのも大事であります。これはあくまでも一般財団法人であり、市が設立したわけであって、そのためには市民の一般的な需要に応える必要があると思うんです。そりゃ、収益事業はしてもいいんですよ。でも、これはあくまでも市が市民のためにした放送であります。そのためには、こういう、ある地域のある一定の問題については放送してやると。161件も

あるということは、逆に言えばコミュニティFM放送をみんな聞いているということじゃないですか。いいことじゃないですか。これが200件、300件となるほど、私はいいことだと思うんです。それこそ、このFM放送の価値が上がる、要望があるということは。そのためには、公共性のある基準というのを明確にして、もう少しこういうところを緩和するべき——緩和じゃない。これは、放送してやるべきじゃないんですか。進んでやってほしいと思います。そうでないと、何のための放送施設かということになりますよ。

いまだにおいて難聴地域もあるようではありますが、完全に市内全域改善されているとは言えません。でしょう。改善されていないでしょう。改善されていない中でこういうことをやるんだったら、もう少しここを市民のみんなのために使えるように、利用を逆に促進する方法として進めるべきではないかと思うんですけど、市長、いかがですか。

○市長（五位塚剛）

企画の担当課長が答弁いたしましたように、やはりいろんな相談事があるようでございます。当然、今、岩水議員が言われることも、非常に私も公共性が高いと思っております。そのことを含めて、やはり、どういう場合は無料にする、こういう場合は半額にするとかいろんなものができると思いますので、そのことを含めて、ぜひ検討させてください。

○4番（岩水 豊議員）

早急の改善を要求します。いかに市民のためにと言われる中でも、こういうことがあること自体に関して、非常に残念であります。ですから、もう少し、そういうところを改善していただきたいと思います。

全体的に通しまして、質問といたしまして、特に昨日も、若干、質問がずれますが、本庁舎の増設問題も出ておりますが、私は本庁を増設して、緊急な場合に来る方もいらっしゃるんですよと、市役所に来る方もいらっしゃるんですよという担当課長等の説明も受けておりますが、末端の避難所、一番第一線の避難所というのを整備することを非常に強く求めて、一般質問を終わります。

○議長（土屋健一）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日、15日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 零時13分

令和3年第2回曾於市議會定例会

令和3年6月15日

(第5日目)

令和3年第2回曾於市議会定例会会議録（第5号）

令和3年6月15日（火曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第5号）

（以下4件一括議題）

- 第1 議案第39号 曾於市個人情報保護条例の一部改正について
- 第2 議案第40号 曾於市税条例の一部改正について
- 第3 議案第41号 曾於市国民健康保険税条例の一部改正について
- 第4 議案第42号 曾於市手数料条例の一部改正について

（以下5件一括議題）

- 第5 議案第43号 曾於市敬老祝金等支給条例の一部改正について
- 第6 議案第44号 曾於市介護保険条例の一部改正について
- 第7 議案第45号 曾於市小学校及び中学校の設置並びに管理に関する条例の一部改正について
- 第8 議案第46号 曾於市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第9 議案第47号 曾於市教職員住宅条例の一部改正について
- 第10 議案第48号 令和3年度曾於市一般会計補正予算（第3号）について
- 第11 議案第51号 令和3年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

（以下2件一括議題）

- 第12 議案第53号 令和3年度曾於市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第13 議案第54号 令和3年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について

（以下3件一括議題）

- 第14 陳情第2号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
- 第15 陳情第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
- 第16 陳情第4号 箕原自治体地域活性化に伴う小学校通学のお願いについて

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番	重久昌樹	2番	松ノ下いずみ	3番	鈴木栄一
4番	岩水豊	5番	渕合昌昭	7番	宮迫勝
8番	今鶴治信	9番	九日克典	10番	伊地知厚仁
11番	原田賢一郎	12番	山田義盛	13番	大川内富男
14番	渡辺利治	15番	海野隆平	16番	久長登良男
17番	谷口義則	18番	迫杉雄	19番	徳峰一成
20番	土屋健一				

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留光一 次長兼議事係長 鶴田洋一 総務係長 梅木康
主任 富田洋一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（28名）

市	長	五位塚剛	教	育	長	瀬下浩									
副	市	長	八木達範	教育委員会	総務課長	橋口真人									
副	市	長	大休寺拓夫	学	校	教	育	課	長	平千力					
総	務	課	長	今村浩次	社	会	教	育	課	長	内山和浩				
大隅支所長兼	地	域	振	興	課	長	徳留弘	農	林	振	興	課	長	竹田正博	
財部支所長兼	地	域	振	興	課	長	荒武圭一	商	工	観	光	課	長	安藤誠	
企	画	課	長	外山直英	畜	産	課	長	野村伸一						
財	政	課	長	上鶴明人	耕	地	課	長	朝倉幸一郎						
税	務	課	長	山中竜也	建	設	課	長	園田浩美						
市	民	課	長	岩元浩	水	道	課	長	吉元健治						
保	健	課	長	櫻木孝一	会	計	管	理	者	・	会	計	課	長	桐野重仁
介	護	福	祉	課	長	福重弥	監	査	委	員	事	務	局	長	岩元浩
福祉事務所長兼	福	祉	課	長	竹下伸一	農	業	委	員	会	事	務	局	長	中山純一
大隈支所	産	業	振	興	課	長	高野和夫								
財部支所	産	業	振	興	課	長	笠野満								

○議長（土屋健一）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 議案第39号 曾於市個人情報保護条例の一部改正について

日程第2 議案第40号 曾於市税条例の一部改正について

日程第3 議案第41号 曾於市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第4 議案第42号 曾於市手数料条例の一部改正について

○議長（土屋健一）

日程第1、議案第39号、曾於市個人情報保護条例の一部改正についてから日程第4、議案第42号、曾於市手数料条例の一部改正についてまでの以上4件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○19番（徳峰一成議員）

議案の40号の市税条例の一部改正について、3点質問いたします。

質問の第1点は、条例改正の内容の中心点を説明してください。何回読んでもはっきり分からない点がありますのでお願いいたします。

2点目、さらに条例の文言の定義について、一つは扶養親族、そして一つは控除対象扶養親族の2つについて定義を説明してください。

3点目、令和2年度個人市民税の非課税世帯の世帯数について、2つ目は、その中の均等割を課していない世帯について、この2点それぞれ答弁してください。

以上です。

○税務課長（山中竜也）

それでは、お答えいたします。

まず初めに中心点でございますが、今回の改正の内容につきましては、まず中心点の1点目が、非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直しについてですけれども、個人住民税均等割においては、納税義務者の世帯人員数等に応じ非課税限度額を算定しておりますが、令和2年度税制改正で、扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直しが行われ、非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族から、学生障がい者、納税義務者から送金を受けている者を除く、30歳から69歳までの国外居住親族を除外するものでございます。

2点目が、公的年金受給者の扶養親族申告書の扶養親族の取扱いについても、扶養親族控除における国外居住親族の取扱いと同様にするものでございます。

3点目が、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療控除の特例、いわゆるセルフメディケーション税制ですけれども、健康維持や疾病の予防への取組として、市町村が職場での健康診査等を受診するなど一定の取組を行う者が、薬局で購入できるスイッチO T C医薬品を購入した場合、年間1万2,000円を超える額を8万8,000円を上限に控除する制度でございます。

今回の改正は、令和4年度までの適用期限を令和9年度まで延長するものでございます。

次に、文言についてでございますが、まず扶養親族についてですけれども、扶養親族とは、生計を一にする配偶者以外の親族である。2点目が、青色事業専従者給与の支払いを受けていない。3点目が、事業専従者に該当しない。4点目が、合計所得が48万円以下である。これらのいずれも該当する者を扶養親族と言います。

次に、扶養控除対象親族ですが、扶養親族のうち16歳以上の者。なお、令和6年度以降は次のいずれも該当しない、30歳以上70歳未満の国外居住者を除くとなっております。

1点目が、留学により国外居住者となった者、2点目が、障がい者控除を受けている者、3点目が、生活費または教育費に充てるため、支払いを38万円以上受けている者、この3点に該当しない者となっているところでございます。

それと、あと非課税世帯ですが、令和2年度の状況ですけれども、非課税世帯が人数が2万207人となっているところでございます。

以上です。

(何ごとか言う者あり)

○税務課長（山中竜也）

すみません、今手元のほうにないところでございます。調べて、また後ほど回答いたします。

○19番（徳峰一成議員）

2回目の質問に入ります。

今回の条例改正の一つは、非課税世帯の2万人の中で特に均等割を課していない世帯等が対象となる、基本的には条例の一部改正ではないかと受け止めており、その立場からの先ほどの質問であります。

2回目の質問に入ります。

これ何回読んでも、先ほどの繰り返しですが、非常に税関係は分かりづらいということで、個人的にも課長と意見交換というか、お聞きしての本日の質問でありま

す。

今回の条例改正の特徴点は、ただいまの課長答弁にもありましたように、特に曾於市に住んでいる市民の中で、特に外国人に多く見られるようでありますけれども、国外において、自分の子供等に対して、それをどこまで扶養として曾於市が認めるか。

これまでは、非常にこの範囲が広がった。これを国内の現行の法律、条例等に照らして整合性を持たせるという立場からの今回の条例改正だと説明を受けております。つまり、これは外国人だけでなく、日本人の場合も今、曾於市内においても中国、韓国等をはじめとして、台湾等をはじめとして、たくさん家族が今住んでおりますけれども、そうした人たちも一部対象となる条例改正ではないかと考えております。

質問であります、今回の条例改正で扶養親族等の人数が狭まります。言わば不利益を受けることに、市民から見たら外国人を含めてなります。

質問であります、市内居住者は、そうした対象となる市内居住者何名ほどに上るのか。

そして2点目、その中で外国人、あるいは日本人に分けて答弁ができるかどうかですね。外国人が中心だと思うんですが、説明答弁をしてください。そして、これは何年度からの施行となるのか、併せて答弁してください。

以上です。

○税務課長（山中竜也）

それでは、お答えいたします。

まず、国外居住者の親族関係でございますが、令和2年度で日本人で外国に住所がある人を扶養している世帯、これが1世帯あるところでございます。外国人で外国に住所がある人を扶養している世帯、これが137世帯、被扶養者が273人になっているところでございます。

施行につきましては、原則、令和6年1月1日になります。

以上となります。

○19番（徳峰一成議員）

3回目でありますけれども、日本人が1世帯1人というのは、思っていた以上に大変ある面では極端に少ないというか、最低1桁から2桁ぐらいはおられるんじゃないかと思っていたんですが、いずれにしても、これは正確な数字として受け止めておきます。

外国人が137世帯で237人ということでございますが、確認を含めての質問であります、特に中国、ベトナム、フィリピンを中心として、曾於市内には外国人は

300名以上、曾於市民として住んでいると理解いたしております。これまでの文厚委員会の質疑の中でそうした答弁であります。今課長が答弁があったのは、この137世帯、その中での137世帯ということで、どういった分類で137世帯となったのか、237人となったのか、これを分かりやすく説明してください。

さらに、今回の条例改正によって、私はあえて不利益という言葉で言いましたけれども、これまで外国に住んでいる自分の子供とか、家族、親を含めて扶養していたのが、扶養できなくなるおそれのある方々が出てきます。137世帯が全てではないと思うんですけども、その確認と、今後、どういった形でその中で、言わば検証というか、調査を行っていくのか、3回目の質問でありますので、分かりやすく説明答弁をしてください。

○税務課長（山中竜也）

それでは、お答えいたします。

先ほど申しました137世帯の分類ということですが、こちらにつきましては、分類は税務課のほうではしていないところでございます。

あと、不利益になる世帯についてですけれども、こちらについても税務課のほうで調査はできていないところでございます。

以上でございます。

（何ごとか言う者あり）

○税務課長（山中竜也）

この300人につきましては、当然事業所の年末調整の段階で扶養親族として申請がされてきて、所得税の中で申請があって、住民税のほうに申請内容が届くという形でございます。

所得税のほうで申告がある関係で、曾於市としましては調査は行わないところでございますが、その影響を受ける世帯につきましては、当然30歳から69歳未満の中で、先ほど申しました学生だったりとか、障がい者だったりとか、送金を受けている方以外につきましては、今回対象から外れる関係で、少なからず影響が出る世帯があるのではないかというふうに考えるところでございます。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案4件は、配付いたしております議案付託表の

とおり、総務常任委員会に付託いたします。

-
- 日程第5 議案第43号 曾於市敬老祝金等支給条例の一部改正について
日程第6 議案第44号 曾於市介護保険条例の一部改正について
日程第7 議案第45号 曾於市小学校及び中学校の設置並びに管理に関する条例の一部改正について
日程第8 議案第46号 曾於市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第9 議案第47号 曾於市教職員住宅条例の一部改正について

○議長（土屋健一）

次に、日程第5、議案第43号、曾於市敬老祝金等支給条例の一部改正についてから日程第9、議案第47号、曾於市教職員住宅条例の一部改正についてまでの以上5件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案5件は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

-
- 日程第10 議案第48号 令和3年度曾於市一般会計補正予算（第3号）について

○議長（土屋健一）

次に、日程第10、議案第48号、令和3年度曾於市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑通告がありましたので、順次発言を許可いたします。

まず、今鶴治信議員の発言を許可します。

○8番（今鶴治信議員）

私は、33ページの放課後児童育成事業について伺います。今回、ICT化推進事業補助金が予算化されていますが、その内容について伺います。

37ページの新型コロナウイルス感染症対策事業につきまして、集団接種ということで、曾於市では、そお生きいきセンターでワクチンの接種をされると説明が以前ありましたけど、これについて、接種状況について伺います。

44ページの農業経営収入保険加入推進事業であります。今回補正が出たというこ

とで、これまでの加入者数の状況について伺います。

49ページの有機センター管理費は一般質問で出ましたけど、一応堆肥の補助申請状況について伺います。

以上であります。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、ページ33ページの放課後児童健全育成事業のICT化推進事業補助金の内容についてお答えしたいと思います。

今回、この事業につきましては、ポストコロナ禍に向けたデジタル社会の実現を図るために、放課後児童クラブにおけるICT機器の導入や環境整備に係る費用を補助するものであります。

主な導入機器といたしまして、パソコン、ウェブカメラ、Wi-Fi機器、ウェブヘッドマスクセット等であります。

現在、市内に25児童クラブに事業委託を行っているところでございますが、今回12クラブが事業実施を希望したために、今回補正をお願いしたところでございます。

以上です。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは、37ページの新型コロナウイルス感染症対策事業の曾於市そお生きいき健康センターのワクチンの接種状況についてお答えいたします。

そお生きいき健康センターでのワクチン接種は、6月13日、先々日から集団接種を開始しまして、約360人が接種を行ったところでございます。

今後、そお生きいき健康センターでの集団接種を、8月15日、お盆を除く毎週日曜日に10月まで実施する計画でございます。

以上です。

○農林振興課長（竹田正博）

それでは、44ページの農業経営収入保険の加入推進事業、この加入者数の状況について説明をいたします。

令和3年度の農業経営収入保険の加入者数は、補助金交付要綱で基準日を4月1日としておりました。その結果、加入者が60名ということになったところでございます。

経営作物別で多いのは、お茶が26名、カンショが19名、畑作の複合が8名という方々が多いようです。

保険方式の補償割合は、ほとんどの方が80%を選択されているところでございます。

それから、49ページの堆肥の補助申請の状況についてでございます。

堆肥の無償配付につきましては、4月5日の日に773名の方へ通知を差し上げました。5月末日時点で申込者数は316名、1,133トンというふうになっております。そのうち、配達が219名で、引取りが97名ということになっておりまして、内訳としましては、園芸振興会が93名、ユズの栽培同好会が171名、茶業振興会が23名、カンショの部会が22名、果樹花卉の部会が7名ということで、5月から12月までを配付する予定にしております。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

放課後児童クラブのICT化推進事業であります。今回、25クラブ中12クラブが申請があったということで、子供たちはタブレット等をいつも持っているわけですが、ほかの13クラブもこれから利用される予定かどうか伺います。

また、この事業の環境整備等を含めて、どのぐらいまでにその事業は、今回予算が通った場合、環境整備の工事が終わるのか伺います。

それと、生きいきセンターであります。6月13日より始められたことで、360人ということで、1日で360人だったのか、1日どのぐらい接種ができるのかということと、今は65歳、高齢者順にワクチン接種券が配付されているところであります。65歳以上までも配付されて、これから手続が始まるということですが、市民の方に、先日も一般質問でありましたけど、64歳未満の基礎疾患を持たれる方が非常に不安に思われておりますので、ぜひこれもワクチンの見込みがあれば早急に実施していただきたいと思っております。

高齢者順というのがありますけど、65歳から75歳までも健康な方もたくさんいらっしゃいますので、まず基礎疾患のある方が感染した場合は、命の問題、重症化の問題がありますので、それについての曾於市で積極的に取り組んでいただきたいという要望であります。

それと、収入保険であります。今回60名ということで、相当この事業が浸透してきているということで、驚いたところが、お茶農家が多い。そしてまた、カンショ等も基腐れ病が、今どういう状態か今年も分からないところであります。その中で80%の補償の方がほとんどということでありました。

その中で、一般質問でもやりましたけど、今後、曾於市もほかの志布志市も、大崎町も助成を取り組んでいらっしゃるということであります。そしてお鹿児島農協にもこの事業を推進するためにも一部負担をできないかということもありますので、ぜひほかのところを3年を対象にということでもあります。曾於市も一歩前進したんですけど、将来的に曾於市も3年という、ほかの輝北町まで併せた体制を取って、そしてお鹿児島農協でもこの事業に取り組んでいただきたいという、ちょっと一般

質問的でありますけど、そういうことも今後検討していただければいいかなという考えはないか伺います。

それと、有機センターのほうも、この前一般質問もありましたけど、半分ということで、少ないと見る考えもあるかもしれませんが、300名の方がありがたく利用されるということで、この中でカンショ部会が22人は少ないかなという感じであります。この園芸振興会の93人の中にカンショの方も含まれているということで、カンショ部会がたまたまカンショが20人なのかなと思いますけど、その辺は把握されているのか。

それと、堆肥の確保、配達に対して、希望の時期にあったと思いますが、支障はなくていいですか伺います。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、お答えしたいと思います。

今回のこの事業につきましては、子供たちの利用するパソコン等の購入ではなくて、クラブの先生たちが活用をするものでございます。今まで紙等で管理していたものをパソコンで入力して管理をしたり、あと各種研修会をオンライン等で受講したりするための事業によります機器等の整備でございます。

時期でございますが、今回、この補正が通った後に各クラブ等で入札等をいたしまして、今年度中には実施ができるんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

（「あと残りのクラブはどうですか」と言う者あり）

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

今、25のうち12クラブのほう希望をしておりますが、ほかのクラブにつきましては、今回希望はなかったということで、今後要望等があれば、またお願いするかということになるかと思っております。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは、お答えいたします。

まず、13日が半日だったのか1日だったのかということでございますけれども、午前中で360名実施したところでございます。

あと、1日どれくらいの接種が可能かということでございましたけれども、こちらのほうで計画では、午前中450、昼から450、合計900を今のところ計画しているところです。

あと、64歳以下の基礎疾患の方々には早くということでございました。今のところ計画で、65歳未満の方々には6月25日に接種券を発送する予定でございます。16歳以上の方々に接種券を発送しまして、順次受付を行っていくという計画でございます。

す。

その中で、年齢ごとの基礎疾患のある方をまず優先して受付をして、その後、何も病気等を持っていない人の受付をするというような形で、1日、2日、間を空けての受付を開始する予定でございます。

以上です。

○農林振興課長（竹田正博）

それでは、まず収入保険の件についてでございます。

J Aそお鹿児島への助成要望ということでございます。J Aそお鹿児島のほうが志布志市、大崎町、そして一部、鹿屋市輝北町という構成をしておりますので、そこ足並みのそろった形ということになろうかというふうに思っております。

また、農協の3か年計画であったりとか、そういった形での会議等に我々も出席をいたしますので、またその関係市町と協調しながら要望したいというふうに思っております。

それから、有機センターの堆肥の関係でございます。カンショ部会が22名ということでございますが、これにつきましては、大隅のほうでカンショ振興会というのをつくられておまして、その部会の方々ということになっております。したがって、園芸振興会の中に93名いらっしゃいますけれども、カンショを作られている方というのは多数いらっしゃるというふうに思っております。

それから、配達の部分希望に沿った形でいけるかということでございますが、申込みされた方につきましては、有機センターのほうに1回出向いていただきまして、希望の日時、配達場所等の確認を取っていただいております。今のところ、有機センターのほうから、それについて支障があるということは伺っておりませんので、スムーズにいつているものと解しているところでございます。

以上です。

（「あと、量の確保は大丈夫ですか」と言う者あり）

○農林振興課長（竹田正博）

量の確保は、有機センターのほうで、12月までですので、十分できるというふうに考えております。

○8番（今鶴治信議員）

大体分かりましたけど、もう一回、ワクチンについて質問いたします。

6月25日に接種券が配付されるということで、基礎疾患の方はその前にしていただくということで、非常に喜ばれることと思います。

そこで、基礎疾患というのも幅広くありますので、透析をされる方、糖尿病とかあると思いますが、血圧だけの人、基礎疾患という自己申告というのもこの前説

明がありましたけど、どの程度までを基礎疾患の方というふうに認めていただけるのか伺うのと、6月25日に接種券が来て、いつから接種ができるのか伺います。

それと、収入保険のことは今後のこととして期待しておりますが、有機センターの堆肥が、この前の一般質問でもありましたけど、773人の対象の中で316人ということで、みんながみんな利用されるわけじゃないと思うんですけど、この申込みが案外7割、8割にも行かなかったという要因は分析されていたら伺います。

以上です。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは、お答えいたします。

まず、基礎疾患を有する者について御説明申し上げます。

国のほうで出している基礎疾患に位置づけるという形で出ているものが、全部で14あります。一つ一つ読み上げます。慢性の呼吸器の病気、あと慢性の心臓病、高血圧を含むという形になっています。あと慢性の腎臓病、慢性の肝臓病、あとインスリンや飲み薬で治療中の糖尿病またはほかの病気を併発している糖尿病、血液の病気、免疫の機能が低下する病気、ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている、免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患、それから神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態、染色体異常、重症心身障がい、睡眠時無呼吸症候群、重い精神疾患というのが病気でございます。あと、BMI 30以上を満たす肥満の方も対象という形になっています。

この方々については、本人の申請ということで、病院の診断書等は添付しなくていいということになっていますので、あくまでも申請して、本人が病気だということと言われれば、もうそれで予約が取れるという形になります。

あと、いつから接種ができるかということですが、今のところ計画ですけれども、60から64歳の方は7月中旬頃を見ているところです。まず高齢者の方を7月上旬、10、11日くらいまでに、まず1回目を終わらせたいというのがありますので、その後、60歳から64歳の方をまず接種を受けていただくと。その後、50歳から59歳と年齢を下げていくような形になります。

その中で、基礎疾患のある方は、その年齢の区分の中で先に予約を取っていただくというような形で考えているところでございます。

以上です。

○農林振興課長（竹田正博）

それでは、堆肥の案件についてお答えいたします。

316名ということで、約、対象者の4割の方が申込みをされたわけでございます。この4割にとどまったという要因の分析といいますか、春作という部分については

間に合わなかったという状況があったということだろうと思っております。

また、12月までの配付とさせていただきまして、有機センターのほうも年明けには非常に配達が多くなって対応ができないということもございましたので、そういった部分が要因なのかなということと、あとカンショの農家の方々に関しましては、余り堆肥を生養をしない方がいらっしゃるという部分もあるのかなというふうに分析をしているところでございます。

以上です。

○議長（土屋健一）

次に、徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○19番（徳峰一成議員）

まず、質問の第1点は、歳入の説明書の4ページから5ページでございます。

4ページでは、新型コロナウイルス感染症関係の臨時交付金が3,370万円入っております。質問であります、これは令和3年度、本年度最初のコロナ関係の臨時交付金ということで受け止めていいのか質問でございます。というのは、余りにも金額が3,370万円と少ないからでございます。これは確認の質問でございます。

それから、質問の第2点目は、5ページの歳入の中で、財政調整基金の繰入金を含めて今回9,809万8,000円減額いたしております。これは、令和2年度末の先日の最終の一般会計の15号でも出ましたけども、国から交付金等を含めて財源調整の中での今回の9,809万8,000円の減でございます。

質問でございますが、基金の本年度、令和3年度の当初の段階での基金の取崩しが約35億円でございます。35億円の中で財調は9億円取り崩してございまして、全体の一部でございます。財調を今回優先して補正減としたことも一つの考え方であり、これはこれとして肯定的に私も受け止めておりますが。

もう一つ、この35億円の取崩しの中で、ほかの基金もいっぱい取り崩して、そして、もし余裕財源があるならば財源調整を行う必要がある基金も幾つかあると見られます。今回、財調をなぜ優先的に9,800万円で、限られた財源の中で落としたのか議論がされていると思いますので、考え方を示していただきたいと考えております。これが質問でございます。

次の質問の2点目、単純な質問でございますが、17ページの有機センターの製品収入939万6,000円の増について、まだ新年度早々の当初の段階での今回の補正予算に組んだ理由を含めて、経過を含めて答弁してください。

質問の3点目は、23ページの広津田の自治会公民館の改修費でございます。昨日の岩水議員の一般質問でも、この避難所関係は質問がありましたけども、今回の私の質問は、この予算計上に沿った形での3点にわたる質問でございます。

1つは、一般に自治公民館は市有財産ではもちろんございません。ですから、トイレ改修を含めて、修繕費は市が直接行うことにはなっておりません。今回は避難所ということで予算提案でございます。

広津田の公民館は、個人的にも何回か利用しており、なるほど改修が必要でございますが、今回の予算提案は避難所ということで予算提案であるのか、これが質問の第1点でございます。

次に2点目、現在、避難所の自治公民館は市内に何か所あるのかどうかですね、広津田を含めて。これが質問の2点目でございます。

3点目、避難所の場合、今回のように市が改修費等をできる補助金の交付要綱、あるいは規定について、その根拠を示していただきたいと考えています。

以上が1回目の質問でございます。

次に4点目、40ページの農政商工の専門員についてでございます。

これは、財源的に見ましても、市単独の新規の予算計上でございます。質問でございますが、この種の提案は、本来なら当初予算で提案すべきだと思っておりますが、年度途中での提案についての理由を聞かせていただきたい。

それから2点目、今回は全額財源というのは一般財源であります。この補助金要綱について、このさわりの部分を説明してください。これが質問の2点目。

3点目、7月から来年の3月までとなっておりますが、もう既に専門員は内定しているのか。この商工専門員の1つは身分、それから2番目は一番大事な目的、3点目は関連して役割、この仕事の内容です。それから、最後に4点目は、どういった基準等で採用するのか、採用についての基本的な考え方があるかと思っておりますので、お聞かせ願いたいと考えております。

そして、関連いたしまして、説明書にも7月からの費用の支給となっておりますが、7月となるともう来月でありますけれども、今から議会議決を経た後、採用面接を行ってやった場合に、7月から間に合うのかどうか。既に内定しているのかどうかといった疑問もなきはございませんので、この点を含めてお答え願いたいと考えております。

次に、大きな5点目、42ページから43ページの大隅南地区と岩川地区構造改善センターのトイレの改修等でございます。

これも本来なら当初予算で計上すべきだと思うんですね。先日の一般質問でも質問した点でありますけれども、この種のセンター等は毎年利用されているわけでございます、トイレ改修を含めて。年次計画はなかったのかどうか、その点を含めて、年度の途中において提案されるという点は、この2か所に限らず変則的でありますので、その点で、単純な質問でありますけれども質問をいたします。

次に、47ページの2,357万3,000円、コロナに負けるな！まごころ曾於市お届け便事業、これは前年度に続いての第二弾目でございます。

質問の第1点は、第一弾と今回提案のにおいて、内容上変わった点、あるいは2年度の経験を生かしての新しい点等がありましたら答えていただきたいと考えております。

そして、その実施、何月からの何日から何日までを予定しているのか、2点目でございます。

関連いたしまして、2年度の実績等はどうであったのか、申込み、実績、送り先を含めて、簡単に分類できたら答えていただきたいと考えています。

最後に、今回の提案については、市外ということだけで書いてありますが、海外の在住者を含めて対象となり得るのか、記載がありませんので答えていただきたいと考えております。以上です。

次に、48ページの活動火山周辺地域防災営農対策事業の1,929万9,000円でございます。これは、国県のトンネル事業であります、財部の蓑原の農家が対象となっておりますが、1つは機械名、2点目、代表者、そして当初で予算できなかった理由。そして、畜産課サイドで、この国県の補助、65%補助でありますけれども、対象となるのはどこまでの農業機械等が対象となるのかどうか、以上が質問でございます。

次に、49ページ、有機センターは、先ほど今鶴議員も質問がありましたけれども、これ一、二点、単純な質問でございます。

これは有機センター管理費ですね。今回の397万7,000円。質問の第1点は、財源内訳が、一般財源が減額されて、その他と書いておりますが、その理由と、その他の財源の中身について説明してください。単純な質問であります、これが第1点でございます。

それから、第2点目は、当初の目標について、先ほどの今鶴議員の質問関連いたしますけれども、取組の現状、大体目標どおりの現在取組というふうに理解しているのかどうか。せつかくの事業でありますので、これを何とか成功させていただきたいという点からの質問でございます。

次に、50ページの農地総務事務費の464万2,000円でございます。これも新規の事業でございます。質問でございますけれども、このため池ハザードマップの作成業務委託料ということでございますが、質問の第1点は、今回の予算を提案するに至った経過と理由等について説明してください。

2点目、その内容、おおよそ想定はできますが、その内容。そして、当然これは、まず事業の第一歩として今後取組があらうかと思っておりますので、今後の取組等についてもお答えいただきたいと考えています。これも年度途中での補正での新規の提

案でありますので、繰り返しますが、提案するに至った理由について答弁をしてください。

次に、51ページの農林水産関係の災害復旧費の7,899万6,000円でございます。先日の一般質問でも今鶴議員から質問があった点でございますが、これも単純な質問でございます。

質問の第1点は、今回の補正予算の追加で、今段階では総額が3億7,899万6,000円と非常に大きな事業費となっておりますが、これは、もう今回で基本的には予算額はほぼ全額というふうを受け止めていいのかどうかですね。

そして、質問の第2点目でございますが、当初の予算化された3億円というのは、どういった基準で3億円といった算定であったのかですね。当初から、そのときも私、たしか本会議で質問したんですが、3億1,000万円でもなければ、2億9,000万円でもない。ぽっきり3億円というのはどうかという単純な質問したことがありますけれども、3億円というのはどういった根拠で予算計上されており、そして今回の追加計上となったのか、これで最終と考えていいのか、確認の質問でございます。

2点目、これは激甚災害での事業でありまして、ほぼ全額、国等からの財源的には予算支出となりますが、関連いたしまして、昨年災害で激甚災害を受けたのは、この頭首工1か所だけであるのか、耕地災害としてはですね。ほかには全くなかったのかの確認方の質問でございます。

次に、52ページの道路維持費の中のマインドロード飯塚地区簡易水洗便所のくみ取り料、これも本当単純な質問であるんですけども、このし尿のくみ取りで最初に4,000円予算計上いたしておりますが、今回4万円を追加ということで、当初予算でのこれは計上の記載漏れであるのかどうかですね。トイレというのは年間を通して使うわけでありまして、そしてマインドロードも10年、20年、それ以上使っているわけでありまして、私も飯塚のここも使っているんですけども、今回は単純な記載ミスであるのかどうか、確認方の質問でございます。

次に、最後に、54ページの土木災害復旧関係の1,006万8,000円でございます。これも私やら、同僚の海野議員もこれまで質問したことがありますけれども、この麓から新高尾緩毛原に至る大淀川の、これは百入橋やったですかね、についての今回また予算計上でございます。

質問の第1点は、今の段階での全体事業費についてお答え願いたいと考えています。3月議会でも全体事業をお聞きしたんですが、今回、一般財源を中心として増えていますので、これでもう最終と理解していいのかどうかですね。そして、併せてその財源内訳について答えていただきたいと考えております。

それから3点目、今回、電柱移転費は、言わば補助対象とならないということでの予算計上であります。それを最初から想定しなかったための今回の予算提案であるのかですね。電柱というのは想定すべきだと思うんですね。ですから、その点での確認方の質問でございます。

以上です。

○議長（土屋健一）

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画課長（外山直英）

それでは、私のほうから臨時交付金につきまして御説明させていただきます。

今回のコロナ関連の地方創生臨時交付金につきましては、令和2年度に示された限度額と現時点で受け入れた差額とが、の差が財源となっております。先日の一般質問でも御報告させていただきましたが、限度額が13億4,831万7,000円が限度額となっております。これに対しまして受け入れた金額が12億4,831万7,000円ございまして、差額が1億円となっております。この1億円が当初予算以降に充当できる財源というふうになっているところでございます。

以上です。

（「その中の今回3,370万円ですか」と言う者あり）

○企画課長（外山直英）

はい、そうです。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、議員からありました財政調整基金を優先した理由についてということでお答えいたします。

今回、予算の繰戻しで9,809万8,000円の財政調整基金の繰入金をしております。議員からもありましたとおり、令和3年度当初予算で約35億円の基金繰入れを行っております。そのうち9億円は財政調整基金でございました。その他の基金につきましては事業充当でございます。ある事業に対しまして、その事業に対して充当している基金でございました。

財政調整基金につきましては、予算編成時の予算不足時の財源調整として活用す

る、大変利便性のある基金でございます。まだ年度途中ということもございまして、今回、この財政調整基金のほうに繰戻しを行ったというところでございます。

以上です。

○畜産課長（野村伸一）

それでは、16ページの有機センター売払い収入939万6,000円についてお答えいたします。

今回の堆肥配付事業実施に伴いまして、補正第1号で1,670万4,000円の歳入の減額をいたしました。この時点では、配付対象者800戸を想定しておりましたけれども、今回申請を受付をしたところ、5月末時点で316戸の申請がありました。このことに伴いまして、今回350戸を見込んでおり、450戸分の939万6,000円を増額補正するものであります。

続きまして、48ページでございます。1,929万9,000円についてでございます。

この活動火山周辺地域防災営農対策事業での導入する機械名でございますけれども、これは飼料収穫作物調整用機械一式ということで、トラクターほか9台の作業機でございます。作業機につきましては、刈り取りから耕うん、集草、反転、ローラー、それとラップ、それと堆肥散布、肥料散布機等々の機械でございます。

この取組主体は蕨原飼料生産組合でございますけれども、3名の構成員で、代表者につきましては、財部の前野宇宙さんでございます。

この事業が当初予算でできなかった理由でございますけれども、昨年の8月、県の単年度ヒアリング協議に持ち込んだところでございますけれども、昨年度末まで内報、内示が来なかったというようなことで、内示がありましたのが4月になってからということで、今回の補正をお願いするところでございます。

また、国等の対象になる畜産の事業というようなことで、この降灰事業についてでございますけれども、まず条件といたしましては、認定農業者でないといけない。それと、大特免許、大型特殊免許の取得者、それと、機種等に対する下限面積、こういうものをクリアしないといけないというようなことで、下限面積につきましては、この組合でありますと、おおむね15ha以上というような延べ面積になるようでございます。

それと、49ページの397万7,000円の財源内訳の変更ということにつきましてお答えいたしたいと思っております。

財源につきましては、先ほど説明いたしました歳入の生産物売払い収入939万6,000円と堆肥配達料の47万3,000円の986万9,000円を充当することにより、収入と、今回の製造経費であります397万7,000円の差額の一般財源589万2,000円が減額となるということでございます。

以上でございます。

○大隅支所長兼地域振興課長（徳留 弘）

それでは、委員会資料の23ページ、災害対策費の広津田自治公民館の修繕料等についてお答えをさせていただきます。

鹿児島県が令和2年度に追加指定した土砂災害警戒区域の見直しで、月野校区公民館が土砂災害警戒区域の範囲に含まれることになりました。避難所を新たに設置をする必要が出てまいりましたので、広津田自治公民館に変更することとしたところでございます。

現在、広津田の自治公民館におきましては、空調設備がなく、またトイレのほうも和式であることから、避難された方々が利用しやすいように改修するものであります。避難関連予算ということで、今回、災害対策費に計上しているところでございます。

それと、市内に何か所、自治公民館の避難所があるかということでございますが、ほかには岩北校区の祝井谷連合公民館があります。ここの指定避難所につきましては、昨年、令和2年度において、空調設備とトイレの洋式化の工事改修を行ったところでございます。

それから、改修についての根拠でございますけども、今回は指定避難所としたというようなことで、施設修繕費ということで、直接工事費用のほうに含めたところでございまして、補助金という形を取っていないところでございます。

以上です。

○農林振興課長（竹田正博）

それでは、私のほうからは、40ページの農政商工専門員についてということでございますが、まず御質問にありました、当初で計上すべきではなかったのかと。あと、要綱であったり、身分、目的、役割、それから基準、なぜ7月からの予算化なのかということでございますが。

これにつきましては、令和2年度末におきまして職員に欠員が生じたために、再任用の期間が満了になった職員の方を引き続いて大隅産業振興課で勤務していただくために専門員として採用をしたものでございます。

したがって、令和3年4月から6月までは総務課の予算で執行をいたしておりました。7月分以降につきましては、今回、農業総務費で計上をするものでございます。

次に、42ページから43ページの農業構造改善センターのトイレの改修についてでございますが、これも当初予算で計上すべきではなかったかという御質問でございますが、この大隅南地区農業構造改善センターと大隅岩川地区農業構造改善センターは、いずれも避難所に指定されております。

今回、指定避難所の環境整備のために、それぞれの男子トイレのほうはまだ和式便器でございました。この和式便器を、それぞれ1基なんですけれども、洋式化するものでございます。女子便器については、既に1基が和式、1基が洋式という形になっているところでございます。

以上です。

(「避難所指定となったのはいつですか」と言う者あり)

○農林振興課長(竹田正博)

ここはもうずっと避難所に指定されているところでございます。

○商工観光課長(安藤 誠)

それでは、先ほど質問がありました、3点ありましたけれども、まず1点目です。第一弾と、去年実施しましたが、変わった点、そして新しい点、そして実施する時期ということで御質問がまずありました。

まず変わった点ですけれども、前回、3道の駅で500セットずつお願いすることになっておりましたが、今回は700セットということで、1道の駅ごとに200セット増ということで、合計の2,100セットお願いすることです。

それと、実施する期間につきましては、受付期間につきましては、去年の場合が9月1日から9月30日でした。今年の場合は8月16日から9月30日の約1か月半を受付期間とすることです。

それと、発送時期ですけれども、発送時期につきましては、去年が大体11月から12月下旬と20日前後ということでありましたので、今年も道の駅のほうの打合せを今行っているところですが、例年どおりの期間で発送ができるものということで、今打合せを進めているところであります。

それと、2点目です。令和2年の実績ということです。

令和2年につきましては、申込数が1,971件ありました。3道の駅500セットずつですので1,500人ということになります。送付先の多いところということで言いますと、鹿児島県内、曾於市を除く鹿児島県内が283、宮崎県175、東京都147、福岡126、大阪106と、多い順で5都道府県で言いますとそういうことになります。

それと、③番目で国外ということでありましたけれども、国外については、今回のことについては想定をいたしておりませんので、日本国内であって、曾於市外ということで各県考えておるところです。

以上です。

○耕地課長(朝倉幸一郎)

それでは、50ページ、農地総務事務費及び51ページ、過年発生農地・農業用施設災害復旧費の補正につきましてお答えいたします。

まず50ページ、経過及びその提案の理由ということでもありますけれども、このため池につきましては、国が平成30年7月豪雨を踏まえて、防災重点ため池の選定ということで通知を出しております。令和元年7月1日に農業用ため池の管理及び保全に関する法律というのが制定されまして、その中で、ため池のデータベース及びハザードマップを作成し、今後の防災に資するということで、緊急的に令和2年度から事業が実施されているところであります。

昨年、補正予算でありましたけれども、2か所、ため池のハザードマップを作成しております。曾於市内に防災重点ため池ということで、県と市の担当の者と調査しまして、4か所あります。その4か所の残りの2か所を申請しておりましたけれども、今年の3月30日付で認可の通知が来たものですから、防災ということで、緊急を要するというので6月補正で提案したものであります。

内容についてお答えいたします。内容につきましては、資料の収集及び整理、それから現地調査を行いまして、あと、ため池の解析データ等を行いまして、最終的にそのため池の被害想定区域等を算出します。そうしまして、調整会議ということで、市、それから周辺の自治会長さん等に入っていただきまして、最終的には地域防災検討会というのを地域の方と実施して、ため池がどのような危険があるというのを、その地域の方に認識してもらうというのが目的になっております。

ちなみに、昨年、末吉の池山池と寺園池につきまして作成しておりまして、今回は末吉の大園池と財部の南ノ谷ということで、長峯、そちらのほうで作成することとなっております。

今後の取組ということでもありますけれども、ため池にも危険性があるということ地域の方に認識してもらうということが重要な取組だというふうに思っております。市の地域防災計画にも載せるようになっておりますので、そういうところで、また地域の方の意識の啓発というのをやっていくのが今後の取組になっていくのではないかと考えております。

続きまして、51ページ、過年発生農地・農業用施設災害復旧費の補正についてであります。

予算はこれで確定かということで質問がありましたが、今回補正させていただいた金額というのは、昨日、今鶴議員の質問の中でもお答えしましたけれども、3月に国の協議を行いまして、それで承認をいただきました金額で補正をしております。あくまでも国の補助に伴う災害復旧事業ということで、国との協議が整った段階でしか確定しないので、まずは3月末で約9,000万円ほどの不足が生じたので、それを今回補正させていただいているというところであります。

今後といたしましては、詳細設計を終わった後に工事積算を行いまして、再度国

と協議を行って、その時点で大まかな事業費が確定するのではないかというふうに見込んでいるところであります。

続きまして、当初予算の3億円の根拠であります。これは、査定時に被災を受けたゲートというか、頭首工のところは1門ということで、大内田頭首工におきましては左右2門の水門があるんですけれども、当初1門で復旧費の積算をしておりましたが、3月の国との協議の中で、当初被災を受けているということで判断しておりました左側のみではなくて、右側のほうも被災を受けているということで、2門のゲートをつけるということになりました。

当初3億円というのは、その1門で積算をしておきまして、まだ詳細設計も上がってない段階でしたので、あくまでも概算ということで上げさせていただいているところであります。

それから3番目、昨年度の激甚災害について質問がありましたけれども、補助災として採択を受けたのは117件であります。そのうち112件が梅雨前線豪雨ということで激甚指定を受けております。あと5件につきましては、台風10号災害ということで、これは通常の災害となっております。

以上です。

○建設課長（園田浩美）

それでは、⑪52ページのし尿くみ取り手数料4万円についてお答えをいたしたいと思えます。

まず、当初で計上できなかったかということでございますけれども、予算書に計上してありますのにつきましては、大隅の支所にあります道路維持班の車庫にあるトイレのくみ取り料でございます。

今回につきましては、マインドロード沿いにあります旧岩北駅跡にありますトイレのことでございまして、飯塚自治会公民館にはトイレがないところでございます。そのため、このトイレを利用させていただいているとこだったんですけども、くみ取り料につきましては飯塚自治会のほうで行ってまいりました。

それを昨年度、簡易水洗化にしたことによって、くみ取り料の回数が増えたことにより負担が大きくなって、建設課のほうに相談があったところでございます。現状を調査した結果、飯塚自治会以外の利用者も大変多いということで、市のほうで支払うことで変更するものでございます。

続きまして、⑫番の54ページ、百入橋の災害復旧に関わる市単独の1,006万8,000円の事業内容と、それに併せて、これらを含む予算化された事業費全体、それに財源内訳についてお答えをいたしたいと思えます。

まず、委託料としまして118万円でございます。これにつきましては、市街地か

ら百入橋のほうに向かって、カーブの近くの高木の伐採費用でございます。

あと、使用料及び賃借料につきましては30万4,000円となっております。これは、仮橋を設置するわけなんですけども、仮橋の幅員が4 mで離合が大変難しいと。特に大型車が来た場合、安全を考慮するために片側通行とするために必要な信号機の設置の費用でございます。

あと、工事費の122万4,000円につきましては、災害査定により仮設橋、それから仮道の幅員が4 mとなったところでございますけども、仮道の区間が長くて、離合に安全性を確保できないのではないかという形で、市単独事業としまして、幅員を1 m追加し5 mとするということで安全を図ることといたしております。

それと、補償、補填及び賠償金としまして736万円でございます。令和2年度の予算で仮設道路のための電柱の仮移転を行っていますが、橋の本復旧の際に再度移転が必要となったために電柱の移転を計上したところでございます。

全体事業費でございます。百入橋の災害復旧費は3年間で実施するところでございます。百入橋は事業費で査定額3億696万5,000円となっております。令和2年度の繰越しで、仮橋工事及び施工ヤードの造成等で、現契約で4,180万円となっております。

今後の予定としましては、百入橋撤去、それから下部工を令和3年度から4年度にかけて、それから上部工を令和4年度で施工を計画いたしております。

なお、本設橋の実施設計中でございまして、査定までの期間が短く、災害査定を概算での申請としましたので、そのため、また今後、国との変更協議を行い実施しますので、金額の変更があるところでございます。

あと、財源内訳についてでございます。国庫負担金が1億9,837万1,000円でございます。起債としまして8,800万円でございます。これにつきましては災害復旧の事業債でございます。

それと、一般財源としまして2,059万4,000円となっております。これは、先ほど申しましたように、災害査定時のほうで、金額でやっているところでございます。

あと、支出負担金につきましては、国庫補助金としまして70%の補助率ということでなっているところでございます。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

2回目の質問に移ります。

まず、歳入の項目での財調への繰戻しについてでございます。

質問の第1点でございます。先ほど財政調整基金を優先する形の繰戻しということで、これも一つの、従来の言わばオーソドックスな手法でありまして、肯定的に

受け止めておりますが。しかし、今後、合併特例債が期限切れをする中で、年度末における当初予算段階での基金を中心とした財源調整については、これまで以上に慎重な十分なる検討が必要じゃないかと思っておりますが、この点は議論はされなかったんですか。

例えばふるさと開発基金、これがますます今後、3年後、5年後、7年後には客観的にも、より重視せざるを得ない大事な基金となると客観的には見られます。現在、10億円の基金残高であります、この辺りを含めて議論がされていたらお聞かせ願いたいと考えております。

次の質問でございます。商工観光関係でございますが、第二弾の3つの道の駅についてのコロナ対策としての今回の補正計上でございます。予算説明書の中でも3つの道の駅の売上回復をとありますけども、具体的に令和2年度、どれだけ落ち込みが見られたのかでございます。

それから、2点目でございます。課長答弁にありましたように、令和2年度の実施について申込みが2,000件を割っております。実際利用された方が1,500名ということは、4人に3人がこの恩恵を受けております。

今回は4,000件ですか、を多いと見るか、少なく見るかでございますけど、いずれにいたしましても、せっかくの大事な財源の活用でございますので、多くの方々に知っていただいて、そして利用していただくということを、申込みをもっと増やすべきじゃないかという点から、今後の市民への周知を含めて、どのように考えているのかどうか質問でございます。

次の質問でございます。耕地課関係でございますけども、ため池のハザードマップについてでございます。

課長答弁にありましたように、国から令和2年度に一応通知が出されまして、曾於市の場合は令和2年度に2か所、池山と寺園、そして今回で同じく末吉の大園、そして財部の南ノ谷ですか、ということで、2か所を考えておりますけども。質問について、目的については、課長答弁では、ため池は一般的に危険性が伴っていると。危険性を今後、言わば取り除く立場からの今回のハザードマップの作成であるというふうでございましたけども、課長、これ答弁で確認してください。

私は、ため池を利用して、その水利用も含めてのハザードマップかなと誤解して、勘違いしていましたが、あくまでもため池を防災、災害から守るということを目的としてのハザードマップということで理解していいのかどうか、これが確認でございます。

2点目でございますが、この4か所を課長はもう見られたでしょうか。なぜかといえますと、例えばこの池山については、今から約30年ほど前に田崎町長時代に、

あの一帯を道路とか、あるいは水田を含めた総合的な整備事業がありまして、その一環としてため池も整備されたところでありまして、例えば何ら具体的な手が打っていない、同じ末吉の寺園のため池とは違うんですね。ということで、もう既に整備されております、基本的には。

ですから、その辺りで、このハザードマップの目的は、どの点が目的となっているのかでございますけども、この点を含めてお答え願いたいと考えています。いずれも防災面を含めて、ため池を整備すること自体はいいこととありますけども、その点での答弁をしてください。

次に、耕地課長にもう一点だけ、この大淀川の橋野の頭首工でございますけども、約3億8,000万円ということで、これは大きな事業費でございます。今後も若干増減があるようございますけども、単純な質問でございますけども、3億円から4億円の頭首工の災害による改修というのは、恐らくここ、少なくとも末吉町では全くなかったこととございます。過去これだけの。

これは、施工は地元の業者で施工ができるんでしょうか、施工能力としてですね。大変な金額でありますけども、3か年事業ということで、実質2か年になるかもしれませんけども、この点でお答え願いたいと考えています。せっきくの大きな事業でありますから、できたら地元業者にさせていただきたい内容ではないかと思っております。

以上でございます。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、今議員からありました財政調整基金の繰戻しについてでございます。

先ほど議員からありましたとおり、令和7年度で合併特例債のほうが終わります。そうしたとき、基金としては大事な基金あるのではないかとございまして。これにつきましては、令和2年度の最終予算、15号の専決予算におきまして、今後、少しでも基金を充実させていったほうがいいということで、財政調整基金の繰戻しとふるさと開発基金のほうに新規で2億円を積み立てさせていただいたところでございます。

今回につきましても、財源調整が出た段階で、どのような形を取ったほうがよろしいかということで、市長及び副市長とも相談をしたところでございます。財政調整基金、まだ年度途中でございます。当初の目的では、当初予算に10億円の繰入れ、それから非常時に20億円の繰入れということで、最終的に30億円を確保するという目標を持っているところでございます。

近年は大きな災害等がおきまして、なかなかその30億円に到達できなかったことではございますが、今回も少しでもまず財政調整基金を充実させて、今後、これか

らある9か月間、そちらに備えて財政調整基金に繰戻しをしたほうがよろしいのではないかということで、今回こういう形になったとこでございます。

以上です。

(何ごとか言う者あり)

○財政課長（上鶴明人）

その件も検討したとこでございます。その中で、今回はやはりまだ時期が早いということで、財政調整基金への繰戻しという形になったとこでございます。

以上です。

○商工観光課長（安藤 誠）

それでは、先ほど御質問がありました、2点ほどでした。

まず、第二弾の道の駅の関係ですけれども、売上げの令和元年と2年度の推移といますか、それにつきましては、まず末吉の道の駅ですけれども、比較いたしまして約1億1,900万円ほど減額になっております。財部ですけれども、財部が比較しまして約1,200万円の減であります。大隅のほうですけれども、4,800万円ほど比較して減になっております。

それと、あともう一点でしたけれども、周知ということで、今回につきましては、前回は補正でお願いしているところでした。補正の期間と実施の期間がちょっと期間が短過ぎたということもありました。今回につきましては、今回議決をいただきまして、7月から作業を行います。そして、8月16日ということで先ほど答弁いたしました。受付を開始する予定ですが、それまでに各自治会、そして市報、FM等で周知をしていきたいと考えております。

以上です。

○耕地課長（朝倉幸一郎）

それでは、2回目の御質問にお答えいたします。

まず、ため池のほうでありますけれども、私、先ほど財部の南のため池を長峯と言いましたけれども、大峯でした。すみません。大峯の南のため池です。すみません。

それでは、まず今回のハザードマップの作成ということですが、これは、国のほうが示した緊急時の迅速な避難行動につなげる対策に資する事業であります。ため池自体の整備、そういうものは今回の予算には含まれていないところであります。あくまでも災害時に近隣の方々がため池も危険なところがあるということで、迅速な避難をしていただくためにハザードマップを作成するというものであります。

それから、現地確認のことを言われましたけれども、大園池と池山池につきましては確認しましたけれども、あと2か所については、まだ行けてないところであります。

もう一点、頭首工の件ですけれども、頭首工については、今の計画としましては、転倒ゲートということで、大雨になったときに自動で落ちる式の、今までは固定堰ということで板がはめてあったんですけれども、それを転倒型のゲートに替える予定にしております。

その場合に、その転倒ゲートにつきましては、市内にはそのようなものを製作できる業者さんがいらっしゃいませんので、そのゲート部分については市外発注ということになると思いますけれども、土台のコンクリートの堰、それから護岸、そういうものにつきましては市内業者で十分対応できると今のところ考えているところであります。

以上です。

○議長（土屋健一）

以上で通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案48号は、配付いたしております議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

日程第11 議案第51号 令和3年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（土屋健一）

次に、日程第11、議案第51号、令和3年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第49号は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第12 議案第53号 令和3年度曾於市水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第13 議案第54号 令和3年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（土屋健一）

次に、日程第12、議案第53号、令和3年度曾於市水道事業会計補正予算（第1号）について及び日程第13、議案第54号、令和3年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○19番（徳峰一成議員）

議案第54号の公共下水道補正予算について、1点だけ質問いたします。

説明書の85ページでございますが、管渠の建設費が550万円でございますが、この場所、既定予算との関係並びに耐用年数並びに口径などについて質問いたします。

管渠の建設費という、通常は耐用年数が私まだ長いと思っていたもんですから、この点を含めての質問でございますのでよろしくお願いいたします。

○水道課長（吉元健治）

管渠建設費550万円についてお答えいたします。

場所は、曾於市末吉町諏訪方8253番地1（法楽寺地区）で、民間の分譲地でございます。

既定予算は、管渠建設費の工事請負費に座置として250万円計上しておりますが、当初予算提案後の3月に相談がありまして、予算に不足が生じたため、今回の補正予算をお願いするものでございます。

管渠工口径150mmを、延長70mの予定であります。

（「150mmで幾らですか。口径が幾らで」と言う者あり）

○水道課長（吉元健治）

口径は150mmです。延長70mの予定であります。

管渠の耐用年数につきましては50年でございます。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案2件は、配付いたしております議案付託表のとおり、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第14 陳情第2号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

日程第15 陳情第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022

年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

日程第16 陳情第4号 蓑原自治会地域活性化に伴う小学校通学のお願いについて

○議長（土屋健一）

次に、日程第14、陳情第2号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてから日程第16、陳情第4号、蓑原自治会地域活性化に伴う小学校通学のお願いについてまでの以上陳情3件は、配付いたしております陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は6月24日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。

散会 午前11時43分

令和3年第2回曾於市議會定例会

令和3年6月24日

(第6日目)

令和3年第2回曾於市議会定例会会議録（第6号）

令和3年6月24日（木曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第6号）

（以下4件一括議題）

- 第1 議案第39号 曾於市個人情報保護条例の一部改正について
- 第2 議案第40号 曾於市税条例の一部改正について
- 第3 議案第41号 曾於市国民健康保険税条例の一部改正について
- 第4 議案第42号 曾於市手数料条例の一部改正について

（総務常任委員長報告）

（以下5件一括議題）

- 第5 議案第43号 曾於市敬老祝金等支給条例の一部改正について
- 第6 議案第44号 曾於市介護保険条例の一部改正について
- 第7 議案第45号 曾於市小学校及び中学校の設置並びに管理に関する条例の一部改正について
- 第8 議案第46号 曾於市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第9 議案第47号 曾於市教職員住宅条例の一部改正について

（文教厚生常任委員長報告）

- 第10 議案第48号 令和3年度曾於市一般会計補正予算（第3号）について
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長報告）

- 第11 議案第51号 令和3年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
（文教厚生常任委員長報告）

（以下2件一括議題）

- 第12 議案第53号 令和3年度曾於市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第13 議案第54号 令和3年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について

（建設経済常任委員長報告）

（以下3件一括議題）

- 第14 議案第49号 令和3年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

第15 議案第50号 令和3年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

第16 議案第52号 令和3年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について

（以下2件一括議題）

第17 陳情第2号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

第18 陳情第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

（文教厚生常任委員長報告）

第19 議案第55号 令和3年度曾於市一般会計補正予算（第4号）について

第20 同意案第1号 教育委員会教育長の任命について

第21 閉会中の継続審査申出について

第22 閉会中の継続調査申出について

追加
（第6号の2）

第1 発議第5号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番	重久昌樹	2番	松ノ下いづみ	3番	鈴木栄一
4番	岩水豊	5番	渕合昌昭	7番	宮迫勝
8番	今鶴治信	9番	九日克典	10番	伊地知厚仁
11番	原田賢一郎	12番	山田義盛	13番	大川内富男
14番	渡辺利治	15番	海野隆平	16番	久長登良男
17番	谷口義則	18番	迫杉雄	19番	徳峰一成
20番	土屋健一				

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留光一 次長兼議事係長 鶴田洋一 総務係長 梅木康
主任 富田洋一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（29名）

市	長	五位塚	剛	教	育	長	瀬	下	浩															
副	市	長	八	木	達	範	教育委員会総務課長	橋	口	真	人													
副	市	長	大	休	寺	拓	夫	学	校	教	育	課	長	平	千	力								
総	務	課	長	今	村	浩	次	社	会	教	育	課	長	内	山	和	浩							
大	隅	支	所	長	兼	地	域	振	興	課	長	徳	留	弘	商	工	観	光	課	長	安	藤	誠	
財	部	支	所	長	兼	地	域	振	興	課	長	荒	武	圭	一	畜	産	課	長	野	村	伸	一	
企	画	課	長	外	山	直	英	耕	地	課	長	朝	倉	幸	一	郎								
財	政	課	長	上	鶴	明	人	建	設	課	長	園	田	浩	美									
税	務	課	長	山	中	竜	也	水	道	課	長	吉	元	健	治									
市	民	課	長	岩	元	浩		会	計	管	理	者	・	会	計	課	長	桐	野	重	仁			
保	健	課	長	櫻	木	孝	一	監	査	委	員	事	務	局	長	岩	元	浩						
介	護	福	祉	課	長	福	重	弥	農	業	委	員	会	事	務	局	長	中	山	純	一			
福	祉	事	務	所	長	兼	福	祉	課	長	竹	下	伸	一										
大	隅	支	所	産	業	振	興	課	長	高	野	和	夫											
財	部	支	所	産	業	振	興	課	長	笠	野	満												
大	隅	支	所	建	設	水	道	課	長	平	原	秀	人											
財	部	支	所	建	設	水	道	課	長	上	集	基	志											

開議 午前10時00分

○議長（土屋健一）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。本日の会議は配付いたしております議事日程により進めます。

○議長（土屋健一）

渡辺利治議員の発言を許可いたします。

○14番（渡辺利治議員）

今回、6月の第2回の補正並びに追加議案が提案されました。私はそれに対して何ら異議はありません。全て同意の形です。立場でありますけど、先ほど全協の中でいろんな話がありました。そうしたもやもやした中でのこの議会の開催は、本当にしっくりいかないものがあります。それをはっきりとした上での改めての開会をお願いします。この休憩動議に対しまして、賛同の方よろしくをお願いします。

（「賛成」と言う者あり）

○議長（土屋健一）

この休憩動議は、賛成者がありますので、成立しました。暫時休憩します。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時41分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1 議案第39号 曾於市個人情報保護条例の一部改正について

日程第2 議案第40号 曾於市税条例の一部改正について

日程第3 議案第41号 曾於市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第4 議案第42号 曾於市手数料条例の一部改正について

○議長（土屋健一）

日程第1、議案第39号、曾於市個人情報保護条例の一部改正についてから、日程第4、議案第42号、曾於市手数料条例の一部改正についてまでの以上4件を一括議題といたします。

議案4件については、総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了

されております。総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（今鶴治信）

総務常任委員会付託事件審査報告。

総務常任委員会に付託された議案5件を6月16日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第39号、曾於市個人情報保護条例の一部改正について。

本案は、いわゆるマイナンバー法の改正に従い、関連する規定を第39条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」、「同条第8号」を「同条第9号」に改正するものです。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第40号、曾於市税条例の一部改正について。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、関連する規定を改め、個人住民税の非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直し、個人住民税の公的年金等受給者の扶養親族等申告書の国外居住親族の見直しが主なものです。

対象者は何人かとの質疑に対し、本市在住の日本人で国外に住所のある人を扶養している1世帯のうち、対象になる被扶養者は1名、本市在住の外国人で国外に住所のある人を扶養している137世帯のうち、対象となる被扶養者は273名であるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第41号、曾於市国民健康保険税条例の一部改正について。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した被保険者に係る国民健康保険税の減免について、附則の「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改正するものです。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第42号、曾於市手数料条例の一部改正について。

本案は、マイナンバー法の改正に伴い、個人番号カードの再交付手数料1件800円の収入先を市の一般会計から地方公共団体情報システム機構に変更するものであり、市民の手続は今までとは今までと変わらないとの説明がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

まず、議案第40号の市税条例の一部改正について質問をいたします。

ただいま委員長報告にありましたように、対象者について本市在住の外国人で国外に住所を有する人を扶養しているのを137世帯とありますけども、これは令和何年度段階での137世帯であるのか、質疑があったらお聞かせください。

2点目、この137世帯というのは所得税に関わる対象者であるのか、それとも今回の条例改正に伴う市税に関わる137世帯であるのか、確認されていたら報告をいただきたいと思っています。なぜかといいますと、何年度基準という1回目の質問に関わりますけども、御承知のように確定申告が3月までだったので、ですから所得税については令和2年度の場合は137世帯分かるんですが、住民税の場合は、市民税の場合は、その所得税を元にして言わば6月を中心として、場合によっては7月までかかって、恐らく市当局はこれを検証することになるかと思うんですね。その点でこの137世帯は私、所得税じゃないかと思うんですけども、質疑が交わされていたら報告してください。

それから、次の議案第41号の国民健康保険税の一部改正でございます。

これも報告にありますように、新型コロナウイルスの影響によって国のほうで全国の市町村に、令和2年度におきましては、国民健康保険税だけじゃないんですが、国民健康保険税も言わば前年と比べて収入が3割以上減った世帯については、全額減免を含めて減免措置を行い、その減免額は全額国が財政を補填するというのが令和2年度でございました。

今回、条例改正で1年間これが延びたことでございますが、質問であります、ただ令和2年度の場合は、先日の一般質問でも一言申し上げましたが、この減免額については前年度の全額減免と違って、国は最終的には今の段階では4割を補填するというようになっております。最初は2割だったです。いろいろありまして4割に引き上げました。それでも、残りの6割を市町村が減免額の負担をしなければならないのが現在の段階ではないでしょうか。このことで質疑が交わされていたら報告をお願いいたします。

以上です。

○総務常任委員長（今鶴治信）

ただいまの徳峰議員の質問にお答えします。

この非課税限度額の対象世帯が何年度のことかということでありましたが、そこからは委員会では確認しなかったところでございます。

それと、この対象となる市税か所得税かということでありましたが、対象となる

人を確定するのは雇用されている事業所等の年末調整等に届けられていることで判断しているという説明がございました。

(「所得税か市民税かは」と言う者あり)

○総務常任委員長(今鶴治信)

そこは……。

(何ごとか言う者あり)

○総務常任委員長(今鶴治信)

そこは意見に出なかったので、私の想像で言えないところであります。

それと、国民健康保険の減免についてであります。一応コロナの影響がまだ続いているということでこれを1年間延長するという説明はございましたが、詳しい内容については意見がなかったところであります。

以上です。

○議長(土屋健一)

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土屋健一)

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案4件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土屋健一)

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土屋健一)

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第39号から第42号までの4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。常任委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土屋健一)

御異議なしと認めます。よって、議案第39号から議案第42号までの4件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第43号 曾於市敬老祝金等支給条例の一部改正について

日程第6 議案第44号 曾於市介護保険条例の一部改正について

日程第7 議案第45号 曾於市小学校及び中学校の設置並びに管理に関する条例の一部改正について

日程第8 議案第46号 曾於市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第9 議案第47号 曾於市教職員住宅条例の一部改正について

○議長（土屋健一）

次に、日程第5、議案第43号、曾於市敬老祝金等支給条例の一部改正についてから、日程第9、議案第47号、曾於市教職員住宅条例の一部改正についてまでの以上5件を一括議題といたします。

議案5件については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（淵合昌昭）

文教厚生常任委員会付託事件審査報告。

文教厚生常任委員会に付託された議案7件及び陳情2件を6月16日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第43号、曾於市敬老祝金等支給条例の一部改正について。

本案は、これまで「本市に居住する」から「本市に住民基本台帳を有する」高齢者に対し、敬老の意を表すため、敬老祝金及び100歳到達誕生祝金を支給するために一部を改正するものです。

条例改正の内容についての質疑に対し、敬老祝金については、規則により、本市に住民基本台帳を有し、現に市内に居住し生計を営んでいる方が支給対象となっていました。実際には曾於市に住所を置いている方であれば市外の施設入所者や市外居住者についても祝い金の支給対象としていたため、条例、規則を明確化し、実際の支給状況に合わせてこれまでどおり支給できるように改正したとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第44号、曾於市介護保険条例の一部改正について。

本案は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により一定程度収入が減少した被保険者の保険料減免措置が1年延長することに伴い、一部を改正するものです。

令和2年度の申請状況については2世帯4名が申請し、減免額19万4,600円で全額が国からの財政支援であったとの説明がありました。

減免申請者数の目標値についての質疑に対し、今年度は10人を目標値として設定したいとの答弁がありました。

委員より、昨年度は広報等を行った上でも申請が少なかったため、今年度はさらに申請数が増えるように検証や工夫を行うべきとの意見がありました。

今年度から始まった第8期の介護保険料の改定により、市民から意見はなかったかとの質疑に対し、市民から保険料増額についての問合せがある。今のところ、職員の説明により納得していただいているとの答弁がありました。

委員より、曾於市の介護保険料は県内の市町村の中で10番目、市の中では4番目に位置しており、他の市町村よりも高い状態であるため、今後、近隣市町の研修等を行い、本市に生かせる施策がないか研究されたいとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第45号、曾於市小学校及び中学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

議案第46号、曾於市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について。

議案第47号、曾於市教職員住宅条例の一部改正について。

以上、3議案については、審査過程での主な質疑内容と結果を一括して報告します。

本案は、令和4年4月1日より大隅南小学校が岩川小学校へ統合されることに伴い、関連する3つの条例の一部改正をするものです。

議案第45号は別表の学校の名称及び所在地から大隅南小を削減するもので、議案第46号は別表の大隅学校給食センターの配食する学校から大隅南小学校を削除するもので、議案第47号についても別表より大隅南小学校校長住宅と教頭住宅を削除するものです。

大隅南小学校の統合に至った経緯についての質疑に対し、大隅南校区の子どもの未来を考える会の経過報告書により、これまでの経緯についての説明があり、全4回の考える会を実施して、4月7日、市長へ大隅南小を岩川小学校へ統合することを含む4項目が盛り込まれた要望書が提出されたとの答弁がありました。

来年度からの統合に関し、在校生の保護者や未就学児の保護者、地域住民からの疑義、異論はなかったかとの質疑に対し、昨年8月25日、第2回子どもの未来を考える会を開催した際、保護者、未就学児の保護者と意見交換を行い、反対意見等はなかったとの答弁がありました。

委員より、統合に当たって引き続き、保護者や地域住民の意見を十分踏まえなが

ら対応されたいとの意見がありました。

大隅南小の校長、教頭住宅の築年数についての質疑に対し、校長住宅は築34年、教頭住宅は築29年、フローリング化、水回りの改修も行っており、今後利用方法についてはまだ決まっていないが、要望あれば売買や市営住宅としての検討をしたいとの答弁がありました。

委員より、今後も利用できる状況であれば有効活用すべきと意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、議案第45号についての採択の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案46号について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案47号について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案5件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第43号から議案第47号までの5件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。常任委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、議案第43号から議案第47号までの5件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第48号 令和3年度曾於市一般会計補正予算（第3号）について

○議長（土屋健一）

次に、日程第10、議案第48号、令和3年度曾於市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（今鶴治信）

議案第48号、令和3年度曾於市一般会計補正予算（第3号）について（所管分）。本案の審査過程での主な質疑内容と結果について報告いたします。

まず、財政課関係では、財政調整基金が令和2年度末29億5,991万円に増えた要因についての質疑に対し、コロナ禍の影響で各種事業の中止・縮小による執行残や、特別交付税を当初3億円見込んでいたが、最終的に7億1,780万4,000円交付されたことによるとの答弁がありました。

旧月野中学校の不動産鑑定評価業務委託料についての質疑に対し、（株）高富物産がカンショの選果貯蔵施設として活用したいとの申出があり、月野校区総会の前に概要を説明し、その後意向調査をした。24自治会のうち21自治会より回答があり、16自治会が売却または貸してもいいという回答であった。今後、水道組合との水の問題、排水の問題等について、業者を含めた地元説明会を計画しているとの答弁がありました。

総務課関係では、広津田自治公民館の避難所指定に係る改修について、地元の反応はどうだったかの質疑に対し、維持費の自治会負担等は増えるが、改修については理解が得られているとの答弁がありました。

企画課関係では、歳入の地方創生臨時交付金について補正後の限度額の残額はその質疑に対し、約6,600万円であるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（淵合昌昭）

議案第48号、令和3年度曾於市一般会計補正予算（第3号）について（所管分）。本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告します。

福祉事務所関係では、老人福祉事務費のPCR検査手数料の対象施設はどこであるかの質疑に対し、高齢者虐待等により清寿園へ一時措置された方への検査であるとの答弁がありました。

委員より、今後は新型コロナウイルス感染防止の観点からも市内全域の高齢者等入所者施設でPCR検査の補助を検討すべきでないかとの意見がありました。

放課後児童健全育成事業の新型コロナウイルス感染症対策補助金とICT化推進事業補助金についての質疑に対し、新型コロナウイルス感染症事業では市内全25クラブ中17クラブが消毒用アルコールや空気清浄機等を、ICT補助金で12児童クラブよりウェブ会議用のパソコン、監視カメラ等の要望があったとの答弁がありました。

保健課関係では、人事異動による増減で、国民健康保険と後期高齢者医療の特別会計繰出金、保健師の産休・育休代替として看護師分の報酬等の補正であったとの説明がありました。

新型コロナウイルス感染症対策事業では、ワクチン予約のコールセンターでの電話が混み合うことがあるため、5名から7名体制、電話回線も2回線増設するとの説明がありました。

集団接種会場の医療従事者等の体制と1日のワクチン接種者数についての質疑に対し、医師が3名、看護師は12名、在宅の看護師が10名、救急救命士1名、職員が20名から25名の約50名体制で集団接種を対応したい。期間は9月末までに8月15日を除く毎週日曜日の15日間で、接種者数は午前、午後450名ずつの最大900名を予定しているとの答弁がありました。

委員より、ワクチン接種については市民の最も関心のあることであり、FM放送で情報が放送されていることから市民も安心すると思うので、今後も的確な情報の放送を継続してほしいとの意見がありました。

介護福祉課関係では、歳入で介護給付費と地域支援事業費等の精算により、市が特別会計を負担している事業費の超過分を特別会計から1,678万6,000円を繰り入れることの説明がありました。歳出では人事異動による減額分と大隅支所保健福祉課職員の産休・育休の代替補助員の報酬の補正であることの説明がありました。

教育委員会総務課関係では、学校給食センター管理費の一般廃棄物収集運搬処理業務委託料についての質疑に対し、これまで子供たちが食べ残した給食残渣を市内の養豚業者が無料で回収に来ていたが、回収に来ることができなくなったことから、処分費用が必要となったとの答弁がありました。

社会教育課関係では、放課後子ども教室推進事業の新設される中谷教室についての質疑に対し、地元からの要望により中谷小学校で放課後子ども教室を始めたいとの答弁がありました。

大隅高齢者コミュニティセンターと大隅北地区公民館、旧財部北中学校体育館の便所洋式化についての質疑に対し、総務課より社会教育課所管分の施設が指定避難所として設定されたことに伴い、和式から洋式に改修するものであるとの答弁がありました。

委員より、指定避難所になった公民館等のトイレ改修だけではなく、各地区の公民館等は日頃から地域の方々が利用しているので、避難所以外についても同時に改修を進めていただきたいとの意見がありました。

また、委員より、社会教育課だけでなく公共施設を所管している各課においては、施設の改修、修繕費について可能な限り総合振興計画に上げて、当初予算で計画的に計上すべきであるとの意見がありました。

以上、審査を終えて、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

建設経済常任委員会付託事件審査報告。

建設経済常任委員会に付託された議案3件を6月16日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

1、議案第48号、令和3年度曾於市一般会計補正予算（第3号）について（所管分）。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

農林振興課関係では、農業経営収入保険加入推進事業補助金増額についての質疑に対し、当初49名分を予定していたが60名の申込みがあったため、11名分増額するとの答弁がありました。

耕地課関係では、ため池ハザードマップ作成についての質疑に対し、今回2か所のため池を防災重点ため池として調査し、万が一の地震や大雨によってため池が崩壊するおそれがある場合の備えとして情報を市民に提供するもので、地域の防災力向上を図るとともに、災害時における被災の低減を目的とするものであるとの答弁がありました。

大内田頭首工災害復旧工事の今後のスケジュールについての質疑に対し、工事費の積算を令和3年7月、九州農政局との協議を8月、入札・契約を9月に議会提案、令和5年3月完成を予定しているとの答弁がありました。

畜産課関係では、堆肥無償配布事業に伴う増額経費についての質疑に対し、今回の事業により有機センターの稼働日数が年間260日から290日に増えるため、施設運営業務委託料を増額するものであるとの答弁がありました。

商工観光課関係では、コロナに負けるな！まごころ曾於市お届け便事業（第2弾）の周知方法についての質疑に対し、8月の市の広報紙、FM放送、ホームページ等で周知し、申込期間を8月16日から9月30日までとし、商品発送を11月か

ら12月に行うとの答弁がありました。

建設課関係では、百入橋災害復旧工事に伴う仮橋を除く仮設道路の延長が150mあるが、幅員が4mと狭いことから5mに変更するとの説明がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、法案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（土屋健一）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

まず総務委員長に1点質問いたします。

報告にも若干ありましたけども、23ページの広津田自治公民館のトイレ改修で、先日の議案提案でも質問したところ、当局の答弁では今回の広津田を含めて2例目であるという答弁でございましたが、質問であります、質疑の中で、ほかに自治公民館で避難所の指定を受けているところはないのかどうか。先日はないという答弁だったんですが、本当はないのかどうかを含めて、トイレがあまりにも知る限り、あちこち回りますと改修がまだ不十分でありますので、そういった点からの質問であります。ほかにないのかどうか、質疑があったら報告してください。

次に、建設経済委員長に3点簡単に質問いたします。

1つは42ページから43ページの大隅南地区、岩川地区の農業構造改善センターのトイレ改修です。先日の議案提案でも質問したんですが、質問であります、委員会審議の中で、例えば農業研修センターをはじめとしてほかの市有施設の農業関連の施設の中で、トイレ対応がまだ不十分な箇所があるのかどうか、質疑が交わされていたら報告してください。

2点目、47ページのコロナに負けるな！の予算計上ではありますが、これも委員長報告の中にありますが、今回が第2弾目でございます。質問であります、第1弾の経験、教訓を踏まえて、この2弾目の今後の取組の中で新たなやはり提言といえますか、委員会の中で意見が取組に当たって寄せられていたら報告してください。

3点目、50ページのため池のハザードマップの作成でございます。これも先日の議案提案で総括質疑で質問いたしましたが、当局答弁では4か所市内にあるということでした。単純な質問であります、この4か所の中で委員会中の中でどちらか調査されていたら、その感想を含めてお聞かせください。

以上です。

○総務常任委員長（今鶴治信）

ただいまの徳峰議員の質問にお答えいたします。

広津田自治会が今回対象となっているがほかになかったかということですが、ほかのところにあるかないかの質疑はなかったところではありますが、委員より、避難所に行けない人の対応はどうするのかという質問がありました。避難所は避難所だけではなく、近所の安全な場所とかに命の問題があるときは避難すべきであるということと、今後行政としても届出避難所としても対応していく予定であるという答弁がありました。

以上であります。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

お答えします。

まず、トイレ改修についてであります。今回提案された場所については女性用のトイレは洋式化されているということで、今回男性のところだけということで、他の施設についての質疑はありませんでした。

次に、商工観光課のコロナに負けるな！まごころ曾於市お届け便事業（第2弾）についてであります。前回の申込期間は1か月であったということで、前は150セットに対して申込みが1,971件という非常に申込みが少ないのではなかろうかということで、今回は事前に周知期間を設け、そして申込期間を1か月半取り、そして数量としては2,100セットということで、先ほど当初言いましたとおり、市報等を使った周知を図るということであります。

ため池については現地調査しておりません。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

○14番（渡辺利治議員）

文教委員長にお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染症対策事業の中で、ワクチン予約のコールセンターの電話が混み合うことがある。これは非常に皆さん方も御承知のとおりだと思いますが、5名から7名体制に、電話回線も2回線増設という説明があったという報告がありましたけど、この委員会をした後、21日からは65歳以上の方も予約に入ったわけですけど、いつするということは聞いておったんでしょうか。そしてまた、もしされておったら報告ができますでしょうか。

○文教厚生常任委員長（淵合昌昭）

今質問があったとおり、やはりコールセンターの、要するにつながら具合悪いという意見もありました。そういった中でいきますと、今渡辺議員から出た内容についての質疑はなかったところでございます。

(「なければいいです」と言う者あり)

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第48号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する各常任委員長の報告は可決であります。各常任委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第51号 令和3年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（土屋健一）

次に、日程第11、議案第51号、令和3年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（淵合昌昭）

議案第51号、令和3年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。

本案は、令和2年度の介護給付費や地域支援事業等の精算による国・県への償還金や市の繰出金、前年度からの繰越金が主なものです。

前年度繰越金6,188万9,000円が令和3年度への財源としてどのように充当されているかとの質疑に対し、国・県・支払基金への償還金の財源として充てられているとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第51号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。常任委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第53号 令和3年度曾於市水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第13 議案第54号 令和3年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（土屋健一）

次に、日程第12、議案第53号、令和3年度曾於市水道事業会計補正予算（第1号）について及び日程第13、議案第54号、令和3年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第1号）についての2件を一括議題といたします。

本案については、建設経済常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

議案第53号、令和3年度曾於市水道事業会計補正予算（第1号）について。

本案は、人事異動による人件費の増減と財部支所建設水道課の車両購入費等を追加するものであります。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第54号、令和3年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について。

本案は、人事異動による人件費の増減と、民間業者による末吉町諏訪方の宅地分譲に伴い下水道本管等工事が必要となり、工事請負費を追加するものであります。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（土屋健一）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより議案2件について討論を行います。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第53号及び議案第54号の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。常任委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます、よって、議案第53号及び議案第54号の2件は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第49号 令和3年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
について

日程第15 議案第50号 令和3年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
について

日程第16 議案第52号 令和3年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）

について

○議長（土屋健一）

次に、日程第14、議案第49号、令和3年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてから、日程第16、議案第52号、令和3年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの以上3件を一括議題といたします。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案3件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、議案3件については委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案3件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第49号、議案第50号及び議案第52号までの3件を一括して採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、議案第49号、議案第50号及び議案第52号までの3件は原案のとおり可決されました。

日程第17 陳情第2号 義務教育費国費負担制度負担率の引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

日程第18 陳情第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○議長（土屋健一）

次に、日程第17、陳情第2号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について及び日程第18、陳情第3号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情についての2件を一括議題といたします。

本件については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（淵合昌昭）

陳情第2号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について。

陳情第3号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について。

本陳情は、これまで義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること、子どもたちの豊かな学びの実現のために教職員定数改善を図ることについて陳情が提出されており、今回の陳情書では2つに分けて提出されましたが、例年同じ内容の陳情書を1つの陳情書として提出されており、内容についても同様であることから併せて審査を行いました。

陳情書は、義務教育費国庫負担割合を引き上げること、計画的な教職員定数改善を推進すること等を主な内容としています。

以上、審査を終えて、本委員会としては、陳情第2号について採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第3号について採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより陳情2件について討論を行います。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、陳情第2号及び陳情第3号の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案の2件に対する常任委員長の報告は採択であります。常任委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、陳情第2号及び陳情第3号の2件は採択することに決しました。

日程第19 議案第55号 令和3年度曾於市一般会計補正予算（第4号）について

○議長（土屋健一）

次に、日程第19、議案第55号、令和3年度曾於市一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第19、議案第55号、令和3年度曾於市一般会計補正予算（第4号）について説明をいたします。

まず、一般会計補正予算書の2ページをお開きください。

第1条は歳入歳出予算の総額に1億9,497万円を追加し、総額を273億5,284万3,000円とするものであります。

第2条は地方債の補正であり、5ページの第2表のとおり、現年発生農業用施設災害復旧費ほか1件について限度額をそれぞれ追加しております。

それでは、予算の概要を配付しました補正予算提案理由書により説明をしますもので、2ページをお開きください。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の影響に係る子育て世帯生活支援特別給付金支給や梅雨前線豪雨による災害復旧費が主なもので、歳入について、国庫支出金は新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金5,140万7,000円、市債は現年発生農業用施設災害復旧費を5,710万円、繰入金は財源調整による財政調整基金繰入金を4,376万3,000円、それぞれ追加するものが主なものであります。

歳出については、新型コロナウイルス感染症の影響に関わる子育て世帯生活支援特別給付金等の追加により、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業ひとり親世帯以外の子育て世帯分を4,761万円、梅雨前線豪雨による災害応急作業委託料等の追加により、現年発生農地・農業用施設災害復旧費を9,892万8,000円、それぞれ追加するものが主なものであります。

以上で、日程第19、議案第55号を説明申し上げましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（土屋健一）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

即決でありますので数項目質問いたします。

まず歳入で、ただいま市長も若干説明がありましたが、歳入の中で市債が9,980万円であります。この市債の内容について、一つは交付税措置があるのかどうか、償還期間あるいは利率等について説明してください。

ほかに歳入では、財調からの繰入れもありますけれども、今回の補正予算の内容は事業種的には災害復旧が中心であります。国等の補助は今回の場合は計上されておられませんけれども、そう大きな災害でないということで全く見通しがいいのかどうか、歳入について、質問いたします。

次に歳出であります。歳入との関係がありますけれども、だから歳入の項目で質問したほうがいいですかね。新型コロナ関係でセーフティネットの強化交付金ということで予算計上がされております。5,140万7,000円ですね。質問でありますけれども、この交付金の通知は曾於市には何月の何日にこの通知がされたのか報告してください。これも今回も即決でありますし、場合によっては専決処分にもならざるを得ない、言わば4月に入ってから、あるいは5月に入ってから議会への連絡じゃなかったらと思っておりますが、いつの時点でこの交付金の通知は曾於市にあったのかどうか。

2点目、コロナ関係の令和3年度の今後の交付金あるいは補助金を含めた関連する歳入での見通しは今のところ全くないのかどうか。そうでなければ、市においても新たなコロナ支援策はなかなか検討はしても実際議会の提案はなかなか厳しいというのじゃないかと思っております、その立場からの今後の見通しについてあるのかどうかお聞かせください。

次の質問でございます。

新型コロナ支援金の事業の中で金額的には、全協でも説明がありましたけれども、ひとり親世帯の子育て世代分のいわゆる5万円、4,761万円であります。もう一つ新型コロナ感染の生活困窮者の自立支援金の支給事業というのが379万7,000円が計上されております。市の説明によりますと、昨年来生活困窮者について1回分が20万円の貸付事業を市の社会福祉協議会で行って来ました。最高額が限度額が200万円と伺っておりますが、これでも今現在生活が困窮している方に対して、国の支援措置で今回は福祉事務所、社会福祉協議会じゃなくて市の福祉事務所が窓口とな

って、予算説明書にありますように、単身世帯から2人、3人以上の世帯で1か月6万円から10万円を向こう3か月間一応予算提案することになっております。このことでの質問でございます。例えば令和2年度の中で、これまで貸付けを行った世帯数がどれだけあるか。なぜかといいますと、今回の予算提案は貸付けを受けてそれでも今現在生活が困窮している方に対しての今回は貸付けじゃなくて、福祉事務所を通しての言わば支援事業であるからでございます。令和2年度を中心とした貸付けがどれだけあったのか。

2点目、予算説明書にあります単身世帯が7世帯、2人世帯が5世帯、3人以上世帯が4世帯この7、5、4世帯の言わば根拠について説明をしてください。私は、これは実態に即した提案であるのかちょっと不可思議的なというか、点がありますので単純な質問でございます。

3点目の質問であります、たしかこれは予算を議決後に、基本的にはこの7月、本年度の7月から8月の2か月間が言わば申請の受付期間と伺っております。こうした事業が僅か2か月間の申請というのはいかがなものかと単純には疑問が湧くんですけども、なぜ僅か7、8月の2か月間に限定しての、もし間違いがなければ2か月間に限定しての受付となったのかどうか。国からそういった通知があったと思うんですが、しかしあまりにも2か月というのは短いという点で疑問がありますので、お答え願いたいと考えております。

次の質問でございます。最後であります、災害復旧費ですね。今回、予算的にも1億9,497万円と最も大きな予算計上であります。質問の第1点は、今後の災害復旧の見通し等について報告してください。大きな災害復旧はないと見られますので、内容から見て、めどが立っていると思いますのでお聞かせください。

それから2点目、業者は現在いろいろ仕事を抱えているようでありますけども、今回の予算計上、業者は、市内の業者、対応できると見ていいのかどうか、これは確認の質問でございます。

以上です。

○市長（五位塚剛）

まず、コロナ関係でございますが、予算としては国の交付金の事業をまだ持っておりますので、今後新たな対策が必要になったときはこれも含めて検討はしてまいりたいと思います。

災害についても、今のところ市内の業者で対応ができると思っております。後のことについては各担当課長から答弁させます。

○財政課長（上鶴明人）

まず、議員からありました今回の市債の関係でございます。

今回、災害復旧債のほうで上げておりますが、今回の起債につきましては一般の単独災害復旧事業債でございます。償還につきましては借入期間10年間、交付税措置につきましては47.5%以上となっております、そのときの財政力の補正によりましてそれが上下いたします。交付税措置としては47.5%以上という形でございます。

また、今回歳入について国庫負担金、県補助金を上げておりませんが、今回につきましてはこれからテストを行いまして災害査定、そうしたものを踏まえた上で後もって予算措置がされると思います。今回上げておりますのはあくまでも単独事業に係る部分だけの計上となっております。

以上です。

○建設課長（園田浩美）

それでは、工事の見通しはどうかということについてお答えをいたしたいと思っております。

今、先ほど財政課長が申しましたように、公共債につきましては3件分、一応国の申請の予定でございます。テストだけを今回の補正でお願いをいたしまして、残りの工事費につきましては9月の補正でお願いをしたいと一応考えているところでございます。

あと、業者については、市長が先ほど申しましたように対応できると考えております。

以上でございます。

○耕地課長（朝倉幸一郎）

それでは、耕地課の農地・農業用施設災害復旧費についてお答えいたします。

建設課長も申しましたとおり、現在補正に計上している分につきましてはテストまでの分でございますので、査定後9月補正以降で補助債の計上をする予定にしております。

今後の復旧の見通しではありますが、査定後に速やかに復旧をするようにしております。業者の対応は可能と考えております。

以上です。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それではお答えしたいと思います。

まず、この給付金関係の国からの通知がいつ来たのかということでございますが、低所得の子育て世帯に対する世帯、ひとり親世帯以外の低所得の子供世帯の支給については、令和3年5月28日付で通知が来ております。

あと、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給については、令和

3年6月11日に来ているところでございます。

それと、生活困窮者の貸付についてですが、何名あったかと。現在、最大限度額まで借りた世帯、先ほど言いました200万円、多くて200万円という世帯でございますが、単身世帯で1、4人世帯が1という世帯でございます。

あと、8月に最終借入月が到来する可能性のある世帯でございますが、単身世帯が4、2人世帯が3、3人以上の世帯が1ということになっているところでございます。なぜ、申請期限が8月31日までになっているかと。これにつきましては、国のほうがこの貸付制度、特例の今回貸付を昨年度から行っているわけなんです、この期限が8月末ということで、期限が来るということでそれに合わせて申請期限が8月31日というふうになっているということでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

まず、災害関係ですね。今のところそう工事遅れということはないというふうに答弁をお聞きいたしましたけど、建設課長に代表して質問いたしますが、先日の本会議でも提案がされましたけども、前年度の建設課だけじゃないんですが、繰越明許費が大変大きいですよ。それに一定の業者は今一生懸命だと思うんです。災害なければいいんですが、これから台風等の時期に入ります。その点も私は含めての質問なんですけども、一応曾於市の業者の今の施工能力というか、点から見て対応できるというふうに、再度確認をさせていただきます。もう耕地課長よろしいです。

それから、福祉事務所の課長に確認方々の質問でございます。ただいま詳しく説明がありましたけど、もう1回単純化して質問いたします。

前年度どれだけ実績があったのかについて、細かい質問で申し訳ないんですが、例えばこの7世帯、単身世帯の場合が1世帯、そして2人世帯の場合が同じく1世帯、それから3人以上の世帯が、これは答弁がなかったですね。今後いろいろあったとしても、一方で僅かこの7、8月の2か月間で、審査期間が、それとの関連も含めて予算措置という、結果としてかなりこの予算が使われないという心配、おそれがあるんじゃないかという単純な質問なんです。これ結果見ないと分かんませんが、そう心配は必要ない、杞憂でというふうに受け止めていいのでしょうか。その単純な質問です。

あわせて、国から7、8月、2か月間あったから、それで受け止めてやっていくというのは行政の仕事でありますけども、市民の立場から見て、こういった申請が僅か2か月というのは今までほとんど聞いたことがないですよ。言わば申請主義であるでしょう、これは。ほかのコロナ関係は、基本的には今回提案されたのを含めて申請主義じゃありません。しかしこれは申請主義ですよ。僅か2か月間という

ことで、恐らく短いんじゃないかという点で受け止めていたら、特に副市長がキャップでありますので、やはり県や国にその点も申入れを含めて予算を消化すると提案されて、この世帯が可能な限り全部対応できるようにという、そういった立場からのやはり国との関連でも意見を言う曾於市というか、そうした立場が大事じゃないかと思うんですけども、議論がされていたらお聞かせください。受け身主義であってはいけないということです。

○建設課長（園田浩美）

工事施工能力についての質問だと思います。

それにつきましては、工事につきましては令和元年、それから2年度と大きな災害が2年間続きました。3年度におきましては繰越工事を今やっている最中でございます。その繰越しにつきましても、大体6月から7月にほとんどの工事が終わるという形で今進めていっておりますので、工事的な施工能力的には業者、大丈夫だと一応思っているところでございます。

以上でございます。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

お答えしたいと思います。

今回の国が言ってきていますこの生活困窮者の自立支援の給付でございますが、先般の全協の中でも御説明を申し上げましたが、あくまでも社協から今貸付けをやっておりますが、緊急小口資金をまず借りないといけないと。その後に、総合支援資金というのがございますが、これが3か月ずつあるわけなんです、これが初回、延長、再貸付けということで最大で9か月間の貸付けを借りた方々に対して、まだ生活が、生計が維持できないということで、できない方については今回のこの給付金のほうを単身世帯6万円、2人世帯8万円、3人以上世帯10万円という限られた世帯だけに限定というような形で支給する事業でございます。申請につきましては、この最大限まで借りた方々または再貸付けができなかった方ということで、限られた方々ということで申請の開始が先ほどありましたように7月1日から8月31日までと期間が短くなっているということでございます。あくまでもこの貸付けを借りた方々が対象ということでございますので、期間等が短くなっているということでございます。

予算につきましては、今最大限に借りている方々とあと8月までに貸付けが到来するのを見込みまして、今予算をお願いしているところでございますが、あくまでも申請主義ということでございますので、この方々が申請されるかというところではまだ不確定なところでございます。

（「2か月で大丈夫ですか」と言う者あり）

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

はい。一応2か月で……

（「2か月で大丈夫ですか。また2か月だあつと来ますよ」と言う者あり）

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

はい。大丈夫です。

（何ごとか言う者あり）

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第55号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よつて、議案第55号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第55号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よつて、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第20 同意案第1号 教育委員会教育長の任命について

○議長（土屋健一）

次に、日程第20、同意案第1号、教育委員会教育長の任命についてを議題といた

します。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第20、同意案第1号、教育委員会教育長の任命について説明をいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、曾於市教育委員会教育長に中村涼一氏を任命するため提案するものです。

同氏は、鹿屋市教育委員会学校教育課指導主事、南種子島町立西野小学校校長などを歴任され、本年3月に霧島市立天降川小学校校長を最後に定年退職されております。

また、平成26年4月から、4年間曾於市教育委員会学校教育課長として勤務しておりました。

これまでの職歴から判断し、曾於市教育行政の牽引者として適任であると考えるところであります。

なお、同法第5条第1項の規定により、同氏の任期は3年となります。

よろしく御審議くださるようお願いをいたします。

○議長（土屋健一）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○19番（徳峰一成議員）

1点だけ確認させてください。

提案された中村先生は、今市長報告にありましたように4年間曾於市の学校教育課長ということで、教育委員会の教育課長ということで、個人的にも文厚委員会としてお付き合いをさせていただいて、大変立派な方ですけれども、提案された経緯についてちょっと説明をしてください。経緯が全然報告にありませんでしたので。

○市長（五位塚剛）

今回、瀬下教育長の任期が切れるわけではありますが、私達も引き続きお願いをしようというふうに考えておりました。そういう中で私達の曾於市で4年間活躍をしていただいた中村氏が3月いっぱい校長先生を退任されまして、親の介護を見るということでお聞きしておりました。そういう中で親の介護については施設に預けることができましたということをお聞きいたしまして、今後若い方に学校行政を含めて、教育長として曾於市で働いていただければありがたいなと思って、私がお願いをしたところでございます。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、同意案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより同意案第1号を採決いたします。この採決は無記名投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

（議場を閉める）

○議長（土屋健一）

ただいまの出席議員数は18人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に岩水豊議員及び澗合昌昭議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○議長（土屋健一）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（土屋健一）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により反対とみなします。

ただいまから投票を行います。事務局長が出席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（持留光一）

それでは、議席順に申し上げます。

1番、2番、3番、4番、5番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番、15番、16番、17番、18番、19番。

（投票）

○議長（土屋健一）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。岩永議員及び淵合議員の立会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（土屋健一）

投票の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、賛成17票、反対1票。

以上のとおり、賛成が多数であります。よって、同意案第1号は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場を開く）

日程第21 閉会中の継続審査申出について

○議長（土屋健一）

次に、日程第21、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

総務常任委員長から目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とするこ

とに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査をすることに決しました。

日程第22 閉会中の継続調査申出について

○議長（土屋健一）

次に、日程第22、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長、高校跡地利活用調査特別委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

ここで、追加日程配付のため、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 零時07分

再開 午後 零時08分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま、会議規則第14条第1項の規定により、発議1件が別紙のとおり提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、発議1件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1 発議第5号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係

る意見書案

○議長（土屋健一）

追加日程第1、発議第5号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の拡充に係る意見書案を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○2番（松ノ下いずみ議員）

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案。

上記の議案を、別紙のとおり曾於市議会会議規則（平成17年曾於市議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和3年6月24日、曾於市議会議長、土屋健一殿。

提出者、曾於市議会議員、松ノ下いずみ。

賛成者、湊合昌昭、原田賢一郎、大川内富男、徳峰一成。

提案理由、将来を担う子供たちの豊かな学びを実現するための条件整備は不可欠であり、子供たちが全国どこに住んでいても教育の機会均等が担保され、一定水準の教育を受けられるよう施策を講じる必要があることから、関係機関に意見書を提出するものであります。

意見書につきましては、別紙のとおりとなっておりますのでお目通しください。

以上、御採択くださりますようお願いいたします。

○議長（土屋健一）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第5号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、発議第5号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより発議第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案が議決されましたが、その提出手続及び字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、その提出手続及び字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上で、今期定例会に付議された事件は、閉会中の継続審査として議決されたものを除いて全て議了いたしました。

ここで市長より発言が求められておりますので、これを許可いたします。

○市長（五位塚剛）

今回、6月議会に提案をいたしました予算、議案を含めて全て承認をいただきまして深く感謝申し上げます。また、人事案件についても、ただいま承認をいただきました。

今、私たちの曾於市もコロナで感染者が少しずつですが増えております。引き続き、市民の皆さん達がコロナの感染防止に努めていただき、またワクチン接種を1日も早く打っていただきますように御協力をお願いしたいと思います。

今回の議会をもって、瀬下教育長が退任することになりました。平成30年6月から3年間、私たちの教育分野、特に学力向上、学校の建設、空調工事、こういったいろんな分野で活躍をしていただき、曾於市の教育分野について大きな力を発揮していただきました。今回退任をされますけど、引き続き曾於市への御支援、御協力をお願いし、今後体を大事にさせていただいて活躍されることを御期待申し上げます。感謝の意を込めまして挨拶に代えさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（土屋健一）

次に、6月26日付をもちまして退任されます瀬下浩教育長より発言を求められて

おりますので、これを許可いたします。

○教育長（瀬下 浩）

今、市長からありましたように、このたび任期満了ということで退任することとなりました。40年以上にも及ぶ公務員生活だったんですけども、これで一応のピリオドを打つことになりまして、時間から制約されるような生活から解放されるのかなというふうに思っているところでございます。

これまでの職業生活では、帰りはいつも8時、9時というようなことで、土日も学校にいるときには部活動、役所にいるときには土曜クラブ、日曜クラブとありまして、ほとんど役所に出ておりました。それでも、口では忙しい忙しいと言いながら、内心ではやっぱり仕事への充実感というのを抱いていたわけでございます。

これで、私14か所任地がありました。いろんなところに行ってきたんですけども、教員だったら大体6年か7年で一周するわけですけども、私の場合には大体平均すると3年、1年とか2年とかいうのもありました。そういう形で動いてきたわけですけども、基本的に一貫して私考えていたのが、子供たちへの教育という一つの大きな大義があるわけです。そん中で教育の正義というのを求めようということで、それを理念とか信条とかしてきました。教育の正義を求めるということは、それに反するものに対して変えていくということです。改善するということです。そういうつもりで今までやってきました。時には、大変いじめ、自殺、子供が、生徒がいじめに遭って自殺するというようなこと。そして、その後も次々と殴る蹴る、失神というような暴行事件が、集団による暴行事件が次々と起きる学校がありました。裁判をやったり、もうマスコミからいろいろ取り出され、そういう学校に私、新任教頭として配置されたということもございました。あるいは、研究校に勤めたときには、すばらしい授業づくりをいろんな研究校されているんですけども、一つ疑問を持ちまして、すばらしい授業なんだけども学力が伴っていないということで、こういうのやめたほうがいいんじゃないかと言って、それこそ直談判してそれをやめさせたということもございました。

このようにして、とにかくいろんな課題のある学校だとか、新しいことなんか始めようとするような学校、そういった学校にもうほとんど回ってきたような気がいたします。そういうときには、期間短くても目標は決まっているわけです。こういうことを変えなきゃいけないという目標は決まっているわけですので、それに向かって突き進むというか、そうした場合1年でも2年でも3年でも充実感というのが、終わったときにはあったわけでございます。

本市の場合、曾於市の場合ですけども、3年間でしたけれども、いまいち充実感というのはちょっと得られなかったのかなという思いもあります。それが本音で

す。といいますのも、大きな課題が本市はございません、私から見て。最初来たとき、幾らの議員さんたちから学力向上言われたんですね。うちは一番課題は学力向上だと言われたんです。学力向上もよくよく見ると、全ての学校がちょっと悪いわけではなくて、特定の学校が極端に悪いというような状況が見えてきました。実はそれにつきまして、私、十数年前この曾於の事務所におったときも、その頃からそういう傾向が見えておりました。ですので、ここは何とかしなきゃいけないなというところで取り組んできたわけですけども、我々いろんな施策を出すわけですよ。こうしたらいい、ああしたらいい、こうすると必ずよくなるはずなんですよ。ところが、ならない。なぜか。してくれないから。先生たちの中には、こういう施策をやりましょうと言ってもなかなかそれに取り組んでくれない、後ろ向き、全国学テって、いや、それはと言って否定的、あるいは自分がいろんな授業を変えていくことに対して消極的、そういう方々がいるとなかなかうまくいかない。そういったことで、職員体制づくりにまず取り組んできました。やっと今職員体制がほとんどの学校で整ってきたと思います。ですので、負の遺産というのをやっぱり引きずっておりますので、すぐすぐに学力が上がるということはないのかもしれないですけども、1年後、2年後、3年後には必ず上がってくるんじゃないかなというふうに期待をしているところでございます。

そのほか、いろいろ取組をしてきました。皆さんから評価されるものもあれば、ええというのもあったらと思います。私は私なりに、やっぱり教育的正義というのを考えながらやってきたつもりでございます。まだまだ頭ん中であつたんですけど、手をつけられなかったものもあります。しかしながら、これから教育委員会のほう、いろんな専門的な立場の人あるいは仕事に精通した職員がたくさんおりますので、そういったものについてもきっとやってくれるだろうというふうに思っております。恐らく、曾於の教育は間違いなく明るいほうに向かっていることは間違いのないと思います。私ももう離れますけれども、ぜひ期待をしていきたいなというふうに思っているところでございます。

皆さんには本当は一人一人訪問して御挨拶をしなければいけないんですけども、時間的にそういうあれがございましたので、この場を借りまして御礼を述べさせていただきたいなというふうに思っております。大変、3年間でしたけどもお世話になりました。ありがとうございました。皆さんの活躍を御祈念しております。

終わります。（拍手）

○議長（土屋健一）

以上をもちまして、令和3年第2回曾於市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 零時 21分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

曾於市議会議長

曾於市議會議員

曾於市議會議員

別紙

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

総務常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 3 9 号	曾於市個人情報保護条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 4 0 号	曾於市税条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 4 1 号	曾於市国民健康保険税条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 4 2 号	曾於市手数料条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 4 8 号	令和 3 年度曾於市一般会計補正予算（第 3 号）につ いて（所管分）	全会一致 原案可決

文教厚生常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 4 3 号	曾於市敬老祝金等支給条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 4 4 号	曾於市介護保険条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 4 5 号	曾於市小学校及び中学校の設置及び管理に関する条 例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 4 6 号	曾於市立学校給食センターの設置及び管理に関する 条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 4 7 号	曾於市教職員住宅条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 4 8 号	令和 3 年度曾於市一般会計補正予算（第 3 号）につ いて（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 5 1 号	令和 3 年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について	全会一致 原案可決

建設経済常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 4 8 号	令和 3 年度曾於市一般会計補正予算（第 3 号）につ いて（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 5 3 号	令和 3 年度曾於市水道事業会計補正予算（第 1 号） について	全会一致 原案可決
議 案 第 5 4 号	令和 3 年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）について	全会一致 原案可決

別紙

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

文教厚生常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
陳 情 第 2 号	義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について	全会一致 採 択
陳 情 第 3 号	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について	全会一致 採 択

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案

上記の議案を、別紙のとおり曾於市議会会議規則（平成17年曾於市議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和3年6月24日

曾於市議会議長 土屋 健一 殿

提出者	曾於市議会議員	松ノ下	いずみ
賛成者	同 上	澁 合	昌 昭
賛成者	同 上	原 田	賢一郎
賛成者	同 上	大川内	富 男
賛成者	同 上	徳 峰	一 成

（提案理由）

将来を担う子どもたちのゆたかな学びを実現するための条件整備は不可欠であり、子どもたちが全国どこに住んでいても教育の機会均等が担保され、一定水準の教育を受けられるよう施策を講じる必要があることから、関係機関に意見書を提出するものであります。

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

新型コロナウイルス感染症対策として昨年3月には全国で一斉臨時休業が行われました。また、4月以降も再開する学校、休業が延長された学校、再休業に入る学校などがあり、学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策など教職員が不断の努力を続けています。

学校現場では、新学習指導要領への対応だけでなく、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配措置ではなく抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠です。

自治体によっては、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っているところもありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源を保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します

記

1. 計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和3年6月24日

鹿児島県曾於市議会

衆議院議長

大島 理森殿

参議院議長

山東 昭子殿

内閣総理大臣

菅 義偉殿

財務大臣

麻生 太郎殿

総務大臣

武田 良太殿

文部科学大臣

萩生田光一殿